

平 成 18 年

小樽市議会会議録(3)

第 3 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成 18 年
第 3 回定例会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 9月6日～9月25日(20日間)

月 日 (曜 日)	本 会 議	委 員 会
9月 6日 (水)	提案説明等	
7日 (木)	休 会	
8日 (金)	〃	
9日 (土)	〃	
10日 (日)	〃	
11日 (月)	会派代表質問	
12日 (火)	〃	
13日 (水)	一般質問	
14日 (木)	休 会	予算特別委員会(総括質疑)
15日 (金)	〃	〃 (総務・厚生所管)
16日 (土)	〃	
17日 (日)	〃	
18日 (月)	〃	
19日 (火)	〃	予算特別委員会(総括質疑)
20日 (水)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
21日 (木)	〃	市立病院調査特別委員会
22日 (金)	〃	
23日 (土)	〃	
24日 (日)	〃	
25日 (月)	討論・採決等	

平成18年
小樽市議会
第3回定例会会議録目次

○ 9月 6日（水曜日） 第1日目

1 出席議員.....	1
1 欠席議員.....	1
1 出席説明員.....	1
1 議事参与事務局職員.....	2
1 開 会.....	3
1 開 議.....	3
1 会議録署名議員の指名.....	3
1 日程第1 会期の決定.....	3
1 日程第2 議案第1号ないし第31号並びに報告第1号ないし第4号.....	3
○市長提案説明（議1～30、報1～4）.....	3
○提案説明（議31 古沢議員）.....	8
1 日程第3 陳情.....	9
1 日程第4 休会の決定.....	9
1 散 会.....	9

○ 9月11日（月曜日） 第2日目

1 出席議員.....	11
1 欠席議員.....	11
1 出席説明員.....	11
1 議事参与事務局職員.....	12
1 開 議.....	13
1 会議録署名議員の指名.....	13
1 日程第1 議案第1号ないし第31号並びに報告第1号ないし第4号.....	13
○会派代表質問 井川議員.....	13
○会派代表質問 新谷議員.....	27
1 散 会.....	51

○ 9月12日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	53
1	欠席議員	53
1	出席説明員	53
1	議事参与事務局職員	54
1	開 議	55
1	会議録署名議員の指名	55
1	日程第1 議案第1号ないし第31号並びに報告第1号ないし第4号	55
○	会派代表質問 斉藤（陽）議員	55
○	会派代表質問 上野議員	63
○	会派代表質問 山口議員	73
1	散 会	80

○ 9月13日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	81
1	欠席議員	81
1	出席説明員	81
1	議事参与事務局職員	82
1	開 議	83
1	会議録署名議員の指名	83
1	日程第1 議案第1号ないし第31号並びに報告第1号ないし第4号	83
○	一般質問 大畠議員	83
○	一般質問 古沢議員	93
○	一般質問 佐藤議員	107
○	一般質問 森井議員	114
○	一般質問 斎藤（博）議員	121
○	一般質問 山田議員	127
	予算特別委員会設置・付託	135
	決算特別委員会設置・付託	136
	常任委員会付託	136
1	日程第2 陳情	136
	市立病院調査特別委員会付託	136
	常任委員会付託	136
1	日程第3 休会の決定	136

1 散 会.....	136
○ 9月25日（月曜日） 第5日目	
1 出席議員.....	139
1 欠席議員.....	139
1 出席説明員.....	139
1 議事参与事務局職員.....	140
1 開 議.....	141
1 会議録署名議員の指名.....	141
1 日程第1 議案第1号ないし第31号並びに報告第1号ないし第4号並びに 請願、陳情及び調査.....	141
○議事進行について 古沢議員.....	141
予算特別委員長報告.....	143
○討 論 北野議員.....	147
採 決.....	149
決算特別委員長報告.....	149
採 決.....	150
総務常任委員長報告.....	150
○討 論 横田議員.....	152
○討 論 菊地議員.....	152
○討 論 秋山議員.....	153
○討 論 佐々木（勝）議員.....	153
○討 論 上野議員.....	154
採 決.....	154
経常任委員長報告.....	155
採 決.....	156
厚生常任委員長報告.....	157
○討 論 若見議員.....	158
採 決.....	159
建設常任委員長報告.....	159
○討 論 新谷議員.....	161
採 決.....	161
市立病院調査特別委員長報告.....	162
○討 論 小前議員.....	163
○討 論 古沢議員.....	164

○討 論	高橋議員	166
○討 論	斎藤（博）議員	167
採 決		168
1 日程第 2	議案第 3 2 号ないし第 3 4 号	168
○市長提案説明（議 3 2 ～ 3 4 ）		168
○討 論	菊地議員	169
採 決		169
1 日程第 3	意見書案第 1 号ないし第 6 号	169
○提案説明	（意 1 新谷議員）	170
○討 論	菊地議員	170
採 決		171
1 閉 会		171

議事事件一覧表

議案

議案	案	第 1 号	平成18年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第 2 号	平成18年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案	案	第 3 号	平成18年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	案	第 4 号	平成18年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	案	第 5 号	平成18年度小樽市下水道事業会計補正予算
議案	案	第 6 号	平成17年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 7 号	平成17年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 8 号	平成17年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 9 号	平成17年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第10 号	平成17年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第11 号	平成17年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第12 号	平成17年度小樽市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第13 号	平成17年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第14 号	平成17年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第15 号	平成17年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第16 号	平成17年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第17 号	平成17年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第18 号	平成17年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第19 号	平成17年度小樽市病院事業決算認定について
議案	案	第20 号	平成17年度小樽市水道事業決算認定について
議案	案	第21 号	平成17年度小樽市下水道事業決算認定について
議案	案	第22 号	平成17年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
議案	案	第23 号	小樽市の休日定める条例等の一部を改正する条例案
議案	案	第24 号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
議案	案	第25 号	小樽市知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例案
議案	案	第26 号	小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案
議案	案	第27 号	小樽市老人医療助成条例及び小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案
議案	案	第28 号	小樽市病院事業条例の一部を改正する条例案
議案	案	第29 号	小樽市消防本部及び消防署設置等条例等の一部を改正する条例案
議案	案	第30 号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案	案	第31 号	小樽市非核港湾条例案
議案	案	第32 号	小樽市教育委員会委員の任命について
議案	案	第33 号	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案	案	第34 号	人権擁護委員候補者の推薦について

報告

報告	報告	第 1 号	専決処分報告
報告	報告	第 2 号	専決処分報告
報告	報告	第 3 号	専決処分報告
報告	報告	第 4 号	専決処分報告

意見書案

意見書案	案	第 1 号	庶民大増税の凍結と見直しを求める意見書（案）
意見書案	案	第 2 号	療養病床の廃止・削減の再考を求める意見書（案）
意見書案	案	第 3 号	「新たな高校教育に関する指針」の撤回及び小中高30人以下学級実現など教育条件整備と既存高校の存続・維持発展を求める意見書（案）
意見書案	案	第 4 号	軽油高騰からバス・トラック運送業者の経営を守る要望意見書（案）
意見書案	案	第 5 号	燃油の高騰に伴う漁業経営安定対策の拡充を求める意見書（案）
意見書案	案	第 6 号	雇用保険の特例一時金の廃止等に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める意見書（案）

陳情

陳情	情	第373 号	中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査方について
陳情	情	第374 号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情	情	第375 号	最低保障年金制度の創設を求める意見書の提出方について
陳情	情	第376 号	市立小樽病院の統合新築の早期実現方について
陳情	情	第377 号	雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める意見書提出方について
陳情	情	第378 号	新市立小樽病院建設の早期着工方について

質 問 要 旨

○ 会派代表質問

井川議員（９月１１日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題
 - （１）夕張ショック
 - （２）ゼロ金利解除
- 2 少子化対策
 - （１）少子高齢化の現状
 - （２）家族の絆
 - （３）地域の絆
 - （４）少子化対策まとめ
- 3 経済対策
 - （１）観光について
 - （２）おもてなしの心と郷土愛
 - （３）シャッターの目立つ商店街
 - （４）企業誘致
- 4 まちづくりと旧手宮線
- 5 ごみ行政について
- 6 道立小児総合保健センター等について
- 7 その他

新谷議員（９月１１日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育委員長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題
- 2 旧手宮線跡地取得問題
- 3 新市立病院問題
- 4 小樽市室内水泳プール問題
- 5 障害者自立支援について
- 6 介護保険制度について
- 7 児童扶養手当返還問題
- 8 その他

齊藤(陽)議員(9月12日1番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 平成17年度決算と財政再建推進プラン実施計画との関係について
- 2 障害者自立支援法の10月全面実施にかかわって
- 3 文化芸術振興施策の充実について
- 4 平成18年度の除排雪対策について
- 5 家庭ごみの減量化・有料化の平成17年度収支について
- 6 その他

上野議員(9月12日2番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 ソウル江西区との友好交流について
- 2 市長の政治姿勢について
- 3 市立病院の統合新築について
- 4 新幹線誘致と新小樽駅について
- 5 地域包括支援センター設置について
- 6 児童扶養手当過払いについて
- 7 新博物館について
- 8 小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会について
- 9 あおばとプランについて
- 10 その他

山口議員(9月12日3番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 新総合計画策定について
- 2 産業振興施策のあり方について
- 3 観光の現状について
- 4 旧手宮線の再生利用と寄付条例について
- 5 新市立病院について
 - (1) 中心商店街の再生について
 - (2) 旧マイカルの抜本的整理について
- 6 高層マンションと地区計画について
- 7 新たな学校適正配置計画について
- 8 その他

○ 一般質問

大畠議員（９月１３日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- １ 小樽市地域防災計画について
- ２ 市長への手紙について
- ３ 国定公園内の落石について
- ４ 港湾施設の管理について
- ５ 新博物館について
- ６ 総合体育館の指定管理者について
- ７ その他

古沢議員（９月１３日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- １ 米空母キティホーク寄港と小樽港
 - （１）国際港湾施設と制限区域
 - （２）米空母キティホークの「一般公開」
 - （３）米軍艦船の超法規的措置
 - （４）電波障害について
 - （５）後継艦の原子力空母ジョージ・ワシントン
- ２ 小樽のまちづくりと都市計画
 - （１）「まちづくり三法」改正について
 - （２）北海道「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」
 - （３）新市立病院建設と小樽市室内水泳プールの廃止
 - （４）「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（道決定）と築港地区
 - （５）小樽港港湾計画と新市立病院建設
 - （６）都市計画審議会とは何か
 - （７）公平・中立性と都市計画決定手続き
 - （８）都市計画決定と議会の関係
 - （９）意見書は最重要の判断資料
 - （１０）正当性が問われる都市計画審議会（第１５９回～第１６１回）
- ３ その他

佐藤議員（９月１３日３番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- １ 行政問題について
- ２ 市立病院建設問題について
- ３ その他

森井議員（９月１３日４番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- １ 議員の「口利き」
- ２ こども発達支援センター
- ３ 障害者の交通権
- ４ 公道での軽車両に対して
- ５ 夕張市を見て
- ６ その他

斎藤(博)議員（９月１３日５番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- １ 新市立病院建設予定地について
- ２ 小樽市室内水泳プールについて
- ３ 小樽市地域防災計画について
- ４ 平和行政の市民参加について
- ５ その他

山田議員（ 9 月 1 3 日 6 番目 ）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政収入策
- 2 寄付金
- 3 水道機器
- 4 観光振興事業
- 5 国民保護法
- 6 防災
- 7 小樽市消防長期構想
- 8 教育
- 9 その他

平成18年
第3回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成18年9月6日

出席議員（31名）

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	7番	若見智代
8番	菊地葉子	9番	小林栄治
10番	大橋一弘	11番	大畠護
12番	前田清貴	13番	横田久俊
14番	成田晃司	15番	佐々木茂
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	大竹秀文
24番	松本光世	25番	見楚谷登志
26番	久末恵子	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
教育長	菊讓	水道局長	工藤利典
総務部長	山田厚	総務部参事	吉川勝久
財政部長	磯谷揚一	経済部長	安達栄次郎
市民部長	佃信雄	福祉部長	中町悌四郎
保健所長	外岡立人	環境部長	本間達郎
建設部長	嶋田和男	港湾部長	山崎範夫
小樽病院院長	小軽米文仁	消防長	仲谷正人
事務局		監査委員長	中塚茂
教育部長	山岸康治	事務局長	田中泰彦
収入役職務代理者 （会計室長）	宮腰裕二	総務部総務課長	
財政部財政課長	堀江雄二		

議事参与事務局職員

事務局 長	松川 明 充
庶務係 長	石崎 政 嗣
調査係 長	関 朋 至
書 記	北出 晃 也
書 記	島谷 和 大
書 記	村中 香 織

事務局 次長	三浦 波 人
議事係 長	佐藤 正 樹
書 記	渡辺 美 和
書 記	大崎 公 義
書 記	松原 美千子

開会 午後 1時00分

- 議長（中畑恒雄） これより、平成18年小樽市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、小前真智子議員、大畠護議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から9月25日までの20日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第31号並びに報告第1号ないし第4号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第30号並びに報告第1号ないし第4号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

- 市長（山田勝麿） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号から議案第5号までの平成18年度各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では障害者自立支援法が10月から本格的に施行されることに伴い、利用者の負担の軽減を図りながら所要の関係経費を計上いたしました。

また、後志管内における小児二次救急医療を確保する小児救急医療支援事業費やオタモイ海岸急傾斜地調査事業費、旧手宮線跡地土地鑑定評価経費、（仮称）新博物館整備事業費などを計上したほか、さきの平成18年第1回臨時会で議決をいただきました前年度繰上充用金を平成17年度の決算の確定に伴い、減額いたしました。

以上に対する財源といたしましては、それぞれ歳出に対応する使用料及び手数料、国庫支出金、道支出金、寄付金、基金繰入金、諸収入及び市債を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は3億900万3,000円の増となり、財政規模は632億9,382万1,000円となりました。

これにより、平成18年度予算において形式計上した諸収入の額は1億411万4,000円の増となり、15億8,767万5,000円となりました。

次に、特別会計では、港湾整備事業会計において、今年の大雪による第2号ふ頭上屋の屋根崩落事故に係る保管品損害補償金を計上し、国民健康保険事業及び介護保険事業においては、平成17年度決算剰余金に係る所要の補正などを計上いたしました。

企業会計では、下水道事業で企業債の充当率の変更に伴う所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第6号から議案第22号までの平成17年度各会計決算認定について説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額622億9,935万3,104円に対し、歳出総額は637億268万563円となり、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は14億871万3,419円の赤字となり、平成18年度の歳入を繰り上げて充用する緊急措置を講じて決算を了したところであります。

また、平成16年度の実質収支を考慮した単年度収支及び実質単年度収支は2億2,893万7,994円の赤字となりました。

平成17年度の決算の特徴を平成16年度と比較して説明いたしますと、歳入につきましては市税が0.7パーセントの増となりました。

主な内訳としましては、市民税が1.0パーセントの減となり、固定資産税が1.9パーセント、都市計画税が0.9パーセント、それぞれ増となりました。

地方交付税につきましては、普通交付税が0.1パーセント、特別交付税が5.7パーセント、それぞれ増となり、総額で0.6パーセントの増となりました。

その他、地方譲与税につきましては、国からの税源移譲により創設された所得譲与税の増などにより39.8パーセントの増、使用料及び手数料につきましては、ごみ処理手数料の増などにより22.0パーセントの増となったほか、財産収入につきましては、山林売却などにより63.3パーセントの増となりましたが、市債につきましては、減税補てん償借換償の皆減などにより56.6パーセントの減、繰入金につきましては、24.0パーセントの減となりました。

一方、歳出につきましては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、人件費が7.4パーセント、扶助費が0.9パーセント、公債費が25.3パーセント、それぞれ減少したため10.1パーセント減少し、歳出総額に占める義務的経費の割合は51.7パーセントで、前年度より2.2ポイント低くなりました。

そのほか、維持補修費は除雪費の増などにより、補助費等は北しりべし廃棄物処理広域連合負担金などの増などにより、それぞれ増となりました。

次に、主な財政指標につきましては、まず財政力指数は3か年平均で0.464となり、減税補てん償及び臨時財政対策債考慮後の経常収支比率につきましては、前年度と比較して3.3ポイント改善し、99.1パーセントとなりました。公債費比率につきましては、0.1ポイント増の20.9パーセントとなり、起債制限比率につきましては、0.8ポイント増の15.9パーセントとなりました。

また、今年度より地方債の発行が協議制度へ移行するのに伴い、新たに起債制限の指標となる実質公債費比率は3か年の平均で19.2パーセントとなりました。

また、特定目的基金などの基金残高は、約18億3,834万円、後年度負担となる市債残高は一般会計で約637億6,290万円となりました。このように平成17年度における本市の財政状況は、平成16年度の赤字額約11億8,000万円を引き継ぐ中、遊休等資産の売却や早急な対応を要したアスベスト対策については、積極的な起債の導入により歳入の確保を図るとともに、人件費の削減や事務事業の見直しによる歳出の抑制に努めましたが、市税や地方交付税の一般財源が当初の見積りを下回ったことや記録的な大雪など、予期せぬ財政需要が生じたことにより、今までにない大変厳しいものとなり、その結果、2年連続の赤字決算となりました。

今後の財政運営に当たっては、予算の執行で経費の節減に努めるとともに、「財政再建推進プラン実施計画」を着実に実施し、財政再建に強力に取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、平成17年度において実施した主な事業について、「21世紀プラン」における施策の大綱に沿って説明申し上げます。

まず、教育文化に係る「はぐくみ 文化・創造プラン」といたしましては、登下校時の安全を確保するため、防犯ブザーを購入し、市内小中学校の全児童・生徒に貸与したほか、放課後児童対策では、障害児の受入れや土曜、三期休業期における開設時間の延長などの拡充を図りました。

市民福祉に係る「ふれあい 福祉・安心プラン」といたしましては、福祉コミュニティ都市推進事業で、生きがいづくりや世代間交流などの交流連携事業を展開したほか、朝里幼稚園に「つどいの広場」を設置し、主に就学前の乳幼児を持つ親とその子供を対象に子育て支援の場を提供いたしました。

また、銭函保育所の増改築を行い、待機児童の解消を図りました。

生活環境に係る「うるおい 生活・快適プラン」といたしましては、家庭ごみ減量化の促進に伴う資源物分別収集事業の拡大など各種施策を進めてまいりました。

なお、家庭ごみの有料化に伴い、2歳未満の乳幼児がいる世帯などに対しては、指定ごみ袋を無料配布いたしました。

また、平成17年度は記録的な大雪に見舞われましたが、冬期間の安全かつ円滑な交通を確保するため、除雪を精力的に行ったほか、小中学校の校舎や社会体育施設などのアスベスト対策事業を実施いたしました。

産業振興に係る「ゆたかさ 産業・活力プラン」といたしましては、平成15年度から取り組んでまいりました観光基本計画を策定したほか、海外からの観光客の増加に伴い、市内の歴史的建造物及び特別景観形成地区の説明板を、3か国語のほか中国語、韓国語を加え、5か国語に書換えを行いました。

都市基盤に係る「にぎわい 都市・形成プラン」といたしましては、昨年度に引き続き港湾整備で北防波堤の改良工事を実施いたしました。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

歳入につきましては、地方交付税が約1億728万円の増収となりましたが、市税で約4億1,361万円、道支出金で約1億8,652万円、諸収入で約21億5,656万円、市債で約2億6,249万円、それぞれ減収となり、歳入総額では約28億5,427万円の減収となりました。

歳出につきましては約14億4,196万円の不用額を生じましたが、この主なものといたしましては、民生費が重度心身障害者医療助成費の減などにより約6億4,048万円、商工費が中小企業等への貸付金の減などにより約1億9,710万円、土木費が道路新設改良費の減などにより約2億8,393万円の減となりました。

次に、特別会計について説明申し上げます。

まず、港湾整備事業につきましては、歳入歳出総額ともに7億2,613万2,735円となりました。平成17年度は、第2号・第3号ふ頭の給水施設整備に着手しました。

青果物卸売市場事業につきましては、歳入歳出総額ともに5,038万6,968円となりました。なお、平成16年度に比較して取扱量は8.7パーセント減の1万7,051トン、取扱額は12.2パーセント減の約33億8,802万円となりました。

水産物卸売市場事業につきましては、歳入歳出総額ともに3,985万97円となりました。なお、平成16年度に比較して取扱量は15.1パーセント減の5万2,058トン、取扱額は4.1パーセント増の約39億3,253万円となりました。

国民健康保険事業につきましては、平成16年度末における実質累積収支不足額約31億9,423万円を抱える大変厳しい財政状況の下、保険料収納率向上対策や医療費適正化対策、各種保健事業の推進に努めたところです。収支の状況は、歳入で特別調整交付金2億7,600万円の交付があり、歳出では療養給付費が減少したことなどにより収支の改善が図られ、決算規模は歳入総額195億189万8,689円、歳出総額186億3,314万1,791円となり、差引き8億6,875万6,898円の黒字を翌年度へ繰り越すこととして決算を了したものであります。なお、平成17年度末の実質累積収支不足額は、一般会計借入金の繰上償還により28億386万2,233円となりました。

土地取得事業につきましては、歳入歳出総額ともに20万9,445円となりました。

駐車場事業につきましては、歳入歳出総額ともに8,038万8,449円となりました。なお、本事業は、平成18年度から管理・運営を指定管理者に移行し、駐車場使用料も管理者の収入となるため、平成17年度をもって本特別会計を廃止いたしました。

老人保健事業につきましては、歳入総額215億9,845万3,187円に対し、歳出総額219億1,604万9,674円

となり、差引き3億1,759万6,487円の歳入不足となりましたが、これは概算交付制度の中で支払基金交付金は超過交付されたものの、国庫支出金及び道支出金で不足を生じたためであり、平成18年度の精算見込額を財源として繰上充用により決算を了しました。なお、医療給付費は、平成16年度に比較して0.9パーセント増の215億2,718万4,797円となりました。

住宅事業につきましては、歳入歳出総額ともに16億6,529万117円となりました。平成17年度にはオタモイ住宅1号棟の建替工事が完了したほか、公共賃貸住宅ストック総合活用計画を策定いたしました。

簡易水道事業につきましては、歳入歳出総額ともに1億7,996万6,539円となりました。

介護保険事業につきましては、歳入総額113億5,293万1,323円に対し、歳出総額110億9,372万4,529円となり、差引き2億5,920万6,794円の剰余金を生じました。この剰余金のうち1億8,731万5,080円は、国・道支出金及び支払基金交付金の超過交付によるものなどで、平成18年度に精算し、残る7,189万1,714円は介護給付費準備基金へ積み立てる予定です。

融雪施設設置資金貸付事業につきましては、歳入歳出総額ともに2億5,518万6,565円で、新たに107件の貸付けを行いました。

物品調達事業につきましては、歳入歳出総額ともに737万6,562円となり、事務用品の効率的な調達に努めたところであります。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、患者数の減に伴い入院収益、外来収益とも減少したことにより純損失を生じ、依然として厳しい経営環境にあります。経営の健全化を図るため、より一層の努力をしてまいりたいと考えております。

以下、内容について説明いたしますと、収益的収支におきましては、予算額に対し収入は入院及び外来収益の減などにより1億4,577万8,746円の減収となり、支出では給与費、材料費などの減により4億3,331万3,314円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、予算額に対し収入は企業債の減などにより3,681万6,222円の減収となり、支出では退職給与金などで1,621万7,228円の不用額を生じました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額106億2,854万9,964円に対し、費用総額107億6,464万4,848円となり、差引き1億3,609万4,884円の当年度純損失を生じました。

また、当年度未処理欠損金は66億9,233万6,348円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定です。

水道事業につきましては、維持管理費などの経費節減に努めた結果、平成17年度においても単年度で純利益を計上することができました。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し収益的収支におきましては、収入は水道料金の減により82万5,972円の減収となり、支出では維持管理費などで3,978万1,720円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などから2,300万82円の減収となり、支出では建設改良費などで1,731万8,412円の不用額を生じました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額32億946万8,127円に対し、費用総額は31億6,380万9,978円となり、差引き4,565万8,149円の当年度純利益を生じました。

また、当年度未処理欠損金は14億3,146万7,187円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定です。

下水道事業につきましては、公衆衛生の向上と生活環境の整備を図るため事業の推進に努めている中、昨年度に引き続き年度末資金不足額2億6,143万2,443円を生じ、厳しい経営状況となっておりますので、

効率的な事業の執行及び維持管理費の節減のほか、低金利の企業債への借換えなど、収支改善に向け、より一層努力してまいりたいと考えております。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し収益的収支におきましては、収入は下水道使用料などの減により513万6,578円の減となり、支出では維持管理費、支払利息などで1億93万3,481円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債の借入れの減などから1億595万3,108円の減収となり、支出では建設改良費、貸付金などの減により1億3,586万8,026円の不用額を生じました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額42億212万7,156円に対し費用総額は40億4,444万2,387円となり、差引き1億5,768万4,769円の当年度純利益を生じました。

また、当年度末処理欠損金は108億7,243万2,527円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、公共工事に伴う土砂の搬入量の減少により、営業収益が前年度に比較して減少しましたが、引き続き単年度純利益を計上することができました。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し収益的収支におきましては、収入は1,663万6,879円の増収となり、支出では304万7,973円の不用額が生じました。

資本的収支におきましては、建設改良費で37万1,250円が不用額となりました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額1億4,386万5,198円に対し費用総額1億2,070万6,762円となり、差引き2,315万8,436円の当年度純利益を生じました。

また、当年度末処分利益剰余金2億2,460万4,534円のうち、200万円を利益積立金として、7,649万4,922円を一般会計貸付金として、残額を翌年度繰越利益剰余金として、それぞれ処分する予定であります。

次に、議案第23号から議案第30号までについて説明申し上げます。

議案第23号休日等を定める条例等の一部を改正する条例案につきましては、市の年末年始の休日を変更するとともに、各施設の年末年始の休館日及び固定資産税等の12月期の納期限を変更するものであります。

議案第24号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、宅地造成等規制法の一部改正に伴い、宅地造成工事変更許可申請手数料を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第25号知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、食事の提供に要する費用を通園料に位置づけるとともに、通園料の減額規定を設けるものであります。

議案第26号こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第27号老人医療助成条例及び福祉医療助成条例の一部を改正する条例案につきましては、健康保険法等の一部改正に伴い、一部負担金相当額及び基本利用料の算定に係る割合を改定するとともに、標準負担額についての規定を改正するものであります。

議案第28号病院事業条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽病院の診療科目として内科から分離し、新たに呼吸器科及び消化器科を設けるものであります。

議案第29号消防本部及び消防署設置等条例等の一部を改正する条例案につきましては、消防組織法の一部改正に伴う所要の改正等を行うものであります。

議案第30号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法等の一部改正に伴い、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る基礎賦課総額の特例措置を設け、及び

出産育児一時金の支給額を改定するとともに、条約適用利子に係る保険料の算定等の特例措置を設けるほか、年末年始の休日の変更に伴う納期限の変更など、所要の改正を行うものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号及び報告第2号につきましては、水道・下水道両事業会計における公営企業債の借換えに伴う補正について平成18年7月21日に、報告第3号につきましては、税等過誤納金還付金の補正について平成18年7月26日に、報告第4号につきましては、経営支援特別資金損失補償費の補正所要額について平成18年8月9日に、それぞれ専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ議案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中畑恒雄） 次に、議案第31号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、議案第31号小樽市非核港湾条例案の提案説明を簡潔に行います。

世界には、今なお2万7,000発もの核兵器が蓄積、配備されています。核兵器は、どの国が保有するものであれ、人類の生存を脅かし、その廃絶は依然として緊急の課題であります。そしてそれは、次の世代に安全で平和な世界を受け渡すための義務であり、前提であります。

世界の軍事費の半分近くを占め、世界じゅうに軍事基地を置き、そしてイラク戦争で先制攻撃政策を実行したアメリカは、今またテロや核拡散の阻止を口実に長期の戦争を行うことを打ち出しています。その重要な柱として、核兵器の使用を公式の方針にするとともに、新たな核兵器の開発やミサイル防衛計画を推進しています。

日本時間8月31日午前3時、世界じゅうからの中止を求める声を無視するように、アメリカはネバダ実験場で未臨界核実験「ユニコーン」を実施しました。「被爆者をはじめ核兵器廃絶を求める世界の人々の願いを踏みにじるもので、激しい憤りを覚える」これは広島市長の抗議声明であります。こうした広島市長をはじめ、長崎市長や被爆者団体、全国の自治体などから抗議が相次いだことは言うまでもありません。

一方、アメリカ国内では、イラク戦争への批判の高まり、世界世論からの孤立が深まる中、ブッシュ大統領への国民支持率にも大きな影が今落ちています。

唯一日本だけであります。昨年10月の日米安全保障協議委員会では、横須賀港への原子力空母配備のその構想を含む新たな米軍再編、基地強化の内容に合意がされています。しかし、関係自治体や住民の反発、国じゅうの反対運動に直面していることは御承知のとおりであります。

こうした中、7月1日から5日にかけて、米空母キティホークとミサイル巡洋艦カウペンスが小樽港に寄港しました。民間港への空母入港としては異例の3度目であります。安全な日常を願う市民にとっては、大変大きな不安を与えました。

米軍再編強化、基地機能の分散化、相次ぐ米空母の寄港は、例えば米海軍太平洋艦隊ゲラー・ラフェッド司令官の「小樽港以外に空母を入れる計画はない」という発言、つまり、これからも小樽港だけには空母は寄港させたいという発言を聞くまでもなく、小樽港の軍事利用の危険を一層高めるものであります。

小樽は、核兵器廃絶平和都市宣言のまちであります。この精神に立ち返り、速やかに本条例案が制定

されるように議員各位に呼びかけて、提案説明といたします。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 日程第3「陳情」を議題といたします。

まず、平成18年第2回定例会において、継続審査と決定しております陳情第224号及び第338号について、陳情者から取り下げたいとの申出がありました。

お諮りいたします。

陳情第224号及び第338号の取下げを許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、取下げを許可することに決しました。

次に、陳情第373号について、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（起立なし）

○議長（中畑恒雄） 起立がございませんので、不採択と決しました。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明9月7日から9月10日まで4日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時34分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 小 前 真 智 子

議 員 大 畠 護

平成18年
第3回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成18年9月11日

出席議員（31名）

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	7番	若見智代
8番	菊地葉子	9番	小林栄治
10番	大橋一弘	11番	大畠護
12番	前田清貴	13番	横田久俊
14番	成田晃司	15番	佐々木茂
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	大竹秀文
24番	松本光世	25番	見楚谷登志
26番	久末恵子	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
教育長	菊讓	水道局長	工藤利典
総務部長	山田厚	総務部参事	吉川勝久
財政部長	磯谷揚一	経済部長	安達栄次郎
市民部長	佃信雄	福祉部長	中町悌四郎
保健所長	外岡立人	環境部長	本間達郎
建設部長	嶋田和男	港湾部長	山崎範夫
小樽病院院長	小軽米文仁	消防長	仲谷正人
事務局		監査委員長	中塚茂
教育部長	山岸康治	事務局長	田中泰彦
収入役職務代理者 （会計室長）	宮腰裕二	総務部総務課長	
財政部財政課長	堀江雄二		

議事参与事務局職員

事務局 長	松川 明 充
庶務係 長	石崎 政 嗣
調査係 長	関 朋 至
書 記	北出 晃 也
書 記	島谷 和 大
書 記	村中 香 織

事務局 次長	三浦 波 人
議事係 長	佐藤 正 樹
書 記	渡辺 美 和
書 記	大崎 公 義
書 記	松原 美千子

開議 午後 1時00分

- 議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、斎藤博行議員、秋山京子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第31号並びに報告第1号ないし第4号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

- 議長（中畑恒雄） 5番、井川浩子議員。

（5番 井川浩子議員登壇）（拍手）

- 5番（井川浩子議員） 平成18年第3回定例会に当たり、自由民主党を代表して、市長、教育長、関係理事者にお尋ねいたします。

さきの第2回定例会のさなかの6月10日、「夕張市が財政再建団体申請へ」のニュースが全国に駆けめぐりました。後藤健二市長は10日後の6月20日に、夕張市議会で「夕張市の行政執行の責任者として、自治体存続並びに行政遂行の根幹にかかわる重い決断に至りました」と切り出し、「結論の先延ばしでより負担が増えることは確実で、資金繰りの安定には透明な計画が不可欠だ」と述べ、国に自治体としての倒産に当たる財政再建団体の指定を申請する考えを正式に表明いたしました。

「炭鉱から観光へ」を合い言葉に夕張国際映画祭の開催や石炭の歴史村をはじめとした積極的な政策を展開し、再建団体入り表明の1か月前の5月17日には、「夕張メロンの初競りが2個で80万円」との報道が話題を呼んだまちの突然の破たんは「夕張ショック」とも言われ、多くの自治体関係者に衝撃を与えました。その後も同市の会計処理方法ややみ起債の発覚など、連日のように報道されているところでございます。

財政再建団体申請に先立つ前倒しの再建策として、市長をはじめ、職員の大幅な給与カット、議員数の大幅削減、17年続いた国際映画祭の中止、平成18年度予定事業の中止、市立病院や第三セクターの存廃問題など、市民生活を直撃する厳しい対応が次々と打ち出され、財政再建団体への転落がいかに大変な事態なのかが現れてきており、市民の不安は尽きないと感じております。

また、皮肉なことに、これらの報道は多くの国民に、地方財政についての関心を引き起こすことにもなりました。私のところにも小樽の市民の方から、「黒字の夕張が再建団体になるのに、赤字の小樽は大丈夫なのか」、「夕張では議会のチェック機能が働かなかったとも言われているが、小樽市議会はしっかりやっているのか」という不安や懸念の声が寄せられております。

今定例会は平成17年度の決算を審議する、いわゆる決算議会です。本市の決算は平成16年度に続いて2年連続の赤字決算という大変厳しい状況に陥っておりますが、我々議員は足元を見据えた上で、夕張から何を学ぶかを考えなければなりません。小樽市政の自治を維持する上からも、同市の破たんを対岸の火事とすることなく、決算に表れる数字はもとより、各事業施策の内容や今後にもたらす影響など幅広く慎重審議をし、市民の負託にこたえ、議会としての役割を果たさなければならないと改めて感じ、質問に入ります。

初めに、財政問題について伺います。

先ほども触れましたが、市民の中にはこれまで黒字を保ってきた夕張市が破たんした。赤字決算を続けている小樽市は大丈夫なのかという素朴な不安が生じております。また、一連の報道を通じて数々の財政用語が頻繁に紙面上に現れ、本市の財政指標についても、他都市との比較で取り上げられることにより、市民から私たち議員の下にそれらについての質問が寄せられるようになり、この問題に対する市

民の関心の高さを実感しているところであります。

そこでまず、今回の夕張市の破たんについて、市長はどのような感想をお持ちなのか、率直なお気持ちを聞かせください。

次に、本市は財政再建団体に転落する懸念と財政非常事態宣言の両方を表明しており、厳しい財政状況を受けて当然のこととはいえ、自治体の長として苦しい選択であるとお察しいたします。2年連続の赤字となった平成17年度決算を受けて、この表明に対する市長のお気持ちを改めて確認させてください。

また、一連の報道では、経常収支比率、公債費負担比率、起債制限比率がいずれも危険水準にある自治体として本市も名を連ねております。これらの指標について本市はどのような状況にあり、今後その改善をどう図っていくのか、お考えをお示しください。

さらに、今年度は地方債の発行が許可制度から協議制度へ移行し、財政の健全度を示す実質公債費比率という新たな指標が用いられることとなり、それにより本市も地方債の発行は許可が必要な団体として報道されたところであります。この新たな指標である実質公債費負担比率についてわかりやすく説明してください。

また、今年度から協議制に移行したにもかかわらず、この比率によって本市はなぜ許可が必要な団体となっているのか、この点についてもあわせて説明してください。

財政問題の2点目は、ゼロ金利解除についてです。

日本銀行は7月14日金融政策決定会合でゼロ金利政策を解除し、市場の短期金利の誘導目標をゼロパーセントから0.25パーセントに引き上げました。5年以上にわたり預金に金利がつかない状況から、預金金利が100倍にも上がったと歓迎する高齢者の声も聞こえますが、一方で、住宅ローンや企業の運転資金の借入金利の上昇を危ぐする声も上がっております。本市も約1,300億円の市債を抱え、年度内の資金繰りのための一時借入金も100億円以上にも上ると聞いており、このゼロ金利解除の影響が心配されますが、御見解を伺います。

また、景気の回復が遅れている本市経済や市民生活への影響も心配されますが、この点についての御所見も聞かせください。

財政問題についてはまだまだ多くの論点がありますが、それらは委員会での論議に譲り、次の質問に移ります。

次は、少子化対策について伺います。

7月7日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」、いわゆる「骨太の方針2006」が示されました。骨太の方針イコール三位一体の改革と思われるほど、自治体関係者はこの方針に示される地方財政問題に注目してきましたが、私はこの骨太の方針の別の項目に目を向けたいと思います。

この方針の「第1、日本経済の現状と今後の課題」の章の中では、直面する国内の課題として、人口減少、少子高齢化を取り上げております。その一部を要約して引用しますと、一つ目に人口減少、少子高齢化の経済負担が本格化するまでに残された時間は10年程度であり、この期間中に人口減を克服する新たな成長モデルをつくり上げなければならない。二つ目に、バブル崩壊の衝撃を緩和するための対策は、巨額の借金を政府に残し、その返済を後世代に先送りする構造となっている。三つ目は、全力を挙げ少子化対策に取り組み、歯止めをかけなければならないとし、少子高齢化の進行する過程の下では、深刻な世代間の不公平を生じるので、その負担を声なき後世代へ先送りすることは許されないと結論づけております。

次に、少子高齢化の現状についてです。

少子化問題を議論する前に、現状を認識しておく必要があります。

まず初めに、本市の少子高齢化の直近の状況をお示ください。

一部報道では、平成18年になって全国的には出生数が若干増加しているとのことですが、本市の場合はどうなのかもあわせてお示ください。

骨太の方針の「第4、安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現」の章の中、総合的な少子化対策の推進の項では、子供、子育て応援プランの着実な推進に合わせ、妊娠、出産から、高校、大学生時代まで、子供の成長に応じた総合的な子育て支援策と働き方の改革を推進する。社会意識改革を進めるため、「家族・地域の絆」を再生する国民運動を展開するとしております。「家族と地域の絆」、これは大変意味深い言葉だと思います。

そこで、私はこの「絆（きずな）」をキーワードとして、本市の少子化対策について質問したいと思います。

今から40年前の昭和40年8月1日に制定された小樽市民憲章には、七つの目標が掲げられております。その中に「健康で働き、心ゆたかな楽しい家庭をつくりましょう。おたがいにまごころをつくし、あたたかい社会をつくりましょう。次代をになうこどもの未来に、ゆめと誇りをもたせましょう」と記されており、家庭、地域や社会、子供など、まさに市民憲章は「絆」で結ばれています。

そこで、私なりに「家族と地域の絆」とはどんなことを考えてみました。

まず、「家族の絆」です。

家族をつくる初めは夫婦であり、結婚する若い男女を取り巻く状況を考えておく必要があります。安倍晋三官房長官は、自書「美しい国へ」で近年ジェンダフリーの名の下に端午の節句やひな祭りで男らしさ、女らしさを押しつけると言って否定するような教育が行われていることを指摘し、行きすぎた男女平等に疑問を呈しています。少子化問題に先だって、男女共同参画の本当の意味は何か、女性の地位向上が着実に成果を上げている今、改めて考えることも必要ではないでしょうか。

そこで初めに、本市の男女共同参画の取組について伺います。

本市では、平成15年3月、小樽市男女平等参画基本計画を策定し、男女がともに作る豊かな社会を目指して、さまざまな取組がなされてきておりますが、この3年間の取組を市長はどのように感じておられるのか、また活動を振り返り、その成果はどうであったのか、お示ください。

また、安倍官房長官は同書の中で、家庭科の教科書が典型的な家族のモデルを示さず、家族には多様な形があっていいと説明しているという例を挙げた上で、子供たちにしっかりした家族のモデルを示すのは教育の使命ではないだろうかと述べております。

教育長に伺いますが、小樽の学校教育の現場では家族についてどのような指導がなされているのか、実態をお聞かせください。

さらに、安倍長官は若者のモラルの低下について学力の低下より心配だとし、若者が未来を信じなくなれば社会は活力を失い、秩序はみずから崩壊していく。モラルの回復には時間がかかる。ある世代に効果が現れたとしても、その世代が親になり、次の世代が育つところにならなければ、社会のモラルは回復したことにはならないからだと述べています。同書では、家庭や社会が担うモラル教育の重要性を説いておりますが、教育現場での取組も含めて、教育長の御所見を伺います。

次に、父親参観についてですが、子育てには父親が果たす役割も重要です。多くの父親は、仕事で平日の学校行事に参加できないのが実情と思われます。父親が子供の授業を見学し、教師と我が子はもちろん、教育論などについて意見交換することは大切なことだと思います。

そこで伺いますが、小樽の小学校の授業参観日の父親の出席状況、PTA活動での父親、母親の参加状況をお示ください。

あわせて、教育長は父親の学校へのかかわりについてどのようにお考えなのか、御所見を伺います。

「家族の絆」を強めるためには、親子や夫婦がともに過ごす時間が大切です。また、若者や子供たちのモラルについて地域や家族が責任を担い、ともに支える仕組みも必要です。男女共同参画の取組の成果もあって、女性の地位の向上が図られ、高学歴化も進んだ現在、夫婦2人で職につく場合も珍しくありません。このような家庭では、子育てに対して家庭と仕事の両立の困難さ、育児についての不安など、子供たちを生み育てることをためらわせる心理的な負担感が強いのではないのでしょうか。これらを解決する方策として、世代間交流ができ、祖父母と同居できる環境の整備は有効ではないのでしょうか。

そこで伺いますが、本市における3世代住宅の現状についてどのように認識されているのか。また、3世代住宅を奨励するという提言に対して、市長の御所見をお聞かせください。

次は、「地域の絆」です。

子育てを地域で支えるための基本計画があります。小樽市では、平成17年3月に小樽市次世代育成支援行動計画、いわゆるおたる子育てプランをまとめ、子育て支援施策の充実を目指しております。私も子育ての経験を持つ一人として、この子育てプランに寄せる期待は大変大きなものがあり、プランの着実な実施が地域特性となって子育て世代の市民の皆さんが小樽に住んでよかった、安心して子育てができる環境があると、このまちに愛着を持って生活してくれるものと確信しております。また、子育て環境の充実、市外からの移住にも結びつき、人口減少と少子高齢化に悩む本市にとりましても、好影響をもたらす政策となろうと思います。この子育てプランは、三つの基本理念、七つの基本方針、そして21の基本施策で構成されておりますが、中でも今回私が注目をしているのが、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、地域における子育て支援の推進と子供たちの安全の確保という三つの基本方針についてであります。

まず、教育環境の整備という点では、全国的に核家族化が進む中、子供を中心に親同士が交流を図るという、これまでのコミュニティが不足しているように思われます。子供が成長する上で大切なことは人と人との触合いであり、それらの機会を提供してくれる家族や地域の教育力ではないのでしょうか。こうした人と人との交流機会や地域や家庭の教育力の低下は、将来の小樽を担う子供たちの健全な成長を妨げているのではないかと懸念しております。教育長はこの子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備をどのように考え、どのような施策によって充実を図っていこうとしているのか、主な事業をお示しください。

また、地域の教育力という点では、学校を中心とした地域全体の果たす役割は大きいと感じております。例えば「学校と地域の絆」、「教師と児童・生徒との絆」、「地域と児童・生徒との絆」など結ばれる関係は幾つも考えられます。特に近年の著しい少子化に伴い、小中学校の規模・配置のあり方そのものも教育環境の充実に欠かすことのできないものと思います。

昨年、教育委員会は小学校の適正配置実施計画案の取下げを行いました。その際の教育委員会の説明では、計画案への地域理解の広がりが見られなかったこと、もう一つは社会情勢や教育を取り巻く環境が変化していることから、見直しの必要があるとのことでした。こうした理由から、一時は取り下げた小学校の適正配置実施計画案でしたが、今年度早々に、小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会を設置したことは、やはり教育環境の整備・充実が緊急課題であるとの判断だったと思っておりますが、教育長の御見解をお示しください。

また、今回の在り方検討委員会は、前回の反省から市民公募委員も入った中で議論が進められていると思います。この間の検討委員会の主な議論内容と今後のスケジュールについてお示しください。

次に、地域における子育て支援の推進についてです。

私は銭函に住んでおりますが、銭函市民センターで定期的開催されております地域子育て力強化事業は、地域の親御さんには大変好評です。地域の民生委員やボランティアの皆さんの熱意と市の保育士の連携で、中心市街地から遠いこの地区に住む若いお母さんたちに、子育ての安心を与える素晴らしい事業と感じております。そのほかにも「地域との絆」で考えると、「杜のつどい」が子育て支援事業として本年度「杜ひろランド」を開設し、大変好評であると聞いております。

そこで伺いますが、この「杜ひろランド」の開設経緯と現状をお聞かせください。

また、そのほかの具体的な施策があればお示しください。

市長は、この地域における子育て支援の推進を、どのように考えているのかの御所見もあわせて伺います。

次に、子供たちの安全確保についてです。

子供たちを取り巻く悲惨な事件や事故の報道が続いています。これらの事件・事故は親の心配、子供の不安を膨らませ、子供たちを外遊びから家の中へ閉じ込める原因にもなっているのではないのでしょうか。近所の公園や路地から子供たちの歓声が聞こえないのは、少子化で子供たちの数が少なくなったことばかりが原因ではありません。地域で子供が遊び、親やお年寄りがいろいろな地域のルール、社会の仕組みを教える、そんな循環が今失われているような気がします。近所で遊ばない子供たちは、大人になっても近所づきあいがうまくできなくなるというのは心配のしすぎでしょうか。

そこで伺いますが、市長は子供たちの安全確保をどのように考え、どのような施策によって充実しているのか、御所見をお聞かせください。

少子化対策の最後にお伺いしますが、この子育てプランの中で、平成17年度から平成21年度までの前期実施計画の中で、実施若しくは実現しようとしている具体的施策の中でも、市として緊急度が高いと思われるもの、市民要望が高いものはどのような施策で、どのような事業なのか、お示しください。

あわせて、市長の少子化対策に対する御所見を伺います。

次は、経済政策です。

20年間で2割という急激な人口減に追い打ちをかけるかのような財政難、さらには丸井今井小樽店の撤退に代表される中心市街地の衰退など、あまりよい話が聞こえてこない今日の小樽の現状があります。まちの活力を取り戻すには何よりも経済の活性化が重要と感じ、何点かお尋ねいたします。

初めに、小樽観光についてです。

運河、ガラス、すしの三点セットはもうマンネリ化しています。日帰りの通過型観光地から滞在型への変身を図るという方針は、もうずいぶん前から盛んに言われてきているところですが、その効果が上がってきているという感じがほとんどないのが実情ではないのでしょうか。外国人宿泊者数が順調に増加しているとはいっても、全体に占める割合は小さく、小樽の観光産業はまだまだ国内客の消費に依存している部分が強いと思います。団塊の世代の方々は定年を間近に控えており、比較的裕福で時間的なゆとりがある60歳代がここ数年で急激に増加することは明かです。「安らぎのまち小樽」が本市のキャッチフレーズでもありますので、やっと仕事から解放された中高年層にもっと来ていただき、人生の安らぎと潤いを、この地小樽と後志で満喫できるような広域連携的な観光メニューを開発、充実させるべきと考えますが、現在、近隣自治体などどのような取組がなされているのか、またなされる予定なのか、お聞かせください。

次に、小樽市民のおもてなしの心と郷土愛の育成についてお尋ねいたします。

先日、外国人観光客の方が地図を片手にまちなかで行きたい場所を探せずに困っている様子でした。ところが、近くにいるだれ一人として声をかけようとしません。私が思いきって日本語で、「何かお手

伝いしましょうか」と話しかけたところ、その方はとても安心した様子で、笑顔を見せてくださり、お互い身振り手振りに片言の英語での会話が始まりました。たとえ言葉が通じなくても、このような旅先での人と人との触合いこそが、この地での思い出をより美しいものに変え、声かけした側もされた側もお互いに優しい気持ちになれると思うのです。外国の方向けの標識やパンフレットを整備していくことももちろん大切なことです。しかし、一番大事なものは、真心を込めてお客様をお迎えするという市民のおもてなしの心ではないでしょうか。また、第2期山田市政のスローガンの一つに、「わが街小樽に愛着を持つ市民の『日本一の郷土愛』」を掲げておられますが、これからの観光、まちづくりを進めていく上で、このおもてなしの心と郷土愛の育成について、市としては現在どのような位置づけをされ、そして今後どのように取り組まれていくのか、お聞かせください。

3点目は、中心市街地のシャッターの目立つ商店街についてです。

午後7時以降はもちろん、昼間でさえシャッターをおろしたままの店舗が目立っています。入船から花園にかけての国道沿いなどは、薄汚れたシャッターの上に張られた「売り物件」、「貸し物件」という不動産業者の広告が目に残るのですが、バスの中から毎日その光景を見せられる学生たちは、一体どのような夢をこのまちに描いていけるのか、果たしてこの小樽に定着していただけるのか、それを見ると不安でなりません。原状復帰の費用をどこから持ってくるのかという問題があるかとは思いますが、空き店舗のシャッターを高校の美術部、美術系の大学や専門学校の学生たちのキャンパスとして提供し、街角美術館などと称して、せめて市街地や商店街の雰囲気だけでも明るくするというアイデアはいかがでしょう。

先日、道央のある温泉街で、そのような光景を見かけましたが、シャッターが多かったにもかかわらず、寂しい気持ちにならないでまち歩きを楽しむことができました。まちの明るいイメージづくりは旅行者のためばかりではなく、市民の皆さんのために必要なことです。空き店舗シャッター活用策についての御所見を伺います。

最後に、本市への企業誘致についてお尋ねいたします。

本州、特に首都圏や名古屋方面では、はっきりとした景気回復の兆しが見られると報道されてからずいぶんと時間がたっているように思われますが、北海道で生活している身としては、全く景気回復が感じられないばかりか、たまにタクシーに乗っても、運転手から景気のよい話を聞くことはありません。水産加工や食品関係やガラスなど、物づくりの関係で小樽の個性や特徴を生かすことのできる業種の集積を図ることは、物産と観光の振興に直接結びつく大切なことと考えられますが、ここはひとつ好景気と言われている自動車関連などの大きな企業に進出していただいて、景気回復の起爆剤としたいところです。いずれにしても、企業誘致はトップセールス能力に負うところが大きいと思います。苫小牧東部地域へのトヨタ関連会社アイシンの進出は、高橋北海道知事のトップセールスが功を奏したものと聞きしました。小樽市も道庁その他の機関と連携しながら、効果的な誘致活動を進めていくべきと考えますが、現状とこれからの企業誘致の展開についてお聞かせください。

財政問題、少子化対策、経済政策とお伺いいたしましたが、小樽市の課題はまだ山積しております。時間の関係でそのすべてをお尋ねすることはできません。それらについては委員会の議論に譲ることとして、残された時間の中で何点かお伺いいたします。

初めに、まちづくりと旧手宮線についてです。

今回の補正予算に旧手宮線の不動産鑑定に関する予算が計上されております。小樽のまちづくりの歴史を語るとき、欠かすことのできないものの一つとして、旧手宮線があります。我が国のエネルギー政策の担い手として、空知地方を中心に道内には良質の石炭が掘り出される炭鉱が次々と誕生しました。

この石炭を本州に輸出するため、積出し港である小樽に運ぶことを目的として、明治13年に手宮から札幌までの区間に幌内鉄道として、道内では初、日本では3番目となる鉄道が敷かれたことは、小樽のまちの発展はもとより、北海道の発展にもつながった歴史的な出来事であったと思います。そんな手宮線も国のエネルギー政策の転換や物流機能の変化などに押され、昭和60年には本来の使命を終えたとして営業を廃止したわけであります。その後、旧手宮線の活用については、多くの市民の皆さんから意見が出され、市として平成13年に駅前通りから寿司屋通りまでの区間を取得し、散策路として活用を図ることとし、今に至っております。このことは、小樽のまちづくりの特徴でもあります歴史的なまち並みへの配慮や景観行政の推進などに影響を与えており、観光のまち小樽に残された歴史遺産として、多くの観光客を魅了するとともに、市民の憩いの場としても利用されており、ますますこうした近代化遺産・産業遺産は観光都市として成長する小樽にとりましては、重要な要素であると考えます。

そこでお伺いしますが、今回上程されました不動産鑑定費用の対象区間は中央通から旧交通記念館までの区間と聞いておりますが、いつ取得を考えておりますか。また、取得後の整備については、従来から交通系、軌道系の議論があったように思いますが、今回取得する区間から考えると、軌道系については困難であると考えます。今後どのような整備をお考えでしょうか、市長の御見解をお示ください。

次に、ごみ行政についてです。

今議会には、北しりべし廃棄物処理広域連合へ職員を派遣することに伴うごみの収集運搬の委託拡大に係る予算が計上されております。

そこで、本市のごみ行政について何点かお尋ねいたします。

本市のごみ行政は、昨年4月に家庭ごみの減量化・有料化を実施し、大きな転換を遂げました。市民の中には、有料化の実施に当たって、ごみの出し方をめぐって地域に混乱が生じるのではないかと懸念する声も聞こえましたが、大きな混乱もなく、非常にスムーズになされたことに対し、関係者の努力を高く評価しております。有料化から1年以上が経過した今、有料化のごみ減量効果についてどう評価しているのか、また、成功の要因は何だったのか、御所見を伺います。

また、今回の補正でごみ収集運搬の委託化がどこまで進んだのか、これまでの推移も含めてお示ください。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合についてです。

北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却施設がこの秋から、またリサイクルプラザにおいても年明け早々からそれぞれ試運転を開始すると聞いておりますが、今後の試運転開始までの具体的なスケジュールと工事の進ちょく状況をお示ください。

また、来年の本格的供用開始後のそれぞれの施設のランニングコストはどのように見込まれているのか。そのうち小樽市の負担はどうなるのかの見込みについてもお示ください。

質問も最後になりますが、北海道立小児総合保健センター跡利用について何点かお尋ねいたします。

北海道は、平成10年に道立小児保健センター及び道立肢体不自由児総合療育センターの整備方針を策定し、両センターを医療と福祉が連携した総合的な治療・療育の提供施設として整備することにしました。平成14年2月には、道立小児総合保健センターを手稲区金山にある療育センター隣接地へ移転することを内容とする、北海道立小児総合医療・療育センター基本計画を策定し、この計画に沿って手稲区金山に（仮称）小児医療・療育センターが来年度に供用開始される予定となっており、これにより小児総合保健センターは、昭和52年の開設から30年をもって銭函から姿を消すことになっています。これまでの間、小児総合保健センターの移転については、北海道の施設とはいえ、市としてさまざまな取組がなされてきたところは承知しておりますが、銭函地区からの移転は地域のまちづくりに大きな影響を与

えるものです。

この観点からお伺いしますが、この跡利用についての市の取組についてお答えください。

また先般、併設する道立中央乳児院の社会福祉法人への移譲について報道がなされました。北海道では平成15年度から中央乳児院のあり方について検討を進めてまいりましたが、今般、道立中央乳児院の見直し方針案がまとまり、来年度から中央乳児院の運営を民間の社会福祉法人に移譲することにしたとのことであります。

そこで伺いますが、乳児院の民間移譲に当たり、これまでの経緯を説明してください。

あわせて、本市の入所児童もあり、入所児童の家庭にとっては入所場所も含めて、不安があるものと推察されますが、民間移譲に対する市の考え方についてお聞かせください。

以上、再質問はいたしませんので、明快な御答弁をお願いし、代表質問を終わらせていただきます。

(拍手)

○議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

○市長(山田勝麿) 井川議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点かお尋ねがありました。

まず、夕張市の財政破たんについてでありますけれども、私としても非常に衝撃的な出来事であり、重く受け止めております。夕張市に限らず、道内の各自治体は長引く景気の低迷による税収減や公債費の増などにより、厳しい財政運営を余儀なくされ、危機的な財政状況に置かれております。本市におきましても、平成16年度に引き続き2年連続の赤字決算となりましたが、財政状況は依然として厳しく、まさに非常事態であると言っても過言ではありません。私としてはこのたびの夕張問題を肝に銘じ、今後の財政運営に当たっていかなければならないものと、改めて決意をしたところであります。

次に、経常収支比率などの財政指標に関してでありますけれども、報道された財政指標はいずれも平成16年度の決算数値であり、経常収支比率は102.4パーセント、公債費負担比率は22.1パーセント、起債制限比率は15.1パーセントとなっております。今議会に平成17年度決算報告を提出させていただいておりますが、平成17年度決算数値では、経常収支比率は平成16年度と比較して3.3ポイント改善し99.1パーセントとなりました。公債費負担比率は0.1ポイント増加し22.2パーセント、起債制限比率は0.8ポイント増加して15.9パーセントとなりました。このように、平成17年度数値は経常収支比率が改善されましたが、公債費負担比率と起債制限比率が増加している状況にあります。

今後の改善についてでありますけれども、経常収支比率につきましては、退職者の不補充や給与の適正化などにより、義務的経費である人件費総額の抑制に努めるとともに、地方税などの一般財源の確保に努め、その改善を図ってまいりたいと考えております。

公債費負担比率と起債制限比率につきましては、事業の必要性や緊急性を十分に勘案し、将来の公債費負担を見据えながら、適正な市債導入を図っていくことが肝要であると考えております。

次に、実質公債費比率の問題でありますけれども、これまでの地方債の許可制度においては、起債制限比率を用い、この比率が20パーセント以上になりますと、原則として一般単独事業などに係る地方債の発行が制限されておりました。起債制限比率は、地方税や普通交付税などのように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費に充当された割合を示す指標であり、財政の健全性を表すものであります。あくまでも普通会計ベースであるため、市町村における公債費負担の全

体像がわかりにくい仕組みとなっておりました。このため、今年度から地方債の発行が協議制度に移行することに伴い、市場の信頼や公平性の確保、透明化などの観点から、これまでの起債制限比率の見直しが行われました。新たな要素として、水道事業や病院事業などの公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出し、一部事務組合や北しりべし廃棄物処理広域連合などの公債費への負担金なども指標の算定に加えられ、実質的な公債費に費やした一般財源の額が、標準財政規模に占める割合を示す実質公債費比率が新たに設けられたところであります。実質公債費比率は、3か年平均の数値を用いることとなっており、起債制限比率と同様に一定の比率、25パーセント以上の場合、一般単独事業などへの地方債の発行が制限され、18パーセント以上25パーセント未満の場合は、自主的に策定した公債費負担適正化計画の内容やその実施状況等を勘案して許可がなされ、また、18パーセント未満の場合は許可を得る必要がないとされています。本市においては、この実質公債費比率が19.2パーセントであるため、許可が必要な団体の区分となっており、必要となるところであります。

次に、ゼロ金利解除の市財政への影響でありますけれども、まず長期の借入れである市債に対する影響であります。既に借入れしている全会計の市債残高は、平成17年度末で約1,273億円で、ごく一部を除き固定金利で借入れを行っておりますので、金利変動の影響はほとんどありません。しかし、本年度新たに建設事業の財源などとして全会計で約64億円の借入れを予定していますが、仮に金利が0.1パーセント上昇しますと、借入金をすべて返済するまでの間に約9,000万円の金利負担が増えるものと試算しております。また、一時借入金につきましても、仮に0.1パーセント金利が上昇しますと、年間で約1,000万円の金利負担が増えるものと試算しております。このようにゼロ金利解除による影響は、本市の財政にとって大変厳しいものであると認識しておりますので、引き続き市債の借入額の抑制を図るとともに、一時借入金についても日々の収入と支出の的確な把握に努め、資金繰りを行うことで金利負担を極力軽減してまいりたいと考えております。

次に、ゼロ金利解除後の市内経済や市民生活への影響でありますけれども、本市におきましては、ゼロ金利解除による経済や市民生活の影響は、現在のところ特に現れておりませんが、むしろ原油の価格の高騰による灯油やガソリンなど、燃料費の値上がりが見え化しており、ゼロ金利解除とあわせて複合的な要因による設備投資や消費の減退など、今後の市内経済や市民生活への影響を懸念しているところであります。

次に、少子化対策についてのお尋ねでありますけれども、初めに本市の少子高齢化の直近の状況でありますけれども、平成18年8月末の住民基本台帳人口は14万1,536人で、ゼロ歳から14歳までのいわゆる年少人口は1万4,800人、構成比は10.46パーセント、65歳以上の老年人口は3万9,400人、構成比は27.84パーセントとなっております。5年前の平成14年12月末の構成比と比べ、年少人口では0.58ポイントの減、老年人口では2.94ポイントの増となっており、少子高齢化が進行している状況にあります。

また、本市の出生数については、近年、減少傾向にありましたが、本年1月から8月末まででは549人であり、昨年同時期の473人と比べ76人増となっており、全国同様、増加の状況となっております。

次に、小樽市男女平等参画基本計画の取組でありますけれども、平成15年3月、145の事業の計画を策定し、情報誌ぱるねっとの発行、パネル展や講演会の開催、参画プラザの開設、さらには全庁的に取り組んだ子育てプランの策定など、142事業が実施済みで、残り3事業についても今年度中に実施を予定しており、着実に推進してきたものと考えております。

また、成果についてでありますけれども、延長保育や放課後児童クラブの開設時間の延長など、女性が働きやすい環境づくりを行うとともに、男性の料理教室や男女が参加できる各種講座が定着してきているほか、市の審議会や委員会等への女性の登用率も徐々に向上しているところであります。

次に、3世代同居住宅についての御質問でありますけれども、市独自の調査はしていませんが、平成12年の国勢調査によりますと、本市の3世代世帯の割合は5.96パーセントで、全国672の市の中で542番目と低く、道内34市中13番目となっております。平成15年版の厚生労働白書では、3世代同居率の低い地域は、出生率が低いという順相関関係が見られると分析しておりますのも、夫婦共働き世帯では子育てへの負担感があることの現れと考えております。

本年6月に国の少子化社会対策会議が示した新しい少子化対策では、3世代同居住宅の推進が重要な施策の一つとして位置づけられておりますので、今後の国の支援策等に注目するとともに、小樽市としてこういった取組ができるのか、研究してまいりたいと考えております。

次に、地域における子育て支援の推進についての御質問でございますが、初めに「杜ひろランド」の開設経緯と現状であります。昨年4月に設立されました「杜のつどい」の新たな事業の一つとして、本年6月から「杜ひろランド」を実施いたしました。この事業は乳幼児とその親が気楽に集い、「杜のつどい」に参加する高齢者と交流を図るとともに、高齢者が持つ子育て経験などを生かした育児相談などを行うことで、子育てへの負担感の緩和を図り、地域の子育て機能の充実に目的を行っております。実施に当たりましては、子育て支援センターの職員の協力も得ながら、「杜のつどい」の会員10名程度により月1回実施しております。駐車スペースのない市内中心部での取組であり、参加について心配もあったようですが、第1回目の6月が親子46組95人、7月が51組105人、8月が12組27人の参加があり、楽しかったとの声が圧倒的で、開催回数の増加を望む声もあります。今後、「杜のつどい」としては事業の検証を行い、事業内容について検討していきたいと考えております。

次に、現在、取り組んでいる子育て支援施策でありますけれども、子育て中の親子が気軽に集い、保育士や子育てボランティアに育児の悩みなどが相談できる地域子育て支援センター事業やつどいの広場事業、保育所児童と地域のお年寄りや年齢の異なる子供が交流する保育所地域活動事業、土曜や放課後に学校施設を利用して地域のボランティアが子供にスポーツなどの指導を行う地域子供教室推進事業などを実施しているところであります。

次に、地域における子育て支援の推進についての考え方ではありますが、少子化や核家族化の進展に伴い、地域での交流が薄れる中で、育児への負担や子育てに不安を感じる方が増えていることから、利用者のニーズにこたえる保育サービスの充実、子育て家庭の交流の場や子供たちが安心して過ごせる場の提供に努めるなど、今後とも地域の町会やボランティアなどとの連携を深めながら、子育て支援策の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、子供たちの安全の確保でありますけれども、安全で安心な地域社会づくりは行政として大切な責務であります。同時にみずからの安全はみずから守り、地域の安全は地域で守るという市民意識の醸成も大切になってくるものと考えております。また、このような状況の中で、地域での安全パトロールや子ども110番の家、子供たちを見守る運動など、地域ぐるみで子供の安全を守る機運が高まってきております。今後は子供を含めた市民の安全を守る条例を定め、町会など関係団体・関係機関の協力を得ながら、子供たちの安全確保に向け、努力をしてまいりたいと考えております。

次に、おたる子育てプランに掲げた施策や事業でありますけれども、このプランは従来の子育てと仕事の両立支援に加え、専業主婦家庭への子育て支援、児童虐待防止や子供を犯罪等から守る取組など、幅広い観点から総合的に子育てを支援するため策定したものであります。

プランの策定後、直ちに取り組んだ事業としては、待機児童解消のための保育所の定員枠拡大や延長保育事業、さらには町内会館などを利用した地域における子育て支援事業などが挙げられます。また、市民要望についてであります。プラン策定時に実施しましたニーズ調査の結果では、保育施設の改善

や充実、安心して遊べる公園等の整備、民間企業への子育て家庭に対する理解や配慮の啓発促進などの要望が多かったところであります。今後、少子化対策を進めるに当たっては、市民の皆さんや地域、関係団体をはじめ、国、道、企業など、それぞれの役割と相互の連携を図りながら、おたる子育てプランの着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、経済政策について何点か御質問がございましたが、まず広域観光についてであります。現時点では特に中高年齢層を対象とした広域観光メニューはありませんが、平成15年度に小樽開発建設部、後志支庁のほか、後志20市町村の連携による後志地域広域連携交流推進協議会を設立し、これまで各市町村の道の駅や直売場を会場に、後志の特産品や農水産物の販売を目的としたイベント、「しりべし味覚めぐり」を開催し、幅広い年齢層に喜ばれているところであります。また、道内外の旅行会社を招へいし、現地視察やプレゼンテーションを通じて後志の魅力を紹介するなど、後志広域観光の商品化を目指す取組も行ってきたところであります。今後、日本海沿岸の特徴である漁業や水産加工業が観光に結びつくような施策や各地域のいわゆるお宝の発見を目指していくこととしており、本市としてもこれらの施策に積極的に参画するとともに、中高年齢層向けのメニューづくりについても提言をしてまいりたいと考えております。

次に、おもてなしの心と郷土愛の育成でありますけれども、これからの観光まちづくりを進めていくに当たっては、市民の観光まちづくりに向けた一層の意識改革が求められております。例えば観光客を温かく迎え入れるホスピタリティの確立やまちの美化、PRなど、郷土愛の意識づくりが何よりも必要であると考えております。このことは本年4月策定の小樽市観光基本計画の中でも示されておりますが、既に昨年度から民間主体で英語、韓国語、中国語の語学研修スキルアップ事業を行っておりますし、本年6月からは市民ボランティアとの協働によるポイ捨て防止の啓発や清掃活動などを行っております。また、小樽の歴史や文化などを深く理解していただくことで、ホスピタリティの向上を図る小樽観光大学校の開校も予定されております。今後ともオール小樽の観点からおもてなしの心、郷土愛の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、シャッターの目立つ商店街でありますけれども、特に国道沿いの商店街では売上げ不振や後継者難などにより、廃業をする店舗が増えており、空き店舗が埋まらないままシャッターがおりている状況にあります。全国の商店街の中には、この空き店舗のシャッターをアートシャッターとするなど、商店街のにぎわいづくりに取り組んでいる事例があると聞いており、本市におきましても所有者の了解を得なければならないなど課題はありますけれども、商店街が事業として取り組む際には、商店街活性化支援事業の対象として助成をしてまいりたいと考えております。

次に、企業誘致でありますけれども、企業誘致を実現させることは、雇用や税収の確保のみならず、地域経済全体に刺激を与え、多くの波及効果が期待できるものと受け止めております。本市には古くから培ってきた物づくりのすぐれた技術やノウハウがあり、企業の進出を下支えする力は十二分にあることから、この技術力を積極的にPRし、さまざまな機会を通して誘致活動を展開していくことが重要であると考えております。

特に好況と伝えられている自動車関連産業の誘致につきましては、このほど発足した産学官からなる北海道自動車産業集積促進協議会に本市も入会し、先月7日には、北海道知事をはじめ政財界の方々とともに、名古屋で自動車関連産業の誘致に向けたプレゼンテーションを行ってきたところであります。今後も道庁、その他の関係機関と連携を図りながら、積極的な企業誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、旧手宮線の中央通から旧交通記念館までの区間の取得の時期や整備についてであります。旧

手宮線は本市にとって歴史的遺産であり、市民の貴重な財産であるとともに、中心市街地と旧交通記念館や手宮地域を結ぶ動線として位置づけがなされており、これを整備することは本市のまちづくりにとって重要な課題であると認識しております。これまで旧手宮線の取得は長年の懸案でありましたが、このたびＪＲ北海道から改めて旧手宮線の早期取得について強い要請があり、今後敷地面積や購入価格についての協議を行い、平成18年度中に取得したいと考えております。

また、取得後の整備につきましては、これまで多くの議論がありましたが、本市は当面の活用方針を将来の輸送機関としての可能性を残しながら、オープンスペースとして活用を図ることとし、平成13年に中央通から寿司屋通りの区間の用地取得及び暫定整備を行ったところであります。今後、取得する区間の整備につきましては、これまでの暫定整備を行った経緯を踏まえ、財政状況等を考慮しながら、今後3年をめどにその整備方策について検討してまいりたいと考えております。

次に、ごみ行政についての御質問でございますが、初めにごみ減量化の効果等でございますが、平成17年度の家庭ごみの収集実績は、平成16年度に比べ、約42.6パーセントの減少となる一方、資源物の収集実績は約9.6倍の大幅な伸びとなり、本年4月から7月までのごみ収集量では、昨年度の同期間と比べ、おおむね同程度の実績となっており、いわゆるリバウンド現象も見られないことから、減量化に大きな効果があったものと考えております。

この施策が効果を上げた要因につきましては、幾つか考えられますが、まず資源化の促進とともに減量意欲を高めるため、資源物の収集品目をこれまでの6品目から新たにプラスチック製容器包装などを追加し、12品目に拡大したことや収集回数を増やしたことが挙げられると考えております。また、家庭ごみ減量化・有料化実施前に、懇談会を開催して市民の皆様の御意見などを取り入れ、家庭ごみ減量化・有料化実施計画に反映させたことや有料化分別説明会を通して、分別方法についてできるだけ具体的な説明に努めたことも一因であると考えております。有料化実施後は、地域環境美化協力員によるごみステーションでの適正排出への助言などのほか、市民サービスの向上策として祝日収集やふれあい収集に加え、ごみネット購入費の助成等を実施したことなども市民や町会など、皆様の御理解と御協力を得られ減量化に結びついたものと考えております。

次に、ごみ収集運搬の委託化の推移でありますけれども、平成16年度末では1日平均で直営車13台、委託車10台の計23台が、平成17年4月の家庭ごみ減量化・有料化の実施に伴い、ごみ量が大幅に減少することが予想されたことから、直営、委託とも減車を進め、17年度末では直営車8台、委託車9台の合計17台とし、さらに本年度当初で直営車を1台減車し、現在は直営車7台、委託車9台の計16台の収集体制としたところであります。さらに、平成19年4月に供用開始予定の北しりべし廃棄物処理広域連合ごみ焼却施設・リサイクルプラザへ廃棄物事業所職員を派遣することに伴い、直営車を本年10月に1台、19年1月に5台の計6台を民間委託する予定であり、この結果、本年度末では直営車1台、委託車15台、計16台の収集体制になるところであります。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合の施設に係る試運転のスケジュールと工事の進ちょく状況でありますけれども、焼却施設につきましては、9月15日から受電、受水し、各機器の単体調整などを行い、11月1日から実際のごみを受け入れての負荷運転を開始する予定であります。実際のごみの受入れ当初は、焼却炉への負荷を低く抑えるため、小樽市を除く5町村からのごみを受け入れ、年明けの1月からは小樽市からのごみも受け入れて、フル稼働による試運転を行う予定であります。また、リサイクルプラザにつきましては、11月初旬から各機器の単体調整を行い、年明けの1月中旬から缶やペットボトルなどの品目ごとに受け入れ、処理ラインごとに試運転を行う予定であります。なお、工事の進ちょく状況につきましては、設備機器の据えつけ調整もほぼ終了し、両施設ともそれぞれの試運転のスケジュール

ルに合わせ、順調に工事が進ちょくしております。

次に、平成19年度の本格的供用開始後の施設のランニングコストにつきましては、先般、開催されました北しりべし廃棄物処理広域連合議会臨時会におきまして、平成33年度までの15年間の業務委託契約に係る債務負担行為が議決されたところであり、平成33年度までの債務負担行為の限度額の総額としましては、焼却施設が約115億9,100万円、リサイクルプラザが約49億8,300万円、合わせて約165億7,400万円と見込まれております。これに係る小樽市の負担分としましては、総額で約143億4,900万円と見込まれております。

次に、道立小児総合保健センター跡利用でありますけれども、小樽市は道が設置します小児総合保健センター跡利用に関する連絡会議に参加をし、地元の意見・要望等を申し述べてきたところであります。北海道では今年2月から民間事業者も対象に施設の利用意向調査を行っておりますけれども、利用の要件としましては、土地建物を含めた利用であること、医療福祉関係を優先すること、地域の活性化に寄与し、周辺により環境を提供できる利活用であることなどが挙げられており、これまでの要望の趣旨を酌み取っていただいたものと理解しております。現在までのところ、具体的な利用意向を示した回答はないと聞いておりますが、道としては来年夏までには一定の方向性を出すとしており、市といたしましても、この連絡会議を通して、引き続き地域振興に寄与する活用をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、道立中央乳児院の民間移譲についてこれまでの経緯でありますけれども、道は本年6月に道立中央乳児院の見直し方針案を公表しました。この方針案は、隣接する道立小児総合保健センターの移転決定を契機に、平成15年度から検討が進められ、平成16年度に民間の有識者等からなる懇話会の提言、さらに道の民間開放推進計画や中央乳児院を取り巻く環境を踏まえ、取りまとめたとのことであります。移譲先としては、現に医療機能を持ち、児童福祉施設を運営する社会福祉法人で、あわせて可能な限り家庭に近い環境で処遇する療育機能や地域における療育支援の確保が可能なものとし、施設の設置は道央圏で、移譲時期は平成19年度中をめどに進めるとのことであります。

次に、中央乳児院の見直し案に対する市の考え方でありますけれども、乳児院の運営は全国的にも社会福祉法人による運営が8割以上を占めており、民間での担い手が十分形成されていることや、民間が運営することで地域への子育て支援サービスなど、多様な療育ニーズへ柔軟な対応が期待できること、運営費の超過負担が改善されることから、見直しはやむを得ないものと考えております。なお、見直しを進めるに当たっては、今後も市内の社会福祉法人が移譲を受け、引き続き市内で存続ができるよう、この8月に北海道知事あてに要望書を提出したところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○教育長(菊 譲) 井川議員の御質問にお答えいたします。

まず、学校での家族にかかわる指導の内容についてであります。小学校低学年、中学年では道徳の時間において、集団と社会のかかわりの中で、例えば家族のために役立つ喜びなどを学んでおります。また、家庭科の学習において、小学校では家庭生活に関心を持って家族の一員として家庭の仕事を分担し、主体的に家族に協力しようとする態度を育てよう指導しております。さらに、中学校では家庭は家族の生活の場であり、衣食住や安全保護などの基本的な要求を充足し、家族とのかかわりの中で安定や安らぎを得ていることについて考え、家庭や家族の重要性が理解できるよう指導しております。その際、家族環境をよりよくするためには、どのような方法があるのか、家族の一員としてどのようなことができるのかを具体的に考え、生徒の生活にかかわりの深い課題を取り上げまして、実習や観察、ロー

ルプレイングなどの学習を行っております。

次に、モラル教育についてですが、近年、青少年にかかわる痛ましい事故が多発しており、生命を大切にしたい心や思いやりの心などの倫理観や規範意識、社会性の育成は、学校、家庭、地域社会がともに取り組むべき課題であると受け止めております。それぞれの学校では、各教科や特別活動の指導はもとより、道徳の時間において具体的な題材を基に、よいことと悪いことの区別をするなどの規範意識について学んだり、生徒会が除雪ボランティアやリングブルの回収運動に取り組み、社会貢献の精神を培ったりするなど、教育活動の工夫・改善に努めています。家庭においても文部科学省が保護者に配布しております家庭教育手帳を活用していただいたり、日常の触合いを通して、親と子のきずなを深め、豊かな情操、善悪の判断など、子供の心に響く体験活動を大切にするよう願っております。

今後、PTAや学校評議員の協力と理解を一層得るなどしながら、学校と家庭、地域社会が連携して豊かな心をはぐくむ教育の充実に努めてまいります。

次に、父親の学校へのかかわりと果たす役割についてですが、少子化の進行などに伴い、保護者の子育てへの関心は次第に高まっており、入学式、卒業式はもとより、参観日には多くの保護者が学校を訪れるようになり、とりわけ日曜参観には父親の姿も以前に比べて多く見られるようになったと伺っております。また、家族の形態も多様化していますが、父親も家庭の中での役割を積極的に担うなどしながら、PTA活動にも進んで参加する姿が見られるようになりました。子育てでは、社会のルールなどを教える厳しさを持った父親的な役割と子供を包み、情緒的な安心感を与える優しさを持った母親的な役割のバランスが大切であると考えております。今後も子育てを社会全体で応援し、支えていくことが必要になります。

次に、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備についてであります。将来の小樽の担い手であります子供たちの教育環境の整備・充実に図ることは、極めて重要なことであります。そのためには、市民一人一人が、子供たちを地域社会全体で育てるという認識の下、家庭と学校、地域社会がそれぞれの役割を自覚し、相互に連携・協力して心豊かに学び、ふるさとに夢と誇りを持つ小樽の子供の育成に意を注ぐ必要があると考えております。教育委員会としましても、先ほども申しました小中学生を持つ保護者のために、文部科学省が発行する家庭教育手帳を毎年小学校1年生と5年生に配布し、家庭での教育やしつけに関して、それぞれの家庭で考えていただきたいことや情報提供、相談の窓口などを紹介するなどしております。

また、地域に根差したPTA活動を支援するほか、毎週土曜日に地域ボランティアの協力を得て、市内全小学校での地域子供教室、地域ぐるみで子供を守る子ども110番の家の充実、また、スポーツを通じた健全育成事業として、スポーツ少年団活動の充実・拡大、さらには総合型地域スポーツクラブの創設に向けて取り組んでまいります。

次に、小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会の設置についてであります。少子化が進む中で、児童・生徒の減少に伴う学校の小規模化が進行しており、児童・生徒の社会性をはぐくむ上での教育環境や学校運営など、さまざまな面で影響を及ぼすことが懸念されております。こうしたことから、ソフト面でのよりよい教育環境を整備していくことやハード面での校舎の老朽化や耐震化など、施設設備を早急に進める必要があるといった認識に立ちまして、できるだけ早い時期に今後の学校規模や学校配置について検討していかなければならないものと考えております。そのため、市民の皆さんによる小樽市立学校規模・配置のあり方を検討していただく検討委員会を本年度設置し、議論をしていただいているところであります。

次に、主な議論の内容と今後のスケジュールについてであります。7月から月1回のペースで現在

2回検討委員会を開催しております。現在のところ、主に委員会の進め方や小中学校の現状などについて、共通に認識していただく内容について話し合っている段階であります。とりわけ学校の規模についてメリット、デメリットの両面から委員の意見交換をしているところであります。スケジュールにつきましては、来年6月をめどに中間まとめを公表し、最終的には来年の9月ごろをめどに答申をまとめていただく予定で考えているところでございます。

○議長（中畑恒雄） 井川議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時40分

○議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して質問します。

初めに、財政問題についてです。

夕張市が財政再建団体になったことは、全国に衝撃を与え、市民も小樽市は大丈夫かと心配しているところです。市は財政再建推進プラン実施計画を立て、赤字再建団体にならないよう努力しているところですが、夕張市からの教訓についてお答えください。

市長は、今定例会への提案説明で、平成17年度の決算について説明されましたが、16年度との比較で決算から見る財政運営の見通しは示されませんでした。改めて見解を伺います。

平成17年度決算説明書では、国の動向に注視しながら財政再建推進プラン実施計画を着実に実施していくと記していますが、歳入について不安がないのでしょうか。

その一つは、地方交付税のさらなる削減に対する不安です。7月7日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」は、歳出・歳入一体改革を主眼としています。地方交付税は現行法定率を堅持し、地方の財政収支の状況などを踏まえて適切に対処するとされたものの、具体的な総額については今後の検討にゆだねられることになり、予断は許しません。私が今年の臨時会で指摘したように、地方交付税不交付団体を、現在の6パーセントから50パーセントまで増やす目標が示されていることや、配分方式を人口と面積だけを基準にすることなどが経済財政諮問会議と財政制度等審議会の中で提案されているからです。税収基盤の弱い本市にあっては、地方交付税確保は絶対的条件です。市長の見解と決意をお示しく下さい。

二つ目は、市税の増収見通しの不安材料です。所得税、市民税に係る定率減税は来年度全廃し、住民税だけで約2億円の増税になる計算です。一時的に増えても市財政立て直しの長期展望からプラス要素となるでしょうか。定率減税廃止による負担増や公的年金控除の縮小で、介護保険料、国民健康保険料の値上げ、さらには今度の骨太方針に示されている社会保障の一層の改悪、消費税増税で生活困難をもたらし、購買力低下で不況に輪をかけることが心配されます。これらは税収の落ち込みをみずから招くことにならないでしょうか。北海道の景気回復は進まず、小樽も不況打開に展望が開けていません。法人市民税の法人割の増収が期待できません。マスコミ報道で15億円と言われるOBCの固定資産税滞納について改善の見込みはあるのか、お答えください。これらの点から、財政再建推進プラン実施計画の歳入が確保されるのか、見通しを伺います。

次に、市長の進める中心的重要課題である病院問題は、市財政の困難を助長するのではないか、また、

起債が果たして認められるのかとの不安もあります。市長も提案説明の中で触れていますが、今年度から地方債の発行が協議制度に移行することに伴い、新たに起債制限となる本市の実質公債費比率は、3か年の平均で19.2パーセントとのことです。従来、市町村の地方債発行は知事の許可が必要でしたが、平成18年度から原則市町村の自由裁量が可能となりました。しかし、18パーセント未満の自治体のみです。小樽市は、起債は許可団体です。北しりべし廃棄物処理広域連合の起債償還は平成20年度から始まりますが、このまま推移すれば平成19年度以降の実質公債費比率は幾らになりますか。この関係で病院の起債は可能なのか、また、起債が認められ、その償還が始まったら実質公債費比率は幾らになると計算していますか。北しりべし廃棄物処理広域連合や病院の起債償還が始まったら比率が25パーセントを超え、市民生活や市民要望にこたえる事業の起債が認められなくなるのではないかと危くします。本市財政運営に直接かわりますので、詳しい説明を求めます。

次に、減免制度周知についてです。

さきに述べたように、小泉内閣による税制改悪とそれに伴う負担増、長引く不況で市民生活は厳しさを増しています。地方自治体は、住民の福祉の向上を図る役割から市民生活を守らなければなりません。後退させてはいますが、国と市独自のさまざまな減免制度があります。しかし、これらの制度はほとんどが申請主義で、制度自体を知らない市民も多いのです。広報おたるでお知らせはしていますが、一部です。財政問題をシリーズで特集したように、特集を組んでわかりやすく周知させていただきたいと思っています。いかがですか。

次に、旧手宮線跡地の購入についてです。

旧手宮線は、昭和60年から始まった小樽市と国鉄、ＪＲ北海道との長い間のやりとりの中で、平成13年、土地の一部が取得されました。しかし、理事者の話では、その後、今日まで小樽市とＪＲ北海道の間で何の交渉もありません。現在、手宮・北運河周辺活性化基本構想を策定中といいますが、整備計画も示されないうちに土地取得だけを先行するというのは、この財政難のときに理解できません。土地購入の理由は、今年5月、教育部とＪＲ北海道との間でＪＲから新博物館の整備に当たっては、敷地の無償貸付けの継続には旧手宮線跡地の処理が必要であり、小樽市に対して購入の要請がされたということです。それでは、いつ公文書が交わされたのですか。現在のＪＲの土地価格は、日本国有鉄道改革法で臨時に設置された評価審査会が当該財産の帳簿価格を基準にして定めるとされています。平成13年の旧手宮線取得に当たり、明治時代のただ同然の帳簿価格でＪＲが承継したことを我が党の古沢議員に指摘されても、市は否定しませんでした。これまで小樽市は、7億円の小樽築港駅舎を無償譲渡、中央通取得で3,000万円、平成13年の旧手宮線取得で1億3,800万円と、ＪＲには大盤振る舞いをしてきました。ＪＲ北海道から土地の購入を要請されたとしても、市の財政事情を話し、借りたらいかがですか。お答えください。

次に、新市立病院建設に関してお尋ねします。

8月18日には市民センターマリホールで「『新樽病』を考える市民フォーラム」が開催され、480人の参加者で会場は超満員、多数の質問、疑問、発言が相次ぎ、予定時間を超える熱意あふれるものでした。市長は説明し尽くしたとしてフォーラムへの出席要請を断ったということですが、病院のことならどこでも出席しますと発言しているのですから、出席すべきだったと思います。フォーラムの内容をお聞きになっていると思いますので、その感想と出席しなかった理由をお聞きします。

次に、基本構想の再見直しについてです。

広報おたる6月号では、病院規模について、将来の年齢人口の推計や両院の実績などを基に算定していると報じております。しかし、基になる人口は、平成15年に策定した基本構想に比べ、人口減少と高

齢化率が予測以上に進み、平成17年度で既に狂いが生じています。

さらに新しい医師研修制度の影響で、医師の減少、患者の転院などに伴う医業収益の減少など、基本構想見直し後の状況変化もあります。また、小樽築港駅周辺地区地区計画の変更に対する縦覧は、延べ41名、意見書31件で、都市計画審議会に提出された意見書の要旨では、賛成意見3項目に対し、反対意見が130項目と圧倒的多数でした。これらを考慮すると基本構想の再検討が必要だと思います。いかがですか。

次に、病院の規模についてです。

道内の人口10万人以上市における病床数を見ると、有床医療施設47、病床数4,298と小樽市が一番多くなっています。その中で民間病院の病床数は2,113、約半数です。民間病院との連携、役割分担を進めることでもっと規模を縮小できると思いますが、いかがですか。

次に、医師確保の問題についてです。

今、小樽に限らず医師が次々と病院をやめることで、患者さんが翻ろうされています。市は新築すれば医師が来ると言いますが、それで解決するのか疑問です。市民フォーラムでは、鈴木小樽病院長が医師の労働時間の問題を取り上げ、他市の病院より勤務時間が長いことを強調していました。大変大きな問題です。医師の労働条件改善に向けてどのような取組をしているのかお聞かせください。

現在の市立病院では子供を産むこともできません。産科、小児科再開の見通しはあるのでしょうか。そのためにも現在の医師法定数に対する充足の見通しについてお答えください。

次に、新病院の資金収支に関してです。

4月からは小泉内閣による医療改悪で診療報酬が3.16パーセントも引き下げられたことや、現役並み所得者とされた70歳以上の高齢者の10月からの3割負担、2008年には70歳から74歳の一般低所得者の2割負担が始まること、それらの影響をどのように考慮したのですか。

さらに、7月に閣議決定された骨太方針で、今後5年間で社会保障予算を1兆5,000億円も削る計画が盛り込まれたことは、受診抑制を一層促進するものです。高齢者を襲っている雪だるま負担増による受診抑制、高齢化の進行と人口減少により医業収益に影響を及ぼし、新築後30年間も同程度の収益を上げるということは考えにくいのではないのでしょうか。

さらに、政府が新たに進めようとしている地方交付税削減策で市財政が一層の困難を来すことも予測されます。新病院に対する資金計画は見直す必要があると思いますが、いかがですか。

次に、建設場所についてです。

今定例会を前に都通り商店街振興組合と協同組合日専連小樽から新市立病院建設地についての嘆願書が市議会議長に提出されています。市長は、その内容を御承知かと思いますが、どちらも中心市街地の衰退に大きな危機感を持ち、築港での建設には反対しています。小樽のまちの発展と歴史を支えてきた中心商店街は、マイカルの開業、そして丸井今井の閉店など、大きな打撃を受けながらも懸命に頑張っています。そんな商業者の皆さんの声を真しに受け止めるべきです。いかがですか。

日専連小樽の嘆願書には、現在の小樽病院所在地の優位性を10項目にわたって具体的に説明、提案しています。中でも、現市立病院の国道側の隣地の土地所有者に面談したところ、今後、市立病院の建設について協力を要請された場合は協力を惜しまないとの好意的な回答を得ていると述べていることは大変貴重であり、早急に調査検討すべきです。いかがですか。

市立病院早期新築は、患者さんをはじめ市民の大方の望みであります。建設場所は市中心部が大勢です。嘆願書まで提出している商業者の皆さんや陳情署名を提出している「新小樽病院を現在地・中心部に建設することを求める会」、また、市民アンケートの結果の意を酌み、商業者、医師、建築士、市

民代表を入れた検討会を早急に立ち上げ、市中心部での建設に切り替えるべきです。お答えください。

同時に、来年2月に発注予定の基本設計は、市民合意を得ないまま見切り発車すべきではありません。お答えください。

次に、市営室内水泳プールについてです。

8月30日に開かれた都市計画審議会には、第1種市街地再開発事業決定に対する意見書が15件上げられ、ほとんどがプール廃止反対のものでした。プール存続あるいは代替プール建設など、市民のプールに対する強い思いが伝わっています。市長は全文を読んだと思いますので、まず見解をお聞きます。

第1種市街地再開発事業において土地再開発法第76条では、施設建設敷地の所有権が与えられるよう定めなければならないとされており、従前からの権利を残すのが大原則です。にもかかわらず、初めからプールを残さない前提で空間を外部に売り渡し、大和ハウスの不動産事業やホテル事業を優先させてきたのは、市民不在の本末転倒のやり方です。

市民の声に押され、市はプール建設を準備会に依頼し、4案が示されました。その際、プール導入に当たり、三つの条件を示し、この再開発事業は権利者による事業であることから、権利者の強い希望である1階に権利者の店舗を確保することとして、従前権利者の権利を強く打ち出しています。では、市の権利、市民の財産であるプールに対して、なぜ初めから残すことを主張しなかったのですか。最大の理由は、再開発のための補助金を生み出すことにあったのではないですか。

再開発事業に対する市の補助金五、六億円は、プール床などの補償金で充てるということです。これでは余りにも市民をないがしろにするものです。年間5万人が年中利用でき、水泳学習、健康保持、機能訓練、介護予防など最も広い利用価値を持つ有効な施設を廃止して、多くの市民を犠牲にする行政への信頼を最も損ねるやり方ではありませんか。

プール導入のための第4案は、ホテルがないものです。この案では、ホテルを導入しないことにより事業収支が合わず、再開発事業が成立しないからプール導入は困難としています。小樽市のヒルトンを含む中心部のホテル宿泊客調べによると、平成17年度は43万2,318人、12年度の比較で4万6,644人減少し、この間、ホテルとビジネスホテルが一つずつ閉鎖しています。再開発で新しいホテルをつくることで、既存のホテル経営にどんな影響があるか調査していますか。先行き不安な経済状況や観光客の動向は不安定要素が多々あります。こうした先行きの見通しと需要と供給をどうとらえているのですか。再開発ビルの事業計画案には、マンション側も含め2階部分すべてが大浴槽、露天風呂、サウナ、岩盤浴などの温浴施設になっています。プールを2階につくるとしたら、床加重や漏水対策のコストアップでできないという説明でした。大浴槽、露天風呂、中浴槽の上には15階ものマンションが乗せられます。当然漏水対策も必要です。プール設置と比較して、何がどう違うのか説明してください。ホテルを導入しない場合、事業費は少なくなるのに収支が合わないというのは、市がプールのために余分な支出はしたくないというのが本音ではないのですか。

次に、教育委員会との関係についてです。

第3ビルの室内水泳プールの管理・運営の責任は、当然教育委員会にあります。しかし、教育委員会としての意思決定が示されないまま再開発事業でのプール廃止を進めているのは、何に基づくのですか。実際、教育委員会を傍聴しても廃止は合意されていませんし、教育委員会として決定されていません。したがって、教育委員会が行政財産の用途を廃止してからでなければ、市長にプール廃止の権利がないのですから、勝手にプールがない図面をつくるのは法令違反ではないのですか。教育委員会の決定を待たずに再開発事業を進めることは認められません。お答えください。

市長は、小樽市総合計画に基づき市政を執行しています。総合計画基本構想「はぐくみ 文化・創造

プラン」では、「市民一人一人が年齢や体力に応じた健康づくりや充実した人生を送ることができるよう、生涯スポーツの振興を目指します。スポーツ・レクリエーション施設の整備やスポーツ団体の育成、強化を図るとともに市民が広く参加できる機会や情報の提供に努めます」とうたわれています。「ふれあい 福祉・安心プラン」では、「ノーマライゼーションの理念の下、子供から高齢者まですべての市民が住みなれた地域で安心して暮らせる地域社会づくりに努めます」とうたっています。いずれも市民を大切にすることです。市営プールの廃止は、全くこの計画理念と逆行するものではありませんか。市長には、市営プールを廃止しないでくださいと切実な思いをつづった障害児からの手紙が何通も届けられています。この子供たちの願いがどう生かされるのでしょうか。

また、市が主催した市民大学の講座では、木原光知子さんが講演し、「小樽市は9,200万円もかけてプールを修復したのに廃止する計画があるそうですが、もったいないですね」と話されていたと聞いております。全くそのとおりだとは思われませんか。市長は、総合計画を達成する上でも、市民の要望に誠実にこたえ、市営プールを現地で存続するか、さもないと速やかに市有地に建設することを求めます。お答えください。

次に、教育委員長と教育長にお尋ねします。

3万6,000筆の署名、スポーツドクター、商業者、個人、団体からの210件ものプール存続に関する陳情をどう受け止めていらっしゃるでしょうか。この間、プール廃止を決定していないのにそれを前提とした再開発が進められていることをどうお考えですか。教育委員会は、それに対して明確な意思も示さずに市行政側の意のまま当面の対策を打ち出していることには疑義があります。

まず、都市計画審議会で諮問が出ないうちに、プール利用団体にプール廃止を前提とした説明会を開いたのはなぜですか。説明会は大変紛糾したと聞きますが、詳細を御存じですか。年間5万人の利用は、すべて高島小学校温水プールと民間の施設で代替できるのですか。幼児から高齢者、障害者、利用団体、市の水泳教室、大会など、すべて市営室内水泳プールと同条件でできるのか、具体的な代替案をお示しください。

民間プールは受入れ方法や利用者間でトラブルがあるなどの不安があります。ある民間プールでは幼稚園児がプール学習に来ていますが、行動が遅いため、他の利用者から更衣室の利用などでクレームがつけられたりするそうです。障害児の場合、同様の不安がありますし、一般個人利用者は1コースしかいないため、短時間で次々と交代しなければならず、また、あるところでは「市営プールがなくなっても来るところはないよ」と言われたそうです。このように市民を対立させることはあってはならないことです。最良の策は、市営プールを現地で存続するか、あるいは別の市有地、例えば旧東山中学校のグラウンドに速やかに建て替えるしかないのではありませんか。

最後に、仮に現プールが廃止になっても、監視員、指導員の皆さんの雇用を保障するよう求めます。お答えください。

次に、障害者自立支援について伺います。

法施行後、応益負担によるさまざまな問題が吹き出しています。日本共産党国会議員団が障害者自立支援法の影響調査を実施したところ、「障害者や家族が大変な思いをしている」「経済的な保障もなく応益負担で月に1万円から3万円で生活できますか」「将来自立して働きたいと作業所に通っているのに、負担金が高くなると困ります。せっかく今まで作業所で仕事の訓練をしていたのに、家だけで過ごすとなると振出しに戻ってしまうと思います。とてもつらいのは、地域生活支援センターを利用できなくなることです。大切な職員や仲間会えなくなると、とても悲しい」など厳しい声が多数寄せられました。

厚生労働省が6月下旬に実施した都道府県アンケート調査では、半数を超すところで利用者負担増に

よる退所者、利用抑制が生まれています。小樽市においては、6月以降どんな事態になっているか調査をしているのでしょうか。障害者の切実な実態を踏まえ、安心して利用できる制度にしていかなければなりません。

10月から始まる地域生活支援事業についてお聞きします。

この事業では市に五つの事業が義務づけられており、そのうちの相談支援事業は、市は厚生労働省の指針に沿って法人に委託する計画ですが、何か所に委託するのですか。民間委託で、市は真に障害者の切実な悩み、不安を把握できるのでしょうか。第1回定例会で我が党は、市の相談窓口の職員を増やすよう求めました。以降、正職員2名と嘱託2名が増えましたが、なお市民から専門知識を持っている職員の配置を望む声があります。義務事業者としてさらに専門職員の増員をして、さまざまな相談に応じることができないのでしょうか。

次に、ほかの四つの事業の実施主体と利用者負担をお知らせください。

あわせて選択メニューと利用者負担もお示しください。

第2は、負担軽減制度拡大について伺います。

地域活動支援センター事業としての障害者デイサービスを無料で行うというこのたびの市長提案は、障害者の負担軽減策として評価するものです。発達支援センター、児童デイサービスは半額にする軽減策がとられましたが、そもそもここに通う子供たちは障害の早期発見と訓練を行っているのですから、障害認定はできないし、自立支援法を適用させるのは適切ではないと思います。軽減の一般財源負担額は43万5,000円ですから児童デイサービスの利用料は無料にすべきではないのでしょうか。

次に、負担上限額減免制度についてです。

自立支援法では、支援費制度に比べても利用者の収入認定が後退しています。利用者負担金は世帯員の収入の合算額に基づいて積算され負担上限額が決められることから、1か月に数千円の工賃しかない人でも、住民税がわずかでも課税される世帯であれば上限3万7,200円の負担金を払わなければなりません。障害基礎年金2級の人が作業所、ホームヘルプ、ショートステイなど多くのサービスを利用すると、年金の半分以上を負担金として払わなければなりませんから、大変な負担です。

他市ではこのような負担を軽減するため、市独自の利用者軽減策を行っています。例えば大分市では、所得階層区分を生活保護世帯、住民税非課税世帯は2区分、住民税課税世帯を3区分と計6区分に設定し、住民税課税世帯、扶養義務者総所得年間300万円以下は最大で国の基準の月額上限の3分の1まで、非課税世帯は月額上限額を半分まで抑えています。共同作業所全国連絡会が全国849自治体を対象に行った調査では、制度開始時に15パーセント、128の自治体で独自軽減策が設けられています。このことは、法に問題があることを示しているものではありませんか。

小樽市も、大分市などのように所得階層区分の細分化をして、負担上限額も国の基準より下げて支援すべきではありませんか。お答えください。

第3に、施設経営の問題についてです。

障害者自立支援法施行前の3月と施行後の4月を比較すると、9割の施設で減収になっていることが我が党国会議員団の調査で明らかになっています。小樽市の施設でも、減収によりこれまでも厳しい中で障害者を支えてきた施設職員の労働条件が悪化していると聞いています。経営が厳しくなっている原因は、日払い方式導入と低額な報酬単価です。障害者が安心して利用できる職員配置にするためにも、日払い方式の見直し、報酬の引上げを国に要求すべきです。いかがですか。

第4に、就労支援、施設支援についてです。

就労で最も厳しいのは、精神障害の方です。現在、就労できているのは、サービス業や製造業、メン

テナンスなどにわずか一けた台と伺っています。効率優先の日本社会にあって受入れ態勢が極めて厳しい実態ですが、市としての支援策を伺います。

精神障害の方が頑張っている社会交流施設があります。この施設は、家族連合会が補助金を出して運営しているということですが、運営費が100万円ほど不足で市にも補助をお願いしていると聞いています。わずかの労賃でもここで働くことを生きがいに行っている障害者の方は、もしここがつぶされたら本当に困ります、何とか続けてほしい、お願いしますと訴えています。小樽市として、このような障害者が生きがいを持って働いている施設に運営費補助はできないのでしょうか。お答えください。

次に、介護保険制度についてです。新予防給付開始に向けた内容を中心にお聞きます。

来年1月開設の地域包括支援センターは3法人に委託するというのですが、国の基準では人口二、三万人に1か所となっています。今後さらに増やす計画はありますか。

来年4月からの介護予防プランは、居宅介護支援事業所に委託してもケアマネジャー1人で8人までしか担当できませんから、とても対応しきれません。どんな体制で臨むのですか。

事業者へ委託の場合、単価が問題となりますが、この点はどうするのでしょうか。

地域包括支援センターの活動が支障なく行われるために運営協議会の設置が義務づけられていますが、構成員についてお知らせください。

次に、要支援移行の問題についてです。

11月からは更新認定が始まります。要介護1から要支援2に移行する人は、国の考えでは8割とされていますが、小樽市の場合、何割と想定していますか。

要介護1から要支援になり、これまでのホームヘルプが受けられなくなる問題は、依然として不安があります。ホームヘルプを中心にサービスを提供している事業所やヘルパーも仕事がなくなることへの不安が増えています。市は、その状況をどのように把握していますか。国は本当に必要な家事援助の方は今後も受けていただくと約束していますから、必要なものは今までどおり利用できるよう生活援助の長時間加算を含め、介護報酬を改善し、要支援1・2の方の利用限度額も引き上げるよう国に要望していただきたいと思いますが、いかがですか。

次に、福祉器具貸与について伺います。

介護用ベッドなど福祉用具は10月以降、要支援1・2と要介護1の場合、一定の条件に該当する場合を除き保険給付の対象外にされてしまいます。現場では9月30日で終了するのを前に一律に用具を回収するなど混乱が起きたため、厚生労働省は機械的一律に用具の回収をしないように事務連絡を都道府県に送りました。

小樽市では、主治医やケアマネジャーの判断は、最大限に生かされているのでしょうか。今年2月現在、福祉用具貸与人数は、要支援で177人、要介護1で663人となっていますが、給付対象外になる人はどれだけいますか。また、対象外になる人たちの声をどのように把握していますか。

全国の自治体では、制度変更に伴うサービスの後退に対し、さまざまな施策でサービスへの助成や継続を行っています。最近では、東京都港区は自立支援型ベッドのレンタル費用の一部を独自に助成し、豊島区は10月から低所得で真に介護用特殊ベッドを必要とする人に1か月3,000円を上限に助成を始めます。

小樽市において特殊寝台・附属品貸与は、要支援で83人、要介護1で261人と、たくさんの方が借りています。起き上がりにも欠かせないだけでなく、介護度を悪化させないためにも必要です。貸与打切りで不安を抱えているベッド利用や他の福祉用具貸与に市の独自助成制度をつくることを求めます。お答えください。

次に、地域密着型サービスについて伺います。

この事業の中で認知症対応型グループホームが3月1日現在25か所、定員500人、それが8月1日現在では35か所、定員689人になっています。市の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画では、平成18年度573人、20年度645人で、20年度目標を超えた数値になっています。介護ニーズにこたえた施設は必要とは思いますが、計画以上の駆け込みを許した理由をお聞きします。

次に、介護療養病床についてです。

医師会、看護協会をはじめ多くの反対を押し切って成立した医療改悪法に基づいて平成23年までに6割の療養病床が廃止されます。療養病床入院患者の治療に係る診療報酬も大幅に引き下げられたため、療養病床を廃止したり、病院を閉鎖に追い込まれたり、患者も病院も大変な事態になっています。

厚生労働省は療養病床削減の受皿を介護老人保健施設や有料老人ホームなどの施設に転換するように進めていますが、全く実態に合わないものです。小樽市の介護療養型医療施設には、今年5月現在定員696人に対して727人が入院しています。ところが、四つの介護老人保健施設は待機者が183人、2年間待たなければ入所できない施設もあります。また、特養老人ホームは、5月末待機者1,308人、いつ入所できるかわかりません。それにもかかわらず、4月には都道府県に対する施設整備交付金を廃止してしまいました。病院を追われた患者の行き場がないという切実な問題に対し、市はどのように受け止め、どう対応するのか伺います。

次に、児童扶養手当の過払い問題についてです。

国が会計検査院の検査を基に小樽市や室蘭市など6市に児童扶養手当の返還を求めている問題は、現在どうなっていますか。会計検査院から認定基準が緩いと指摘を受けたということですが、これまで北海道の指導の下で認定を行ってきたのですから、責任は北海道にあると思います。それは、北海道が児童扶養手当受給資格者にお知らせした「受給資格者と扶養義務者との生計別判断の基準の見直し」の文書で明かです。北海道は、小樽市に対して一部返還を求めていると聞きますが、小樽市に行ってきた北海道の指導は、全道各自治体にも同様に行ってきたのですから、6市だけ返還するのは矛盾しています。厚生労働省もマニュアルは基準であって法的拘力はないと述べていることが報道されています。返還に応じる必要は全くないと思いますが、いかがですか。

昨年までこれまでの形で受給していた人は、先行きを大変心配しています。雇用情勢が厳しい中、パートタイマーで夜遅くまで働いても収入は知れています。しかし、小さな子供がいても同居の親族がいるからこそ安心して働けるのです。同居であっても生計が別であるとの判断で、ひとり親世帯は助けられてきました。国に対して扶養義務者との生計別判断基準を見直すよう意見を上げていただきたいと思います。いかがですか。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題でありますけれども、まず夕張市からの教訓であります。私としても非常に衝撃的な出来事であり、重く受け止めております。夕張市に限らず道内の各自治体は、長引く景気の低迷による収収減や公債費の増などにより厳しい財政運営を余儀なくされ、危機的な財政状況に置かれております。私としては、このたびの夕張市の問題を肝に銘じ、今後の財政運営に当たっていかなければなら

ないものと改めて決意をしたところであります。

次に、今後の財政運営でありますけれども、提案説明でも申し上げましたが、平成16年度に引き続き2年連続の赤字決算となり、非常に厳しい財政運営を強いられておりますことから、予算執行におきましても最大限経費の節減に努めなければならないと考えております。

また、今後の事業の選択に当たりましては、その必要性や緊急性を十分勘案するとともに、財政再建推進プラン実施計画を着実に実施し、財政再建に強力に取り組んでいきたいと考えております。

次に、地方交付税の確保でありますけれども、確かに「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」、いわゆる「骨太の方針2006」では、不交付団体の増加や新しい基準による交付税の算定を行うなどがうたわれ、総務大臣の私的諮問機関「地方分権21世紀ビジョン懇談会」の報告書においても、平成19年度の予算から人口と面積を基本として算定をする新型交付税を導入することなどが報告されております。また現在、総務省においては、平成19年度の交付税の具体の算定方法について検討しており、地方団体との意見交換を行い、この秋までに制度の内容を決定していくこととしております。いずれにいたしましても、地方財政を取り巻く環境は一層厳しさを増しておりますので、今後、国の動向を注視しながら、全国市長会や地方六団体などと連携を図り、あらゆる機会を通じ、地方の立場や状況について強く働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、財政再建推進プラン実施計画の歳入でありますけれども、実施計画では一般財源の大部分を占める市税と地方交付税の平成19年度以降の収入額は、市税は税制改正による増額要素が考えられますが、今後の制度の見直し内容が不透明なため、計画最終年度の平成21年度までの収入額を平成18年度当初予算額と同額と見込んでいます。

いずれにいたしましても、市税につきましては、今後の景気の回復状況等に左右される側面がありますが、引き続き収入の安定確保が図られるよう取り組んでまいりますし、地方交付税につきましても国による一方的な削減がなされないよう全国市長会をはじめ地方六団体と連携し、強く働きかけをしてまいりたいと考えております。

なお、ＯＢＣの固定資産税につきましては、ＯＢＣに対しては従前から税務担当者が定期的に協議を行うとともに、納税計画書などの提出を求め、経営状況を逐次把握しながら鋭意対応しております。

次に、実質公債費比率の試算であります。この算定には将来の地方債の元利償還金の額や、その元利償還金に対する交付税措置額、また、各年度の地方税や普通交付税などの数値を用いることとなりますことから、御指摘のありました北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ処理施設等に係る地方債の元利償還金に対する負担金を考慮し、一定の条件の下で計算いたしますと実質公債費比率は平成19年度が3か年平均で約19.6パーセント、平成20年度が約19.7パーセント、平成21年度が約19.5パーセントと、それぞれ試算しております。

さらに新病院開院後の病院事業会計の元利償還金のピーク時が平成27年度ころになると予想され、その元利償還金に対する繰出金を考慮した実質公債費比率の試算になるわけですが、地方税や地方交付税の状況など不確定な要素はありますが、20パーセントを下回るものと推測しております。

したがって、広域連合のごみ処理施設等に係る地方債の元利償還金に対する負担金や新病院建設等に係る地方債の元利償還金に対する繰出金は増加いたしますが、いずれの地方債においても普通交付税措置があることや一般会計の元利償還金が減少することなどから、この比率は地方債の発行が制限される25パーセント以上とはならないものと考えております。

次に、減免制度の周知でありますけれども、それぞれの制度についてリーフレットや広報紙などを通じてお知らせをしておりますが、今後もその方法を工夫しながら市民の皆さんが利用しやすいよう制度

の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、旧手宮線の購入の要請でありますけれども、昭和60年以降、旧国鉄と用地の存置方や活用について、また、平成5年からはＪＲ北海道と全線の取得などについて協議を行い、平成6年に市からその活用が決定するまで、全線取得について猶予を依頼した経過があります。平成10年には市民アンケート等の調査を実施し、当面の活用として輸送系の可能性を残しながら、オープンスペースとして活用を図るとの方向性を打ち出したところであり、これを受けまして平成13年に中央通から寿司屋通りの区間を購入し整備をいたしました。残りの区間についても、早期の用地取得についてＪＲ北海道との間で課題となっていたところであります。したがって、今回の要請についても、これまでの経過に基づくものであり、改めて文書による要請を受けたものではありません。

次に、旧手宮線をＪＲ北海道から借りることでありますけれども、ただいま申し上げたように、これまでＪＲ北海道からは早期に旧手宮線用地を購入するよう求められていた経過から、これ以上猶予をお願いする状況ではないものと考えております。

次に、新市立病院についての御質問でございますけれども、初めにフォーラムの感想であります。私はさまざまな場面で市民の皆さんの意見を聞いてきておりますが、患者さんやその家族の方からの意見が多くあります。今回はそういう立場からの発言は余りなかったようなのは残念だなと、そういう印象もありました。

次に、出席しなかった理由でありますけれども、私は市長になって以来7年以上にわたり、議会においては市立病院調査特別委員会が設置され審議をいただいてまいりましたし、要所要所では広報おたるなどを通じて市民の皆様にも情報を提供し、意見もいただいております。そういった中で基本構想の見直しを2度行い、建設時につきましても、現在地と量徳小学校跡地への建設を断念した後、築港地区での建設について検討し、その結果を議会へ報告をし、審議をいただいたところであります。私といたしましては、病院建設は緊急を要する事業でもありますことから、建設に着手するために必要な議論は尽くされているとの判断をいたしまして、都市計画の変更手続に入ることを議会にも報告をし、事実上事業を進める段階に入っておりますので、フォーラムへ出席する時期ではないと判断したものであります。

なお、フォーラムは公平・中立な立場で進めるとのお話でありましたので、市の考え方を説明することが必要と考え、それぞれ所管の職員の参加については了承したものであります。

次に、基本構想の再検討でありますけれども、平成15年に基本構想を策定して以来、これまで2度の見直しを行い、昨年11月の市立病院調査特別委員会に報告いたしました基本構想の見直し結果を基本構想の最終版としておりますので、基本構想全体を再度見直すということは考えておりません。しかし、医師の確保の問題をはじめとしまして、医療を取り巻く状況は目まぐるしく変化してきておりますので、その都度必要な検討を加え、変更すべきものは変更していきたいと思っております。

次に、民間病院との連携による規模縮小であります。まず道内の10万都市との病床数の比較についてであります。人口と病床数の関係は、地域により医療事情がそれぞれ違いますので、一概には論じられませんが、市立病院の病床について比較を行うとしますと、その使用目的から一般病床と精神病床についての人口10万人に対する病床数で行うのが適当と考えております。一般病床につきましては、平成16年10月の人口10万人に対する病床数は1,263床で、全道10万都市9市の中で5番目となっております。統合新築した場合はさらに減少することとなりますので、特段に多いということにはならないと考えております。

精神病床につきましては、732床と9市中で一番多くなっていますが、新病院では100床減少する予定

ですので、現時点ではこれ以上の削減は難しいと考えております。

また、民間医療機関との連携であります。新病院では病床数を大きく減らしますので、他の医療機関との連携なしには運営は困難と考えております。そのため、今年度から地域医療連携室を設置し、既に取り組を進めております。なお、将来的には全市的に患者の減少も予測されることから、他の医療機関との連携、機能分担をさらに進め、適宜ダウンサイジングを図っていくこととしております。

次に、医師の労働条件改善に向けての取組であります。医師の労働条件を改善する第一の手だては、医師数の確保であります。臨床研修医制度の影響などにより大変厳しい状況ではありますが、引き続き大学に医師派遣の要請を行ってまいります。

また、医師確保には現病院での診療環境の改善も必要と考えますので、小樽病院では院内環境改善委員会を設置し、既に内視鏡室の拡充などを行っており、今後は外来診察室や眼科、耳鼻咽喉科の検査室の改善などを行ってまいりたいと考えております。

次に、産科と小児科の入院の再開見通しと現在の医師法定数に対する充足の見通しであります。産科と小児科の入院の再開は極めて厳しい状況にあると認識しておりますが、来月早々に市立小樽病院の院長が大学へ出向いて改めて要請する予定であります。

また、他の診療科の医師の確保についても、臨床研修医制度の影響などもあり、厳しい状況ではありますが、引き続き大学への医師派遣の要請を行い、定数の確保に努めてまいりたいと思っております。

また、病院独自の医師確保対策として臨床研修病院としての指定を受けましたので、ホームページ等で広く周知を図るとともに、後期研修医受入れにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、資金収支の試算でありますけれども、初めに診療報酬の引下げや今後の自己負担割合増加の影響を見ているかということでもありますけれども、前回お示ししている収支試算につきましては、新築統合した場合と現在の病院のままでいく場合との比較対照をするため、昨年度までの実績をベースに試算したものであります。

また、今年度の診療報酬改定は3.16パーセントの引下げとなりましたが、入院基本料に関する看護師の配置基準の考え方が大きく変わって、7対1看護の適用により大幅な増収となるなど変動要素が大きいため、現在それらをベースにして診療科別の収益を算定するなど、新たな試算を行っておりますので、まとも次第お示ししたいと考えております。

また、自己負担割合の増加による受診抑制は影響が全くないとは言えないと考えますが、従来の例から見ても、現時点でその影響を見込むことは困難であると考えております。

次に、今後30年間の収益見込みであります。今年の5月にお示した収支試算においては、将来的な患者減少を見込んだ試算をしております。また、先ほどもお答えいたしましたように、現在、新たな試算を行っているところであります。確かに今後も医療費抑制の流れは危ういですが、入院基本料などの増加要素や今後さらに進めていく平均在院日数の短縮に伴う入院単価の上昇、また、これまで診療報酬の引下げの中でも増加傾向を続けてきた外来単価の実績など不確定な要素が多くありますので、それらを見極めた上での試算を行っていきたいと考えております。

次に、新病院の資金計画の見直しでありますけれども、今までお答えしてきましたとおり、現在、今年度の診療単価や患者数などの傾向が見えてきましたので、それらをベースに新病院開院まで、そして開院後の資金計画を新たに作成しております。今後、一般会計も含めた資金計画も策定してまいりますので、それらが固まった段階で議会へもお示しをし、市民の皆さんへの周知も図ってまいりたいと考えております。

次に、商業者の皆さんの声でございますけれども、都通り商店街振興組合と日専連小樽から提出され

ている嘆願書の内容につきましては、承知しております。中心市街地をはじめ各地域の商店街の活性化など、商業振興は大変重要な課題と考えておりますので、市といたしましては、小樽駅前再開発や丸井今井跡の核店舗の誘致などに対し、今後も全力で取り組み、また、必要な支援を行ってまいりたいと考えておりますが、新病院の建設場所につきましては、市内中心部には建設が可能な空き地はありませんし、現在の小樽病院の敷地が狭いことから、新病院として必要な規模の建物の建設や駐車場の確保は不可能と考えております。また、新病院の建設は、診療面や財政面からも待ったなしであり、時間をかけて土地を確保していく状況ではありませんので、現在、建設地として特定しております築港地区での一日も早い開院に向け、作業を進めていかなければならないと考えております。

次に、現小樽病院の国道側の土地でありますけれども、この土地につきましては、住宅や店舗などが既に建ち並んでいる民間の所有地であり、現小樽病院の敷地と合わせましても1万1,000平方メートル程度の面積しか確保できないものと考えております。新病院を建設するために必要な敷地の面積は、これまでも説明してまいりましたとおり、建物と十分な駐車場を含めて約2万平方メートルが必要となることから、国道までの土地を含めましても大きく不足するため、今後、土地所有者の意向を調査することなど、新病院の敷地として検討することは考えておりません。

次に、新病院は中心部での建設に切り替えるべきとのことではありますが、新病院の建設場所につきましては、先ほどもお答えしましたように、病院の建物のほか十分な駐車場を配置できる敷地が必要となりますが、市内中心部には建設可能な空き地はありません。また、新病院の建設は緊急に進めなければならない事業であり、時間をかけて市内中心部に土地を確保していく状況ではありませんので、建設地についての検討会を新たに立ち上げることは考えておりません。

次に、基本設計については見切り発車すべきでないという御指摘でありますけれども、新病院の建設に関しましては、先ほども申し上げましたけれども、私が市長に就任して以来7年以上にわたり議会での審議をいただき、市民の皆さんにも広報おたるや市のホームページに掲載するなど周知を図り、意見をいただきながら進めてきておりますので、市民の多くの方々には御理解をいただいているものと考えております。今後も、市民の皆さんに、事業の内容や今後のスケジュールなどわかりやすくお知らせをし、御理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。新病院の建設は多くの市民の皆さんの願いであり、一日も早い建設工事の着手に向けた作業を進めてまいりたいと思っております。

次に、市営室内水泳プールについての御質問でございますが、まず小樽市都市計画第1種市街地再開発事業の決定に対する意見書についてであります。意見書のほとんどが幼児から高齢者、障害者など多くの市民が利用している市営室内水泳プールを何とか残してほしい、残せないなら早期に代替プールを建設してほしいという内容のものでありました。水泳は、市民の健康増進やスポーツの振興はもとより、機能回復や病気予防にも適した生涯スポーツであることは十分認識しております。そのことから、現プールの代替施設について教育委員会と連携し、対応してまいりたいと考えております。

次に、再開発事業の補助金でありますけれども、この再開発事業は、中心市街地の定住人口の増加やまちなか居住の促進を図り、中心市街地の活性化を目指す事業であることから、第1種市街地再開発事業として市と国と連携して支援を行うものであります。

次に、初めからプールを残すことを主張すべきでなかったかという御指摘でありますけれども、これまでも説明してまいりましたとおり、再開発準備会に対し、計画段階からプールの導入について強く要請を行ってまいりました。また、補助金についてでありますけれども、市では、この再開発事業を小樽駅前という立地条件を生かし、商業、住宅、宿泊機能をあわせ持った複合商業ビルを建設することにより中心市街地の定住人口の増加やまちなか居住の促進が図られ、中心市街地の活性化に寄与する事業で

あるとの位置づけを行い進めているものであり、補助金を生み出すためにプール導入を断念したものではありません。

次に、再開発における新ホテルでありますけれども、本市の観光推進において宿泊滞在型観光への移行を目指しておりますが、中心市街地においては旧国際ホテル、旧ニューみなとホテルの閉館もあり、駅前周辺の宿泊ニーズに対応できない状況になっております。

次に、需要見通しについてでありますけれども、このたび進出するホテル運営企業は、これまでにマーケティング調査を数度にわたり行い、単なるビジネスホテルではなく、都市型リゾートホテルタイプとして温浴施設を導入するなど、より魅力を向上させ特色あるホテル運営をすることで新たな宿泊観光客の拡大も期待できることから、運営可能と判断し、進出を決めたと聞いております。

次に、温浴施設とプールの設置の違いでありますけれども、プールは天井の高さが通常の建物の2倍が必要であり、さらに水面は25メートルの7コースで375平方メートル、水深は1.2メートル必要となり、水量は約450トンとなります。これに比べまして温浴施設は、市内にある温浴施設と同程度とお聞きしておりますので、水面や水深の規模が小さいことから、水量も少ないものを計画していると考えております。このことから、プールと比較して、構造的に他の施設に与える影響は小さいものと考えております。

次に、ホテルを導入しない場合の事業収支でありますけれども、事業の支出は建物設計費、既存建物の除去費、補償費、工事費、事務費などの固定的経費で、収入は保留床処分金と補助金から成っております。床面積が縮小されますと工事費は減額されますが、他の経費に変動はありません。このことから、固定的経費は保留床売却で負担することになります。保留床を減らすと保留床売却価格が高くなることから、市場性を失うことになり、事業が成立しないことになるものと考えております。

次に、教育委員会の意思が示されないままの再開発事業を進めるということの御指摘でありますけれども、市では準備会からの検討結果などを総合的に判断した結果、当該事業にプール導入を断念したものであります。

また、教育施設の用途廃止につきましては、今後、再開発事業の推進に合わせて、教育委員会においてプールの廃止など、所要の手続を行っていくものと考えております。

次に、市営室内水泳プールと総合計画の関係でありますけれども、水泳は市民の健康増進やスポーツの振興はもとより、リハビリテーションなどにも寄与するものであり、高齢者や子供、さらには障害を持った方々など多くの市民に利用されてきた市営室内水泳プールは、本市にとって必要な施設であるとの認識から、必要に応じて改修を行ってまいりましたし、再開発事業への導入も要請してまいりました。しかしながら、再開発事業にプールの導入を求めることは、準備会の検討結果や市の財政状況など総合的に検討した結果、断念せざるを得なかったものであります。今後につきましては、教育委員会からも、将来展望として新たな室内水泳プールの早期実現とサービス水準維持のための予算確保について要望がなされており、当面の対策に係る適切な予算措置に努めるとともに、新たな室内水泳プールの建設につきましては、次期総合計画の課題としてとらえて検討してまいります。

次に、障害者自立支援法についての御質問でありますけれども、初めに事業所等の利用状況についての調査であります。6月20日から22日にかけて、市内の施設など9か所に担当者がお伺いし、利用者の実態や施設の抱える課題などについて聞き取り調査を行ったところであります。また、施設関係者からの要望を伺う機会や意見交換会などを通して、実態の把握に努めてきております。

次に、相談支援事業の委託についてですが、相談支援事業は北海道の指定を受けた指定相談支援事業所に委託することになることから、この指定の状況にもよりますけれども、現在5か所を予定しております。

次に、相談員の専門職員の増員ですが、現在、地域福祉課に障害者福祉司を配置しておりますが、市内には指定相談支援事業所に配置される相談支援専門員がいることから、こうした地域の資源を有効に活用するという観点からも、事業委託を予定している指定相談支援事業所において相談に対応してもらうことにしております。なお、10月以降、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者をはじめ、教育、雇用、保健・医療などの関係者で構成する「地域自立支援協議会」を設置し、地域の関係機関によるネットワークの構築や委託相談支援事業者の運営評価、困難事例の対応のあり方に関する協議や調整を行うこととしております。

次に、地域生活支援事業の実施主体と利用者負担についてですが、必須事業の相談支援事業は、市及び委託事業所において実施をし、利用者負担は無料、コミュニケーション支援事業は手話通訳の派遣は市、要約筆記の派遣は社団法人への委託を予定しており、利用者負担はいずれも無料とします。日常生活用具給付等事業は市が実施し、利用者負担は費用の1割を予定しております。移動支援事業のうち、移動介護と視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業は社会福祉法人等へ委託をし、利用者負担は費用の1割を予定しています。車両移送型については、現状の委託先に引き続き委託することとし、利用者負担についても現行どおり無料とします。地域活動支援センターは、市の指定を受けた社会福祉法人等に助成する形とし、利用者負担は無料とします。選択事業は、福祉ホーム事業を現在、福祉ホームを運営している社会福祉法人に助成する形で実施をし、利用者負担は法人と利用者の契約によることとします。訪問入浴サービス事業は委託事業とし利用者負担は無料、更生訓練費給付事業は市が該当者に更生訓練費を給付します。生活支援事業は、こう頭摘出者に対する発声訓練事業を委託で実施することとし、利用者負担は無料とします。日中一時支援事業と生活サポート事業は委託事業とし、利用者負担は費用の1割を予定しております。社会参加促進事業のうち、点字広報等の発行は市が無料で実施、奉仕員養成事業は委託事業とし、利用者負担は無料、自動車運転免許取得費助成と自動車改造費助成は、市が該当者に助成金を交付する形で実施することとしております。

また、現在、障害者デイサービスを行っている事業者が10月時点で地域活動支援センターに移行せずにデイサービスを継続する場合には、19年3月までの経過措置として、経過的デイサービスを利用者負担1割で実施することとしております。

次に、児童デイサービスの利用者負担でありますけれども、児童デイサービスが担っている児童の障害の早期発見、早期療育ということを勘案し、10パーセントの利用者負担を5パーセントにすることといたしました。これにより利用者負担は、平成17年度の平均と同額程度となるものであります。安定的な財源の確保という障害者自立支援法の考え方からも、介護給付費である児童デイサービスの利用を無料にするのは難しいものではないかと考えております。

次に、障害者自立支援法に問題はないかという御指摘でございますけれども、この法律は本年4月に一部施行され、10月に本格実施となることから、今後の利用者の動向や事業所等の新体系への移行状況などの推移を見極める必要があるものと考えますが、利用者のサービス利用抑制が生じることや地域生活支援事業の実施に必要な財源措置など一部に問題があることから、全国市長会を通して国に要望することにしております。

次に、負担上限月額の設定でありますけれども、全国的には自治体独自の負担上限月額を設定したり、一般世帯のうち所得に応じて政令で定める負担上限月額以下の額を設定している自治体があると認識しておりますけれども、本市といたしましては、厳しい財政状況の中で、地域活動支援センターの利用者負担の無料、さくら学園の利用者負担の激変緩和措置、児童デイサービスの利用者負担半額のほか、社会福祉法人減免の市の施設での適用や応能負担で実施している訪問入浴サービスの利用者負担無料な

ど、利用者負担について市としてできる範囲の独自の軽減策を実施することにしたところであります。

次に、事業所等に対する報酬でありますけれども、8月24日の「障害保健福祉関係主管課長会議」において、障害福祉サービスについて報酬の見直しが新たに示されたところであります。この見直しにより、法人等の経営や利用者の利用がどうなるのか見極めながら、必要であれば全国市長会を通して国に要望していかなければならないものと考えております。

次に、精神障害者への就労支援でありますけれども、景気回復が遅れている本市経済にあって、雇用状況は厳しいものがあり、とりわけ精神障害者にとっては就労が非常に難しい状況であると承知しております。精神障害者の就労については、市独自の支援策は特に設けておりませんが、小樽公共職業安定所など関係機関で構成する「障害者雇用連絡会議」が設置されており、今後ともこの会議を通して企業に雇用努力を促すとともに、就業相談や就職情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、精神障害者が就労している交流施設に対する運営費補助でありますけれども、当該施設は市内の社会福祉法人が精神障害者の就労並びに交流の場を提供するため運営しております。この施設については、先駆的な取組として国から全国精神障害者家族連合会を通して、昨年まで3年間の特別補助金が交付された経緯がありますが、これにかわって引き続き市が特別補助金を出していくことは、財政上の問題からも難しいものと考えております。当該施設につきましては、今後とも従前どおり事業を継続していくものと聞いており、その運営方針については障害者自立支援法の施行に伴い、運営主体である社会福祉法人が全体的な施設運営の見直しの中で検討しているところであります。市といたしましても、現在、策定作業が進められている小樽市障害福祉計画の中で当該施設の位置づけ等について十分検討を行っていききたいと考えております。

次に、介護保険制度についての御質問でございますが、初めに地域包括支援センターの設置でありますけれども、東南部、中部及び北西部地区に各1か所、全体で3か所のセンターを社会福祉法人に委託して設置してまいります。なお、実施状況を勘案しながら、その後の設置について検討していくことになろうかと考えております。

次に、介護予防プランの作成体制でありますけれども、包括支援センターでは保健師を中心として社会福祉士と主任ケアマネジャーが連携してケアプランを作成することとなります。新予防給付が始まる当初は要支援者が少ないことから、各センター直営でプランを作成することを考えており、現時点では東南部及び北西部は4人体制、中部地区は6人体制で臨みたいと考えております。

なお、要支援者の動向やセンターのケアマネジャーの増員の状況を踏まえ、居宅介護支援事業所への委託を考慮したいと考えております。

また、ケアプランの作成を委託する際の単価につきましては、介護報酬の1件4,000円をベースにしながら、包括支援センターの設置法人と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、地域包括支援センター運営協議会の構成員についてでありますけれども、公募の委員のほか、保健医療関係として医師会、看護協会、福祉関係として民生児童委員協議会、老人保健施設協議会、身体障害者福祉協会、ボランティア推進協議会、訪問介護事業所連絡協議会の各代表者、関係団体として総連合町会の代表者それぞれ1名の合計9名の委員で構成したいと考えております。

次に、介護認定における要介護1から要支援2への移行でありますけれども、本年3月に策定した介護保険事業計画では、国が示した8割で算定いたしました。が、来年1月にスタートする新予防給付の対象者数の見込みに当たりましては、昨年度に実施しましたモデル事業の実績を勘案して、要介護1の65パーセント程度が要支援2になるものと想定しております。

次に、新予防給付における訪問介護についての不安でありますけれども、3種類の定額報酬になるこ

とから、利用者からは特に生活援助が制限されるのではないかと不安の声が聞かれるところであります。しかしながら、予防プランを立てる際のアセスメントを十分に実施し、インフォーマルサービスを織り込むなどにより、予防重視の適切なサービスが提供されるものと考えております。また、訪問介護事業者からも報酬の定額化による減収を懸念する声もありますが、先日開催した新予防給付説明会などを通じ、その不安解消に努めているところであります。

次に、介護報酬の改善と利用限度額の引上げについての国に対する要望であります。全国市長会の介護保険対策特別委員会などよく相談した上で、必要なものは要望してまいりたいと考えております。

次に、福祉用具貸与における特殊寝台などが軽度者について対象外となる問題でありますけれども、本則適用は本年4月であり、貸与事業者や居宅介護支援事業者により適切に対応していると聞いております。特例が適用にならなかった利用者については、区分変更申請による再調査で確認されれば適用となる旨を指導しているところであります。また、給付対象外となる利用者数は把握しておりませんし、特に話はないと聞いております。

次に、福祉用具貸与の制度変更に伴う助成でありますけれども、この助成制度につきましては、今の財政状況から非常に困難であると考えております。

次に、認知症グループホームの定員と介護保険事業計画の必要利用定員数との関係でありますけれども、本年3月末までは改正前の介護保険法により指定権者が北海道であり、指定拒否の条項も存在しないことから、小樽市の計画数を超えていても、形式的に指定要件が整った施設について北海道が指定したものであります。改正法施行の4月からは、地域密着型のサービスとして小樽市が指定権者となったことから、新規の指定申請については受付を行っておりません。

次に、療養病床の廃止でありますけれども、国の説明資料によれば、介護療養病床は全廃、医療療養病床も4割減という方針が示されております。

療養病床の入院患者すべてが社会的入院とは言えず、医療提供のニーズにどうこたえるかの課題がありますが、介護療養病床の転換先としては、老人保健施設やケアハウス、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等が予定されており、来年夏までに北海道から示される地域ケア整備構想により、平成23年度までの転換を調整していくこととなります。市内の介護療養病床管理者には、現時点での意向調査を実施し、必要に応じて病床転換の相談支援を実施しております。

次に、児童扶養手当の問題ですけれども、会計検査院に指摘された児童扶養手当に関する現在の状況でありますけれども、会計検査院から本市を含め6市に求めのありました生計別認定に係る調査資料を、本市は8月25日に提出をしました。道からの情報では、現在、会計検査院において提出した資料を精査しているとのことであります。

次に、会計検査院の指摘による児童扶養手当の返還であります。これまで本市も含め全道の市においては、道の通知による判断基準に基づいて審査し、認定してきており、会計検査院から指摘された点については、全て道の指導が適正でなかったことが原因と考えております。したがって、仮に返還を求められたとしても、その財源は道において負担すべきと考えております。

次に、受給資格者と扶養義務者との生計別の判断基準についてであります。受給資格者と扶養義務者との生計関係については、原則同居していれば生計同一と考えられるところであり、制度の目的が母子家庭等の経済状態に照らし、援助が必要な家庭に手当を支給するということから、母又は扶養義務者の所得額が所定の制限額を超える場合は、手当の全部又は一部を支給しないものであります。なお、道がこの判断基準について国と協議し、他都府県の取扱状況も含め見直したところであり、市といたしましては、今後も道の判断基準に基づいて適正に行ってまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（高木正一） 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、プール存続に関する署名や陳情についてであります。多くの方々の存続してほしいという思いが署名や陳情という形になったものと受け止めております。

陳情者は、市民、利用団体、商業者、医療関係者など、それぞれの立場でその必要性を訴えておりますが、教育委員会といたしましても、水泳の普及・振興、市民の健康増進、さらには生活習慣病予防や治療、リハビリテーションといった観点からも必要な施設であると認識しております。

次に、再開発事業とプール廃止とのかかわりについてであります。現在進められておりますこの事業は、民間事業者を中心とした再開発準備会によるものであり、これまで市を通して事業の概要などについて説明を受けてまいりました。

教育委員会としては、この再開発事業に当たり、プールが導入されるよう強く申し入れてきたところであります。しかしながら、再開発準備会においてプールの導入が困難とされたので、仮に再開発事業が進められた場合を考え、これまでの室内水泳プール利用者へのサービスが途切れることのないようにとの観点から、当面の対応についても検討してきたものであります。

次に、市営室内水泳プールを利用しているサークルへの説明会についてであります。この説明会の開催の趣旨は、プールの存廃についての状況説明と教育委員会としてのプールを廃止せざるを得ないと判断した場合の対応策について、意見・要望を聴取するため実施したものであります。

説明会における主な意見としては、「現在地での存続を希望」「再開発計画への導入を希望などの要望や早急に代替施設を」あるいは「高島小学校温水プールを代替とする場合の課題」などの意見があったと聞いております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（菊 譲） 新谷議員の御質問にお答えいたします。

まず、代替案についてであります。市営室内水泳プール利用者には、これまでのサービス水準を低下させないことや、障害者の方々の利用に対しても十分な配慮を行うことを念頭に置いて当面の対応を検討しているところであります。

現時点での具体的な対応については、1点目として障害者利用にも配慮し、高島小学校温水プールの一部改修を行い、トイレ、シャワーの増設、水位を調節するための工事、階段式タラップの設置などを考えております。2点目として、各種教室については、高島小学校温水プールでは小学生教室を実施することとし、その他の教室については、規模や時間帯などを変えずに通年で開催可能な民間施設を利用して実施することを考えております。3点目として、利用増が予想されますことから、高島小学校温水プールの一般開放時間を夏の期間の小学校の水泳授業に支障のない範囲で拡大することを考えております。

次に、民間施設の受入れについてであります。現在、利用方法について施設と協議しており、新たな利用者の受入れに当たってはトラブルが生じないよう協力を求めてまいりたいと考えております。なお、新たな施設の建設については、先般、教育委員会として市長に申し入れたところであります。

最後になりますが、監視員や指導員などの嘱託職員の処遇についてであります。高島小学校温水プールの利用を中心に、各種教室については民間施設の利用を考えておりますことから、現行と同じ条件で高島小学校温水プールの継続雇用は難しいものと考えておりますが、今後、市長部局とも相談してま

いりたいと考えております。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

○20番（新谷とし議員） 再質問いたします。

最初に、財政問題ですが、1点お伺いします。OBCの滞納問題です。

平成16年度の市税滞納繰越分調定額の総計は約24億6,000万円、そのうちOBCの固定資産税滞納約15億円は非常に大きなウエートを占めています。これが入るのと入らないのでは、市民要望実現、市民の生活を守るという自治体としての役割を果たせるかどうか非常に大きな市政運営にもかかわっていく問題です。先ほどは何か要望というか、余りはっきりした答弁が聞けなかったのですが、入る見込みがあるのかないのか、それとも今後も滞納が増える見通しなのか、お伺いします。

それから、旧手宮線の土地購入ですが、参考までに教育委員会にお伺いします。新博物館構想を立ち上げた時点で、JRと話をしたのはいつですか。また、そのとき旧手宮線の話はあったのですか、なかったのですか。

それから次に、市立病院問題です。

議会で今この問題は継続審議中です。まだ決まっているわけではありません。それを実行できないかのように進めるのは間違いだと思います。これだけ市民の意見がたくさん出て、また、意見が対立している中で市立病院建設を急いで築港に持っていく、選択肢を非常に狭くしております。それはいかなるものでしょうか。日専連小樽から提案のあった土地と合わせて1万1,000平方メートルということですが、それでも民間病院との連携とか規模縮小、これらでその土地への建設は可能です。市長は、第2回定例会で菊地議員の質問に対して、構想はコンクリートするものではない、このように述べております。ですから、今のいろいろなさまざまな状況の中で、「絶対この病床数は必要だ」。これは見直すべきではないかなと思います。民間病院が多いこと、そして全道の自治体の公立の病院を見ても、小樽市の病床数は多いと思うのです。ですから、まだこれは検討の余地があると思います。

それから、この病院の一番の問題は、医師の確保です。先ほどの市長の答弁にもありましたが、労働条件、これの一番の保障は医師確保だとおっしゃっておりました。確かにそうだと思います。しかし、新病院ができるのは、市の計画どおりに必ず医師が来るという念書でもとってあるのでしょうか。見通しは明確ではないと思います。なぜなら、全国各地で起きている深刻な医師不足の根源は、政府の医療給付費削減策の下での医師不足にあるからです。人口1,000人当たりの医師数を外国と比べますと、ドイツやフランスの6割、OECD加盟国で27位、それとの比較では12万人ほど不足をしております。しかし、厚生労働省の「医師の需給に関する検討会」の報告書では、わずか9,000人で充足するとしています。全く実態に即さないことを言っていると思いますが、そういう中での医師確保、極めて厳しいと思います。改めてこの念書でもとってあるのか、本当にそれが確保できるのか伺いたいと思います。

それから、建設場所です。今も言いましたけれども、まだ検討の余地はあります。それを一方的に築港しかない、待ったなしだというのはどうでしょうか、議会の審議も経てまだ検討の余地があります。何が何でも市長は築港に持っていくつもりなのか、その点を伺います。

それから、市営室内水泳プールについてです。準備会に今までプールの建設をお願いしてきたと言いますけれども、最初の経緯を見ますと、最初からプールを難しいと言ってきたのは市長です。ホームページに載せておりました。それで、去年の8月の設計図には、プールの絵がなかったと議会に報告がありました。まるで人ごとです。権利を投げ捨てて民間再開発の事業だと責任逃れをしてきたのは許されないと思います。そして、教育委員会でも、事業経過は聞いてきたと言いますけれども、まだ廃止を

しっかり決めているわけではありません。この公有財産に関する長の総合調整権というのがありますが、そこでは何と説明しているのでしょうか。

それから、再開発の事業者は大和ハウス、アーバンコーポレーション、いずれも大きな企業です。残る側も、力のある会社ですから、これは十分御自分たちでできるのではないかなと思います。ですから、こういうような大企業は自力でやってもらいたい、そのように思います。

それから、教育委員会に聞きますが、代替案を出しておりますが、5万人全て受入れ可能か、個人のサークルやシンクロのサークルはどうするのでしょうか。

次に、障害者自立支援について伺います。

先ほど6月に調査を行ったという答弁をいただきましたが、どんな意見が出ているのでしょうか。知的施設に通所している人ですが、今まで負担はゼロでした。一気に2万5,000円になっております。その人の母親も、働きに出ているが収入も少ないし、うつ病になってしまったということを聞いています。これでは自立支援ではなく、逆に家族まで巻き込む自立阻害、これが実態です。また、精神障害者の方は、不安で夜も眠れないと聞いております。どこでも共通して出される声は、負担軽減の声です。日本共産党国会議員団の調査では、身体、知的、通所施設では98パーセントが負担増になった、負担がゼロから一、二万円負担が約50パーセントです。2万から3万円未満が25.6パーセントと負担が大幅に増えております。利用者が自治体へ望む声としては、利用料負担軽減が72パーセントもあります。今回、無料と提案されているデイサービスは、週2回程度ですけれども、通所は毎日通うのが前提で、事業の目的も違います。当然、毎日通所するとなると、負担が大きくなるわけです。収入が低ければサービスが受けられなくなり、自立支援とは言えないわけです。

そういう点では、大分市、京都市、別府市などで行っている所得階層区分4を6にと区分を多くして、負担上限額を国の基準より下げて支援しているわけですが、自立支援の予算について、市長は、第1回定例会で市の負担は当初予算ベースで17年度に比べて18年度は2億円の減と答弁されております。今回提案の地域活動支援センター事業、主にはデイサービスですが、国と道の補助金のほかに市の一般財源は773万円と聞いています。それと児童デイサービスとさくら学園への一般財源合計は約940万円です。2億円との差は、かなりあります。支援拡大ができるのではないですか。この点でいかがでしょうか。

それから、介護保険制度ですが、福祉用具貸与について、要介護1でもベッドがあるから1で済んでいるわけです。介護予防の概念で貸与から外すというのは、介護を重度化させるということで、これは問題です。予防だから必要なのではないかと思います。テレビコマーシャルでパラマウントベッドの宣伝をしているそうですが、市長はごらんになりましたか。要介護1から要支援になるすばらしいベッドだと宣伝しているそうです。まさに介護度を軽くするためのベッド利用で、生活必需品なわけです。今、問題ないという答弁でしたけれども、仕方なく中古のベッドを買っているのですよ。生活保護受給の方は10月からベッドを買う加算はつきません。ですから、大変困っているという話も聞いております。最低でも生活保護、また、低所得の方の場合、助成をすべきではないでしょうか。

それから最後に、児童扶養手当返還問題ですが、これは小樽市としては、返す道理は全くありません。ぜひ頑張っていたきたいと思います。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝麿） 再質問にお答えをいたしますけれども、初めに財政問題でOBCの滞納分ですけれども、現在、分納中でございまして、今回、経営者も変わったことで、今までの会社の経営内容を検

証しているそうでございますけれども、その中でこういった経営改善になるのか、そういったものも見ながら、さらに納税交渉を詰めていきたいと思っています。

それから、病院の関係では陳情が出ています。今、継続審査中だということで、その中で進めるのは間違いだという御指摘ですけれども、先ほどからお答えしているとおり、現在の老朽化した病院、最近も管が破裂して漏水があるなどいろいろな事故が起きているわけです。その中で今のままこれから何年も使うなんていうことにはなりませんので、これは早くやらないと財政的な面も含めて大変なことになるのではないかなというふうに思っていますし、病床数の問題は、御承知のとおり890床から今493床に減らすわけですから、大幅な減少です。そういうことで、その中でこの493床が適当かどうかということについても、さらに検証したいと思えますし、問題になっております産科、小児科の問題、これが医師の集中といいますが、あちらの病院にもこちらの病院にも産科、小児科を置くということにはならないという一つの方針もありますから、協会病院で対応するか、市立病院で対応するか、これはどちらかで対応しなければいけない、今後、大学の医局との関係でどういう配置になるのか、その点も踏まえて検討しますので、その中でもし引き続き協会病院で担っていくのだということになれば、その部分の病床は少なくなるというふうに思っております。

それから、医師確保の問題ですけれども、確かに状況は大変厳しいわけですが、ただ国が言っているのは、全国的に見れば医師は確保されていると言っていますけれども、これは中央に集中しているわけです。北海道で言えば半分以上は札幌に集中しているという意味で、そういった意味から、大変今の研修医制度等も含めまして非常に難しい問題ですけれども、何とか我々も、私も何回か医局の方へ行っております。教授と直接話をした中で、早く病院をつくらなければ医師の派遣はできないというふうに言明も受けておりますから、そんな意味では新病院ができれば一定程度は確保できる、すべて100パーセントとは言いませんが、何とかそういうことでこれからも大学と連携を密にして要請をしてまいりたいというふうに思っています。それから、場所はもう築港以外にないのかということですが、先ほどから何回も何十回も言っていますけれども、場所がないのです。あれば当然やります。だから、もうないので仕方なくあちらへ行ったわけですから。当初から我々は量徳小学校がいいのではないかなというふうに思っていましたけれども、学校はつぶすなということですから、学校は残せということですから、いたし方なく第2の候補地を考えたわけです。

(発言する者あり)

○議長(中畑恒雄) 静粛に答弁を聞いてください。

○市長(山田勝麿) それから、プールの問題については、これも先ほどの答弁で申し上げたとおりでございます。それ以上追加することは何もありません。

それから、障害者自立支援法施行に伴う関係者の意見については、福祉部長から答弁させます。

それから、その負担軽減について、他のまちの例も引き合いに出されて、それから第1回定例会の答弁でありましたけれども、御承知のとおり、冒頭の質問でもありましたとおり、2年連続の赤字予算の中でこれ以上の軽減策をとれば、その分は赤字として増えていくわけですから、非常に難しいということで御理解をいただきたいと思います。

それから、児童扶養手当の問題については、非常に問題のある道の対応ですから、これについては私も道の副知事に直接申し上げましたし、ただ、これはいろいろちょっと複雑な問題もあって、全部ひっくるめて、道庁も含めて、北海道全体で返還すると何百億円だそうです、そこが一番問題のようで。ですから、ただ我々としては6市だけ犠牲になるのはおかしいのではないかなという感じを持っていますから、これはもし返還するのであれば、道がきちんと財源負担すべきだということは申し上げております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 福祉部長。

○福祉部長（中町悌四郎） 私の方から再質問のありました障害者自立支援法の障害者の利用の実態、その辺の意見をどのように聞いているか、お答えしたいと思います。

6月にも各施設にお伺いして、いろいろ調査をする中で意見・要望、さまざまなことをお聞きしましたけれども、やはり基本的にはこの障害者自立支援法、定率負担、1割の負担があるという中で、やはり基本的に皆さんが困っているのは、そういったところから利用抑制、そういった声はお聞きしているところでございます。そういったことから今回の地域活動支援センター事業は、やはり障害者の皆さんが自立と社会参加ということで、引きこもりにならないようにするための大切な事業ですので、利用を無料とする、そういったこともさせていただいた。

それと発達支援センター、それからさくら学園の部分、これもその利用抑制ということが、療育活動に支障となるということがありましたので、先ほど市長からも答弁がありましたとおり、大変厳しい財政状況の中なのですけれども、市としてできる範囲のそういった独自の軽減をさせていただいていると。

（発言する者あり）

それから、介護予防の福祉用具の貸与サービスの問題です。先ほどお話がありました特殊寝台の問題ですけれども、これは既に本則の適用は4月からなっておりまして、そういった中で、私どもは事業者の方とそれから利用者の方と、これからどうするのだという困っているという直接的なお話は聞いておりませんけれども、現実には仮にそういう相談がある方については、相談を聞きながら、そしてこのサービスの変更につきましても、一定の条件があれば適用が受けられるということもございますので、そういった部分十分に相談をお聞きしながらやってまいりたい、そういうふう考えております。

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（菊 譲） 新谷議員の再質問にお答えいたします。

5万人すべてにプールが代替案では可能かという御質問だったと思いますが、各種サークルにつきましては、先ほど触れましたように民間のプールを利用することによりまして、また、個人につきましては、高島小学校温水プールのオープン時間を拡大することによりまして可能ではなかろうかと思えます。

また、各種大会がありますが、それにつきましては、当分の間、難しい場合には協会と十分協議しながら、例えば近隣のプールを利用していただくとか、まだそれはどういう状況になっているかは十分把握してございませんが、そういう大会での対応を考えてまいりたいというふう考えてございます。

それから、もう一つの方の旧手宮線の跡地については、直接JRと対応してまいりました部長に答弁させます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育部長。

○教育部長（山岸康治） （仮称）新博物館の計画についてJRとの関係で、いつ話をして、旧手宮線の話があったのかという御質問でございますが、新博物館の基本計画案を教育委員会として議論し始めたのは、多分昨年の秋ぐらいかなと思ってございますが、JRにこの計画案をもって話をしたのは昨年の12月末が最初であろうかと思えます。その時点では一応考え方を示したもので、土地利用の契約等の話はなかったように聞いてございます。それで、今年に入りまして私にかわってから、JRとの話合いの中で、5月の時点だと思えますが、JRの方から旧交通記念館のJRの敷地はJRとしては旧手

宮線の一部として認識をしていると、こういうことから旧手宮線については長年にわたって小樽市との懸案事項であり、早期決着を図ってほしいというようなお話はこの時点で伺ってございます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

○20番（新谷とし議員） 答弁漏れが二つあります。一つは、公有財産に関する長の総合調整権、これを答えていただいております。それと障害者の自立支援で軽減策を拡大できないのか、この点についてのお答えがありませんので、再々質問とは別にお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 福祉部長。

○福祉部長（中町悌四郎） 障害者自立支援法の独自軽減の拡大なのですが、今回10月からの本格実施ということで、10月以降実施する事業も多々ありまして、今回、事業費で約6,000万円の補正予算を計上しているのですが、やはりこの10月から本格実施ということで、これは6か月間の予算になるのです。来年以降はやはり1年間で予算を組まなければならない、それでこの障害者自立支援法も、利用者は今後もやはり増加していくということも十分ありますので、そういった中で、今回提案させていただいています独自軽減は、そういった内容にとどめざるを得ないと、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。

（発言する者あり）

○議長（中畑恒雄） 今もう一つの答弁漏れの方を答えるので、ちょっとお静かに願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝麿） 公有財産の件ですが、最初の質問でちょっと聞き取れなかったのですが、もう一回できましたら。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

○20番（新谷とし議員） 地方自治法で公有財産に関する長の総合調整権というのがあるのですが、それについて説明してくださいと言ったのです。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 総務部長。

○総務部長（山田 厚） 地方自治法第238条の2に公有財産に関する長の総合調整権ということで、「普通地方公共団体の長は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対し、公有財産の取得又は管理について、報告を求め、実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる」これが2の趣旨で、あと第2項、第3項というのがございます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

○20番（新谷とし議員） 再々質問します。

今の説明を受けました、地方自治法第238条の2、こういう総合調整権というのがありますが、その解説に書いてあると思いますけれども、普通地方公共団の長の関与権を認めたものではありません。実際の運用に当たっても慎重に行使しなければなりませんが、普通財産になっていないうちから、もうさっさと再開発だ、プールは要らない、このように進めていること自体に非常に問題があります。こんなに

たくさんの存続要望があるのにもかかわらず、権利を売ってそれを再開発の事業に回す、これはもう大変ひどいと思います。そのうちの一部をプール建設に回したらいかがですか。文部科学省の補助金もあります。財政部から幾ら起債でやっていったらいいのかというシミュレーションを出していただきましたが、それでは今の小樽市の財政からして何とかやれるのではないかなというふうに思います。まず、そういう市民の声に、まずそこに主眼を置くということが大事だと思うのです。もう市長の、それから理事者の姿勢を見ますと、やはり大きな企業優先です。障害者自立支援の、その拡大はできないと言っておきながら、私は旧手宮線が必要でないとは言いません。それは市民要望でもありますし、いいと思うのですけれども、そこに2億円出すお金があって、障害者の方に非常に厳しい、そういう姿勢はいかなものかなと思うのです。ですから、買わないでその土地は借りたらいいのではないですかと言っているのです。その点をもう一回聞きます。

それから、自立支援の方、デイサービスは法人に限って無料です。しかし、それ以外は経過的デイサービスとしてお金を1割取ると、こんな不公平なことはありません。福祉施策として、やはりこれはみんなに公平にやるべきだと思いますので、この経過的デイサービスの方も法人と同様に無料で行うべきではないですか。

それから、これからの分として約6,000万円を補正したとのこと。確かにそうですし、地域活動支援センター事業のデイサービスへの市の負担分として大体1,000万円より少ない額が今度計上されているわけですが、しかし当初予算の2億円から見たらまだ余裕があります。何と云っても、障害者の方をどう支援するか、そこに目を向けていただかないと、本当にこの自治体の役割は何か疑問を持たざるを得ません。

(「国が悪いのだ」と呼ぶ者あり)

国が悪い。それはあなたの方で決めたでしょう。

(「公明党が決めたのだぞ」と呼ぶ者あり)

自民・公明が決めたので、何を言っているのですか。

(「逆さまなこと言わないでくれよ。だから、こんなに苦労しているのだよ」と呼ぶ者あり)

そうです。それで、そういう立場に立って市政運営を進める上で、やはりこの障害者の方への支援拡大をぜひ検討してほしいと思うのです。そんなに切り捨てた言い方をしないで検討を約束していただきたいと思います。市長、いかがですか。

それと病院の問題ですが、量徳小学校の跡地がだめになったということで、これは絶えず問題になっていますが、市長は、ではなぜあのときに再三小学校の方が、また地域の方が、病院の問題があるのだったら説明に来てほしいと言ったのに、どうして来なかったのでしょうか。まだその時点で検討の余地はありました。しかし、今までの経緯を見ますと、その時点で既に築港という、それも出ていたのです。ですから、最初から築港がないような言い方をしますけれども、築港がその時点で出ていたということが、もうちゃんと今までの経過、理事者の方にもらった中に書いてあります。

(「書いているよ」と呼ぶ者あり)

そうです。

それから、プールの問題では、何も話すことはないということはどういうことでしょうか。プールの問題で何も話すことはない、そんなことはないでしょう。これはやはり、今、教育委員会からも早期に建設してほしい、そういう要望が正式に上げられたのですから、ぜひ検討すべきだと思います。

それから、基本構想の再検証ということですが、これは基本設計の前に見直すのですか。それを伺い

ます。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝鷹） プールの問題から旧手宮線に移ったので、どこが質問かよくわかりませんが、旧手宮線の方は借りたらどうかということですが、これも何回も説明していますけれども、昭和60年から始まった話なのです。とにかく旧手宮線は小樽の歴史的遺産だと。ぜひ清算事業団に売らないでJRで持っていてくださいという要請をしたのは、小樽市なのです。その後、跡利用の計画と、それから将来これについては取得しますという約束があるのです。したがって、小樽市は

（発言する者あり）

ちょっと静かに、静かに聞いてください。

（発言する者あり）

今まで税金をもらっているのです、小樽市は、固定資産税。そして、それを借りているわけです。JRの言い分として何とか早く処理してくれというのは、我々としてもそういう約束もあるし、税金ももらっているものですから、それを早く処理しなければならないという問題がありました。

それから、教育委員会から答弁があったように、旧交通記念館の土地の問題もあるものですから、トータルで考えて、これ以上JRに、まだ待ってくれというのはなかなか我々としては言いづらいと、そういうことです。

それから、障害者自立支援法の問題で、我々も先ほど申し上げましたけれども、決して中身のいい法律だと思っていませんので、それでできる範囲の独自の軽減策をとったわけです。ですから、まだまだ問題がありますので、これについては小樽市の障害者の方だけが負担を負うわけではなくて、全国の問題ですから、これについては共通の問題として、これから国に対して強く要請をしていきたいというふうに思っています。

それから、病院の問題については、説明に来なかったというお話がありましたけれども、説明の要請があれば行くとは言っていますけれども、そもそもこれの発端は、やはり今ある学校の子供たちに、ここに病院をつくるからどこかへ行けという話にはならないだろうというのが一つあります、根本的に。それで、たまたま小学校の適正配置計画が目の前にありましたから、それがあつてのわかつていて、ここに病院をつくるから学校の子供たちはどこかへ行きなさいと、そういうふうには私はならないという判断もありましたので、適正配置計画を優先させたということでございますので、御理解願いたいと思います。

それから、プールの問題については、最初の答弁で答えましたので、それ以上のつけ加えることがないものですから、先ほどの答弁のとおりだというふうに申し上げました。我々としてもプールは必要ないとは思っていませんので、これも先ほど申し上げましたけれども、そういうことで、ただ問題は、あとどうするかという重い課題がありますので、これについては現状で高島小学校温水プールを何とか整備をして、障害者の方もその他の方も利用できるようにしていきたいと。それから、新しいプールについては今すぐはできませんけれども、総合計画の位置づけの中で将来やっていきたいというふうに思っています。

それから、基本設計の問題ですけれども、これは一定程度の整理をしなければ基本設計にも入れませんので、お伺いになっている問題については課題を整理して、その上で基本設計に入っていくというふうになると思います。

○議長(中畑恒雄) 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 6時40分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 斎 藤 博 行

議 員 秋 山 京 子

平成18年

第3回定例会会議録 第3日目

小樽市議会

平成18年9月12日

出席議員（31名）

1番 上野正之
3番 山田雅敏
5番 井川浩子
8番 菊地葉子
10番 大橋一弘
12番 前田清貴
14番 成田晃司
16番 斎藤博行
18番 佐々木勝利
20番 新谷とし
22番 北野義紀
24番 松本光世
26番 久末恵子
28番 高橋克幸
30番 秋山京子
32番 佐藤利幸

2番 森井秀明
4番 小前真智子
7番 若見智代
9番 小林栄治
11番 大畠護
13番 横田久俊
15番 佐々木茂
17番 山口保
19番 武井義恵
21番 古沢勝則
23番 大竹秀文
25番 見楚谷登志
27番 中畑恒雄
29番 斉藤陽一良
31番 佐野治男

欠席議員（0名）

出席説明員

市長 山田勝麿
助役 鈴木忠昭
水道局長 工藤利典
総務部参事 吉川勝久
経済部長 安達栄次郎
福祉部長 中町悌四郎
環境部長 本間達郎
港湾部長 山崎範夫
消防長 仲谷正人
監査委員長 中塚茂
総務部総務課長 田中泰彦

選挙管理委員会
委員長 深山雄造
教育長 菊讓
総務部長 山田厚
財政部長 磯谷揚一
市民部長 佃信雄
保健所長 外岡立人
建設部長 嶋田和男
小樽病院院長 小軽米文仁
事務局局長 山岸康治
教育部長 宮腰裕二
収入役職務代理者
（会計室長）
財政部財政課長 堀江雄二

議事参与事務局職員

事務局 長	松川 明 充
庶務係 長	石崎 政 嗣
調査係 長	関 朋 至
書 記	北出 晃 也
書 記	島谷 和 大
書 記	村中 香 織

事務局 次長	三浦 波 人
議事係 長	佐藤 正 樹
書 記	渡辺 美 和
書 記	大崎 公 義
書 記	松原 美千子

開議 午後 1時00分

○議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、井川浩子議員、古沢勝則議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第31号並びに報告第1号ないし第4号」を一括議題とし、昨日に引き続き会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、29番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 29番、斉藤陽一良議員。

（29番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

○29番（斉藤陽一良議員） 平成18年第3回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

まず、平成17年度決算と財政再建推進プラン実施計画との関係についてお伺いいたします。

17年度当初予算は約3億9,000万円の赤字として編成され、それに16年度分の赤字約11億8,000万円を引き継ぎ、約15億7,000万円のマイナスからのスタートとなりました。平成17年度は、赤字圧縮の努力にもかかわらず、アスベスト対策や大雪による除雪費の2度にわたる増額補正など歳出増、また、市税の減収などの歳入減により、赤字額は第1回定例会終了時点で約19億5,000万円となっております。

まず、最近、新聞報道された企業会計における病院事業会計への長期貸付金の会計処理の問題点の指摘と、その適正化に伴う一般会計への影響については、現時点ではどのような見通しを持っておられるのか、お示ください。

また、44億円に上る貸付金の償還について、どのような考えで臨まれるのか、御見解をお示ください。

もう一点、現在、建設工事が進められている北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却施設及びリサイクルプラザへの本市の負担金について、建設事業費のほかこれから決定される管理費、施設管理及び運営費などの分を含めた後年度負担金については、財政再建推進プラン実施計画の中に見積もられているかどうか、もし見積もられているのであれば、その期間、金額、内容についてお示ください。

また、この厳しい財政再建のさなかにあって、より厳しい負担削減の取組が求められているのではないかと考えますが、御所見をお示ください。

また、地方財政法施行令の地方債協議制度の変更により、新指標である実質公債費比率が算出されることとなり、本市は、17年度について19.2パーセントで18パーセント以上の許可団体に該当するとのことであり、今後、公営企業債の償還に対する繰出金、一部事務組合等が起こした地方債の償還金に対する負担金又は補助金のうち、公債費に準ずる経費を加えて算定されるとすると、市立小樽病院の統合新築、また北しりべし廃棄物処理広域連合への負担金などが新たに参入されることとなれば、25パーセントの起債制限に該当するおそれはないのか、お伺いいたします。

さらに、この項の最後に、現時点でこのような新たなマイナス要素が発生している以上、実施計画の見直し、場合によっては推進プランそのものについても見直す必要が出てくるのではないかと考えますが、御所見をお示ください。

次に、障害者自立支援法の10月全面実施にかかわってお伺いいたします。

これまで立ち遅れていた我が国の障害者福祉は、3年前に導入された支援費制度により、サービスそのものの面では大幅に充実しました。しかし、問題点も指摘されており、利用の伸びに国や地方の予算措置が追いつかない。提供されるサービスに地域間格差が大きく、必要な人に行き届かない。精神障害者が対象外となっているなどであり、あります。

これに対して、本年4月から施行された障害者自立支援法は、障害者が地域で自立して暮らせるようにするという支援費制度の理念を継承した上で、どこの地域に住んでいても障害者が必要に応じて一定のサービスを安定的に受けられることを目指し、身体、知的、精神といった障害の種類によって異なる各種福祉サービスを一元化、これまで裁量的経費であった福祉予算を義務的経費として国が負担し、必要なサービスを全国どこでも平等に利用できる持続可能な障害者福祉制度の構築に道筋をつけたことは評価できます。

一方、国の負担を法律で明確にするとともに、措置から契約へという考え方の下、利用者もサービスの利用料と所得に応じて一定の負担をする利用料金制が導入されました。具体的には、国の財政負担で賄われる自立支援給付は、利用者の負担能力に応じた限度額を設定した上で、利用料金の1割を負担、食費、光熱水費は全額自己負担を原則とし、区分1から区分6までの障害程度区分が設定され、それと密接な関係をもってサービスの利用が決定される介護給付と区分が設定されない自立訓練、就労移行支援などの訓練等給付に分けられています。また、相談支援、移動支援、福祉ホームなどの地域生活支援事業は、市町村が行う事業とされ、国の財政負担は従来と同じ裁量的経費となり、予算の範囲内で地域生活支援事業全体をまとめた統合補助金として市町村に補助され、どの事業にどれくらいの配分を行うか、応益負担や障害程度区分を適用するかどうかなどは市町村にゆだねられています。

以上のことを踏まえて、利用者の負担が過重にならないよう、また、サービスの利用抑制などが起こらないようにすることが第一と考えますが、本市の18年3月末における障害別の手帳交付者数及び福祉サービス利用者の数と17年度と18年度の利用者負担の変化について例を挙げてお示しください。

さらに、本市における地域生活支援事業の事業展開、応益負担、障害程度区分の導入等についての基本的な考え方をお示しください。

次に、利用者の負担を過重にならないようにする所得に応じた月額上限の設定については、基本的に障害者の自立の観点から、世帯ではなく個人単位の所得で設定すべきと考えますが、市長の御所見をお示しください。

しかし、現状では世帯単位の所得把握が原則とされ、自己負担を抑えるため、本人のみの世帯となれば収入が年金と工賃収入、福祉手当のみになる場合が多く、負担上限が低くなる可能性があるため、住民基本台帳上の世帯分離をすることが一般化しつつあります。あえて世帯分離をしない場合、月額負担上限額の設定に係る世帯の範囲の特例として、税制上同一の世帯に属する親、兄弟、子供等が障害者を扶養控除の対象としていないこと、健康保険制度において同一世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていないことの2条件を満たす場合、障害者とその配偶者の所得をもって別世帯として扱うことができ、利用料金負担を軽減することができる可能性があります。本市におけるこの特例の適用状況をお示しください。

また、この特例の運用に当たっては、具体的な個々のケースで障害者にとって不利な取扱いとならないよう十分な配慮を求めますが、市長の御所見をお示しください。

次に、社会福祉法人の運営する入所施設などの利用者が、負担増や障害程度区分の判定結果を理由に不本意な退所を余儀なくされるなどの弊害が指摘されています。現在、本市において施設入所利用者のうち、区分3以下（ただし、50歳以上は区分2以下）と判定され、施設入所支援の利用対象外となっており、入所支援を希望しながら不本意な退所をせざるを得なくなる可能性のある人の数はどのくらいと把握されていますか。

この問題は、根本的には障害程度区分のコンピュータによる1次判定に介護保険と同じプログラムが使われていて、行動障害が特性である知的及び精神障害者にとって、正確な判定が行われにくいという

ことがあります。これを補う意味で、市町村審査会における総合判定が果たす役割が大変大きいと考えますが、行動障害を判定に的確に反映させるため、医師や障害者団体の代表の参加など本市における審査会の委員構成等についてお示してください。

また、いろいろな理由で退所した障害を持つ人たちが、在宅生活の中で地域社会とどのように交流し、生きがいを持って日々の生活を送れるようにできるか、地域社会の受入れ態勢づくりをどのように進めようとしているか、御所見をお示してください。

一方、施設を運営する法人等の側からは、福祉サービス等の報酬の精算が月額制から日額制になったことから、入所施設に在籍していても、夏・冬の長期休暇での帰宅や急病等のための利用休止による利用回数の減が直接施設の収入減となり、退所による在籍数の減と相まって、法人等の経営を圧迫することにもなります。施設から在宅へ、障害者が地域で自立して暮らすことができ、一定のサービスを安定的に受けられるようにするという障害者自立支援法の理念の実現のためには、サービスの利用者と提供者がともに安心して進むべき道筋を示す必要があります。当面、法人等の安定した経営を確保するため、利用者負担の一部補助など激変緩和措置が望まれますが、市長の御見解を求めます。

また、入所施設と通所授産施設における利用者負担の減免に当たって、月額工賃の控除額が3,000円のための、工賃の高い利用者は負担の上限額も高くなり、工賃より利用者負担が上回ることが多いという問題があります。これに対して、10月から入所施設における個別減免については、手元金が最大で年間28万8,000円、月額2万4,000円まで残るよう控除額を引き上げる。通所施設については、年間の収入が収入基準額以下の者に対して、一律に負担上限額を半減する社会福祉法人減免に加えて、工賃が一定額以上の利用者についても、社会福祉法人減免の対象となるよう、新たに年間28万8,000円まで収入から控除するなど取扱いが見直されます。しかし、この見直しの対象となるのは、その前提として個別減免にしても社会福祉法人減免にしても、市民税非課税世帯に属する者のみとされています。市民税課税の一般世帯の月額上限額は3万7,200円であり、非課税限度額の撤廃と重なり、課税世帯のうち比較的所得の低い層の負担感は予想以上に厳しいものがあり、この部分に対する軽減策について国などに要請するとともに、本市独自の軽減策についても検討すべきと考えますが、御見解を求めます。

また、障害別、世帯所得階層別、利用金額別の福祉サービス利用実態調査の実施を求めます。

この項の最後に、地域生活支援事業について、国の財源措置は従来の裁量的経費として事業の積み上げでなく統合補助金による配分となり、事業ごとの予算の裏づけがありません。そのうち従来の小規模作業所や共同作業所は、これまでの法定外の位置づけから、就労移行支援事業、就労継続支援事業などの訓練等給付や地域生活支援事業の一つである地域活動支援センターとして法定された事業へと移行することが想定されています。また、通所授産施設についても、今後、法定された事業への移行が必要となると考えます。

本市におけるこれら施設の運営の現状と19年度以降の事業運営の見込みや方向性について、本市におけるこれらの事業の受皿としての地域活動支援センターの考え方など把握されている限りでお示ください。

次に、本市の文化芸術振興施策の充実についてお伺いいたします。

本年第1回定例会において我が党提案の小樽市文化芸術振興条例が可決成立し、小樽市文化芸術振興基本計画の策定に向け、第1回の文化芸術審議会が開催されたと伺っております。審議会の今後の開催予定、審議の進め方、また、計画策定までのスケジュール等についてお示ください。

アーティストバンクについては7月から登録が始まっていますが、現在までの登録状況をお示ください。

また、今後の市民周知の方法などに工夫も必要かと考えますが、御見解を求めます。

また、登録者のメリットとして活動内容のPRのほか、アーティスト相互の交流や情報交換などがありますが、施設利用料の割引などを受けられるようにすることも検討すべきと考えます。従来の割引や減免制度が施設や対象者、団体ごとに率、内容が細かく違っており、煩雑でわかりにくいことも考慮して、統一的でわかりやすい減免制度の早急な実施を求めます。御所見をお示してください。

この項の最後に、小樽市文化芸術振興基金については、資金基金条例の改正は行われたものの、今後の予算措置など基本的な考え方を示してください。

市内外の篤志者や企業などへ基金への寄付を呼びかけるなど、広報・周知活動の強化や基金の意義や運営方針などをわかりやすくまとめたパンフレットを作成、配布してみたいかと思いますが。

また、それとは別に、寄付の受皿として、「（仮称）ふるさとメセナ協議会」のような組織を立ち上げ、企業や団体などに寄付の依頼をし、寄付者は金額の多少にかかわらず、協議会に寄付や協賛金の寄託を行い、協議会が基金に積み立てることを目的として市に寄付を行い、その基金を基に市がいろいろなプロ又はアマチュアの個人又は団体の芸術家、文化団体などに助成を行う仕組みを立ち上げてほしいかと思いますが。

行政にばかり頼るというのではなく、行政は陰のバックアップに徹することにより、民間の力が本市の文化芸術活動を支え、発展させているという実感を持てるのではないのでしょうか。市長の御感想をお伺いいたします。

次に、平成18年度の除排雪対策についてお伺いいたします。

17年度は積雪量が史上最高の1メートル72センチという記録的な大雪に見舞われ、当初予算の9億4,080万円に加えて、2億3,000万円の補正を2度行い、総額14億80万円という過去最高の除雪費総額となりました。現在、除排雪は四つのステーションでそれぞれの共同企業体の請負業者が分担して行っていますが、市民からはステーションごとに除排雪の対応に差があるなどの声が上がっております。

市長は本年第1回定例会の我が党の佐藤議員の質問に対して、「請負業者に対する管理の体制は除雪対策本部に現場単位のステーション担当者を配置し、市内同一の除排雪基準で作業を進めるよう除排雪業者を指導、監督する方法で行っている」としながらも、「今後、除雪対策本部及びステーションの体制について検討し、検証し、効率的な除排雪に努めてまいりたい」と御答弁されております。しかし、除排雪車両1台当たりの除雪延長、除雪延長1キロメートル当たりの契約額がステーションごとに異なること、また、降雪量、積雪深の格差、地域の道路状況の相違など、地理的・気象的条件の微妙な差異によって、結果的に除排雪の水準に差が出ることは十分に考えられることであります。市内全域に均一に機材や人員を割り当てるという考え方ではなく、地域ごとの特性に応じた必要作業量を積み上げて、それに応じた機材や人員を傾斜的に配分することが必要と考えます。この問題について区域の見直しや今年度も4ステーションの体制を維持するのもも含めて、検証の結果と今年度の方向性についてお示してください。

次に、地域ごとのきめ細かな除雪懇談会の開催については、今年は早い時期から町会単位の話合いを進めていくとのことですが、スケジュールをお示してください。

さらに、できるだけ多くの市民に参加してもらえるよう周知方法を工夫するなど必要と考えますが、御見解を求めます。

また、懇談会での話題を聞きっ放しではなく、地域内の個別の場所ごとの雪押しの容量などオペレーターへの細かい要望などを正確に実際の担当者に伝わる仕組みを確立すべきと考えますが、御所見をお示してください。

最後に、平成17年度から実施された家庭ごみの減量化・有料化についてお伺いいたします。

まず、このほど公表された17年度決算資料によれば、ごみ処理手数料収入は3億733万円の予算額に対して収入済額2億7,872万円余りで、予算に対して2,860万円余りの減となっていますが、これは見込み以上に家庭ごみの減量化が進んだ有料化の成果ととらえてよいのかどうか、手数料徴収実績の指定ごみ袋種別内訳数量の比較によりお示しください。

次に、ごみ処理手数料2億7,872万円余りは、指定ごみ袋等作成費などのごみ処理手数料徴収関係経費9,332万円余り、収集運搬委託料1億3,515万円などを含む支出済額2億8,430万円余りのごみ処理費の特定財源として充当されています。18年度以降のごみ処理経費とごみ処理手数料収入の推移と収支バランスの見込みをお示しください。

現在でもごみ処理費は404万円余りが廃棄物処分場費へ、1,256万円余りがリサイクル推進費へ流用されていますが、今後、ごみ処理費又はごみ処理手数料の増減があった場合、あるいは廃棄物処分場費、リサイクル推進費の増があった場合、本来的には好ましくない費目を超えた流用が増加する可能性があるのか、お伺いいたします。

また、有料化が相当の減量効果をもたらしていることから見ても、逆の見方をすれば、市民にとって家庭ごみの有料化が相当の負担感を持って受け取られたことは間違いないものと考えます。そうだとすれば、本来のごみ処理費以外への流用や、ましてやりサイクル推進費など他の費目が増加したことを補うための手数料の値上げなどはするべきでないと考えますが、市長の御見解を求めます。

以上、再質問を留保して終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 斉藤陽一良議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点かお尋ねがございました。

まず、病院事業会計の貸付金についてでありますけれども、この長期貸付金の会計処理につきましては、このたび北海道の方から結果として実質的な赤字が見えなくなるとして指摘を受けまして、病院会計の赤字決算として改善することいたしました。最終的な具体の改善処理方法につきましては、現在検討しておりまして、今後、北海道と協議をしていかなければなりません、一般会計への影響などにつきましては、一般会計と病院事業会計の両会計で44億円の解消を図っていかなければならないところであり、その収支の見通しについて現在作業を進めております。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合への負担金であります、財政再建推進プラン実施計画での収支試算では、実施計画を策定した本年2月の時点で見込むことができた建設事業費や施設管理運営費、公債費などに対する小樽市の負担分として、平成19年度では約6億円、平成20年度では約7億3,000万円、平成21年度では約8億円の負担金の支出を見込んでおります。なお、北しりべし廃棄物処理広域連合への支出は、財政再建中の本市にとりましては相当の負担となるものであり、実施計画策定時よりも負担増が見込まれますことから、施設管理の効率的な運営などで母体負担の軽減を図られるよう強く要請してまいりたいと考えております。

また、本市の財政運営においては、財政再建推進プラン実施計画の取組項目を着実に実行することはもちろんのこと、予算の執行に当たっては、内容を再度見直し、効率的な執行に努め、経費の節減を図るとともに、事業の選択に当たっては、これまで以上にその必要性や緊急性を十分勘案し、将来の市民

負担を見据えながら進めてまいりたいと考えております。

次に、実質公債費比率の試算でありますけれども、この算定には将来の地方債の元利償還金の額やその元利償還金に対する交付税措置額、また、各年度の地方税や普通交付税などの数値を用いることとなりますことから、御指摘のありました北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ処理施設等に係る地方債の元利償還金に対する負担金を考慮し、一定の条件の下で計算いたしますと、実質公債費比率は平成19年度が3か年平均で約19.6パーセント、平成20年度が約19.7パーセント、平成21年度が約19.5パーセントと、それぞれ試算しております。

さらに、新病院開院後の病院事業会計の元利償還金のピーク時が平成27年度ころになると想定され、その元利償還金に対する繰出金を考慮した実質公債費比率の試算では、地方税や地方交付税の状況など不確定な要素はありますが、20パーセントを下回るものと推測しております。

したがって、広域連合のごみ処理施設等に係る地方債の元利償還金に対する負担金や新病院建設等に係る地方債の元利償還金に対する繰出金は増加いたしますが、いずれの地方債においても普通交付税措置があることや一般会計の元利償還金が減少することなどから、この比率は地方債の発行が制限される25パーセント以上とはならないものと考えております。

次に、財政再建推進プランの見直しであります。実施計画の収支試算について北しりべし廃棄物処理広域連合への負担の増が見込まれますが、具体的に確定はしておりません。平成17年度での収支不足額については、赤字額を20億円と見込んでいましたが、約14億900万円の決算となっておりますので、現時点では実施計画やプランの見直しを考えておりません。今後、平成19年度予算編成で市税や地方交付税などにおいて、現行の見込みと大きくかい離が出るようであれば、収支試算の見直しが必要ではないかと考えております。

次に、障害者自立支援法についての御質問でございますけれども、初めに平成18年3月末における障害者手帳の交付者数であります。身体障害者手帳が7,530名、療育手帳が903名、精神障害者保健福祉手帳が333名となっております。3月中の福祉サービス利用者数については、施設サービスは身体障害者76人、知的障害者454人、居宅サービスは身体障害者122人、知的障害者106人、障害児79人となっております。また、精神障害者は、支援費制度ではありませんが、授産施設19人、生活訓練施設13人、地域共同作業所11人、グループホーム8人となっております。利用者負担の変化については、身体障害者入所療護施設では平成17年度の平均が約4万2,000円に対し、平成18年度4月、5月の平均は約6万1,000円となっております。また、知的障害者の入所更生施設では、平成17年度の平均が約4万3,000円に対し、平成18年度4月、5月の平均は約5万6,000円となっております。

次に、地域生活支援事業でありますけれども、必ず行うこととされている五つの事業のうち、日常生活用具給付等事業及び移動介護視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業については、定率1割の利用者負担とし、そのほかの事業は利用者の負担を無料とします。選択して行う事業につきましては、福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、更生訓練費支給事業、社会参加促進事業、生活支援事業、生活サポート事業、日中一時支援事業を実施する予定であり、このうち生活サポート事業、日中一時支援事業は1割の利用者負担を予定しております。なお、現在、障害者デイサービス事業を実施している事業所で10月に地域活動支援センター事業に移行しない事業所がある場合には、経過のデイサービス事業を行うことにしております。また、障害程度区分につきましては、費用単価の設定の関係で、日中一時支援事業にのみ導入を予定しております。

次に、利用者負担上限月額の設定に係る所得の考え方ですが、市民税の非課税世帯がいわゆる低所得世帯に区分され、このうち障害者本人の合計所得金額と障害基礎年金などの合計額が80万円以下

である場合に低所得1に区分されます。世帯を単位とする考え方と個人の収入を単位とする考え方の両方がとられている形となっていますが、今後この新しい制度を進める中で、見直しの必要があれば市長会を通して国に要望してまいりたいと思います。

次に、利用者負担上限月額の設定に係る世帯の特例についてでありますけれども、9月8日現在で世帯の特例の適用を申請したのは9人です。世帯分離や世帯の特例の適用については、障害者本人あるいは世帯として考えた場合の負担額に違いがあることなど、個々のケースについていろいろ状況が違いますので、十分相談に乗っていかねばならないものと考えております。

次に、施設入所者の障害程度区分による退所の可能性でありますけれども、市内の入所施設で10月から新体系に移行するところはありません。したがって、障害程度区分の認定調査はまだ実施しておりませんので、障害程度区分による退所の可能性については把握しておりません。なお、昨年、障害程度区分判定等施行事業を実施した自治体の本年6月末までの判定結果によりますと、いわゆる2次判定で約3分の1が上位区分に変更になったという報告が出されていることから、医師の意見書などにより審査会において適切な判断がなされたものと認識しておりますし、本市のこの審査会の委員の構成は、医師、看護師、作業療法士、理学療法士、障害者に対する相談等の支援従事経験者、福祉団体役員であり、この委員が二つの合議体に分かれ審査を行っているところであります。

次に、施設入所者が退所した場合の地域社会の受入れ態勢でありますけれども、地域生活支援事業の地域活動支援センター事業や移動支援事業、介護給付の居宅介護、訓練等給付の自立訓練などの福祉サービスを充実させることが重要であると認識しております。また、地域で暮らす方々の理解や協力も欠かせないことから、啓発事業やボランティアの育成などに今後も取り組んでまいりたいと考えております。

次に、利用者の利用回数の減が法人等の収入減につながるのではないかとということでもありますけれども、報酬日額化の導入に伴う影響緩和として、入所施設利用者が入院した場合における施設への支援としての加算、通所施設の担当者が利用者の家庭を訪問した場合の加算など新たな考え方が示されました。今後この新しく示されました考え方による法人等への影響やサービスの利用状況を見ながら、必要があれば見直しについて市長会を通し国に要望してまいりたいと思います。

次に、課税世帯のうち所得の低い層に対する軽減策でありますけれども、障害者のサービス利用抑制にならないよう、一層の利用者負担軽減策について市長会を通して国に要望してまいりたいと考えております。

また、市の独自軽減策でありますけれども、すべてのサービスを対象とすることは厳しい財政状況を勘案すると難しいものと考えますが、児童デイサービスの軽減策やさくら学園の激変緩和策は一般世帯も対象としているところであります。なお、福祉サービスの利用実態調査につきましては、どのような方法で行うのがよいのか、研究してみたいと思います。

次に、共同作業所や通所授産施設などへの新体系への移行についてでありますけれども、精神障害者の共同作業所については、10月から就労継続支援へ移行する予定と伺っております。また、通所授産施設につきましては、19年度から就労継続支援に移行する予定のところや当面は新制度に移行しない予定のところがあると伺っております。なお、地域活動支援センターについては、障害者デイサービスセンターや精神障害者地域生活支援センターが移行する予定と伺っております。

次に、文化芸術振興施策の充実でありますけれども、まず文化芸術審議会の平成18年度の開催は10月と来年2月の2回を予定しております。審議の進め方につきましては、現在、庁内の基本計画策定委員会で作業を進めている文化芸術基本計画（案）やアーティストバンク登録制度などの重要事項について

お示しをし、御意見をいただくことにしております。また、基本計画につきましては、文化芸術審議会に加え、関係団体等の御意見を聞きながら19年度中に策定し、20年4月からスタートさせる予定で考えております。

次に、小樽市文化芸術振興基金についてでありますけれども、すべての市民が文化・芸術に親しみ、市民の力で文化振興の機運を盛り上げ、魅力あふれる小樽を創造するために創設されたものであります。その意味からも、市の予算による基金積立ては考えておりません。今後、文化芸術審議会などの意見を伺いながら、広く市民や企業などに基金の意義を御理解いただく中で、寄付等による基金づくりに努めてまいりたいと考えております。また、その際には、御指摘のありましたように、周知のための活動やパンフレットの作成、配布は必要なことと考えております。

次に、「（仮称）ふるさとメセナ協議会」の立ち上げという御提言でございますが、ただいまも申し上げましたように、文化・芸術活動には市民や企業などの理解が重要であると考えております。こうしたことから、行政だけにとどまらず、文化・芸術関係者や団体、企業、NPOなどがそれぞれの役割を認識し、相互に協力していくことが必要であり、民間の果たす役割は一層大きくなるものと考えております。その意味で、御提言の「（仮称）ふるさとメセナ協議会」が創設されますと、本市の文化芸術振興基金の基盤を支え、文化・芸術家の活動を支援する上で大きな力になるものと考えております。

次に、除排雪問題でありますけれども、初めに地域間格差の検証であります。ステーションごとに降雪量や道路形状や作業機械の配置などの要因により、地域間格差が生じたものと考えております。このため、地域間格差の解消に向け、機械の配置や請負担当エリアの細分化による現地の状況把握の強化などを総合的に見直しを行い、ステーション数を四つから六つに拡大することについて検討を行っているところであります。

次に、除雪懇談会の開催でありますけれども、昨年度までは秋に年1回の地域懇談会を開催していましたが、今年度は夏と秋の2回開催することとし、1回目は6月30日から7月7日までに9会場で実施をし、御提言や御要望などをお聞きしております。2回目の開催は11月に予定しており、懇談会に多くの市民に御参加をいただくため、町会を通じて参加の周知を図り、さきにいただいた御提言などに答えてまいりたいと考えております。また、今年度は公共交通機関からの御意見を聞くため、懇談会とは別にハイヤー協会やバス会社などと意見交換を行っております。

次に、懇談会での提言・要望などが現場担当者へ伝わる仕組みでありますけれども、これまでは除雪懇談会に共同企業体の代表者などが出席しておりましたが、今年度から秋の懇談会に代表者の出席のほか、現場を担当するオペレーターの出席を要請するとともに、除排雪作業に地域の特性を反映するよう指導してまいりたいと考えております。

最後に、家庭ごみ減量化・有料化についての御質問であります。初めにごみ処理手数料から見たごみ減量化の効果についてであります。指定ごみ袋の種別内訳数量で見ますと、平成17年度予算では5リットル袋80万枚、10リットル袋187万枚、20リットル袋205万枚、30リットル袋187万枚、40リットル袋74万枚と見積もりましたが、17年度実績では小さい容量の袋である5リットル袋や10リットル袋の枚数が予算に比べてそれぞれ57万枚の大幅な増加があった一方、大きい容量の袋である30リットル袋が93万枚の減となったことなどから、手数料収入が予算よりも減額となったものであります。このことは、家庭ごみ減量化・有料化施策の実施以前に見込んでいた以上に市民の皆様がごみの減量化・資源化に努めた結果であると推察しております。

次に、平成18年度以降のごみ処理費の推移でありますけれども、平成18年度におけるごみ処理費につきましては、今定例会でごみ収集運搬業務の委託化に伴う補正予算を計上し、補正後の予算は2億9,539

万円の見込みであり、この財源としては、ごみ処理手数料と一般財源で賄っています。19年度以降の見込みにつきましては、ごみ収集運搬業務の委託化もほぼ完了することから、ごみ処理費は18年度の補正後の予算に比較しても大きな変動はないものと見込んでおり、また、ごみ処理手数料につきましても、現在までのところ大きなリバウンド現象も見られないことから、18年度当初予算と同程度で推移するものと見込んでおります。

次に、ごみ処理費からリサイクル推進費等への流用の問題ですが、平成17年度におきましては、廃棄物処分場費やリサイクル推進費の予算に不足が生じたため、それぞれの不足する予算を予備費から充用したほか、不用額が見込まれたごみ処理費などからの目間流用により対応したものであります。ごみの処理に係る経費には、ごみ処理費の目に計上されているごみ収集運搬委託料などのほか、直営収集部門の職員給与費などもあり、これらの総体の経費はごみ処理手数料では賄いきれず、多額の一般財源も充当されております。したがって、今回のごみ処理費の流用につきましては、ごみ処理手数料を流用先の経費に充当したことにはならないものと考えております。

次に、ごみ処理手数料の改定ですが、家庭ごみ有料化の目的はごみの減量促進と資源化の推進でありますので、当面はその推移を見守ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○教育長(菊 譲) 斉藤陽一良議員の御質問にお答えいたします。

まず、アーティストバンクの登録状況についてであります。本年9月8日現在で16件あります。今後の市民周知につきましては、これまで広報おたるや市のホームページのほか、ポスターやチラシの公共施設等への配布、そしてマスメディアの活用などにより制度の周知や登録の呼びかけを行ってきたところであります。また、文化団体協議会や美術市展委員会などの関係団体や文化施設などの利用団体に対しましても、直接趣旨を説明し、理解を求めているところであります。今後も引き続きさまざまな手段を講じながら、市民周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、登録アーティストに対する市の施設の減免についてであります。現在、庁内の連絡会議において施設使用料の減免制度の実施に向け、対象施設や基準などについて具体的に検討を行っているところであります。この後、文化芸術審議会の御意見もいただき、できるだけ早く結論を示してまいりたいと考えております。また、利用者にとって、わかりやすい制度を目指し、各対象施設が統一した条件になるなど考慮してまいりたいと考えております。

○議長(中畑恒雄) 斉藤陽一良議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時30分

○議長(中畑恒雄) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 1番、上野正之議員。

(1番 上野正之議員登壇)(拍手)

○1番(上野正之議員) 第3回定例会に際し、平成会を代表し、質問させていただきます。

初めに、先月26日にソウル特別市江西区(カンソグ)のメイフィールドホテルにおいて3年間の友好交流の実が結び、小樽日韓友好親善協会とソウル江西区韓日親善交流協議会とが友好交流協定を締結いたしました。市長もお忙しい中、小樽市民を代表しまして御同行を賜り、6月30日の韓国統一選挙で江

西区の新区庁長になられた金区庁長と親しく歓談し、小樽市と江西区の交流がより一層深まったと思います。また、協定書には文化、教育、経済、産業等の広範囲にわたり交流と協力を積極的に推進すると記されております。今後、小樽市としてどのような交流を行うのか、市長のお考えをお示ください。

さて、平成会は2005年4月22日に無党派会派として発足して以来、1年半にわたり市政に対し、よいものはよい、悪いものは悪いと是々非々の立場をとってきております。

まず、市長や我々議員の任期も残すところ6か月余りとなっていることから、改めて市長の政治姿勢についてお伺いさせていただきます。

市長は、2期8年間の長きにわたり市政を担当しておりますが、2期目の公約での基本姿勢では、市民の皆さんの声を十分聞きながら、市民の声を大切にしたい市政運営の推進を掲げておりました。しかるに、この4年間の市政を見てきた議員としていささか疑問がわくのは、市民との対話、話合いの姿勢が少し足りないのではないかと感じております。このことが小学校適正配置計画案の撤回へとつながり、築港地区の新病院建設問題でも市民との対話が不足しているのではないかとすることを危惧しております。市長は在任期間で市民の声を十分に聞き、対話を進めていく姿勢がおりなのかどうか、お伺いします。

市民から対話の申出があった場合には、それに応ずるかどうかもお答えください。

また、私は、さきの議会で市長の去就についてイエスかノーかとお尋ねいたしましたが、今回は市長の在任期間が少なくなる中で、いつ進退をお決めになるか、お伺いいたします。

現在、市政の重要課題を抱える中で市民の間からも市長の去就についての関心が高まっております。市長は進退をいつごろ決意し、市民に明らかにするかについてイエスかノーではなく、その時期を明確にお答えいただきたいと存じます。

次に、市立病院の統合新築についてお伺いさせていただきます。

私は、新病院の建設に対し、15年6月の新市立病院基本構想の発表以来、市立病院調査特別委員会はもちろん、代表質問や一般質問等において積極的に質問をさせていただきました。基本構想の見直し、財政的負担、診療科目の見直し、管理運営の問題、築港地区への問題点、液状化の問題等々、いろいろな角度からの問題点を質問し、御答弁をいただきました。納得できる答弁、また納得できない答弁等いろいろありました。今回の代表質問においても、過去の質問と重複する点もあろうかと思いますが、質問をさせていただきます。

新病院は271億円という巨費をかけることから、現在の市の最重要課題となっております。病院の必要性については私も認めるところですが、その規模や管理・運営方法については二考も三考もしてよいのではないかと考えております。

私のネット上のサイトを見た読者から、ビデオ1本が送られてきました。それは、5月16日に放映された日経スペシャル「ガイアの夜明け『町の病院が消える日』～地域医療の未来を描け～」という番組のビデオでした。この番組は、全国各地で市立、町立などの公立病院が消えつつあり、この数年のうちに実に100近い公立病院が公設民営化、民間委託、統廃合などによって公営ではなくなってしまうと言われており、地方自治体が運営している公立病院の多くは人口減少などのため、厳しい経営状況にさらされ、総務省によると、公立病院のうち6割以上が税金などの資金を注入してもなお赤字経営だという、まさに小樽市の病院の状況が二重写しになっているものでした。

小樽市も例外ではないのですが、自治体財政における赤字の最大要因の一つが公立病院であり、自立するよう求めています。そして、病院などの経営を改善するために、地方公営企業経営アドバイザー制度を設定しています。経営危機にひんしている市立小樽病院でも、病院の財政、運営状態を調査し、再

建への道筋を示すアドバイザー制度を緊急に取り入れる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

夕張市の財政再建団体申請の中で、同市もこの制度を利用し、病院の診断を行ってもらい、再建への歩みを始めようとしております。新病院建設の根幹にある経営問題の解決のためにも、小樽としても外部からの調査診断を受け入れる考えがあるかどうかをお答えください。

夕張市の例では、この外部診断はわずか2週間で結果が出されており、小樽としても44億円もの赤字を抱えたまま、しかも毎年一般会計から10億円から12億円を繰入金として税金投入しても一向に好転しない市立病院の経営の状況を打開するために、総務省のアドバイザーによる早急な外部診断を求めるものです。

新病院の経営を今の病院の経営状態で運営すると、例えば給料・手当を17年度の決算別で見ると、看護師と薬剤師との年間の平均額は約564万円です。特に55歳以上の看護師の平均年俸は約784万円です。公務員である事務職員を含めると、大変な額になると思います。財務省が2005年の全国47都道府県の地方公務員の給与と各地区の平均企業の給与の比較では、公務員は全国平均で約21パーセント高く、北海道においては3割以上も高いという報告がなされております。そのようなことを考えると、新病院は公設民営化あるいは地方公営企業法の全部適用の道を早く市民に告知することが市民に理解されることと思いますが、いかがでしょうか。

もちろん全国的に自治体病院において赤字に苦しんでいる公立病院が好転になった病院もあります。平成会が5月に視察に行った坂出市立病院はその成功例ですが、その陰には塩谷泰一さんという超カリスマ性のある病院長の存在があったわけです。この病院長は坂出市立病院の後、徳島県立病院でも改革を行いました。市立小樽病院においても大きな期待をしております。

次に、新幹線誘致と（仮称）新小樽駅設置についてお尋ねいたします。

新幹線の駅設置については、現在よいことづくめのメリットだけが強調されているのではないかとすることに危を感じております。新駅に停車するのは、東海道新幹線で例えれば、のぞみやひかりではなく、こだまの停車駅としての位置づけではないかと思いますが、果たしてメリットばかりと言えるのでしょうか。新駅設置に関して駅周辺の開発計画や市の財政負担はどのくらいと算出しておられるか、お示ください。

また、新幹線開通で、在来線の廃止や減少などのおそれはないのか。小樽 - 札幌間33.8キロメートルを一般市民は高額な新幹線特急券を購入して札幌に行くとは思われません。小樽 - 札幌間、小樽 - 余市間などの在来線で市民の利便に影響はないのかどうか、今から注視していく必要があるのではないのでしょうか。現時点のお考えをお答えください。

新幹線新駅設置におけるメリットばかりではなく、デメリットにも十分配慮し、今からでもその対策を講じていく必要があると考えますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、地域包括支援センターに関して何点かお伺いいたします。

地域包括支援センターは介護保険制度の改正に伴い、予防重視型のシステムを確立する観点から創設されたものと認識しておりますが、地域包括支援センターが担う役割について見解をお示ください。

地域包括支援センターを設置する基準はどうなっているのでしょうか。設置の基準についてもお示ください。

また、地域包括支援センターには専門職が配置されると聞いておりますが、その資格と担当業務についてお聞かせください。

また、地域包括支援センター設置は本年4月1日からとなっており、経過措置においては20年4月1日までとなっております。小樽市は介護保険条例第15条の規定で、平成19年1月1日から適用すると認

識しておりますが、全国の設置率88パーセントに対し、北海道は66パーセントとお聞きしておりますが、小樽市を含めて設置が遅れた原因と現在設置している他都市の問題点があればお示しください。

次に、小樽市では在宅介護支援センターを設置している法人等に委託して、地域包括支援センターを来年1月に3か所設置する方針とお聞きしておりますが、具体的な設置法人や設置場所は決まったのでしょうか、お答えください。

この項の最後になりますが、地域包括支援センターを有効に機能させるために、市はどうかかわっているのか、見解をお示しください。

次に、児童扶養手当過払いについてお伺いいたします。

新聞の記載によりますと、会計検査院の実地検査で小樽市など全道6市が母子世帯の母親に支給する児童扶養手当を過払いしたとして、国が国の支出分の返還を求める意向を示しました。このことは、簡単に言えば、小樽市の認定基準が国の基準のマニュアルに対し緩いということです。現在、介護保険を含めて福祉に関する制度が著しく変化しており、現場もその対応に追われていることと思います。何よりも一番迷惑をこうむるのは受給者である市民です。

そこで、市として今回の過払いと今までの支給を受けてきた方々に対して、どのような処置をするかをお答えください。

最後に、教育委員会に質問いたします。

初めに、（仮称）新博物館についてお伺いいたします。

1996年、期待に胸を弾ませてオープンした旧交通記念館は、道の補助金13億円と市の借入金を含め約44億5,000万円をかけて建設し、現在も利息を含めて約5億円の借入金が残っております。しかし、残念ながら、本年3月に閉館に至り、新たに（仮称）新博物館として来年オープンする予定になっております。本定例会においても1億6,000万円弱の改修費が計上されており、今の小樽の財政事情を考えると大変大きな額です。しかし、社会教育施設として、今後、小樽の子供たちはもちろん、高齢化が急激に進んでいる小樽のお年寄りや全道、全国にユニークな（仮称）新博物館として再オープンに向けて発進することをまずお願いいたします。

そこで、何点かお伺いいたします。

まず、今回の改修に当たり、どのような視点で手直しをするのか、また何を重点的に改修するのか、その改修費の1億6,000万円弱の使い道をお示しください。

次に、社会教育施設であります。他の施設を含めて小樽においては観光施設としての位置づけもあると思います。（仮称）新博物館を観光施設としてどのようにアピールをするのか、お示しください。

また、旧交通記念館の入館料は大人940円、子供470円でしたが、（仮称）新博物館はどのような料金体制になるのか、お答えください。

社会教育施設ですが、限られた予算によって運営されるわけです。現在、各施設は指定管理者制度により民間に委託されつつありますが、（仮称）新博物館においては、どのようなお考えがあるかをお示しください。

最後に、（仮称）新博物館と何回も申しておりますが、いつ正式な名称になるのでしょうか、お答えください。

次に、小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会についてお伺いいたします。

前回の計画において、小樽の将来を左右する大きな問題に発展しました。教育委員会といたしましても重大な責任があると思います。教育委員会は本年3月30日の教育委員会決定により、小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会を設置しました。第1回検討委員会を市内各層の委員によって、7月25

日に、第2回は8月23日にそれぞれ開催されたとお聞きしております。

そこで、何点かについてお聞きいたします。

まず、どのような観点から検討委員会委員の人選を行ったのか、今後の検討委員会の検討項目、スケジュール及び過去2回の検討委員会の内容をお知らせください。

また、検討委員会で決定したことをどのように市民や関係者にお知らせするかをお答えください。

再度、市民や関係者に不信感や動揺を与えないことを申し添え、この項を終わります。

次に、小樽市立学校教育推進計画「あおばとプラン」の推進状況と学習到達度調査の実施結果についてお伺いいたします。

「心豊かに学び ふるさとに夢と誇りをもつ 小樽の子どもの育成」を目指す姿としての推進計画がスタートいたしました。教育長としてこの目指す姿をどのように感じているか、思いをお示しください。

次に、6か月が経過した推進状況をお示しください。

重点項目3本柱である「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」は、どの項目も大事な項目だと思います。今、小樽の学校教育における課題の一つに学力の向上が挙げられると思います。重点1、確かな学力の育成について基礎・基本の確実な定着についての取組を具体的にお示しください。

次に、5月10日に行われた学習到達度調査についてお伺いいたします。

学習到達度調査を受けた学校、学年、その内容、だれがテストの係をしたのか、学校内での教職員と管理職における摩擦がなかったのか、また、学習到達度調査の成果等について御報告願います。

最後に、昨今、全校で頻繁に未成年、特に低年齢層の殺人事件が多発しております。大都市のみならず、先月この北海道においても事件が起きました。稚内という小都市で高校1年生が友人と一緒に母親を殺害した事件です。殺害に当たっての理由はあったにせよ、大変重大なことと思います。現在、日本の国は一見何不自由のない世の中に感じられますが、そうでしょうか。衣食住においても、お金がなくとも自分のものになる時代です。今、大人も含めて一番欠けていることは命のとうとさのことと思います。幼いころから命のとうとさを教えることが大事ではないでしょうか。「あおばとプラン」において命のとうとさを教える項目があるのでしょうか。あえて項目を挙げると、重点2の「道徳性の育成と人権教育の推進」の項だと思いますが、もう少し具体的な取組が必要と思われますが、いかがでしょうか。教育長の御所見をお伺いいたします。

以上、再質問を留保し、終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 上野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、韓国ソウル特別市江西区との親善交流についてでありますけれども、このたびの友好交流協定の締結は、これまでの民間レベルでの交流が実を結んだものと受け止めており、これを契機として、今後さまざまな形での人的交流や経済人同士の活発な話し合いによるビジネス機会の創出などの経済交流が進展することを大いに期待しております。市といたしましては、文化、経済など、各分野にわたる民間交流が着実に進むよう支援を行うとともに、これらの交流を積み重ねることにより、将来的には小樽市と江西区との間に友好都市関係を築くことができるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、市民との対話の問題でありますけれども、私は従来から市民の皆さんの声を大切にしたいと開かれた市政運営を基本姿勢として、市民の皆さんと行政との良好なパートナーシップの下で市民と協働の市

政運営を心がけており、これまでも市の広報誌やホームページを利用した情報提供に努める一方、町会長との定例連絡会議や市長と語る会など、さまざまな機会を通して市民の皆さんとの懇談の場を設けてまいりました。また、課題ごとには担当部において関係者の皆様に対して説明をし、御意見を伺ってきたところであります。今後もその姿勢は変わっておりませんので、今後とも必要に応じ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、私の進退の問題で第2回定例会に続いての御質問でありますけれども、進退につきましては本定例会終了後、適切な時期に表明したいと考えております。

次に、市立病院の統合新築についての御質問でありますけれども、まず市立病院の経営状況を打開するためのアドバイザーによる外部診断でありますけれども、小樽病院と第二病院の両病院では、平成12年度に社団法人全国自治体病院協議会に病院経営診断を委託しました。この経営診断は、病院事業会計が過去からの累積欠損が多額になっており、施設の老朽化も進み限界にきていることから、今後の財政健全化や統合新築による新病院構想の策定を進めるに当たり、専門的見地からの早急な現状分析及び問題点の調査等が必要となったため行ったものであります。診断の結果では、当面の経営改善のための方策が示されておりますので、これを受けまして、これまで経費節減のための給食業務や電話交換業務の民間委託、病棟の再編による人件費等の削減、患者様の待ち時間を短くするための予約制の導入、医療の質の向上と職員の意識改革のための病院機能評価認定取得の取組、市内や市外の病院、診療所との連携を図るための地域医療連携室の立ち上げ、収入の確保のための入院の診療報酬上の最高額を取得するための取組など、病院経営改善のための各種方策の実施に取り組んできております。しかしながら、ここ数年、医師の退職が続き、収益が大幅に減少してきており、収支の大きな改善が図られておりませんが、今後とも医師の確保はもとより、経営改善に成功している先進病院の事例を研究するなどして、経営改善に努めてまいりたいと考えております。

したがいまして、現時点での新たな経営診断の委託は考えておりません。

次に、病院の運営体制でありますけれども、初めに公設民営につきましては、当然受皿となる団体の経営の実情に合わせた給与体系となり、経営の健全化にはつながると考えますが、市立病院の規模やその性質上、不採算部門を受け持つということなどから、受皿となる担い手の問題がありますし、また、現在働いている職員の処遇の問題などからも、難しいものと考えております。

また、地方公営企業法の全部適用につきましては、経営責任の明確化が図られるほか、事業の実状に応じた給与制度の制定や職員の独自採用などが可能となるなど、病院の経営改善には有効な手法であると考えております。今後、この地方公営企業法の全部適用を導入している各自治体病院の状況などを注視しながら、具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、新幹線誘致と（仮称）新小樽駅についての御質問でございますが、初めに新幹線駅周辺の開発計画による市の財政負担であります。現在、平成13年に策定した北海道新幹線（仮称）新小樽駅周辺地域振興計画を基にして、新幹線によるまちづくりや交通アクセスの問題についての検討作業を「北海道新幹線札幌延伸を強く願う小樽期成会」など、民間の御意見も伺いながら始めたところであります。新駅設置に伴い整備する施設やその規模などについては、これからの課題であり、現時点では市の財政負担について試算するまでには至っておりません。また、新幹線の線路と駅舎の建設費用の負担は、全国新幹線鉄道整備法及び同法施行令で、国が3分の2、地方負担分として都道府県が3分の1とされており、駅が設置される市町村につきましては、駅舎とその周辺の用途地域内の建設費について、地方負担の一部を負担させることができることとなっております。市町村負担の財源としては、充当率90パーセントの起債が認められており、元利償還金の半分が交付税措置されるというスキームであります。し

かし、現時点では、北海道と地元市町の負担割合は決まっておらず、負担額についても示されていません。

次に、在来線の廃止などによる市民への影響であります。新幹線の開業に伴い、ＪＲ北海道から経営分離される並行在来線については、国土交通省の工事实施計画認可の際に決定されることになりますので、小樽 - 札幌間、小樽 - 余市間につきましても、今のところどのような取扱いになるかは決定していません。仮に並行在来線としてＪＲ北海道から経営分離された場合の対応につきましては、着工後早い時期に既に道南の五稜郭 - 木古内間について行われておりますように、道が中心となり沿線自治体に参加して地域の公共交通機関の確保を検討する並行在来線対策協議会が開催されることになると思います。いずれにいたしましても、随時、道南の協議会などから情報を収集しながら、あらかじめ並行在来線についての対応策を整理してまいりたいと考えております。

次に、新幹線駅設置によるデメリット対策であります。これまでに新幹線駅が設置されたまちの状況を見ますと、地元負担や並行在来線の廃止などが主な課題として取り上げられております。今後はそうしたまちの状況なども参考にしながら、新幹線を生かしたまちづくりを進めていく中で、課題の検証と対策についてもあわせて考えてもらいたいと思います。

次に、地域包括支援センターに関しての御質問でありますけれども、初めに地域包括支援センターは高齢者の心身の健康の保持や生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援することを目的としており、地域の介護支援の中核的機関として総合相談や権利擁護、介護予防マネジメントの実施などの役割を担うものと考えております。

次に、センターの設置基準でありますけれども、設置数については特に基準はありませんが、日常生活圏域や専門職員の確保の状況、委託できる法人の状況等を勘案して、市町村が設置数やそれぞれの地域包括支援センターの担当区域を設定することになっております。

次に、配置される専門職員の資格と担当業務でありますけれども、社会福祉士は住民の各種相談を幅広く受け付け、横断的・多面的に支援を行うほか、虐待の防止や早期発見など、高齢者の権利擁護の支援を担当いたします。保健師は新保険給付と介護予防事業のマネジメントを一体的に実施し、高齢者が要介護状態となることの予防と要支援状態の悪化予防を図ります。また、主任ケアマネジャーはケアマネジャーに対する個別指導や助言のほか、施設と在宅を通じた包括的・継続的なケアを実施するため、医療を含めた関係機関との連携体制を構築するなど、高齢者一人一人の状態の変化に対応した長期ケアマネジメントの後方支援を担当します。

次に、センターの設置率でありますけれども、厚生労働省及び北海道の発表によりますと、４月末時点で全国では保険者1,690に対し、設置保険者1,483で88パーセント、北海道では保険者180に対し、設置保険者119で66パーセントと報告されております。未設置の理由につきましては、全国では207保険者の複数回答で専門職が確保できなかったという理由が115件、新予防給付の事業所の確保ができなかったという理由が35件、その他87件となっており、道内での61の保険者中、専門職確保が24、事業所確保が16、その他34となっております。

また、地域包括支援センターを設置済みの他都市の状況についてでありますけれども、全体的におおむね順調であるものの、業務の大半を占めるケアプランの作成に時間をとられ、虐待防止など権利擁護の取組が遅れていることや要支援者の増加に伴い、ケアプランを作成する職員が不足してきていることが課題と聞いております。

次に、地域包括支援センターの設置法人等についてでありますけれども、在宅介護支援センターを運営している四つの法人と社会福祉協議会を合わせて５法人から地域包括支援センターの設置について事

前協議があったところであります。地域包括支援センターの設置に当たりましては、運営協議会の意見を聞くことになっておりますので、その意見を踏まえ、東南部地区は小樽北勉会、中部地区は社会福祉協議会、北西部地区は小樽育成院を、それぞれ予定法人と決定したところであります。また、設置場所につきましては、東南部地区は朝里川温泉2丁目にある小樽北勉会の複合施設内、中部地区は花園4丁目にある訪問介護事業所たんぼぼ内、北西部地区はオタモイ1丁目にある特別養護老人ホームやすらぎ荘内を、それぞれ予定しております。

次に、地域包括支援センターを有効に機能させるためのかわりでありますけれども、地域包括支援センターの目的が早期に達成されるよう予防重視型システムについての市民への周知のほか、介護予防に対する市民意識の啓発、地域のフォーマル・インフォーマルなサービスや関係機関、関係団体等とのネットワークづくりなどについて設置法人と連携を図りながら、地域包括ケア体制の整備を推進してまいりたいと考えております。

また、地域包括支援センター連絡会議を設置して業務の調整を図るほか、センターの運営が円滑に行われるよう助言や情報提供等により積極的に支援をしていきたいと考えております。

最後に、児童扶養手当でありますけれども、本市において本年5月に実施された会計検査院の実地検査で、受給資格者と同居する扶養義務者との生計関係に係る取扱いが一部明確でないとの指摘があり、その後、扶養義務者に所定の制限額を超える所得があるにもかかわらず、手当を支給していたとして国庫負担金の返還が求められる可能性があることがわかりました。同様の指摘は本市以外にも5市が受けておりますが、この取扱いは平成11年8月の道の通知に基づいて全道各地とも同じ扱いをしているもので、6市のみが返還を求められるとすれば、まことに納得しがたいものであります。今後、本市が返還を求められた場合には、その財源は道において負担するよう強く求めていくこととしております。

また、指摘の対象となった受給資格者の手当の返還を求めることは大変難しいものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○教育長(菊 譲) 上野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、(仮称)新博物館の整備事業についてであります。この事業の目的は旧小樽交通記念館に青少年科学技術館と博物館の機能を融合し、本道鉄道発祥の地にふさわしい社会教育施設として、より充実した新たな博物館の創設を図ることにあります。とりわけこのたびの開始に当たり留意した点は、鉄道と科学の融合という視点に立ち、科学館機能に重点を置いた内容となっております。また、今議会に上程しております補正予算の内訳ですが、中央展示館の内装展示工事費として1億2,600万円、収蔵していた自動車の展示を行う自動車展示館の建設工事費2,780万円となっております。

次に、観光面でのアピールについてであります。施設は新しくなりましても、手宮は北海道の鉄道起点の地でありまして、手宮以外では見ることのできない貴重な鉄道資料を数多く保有しておりますことから、北海道鉄道発祥の地としての紹介はもとより、さらに新たな機能を付加しながら、道内有数の社会教育施設として充実させてまいります。こうしたことが、市民や全国の鉄道ファン、そして科学や小樽の歴史に関心を示す多くの観光客を招く施設になるものと思っておりますので、今後、積極的なPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、料金についてであります。現在、既存の社会教育施設の入館料や全道の主要な博物館などの料金体系を参考にしながら検討を進めているところであります。

次に、施設の民間委託についてであります。新たな施設では、現在活躍しております博物館と科学館の学芸職員を集約させ、より充実した社会教育施設として運営していくことになりましますから、現時点

では民間委託の考えは持っておりません。

次に、新たな施設の正式名称についてであります。現在、博物館協議会や科学館運営委員会など市民、有識者から御意見をいただいております。それらを踏まえ、博物館と科学館の委員会を主体とした施設名称検討会を立ち上げ、検討をいただいているところであり、決まり次第、結果をお示ししたいと思っております。

次に、小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会についてであります。一昨年来の小学校適正配置計画案の地域説明会において全市民的な観点から検討、さらには市民各層の幅広い意見を聞くべきという意見が多くありましたことから、このたび市民公募の3名を含め、学識経験者、教育関係団体、保護者、地域での活躍をされている方など15名の方に検討委員をお願いいたしました。検討いただく項目についてであります。第1回を7月25日に開催し、私から市立学校の規模・配置のあり方についての検討を諮問したところであります。この検討委員会において、小学校と中学校について学校規模のあり方、学校配置のあり方、適正配置の進め方、適正配置計画策定に当たり配慮すべき事項などを御協議いただくことにしております。今後、検討委員会は月1回程度のペースで開催を予定しており、来年6月には中間まとめを公表し、来年9月ごろをめどに最終答申をいただく予定にしております。これまでの2回の検討委員会では、主に委員会の進め方や小中学校の現状などについて共通に認識していただく内容を話し合っている段階であります。とりわけ学校の規模についてメリット・デメリットの両面から委員の意見交換をしているところであります。

次に、小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会での決定内容の市民への周知についてであります。検討委員会の中間まとめを市のホームページや広報おたるで公表し、市民の皆さんから御意見をいただきたいと考えております。また、そこでいただいた御意見を検討委員会に報告し、さらに御議論いただき、最終答申をまとめていただきたいと考えております。最終答申についても、ホームページや広報おたるで周知を図りたいと考えております。

なお、検討委員会の会議の資料や概略等につきましては、市のホームページで掲載いたしておりますので、紹介いたします。

次に、「あおばとプラン」が目指す姿についてであります。小樽には山と海に囲まれた美しい自然環境、先人が築き上げた歴史や文化、そして人情味あふれる気風があると感じております。私は、この小樽のよさを生かし、さまざまな学びを通して子供たちが豊かな人間性を持ち、生涯にわたって学び続ける力を身につけ、みずからの将来に夢を持つとともに、ふるさと小樽に誇りを持ち、小樽の、そして日本の将来を担う人に育ててほしいと考えております。そのため、各学校には「あおばとプラン」を指針として、それぞれの学校の教育活動について見直ししていただき再構築をするなどしながら、知徳体のバランスのとれた質の高い教育を目指して努力していただくようお願いしております。

次に、「あおばとプラン」の推進状況についてですが、教育委員会では学習到達度調査の実施や学力向上検討委員会の設置など、確かな学力の育成にかかわる取組をはじめ、道徳教育研修会の開催や職場体験連絡協議会の設置に向けた準備を始めるなど、それぞれの目標に示されている取組を着実に進めているところです。また、それぞれの学校での取組については、1学期末までの取組内容について実態を把握するため調査を行いました。その結果を見ますと、地域への授業公開の実施や特別支援教育における校内委員会の設置など、「あおばとプラン」に示されている主な取組一つ一つについて学校の実態に応じた目標を設定し、見通しを持った取組を始めております。

次に、基礎・基本の確実な定着の取組についてであります。教育委員会では指導方法工夫改善連絡協議会を開催し、各学校の実践交流などを通して、個に応じたきめ細かな指導を充実するよう努めてお

ります。とりわけ、ティーム・ティーチング実施校においては、授業研究を通して指導方法や指導体制の工夫改善に取り組み、基礎・基本の定着を図る指導について実践的な研修を深めております。また、各学校では、「あおばとプラン」で示した基礎・基本の工夫、1校1実践の取組として漢字や計算、音読などの繰り返し学習を行う時間などを設けるなど、創意工夫を生かした取組を進める学校が増えております。今後は校内研修で高めている各学校の取組を交流するなどしながら、内容の一層の充実に努めてまいります。

次に、学習到達度調査の実施状況などについてですが、5月10日に市立全中学校において1年生を対象に国語と数学及び生活学習意識調査を実施し、約1,000名の生徒が調査を受けております。このように一つの学年の全生徒を対象とした、いわゆるしっ皆調査を実施している市は道内では少ないものと思います。実施に当たり、各中学校においては教頭を実施責任者として調査事務の遂行に当たって、組織を構成するなど協力体制の整備に努めてまいりましたが、結果として管理職が主体となって一部の教職員が業務に従事し、調査を実施することになりました。この調査は、確かな学力の育成を目指して、学校における指導計画や学習指導の改善を図る基礎的な資料となるものと考えております。現在、学力向上検討委員会を設置し、全市的な学習状況について分析などを進めており、年内を目途に報告書を作成する予定であります。

最後に、命のとうとさを教えることについてですが、私は、生命の大切さはどれだけ強調してもしすぎることはなく、最優先されるものであり、すべての道徳性は生命が大切にされて初めて成り立つものであると考えております。また、人間の生命だけではなく、生きているものすべてに目を向け、これらに対するいたわりの心が必要であります。「あおばとプラン」においては、豊かな心の育成を重点目標の一つに掲げ、道徳性の育成をはじめ、読書活動の推進や生徒指導の充実、人権教育の推進にかかわるさまざまな取組が相まって生命を尊重する教育が行われていくものと考えております。各学校ではすべての教育活動を通して、生命尊重の教育を進めるとともに、家庭、地域と連携して豊かな心の育成に努めるよう指導しております。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 1番、上野正之議員。

○1番（上野正之議員） 再質問は一、二問にして、あとは予算特別委員会でいたします。

まず、市長の政治姿勢で市長の進退につきましては、今議会が終わってから進退を発表するというふうに、少しは安心した次第でございますので、よい答えをお願いいたします。

次に、病院の問題でございますけれども、先ほど診断のことを私は質問したわけでございます。市長は平成12年に、これも市立病院調査特別委員会で何回も聞いてございますけれども、そのときと今とはもう完全に、時間的にもいろいろな問題点においてもかなり違うのではないかなと。私が申したのは、現病院の診断はもちろんでございますけれども、次の新しい病院に向けての布石のために診断をするべきでないかなと。平成12年でございますけれども、もう五、六年たっております。そういう観点から私は質問したわけでございます。

それとやはり今市民が病院のことにおいては、何となくわかるのだけれども、具体的にどんな病院になるのかなというような、この問題がまだ周知されていないのではないかなと。このまま高額の公務員の給与で病院を経営していくのか、また、民間的レベルの下でやっていくのか、私も先ほど示した看護師、薬剤師の年間給与、私は一般の病院から見れば大変高いと思います。そういうことも含めて、新しい病院ではこのような経営でやっていくのだということを明確にお示しすることが私は市民が理解をする第一歩だと思いますので、そういう面を含めてアドバイザー制度を活用したらいいかなというふうに質

問したわけでございます。この点だけを再質問させていただきます。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝鷹） 先ほどもお答えしましたけれども、平成12年ですけれども、一応病院の経営診断をやりまして、問題点ははっきり出てきたわけです。したがって、その問題点に対して取組を進めていると、進めてきたという経過もありますけれども、ただ医療環境が相当当時と変わってきておりますけれども、そんな中でそれほど言われていることはほぼ以前と変わっておりませんので、それからまた別な観点で病院側の方も北大のいろいろな先生からアドバイスを受けたり、そんなこともやっておりますので、その上でまた今回のこの次の基本設計に向けてのいろいろなアドバイスをもらいながら進めていると、こういうふうに思っておりますので、今あえて改めて経営診断をしなくてもいいのではないかなというふうには思っております。

○議長（中畑恒雄） 上野議員の会派代表質問を終結いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 17番、山口保議員。

（17番 山口 保議員登壇）（拍手）

○17番（山口 保議員） 民主党・市民連合を代表しまして、会派代表質問を行います。

私は、これまでの議会で機会あるごとに、本市のまちづくりのあり方と展望に関して幾つかの提案をさせていただきながら、議論を重ねさせていただきました。本議会でも新病院の問題が大詰めを迎える中、私なりにこの問題を整理し、今後のまちづくりの方向性に関連づけて、今回は議論をさせていただきたいと思います。

初めに、新総合計画策定についてであります。

平成19年度から新たな総合計画が策定され、向こう10年間の本市の方向性が示される重要な節目を迎えております。山田市政の独自性が試される重要なビジョンづくりであります。本計画の策定に当たっては、外部にゆだねず企画政策室を中心として庁内で作業を進められると伺っております。財政再建が最重要課題になっている昨今の難しい状況の中で、本市10年の展望をいかに市民に対して示し得るのか、これは難題であります。限られた財源の中でさまざまな行政施策を行っていかねばならず、本計画はともすれば総花的となり、特色を欠くということになりかねないと危ぐをしております。今後10年の行政運営の指針となるべき本計画の策定に当たり、どのような姿勢で取り組まれるのか、またどのような手順で当たられるのかをまずお伺いしておきます。

私は、これまでの議論でこのまちの性格が商工港湾都市という性格に明らかに観光が加わり、その観光をメインエンジンとして商も工も港湾もこの観光にリンクして発展できるような施策の重要性について訴えさせていただいてきたつもりであります。しかし、実態を見ますと、観光が他の産業分野にうまく生かされてきたのか、大変疑問であります。

経済統計から見ましても明らかなように、例えば製造品出荷額の推移から見ても、平成3年の2,262億円をピークに平成16年には1,567億円、実に31パーセントもの減少であります。特に観光に直接リンクするはずの食品の出荷額、これは出荷額全体の4割を占める主要産品となっておりますけれども、平成16年652億円、対前年比で7パーセント減と減少を続けております。従業員4人以上の事業所数も、平成16年318社、対前年比12パーセント減、従業員数も8,288人、対前年比約8パーセント減少しております。また、卸小売業の実態も残念ながら同様に推移し、減少に歯止めがかからない状況があります。平成12

年と平成16年に本市観光の経済波及効果額を算出しておりますけれども、平成12年3,046億円に対して、平成16年には2,668億円と12.4パーセントの減少となっており、これまでの議論でも申し上げてまいりましたけれども、観光客の入込み数の減少というより、観光産品の地場調達率の低下が要因だと考えております。地場調達率は平成12年度の調査で65パーセント、平成16年には49.3パーセントと減少しております。製造業や卸売業における観光とのリンクがうまく機能していない証左ではないでしょうか。この間の観光客の入込み数の推移は減少しているものの、おおむね七、八百万人台で推移しております。また、宿泊率も9パーセント台で推移しております。観光が市内総産出額の約4割を占める基幹産業として定着をしてきている今、本来すそ野の広い産業だと言われている観光がまだ十分にすそ野を広げきっていない、そういう現状をこれらの統計指標が如実に物語っているのではないのでしょうか。

本市では、平成15年、地域経済活性化会議を立ち上げ、翌年5月に提出された提言書を基に、観光をテーマに幾つかの事業が具体化され、実施されております。しかし、これらの事業は残念ながらおおむね既存地場産品の紹介にとどまっている感があります。後志1次産業圏との連携による新たな地場産品の創出や掘り起こし、また、既存商品の見直しやリニューアルによる高付加価値化など、政策的に踏み込んだプロジェクトの推進が私は不可欠だと考えております。私は以上の観点から、この間の産業政策のあり方の抜本的な検証、見直しが必要かと考えますが、御所見をお伺いいたします。

最近、工房創作ガラスの紹介や支援、また一部に後志農産品を原料とした地場産品の開発など、ようやく途につくつつあると感じてはおります。私はこうした政策を担う産業振興課が多くの仕事を抱えながらも高い志を維持し、努力をされているのは承知をしております。しかし、先ほど来述べさせていただいた課題は、昨年末に策定されました観光基本計画が求める施策の具体化を担う小樽観光推進プロジェクト会議にも与えられた課題だと認識しております。私は、経済部内の連携協力が必ずだと考えますが、お考えをお聞かせください。

私は、かねがね観光は次々と新たな魅力を生み出し、またその質を維持・発展させることが肝要と考えてきました。本市観光も次々と歴史的建造物が店舗などに再生され、また、新施設が建設されるたびに入込み数が増加してまいりました。近年、そうした新しい魅力を生み出す投資が鈍化しつつあり、また、堺町地区全体の質的低下も本市観光に影を落としつつあります。入込み数は統計上微減にとどまっているものの、実感として浅草橋周辺や堺町地区の入込みは明らかに減少していると関係者にお聞きしております。外国人観光客の増加は顕著なものがありますが、道央圏を中心としたリピーターや道外のリピーターの小樽離れが進みつつあると危惧しております。どのように現在分析されておりますか、お聞かせください。

いずれにしても、新たな魅力づくり、とりわけ堺町、浅草橋を中心とした点の観光が往時の勢いを失いつつあり、天狗山からの眺望・夜景、旧手宮線、北運河地区などでの新たな魅力づくりが急がれているのは、この間私が繰り返し議論をさせていただいているところであります。

今議会では、中央通から旧交通記念館に至るまでの旧手宮線の取得にかかわる予備的経費であります不動産鑑定経費が計上されております。長年の懸案でありました旧手宮線の取得に踏み切られたことに、深く敬意を表明するものであります。私は本市のこれまでの運河をはじめとする近代化遺産の保存と再生を軸としたまちづくりが、旧手宮線という我が国を代表する鉄道遺構の保存再生によって、本市の新たな観光資源として生まれ変わることができることを願ってやみません。

私は一昨年の第2回定例会の代表質問におきまして、旧手宮鉄道施設機関車庫、旧交通記念館敷地を含む旧手宮線の再生プランについては、私なりのアイデアプランとして述べさせていただいておりますので、ここでは省略をさせていただきますが、今後はその整備のありよう、沿線の再生など、また、特

にその財源の確保など多くの課題が山積しております。本年2月には本市景観条例の特別景観形成地区の拡大見直しをされた際、その範囲を旧手宮線沿線まで拡大され、また、さきの第2回定例会でも景観法による景観地区の設定の検討にも言及されております。この地区再生についてどのように臨まれようとしているのか、まずお伺いしておきます。

私はあわせて、この件に関係して一昨年の第4回定例会の一般質問で、その財源の一助として寄付条例の制定も検討されるべきと申し上げました。その際、市長は、「本市は市制施行以前からさまざまな面で全国各地の多くの人々に支えられており、固有の歴史や文化といった地域の特性を市民のみならず全国の小樽ファンとともに守り育てていくためには、新たな住民参加型自治の確立という観点でのまちづくり寄付条例の制定は、まちづくり政策に内外の多くの人々の思いや心が反映され、具現化される有効な手段であると考えております」と述べておられます。今後、制定に向けて積極的な検討を要望いたしますが、御所見をお聞かせください。

さて、今議会にも新市立病院の築港地区での建設に対して、中心商店街からさらなる中心部の空洞化への不安からその見直しを求める嘆願書が出されております。旧マイカルの出店以来、市内中心商店街の売上は激減していると言われております。私は、かつて中心市街地活性化法に基づくTMO構想策定の委員として、幾つかの提案をその際させていただきました。マイカル後の商店街の再生は、いかに商店街が専門店街として差別化を果たし、また、周遊する観光客を交流消費人口としていかに取り込むことができるのが課題だと申し上げてまいりました。その際、商店街の皆さんがかつて住まいとして使っておられた2階部分などを改築し、商家民宿として短中期の滞在に対する施設に転用できるのではないかと。また、札幌などの服飾系専門学校などと連携をしまして、生徒の実習の場としてワゴンを貸し出し販売してもらうなど、各店単独では実現が難しいものの、TMOによるマネジメント会社が設立されれば実現可能な施策は多々あると申し上げました。若手経営者が東南アジア、中央アジアなどに買い付けに出向いて、コンテナで送り込んだ商品を毎週少しずつオークションにかけイベントなどお話を申し上げた記憶があります。しかし、結局TMOではアーケードの改修などが選択されました。私は、今も中心商店街の再生のかぎは観光とのリンクにかかっていると考えております。旧手宮線の交流観光ゾーンとしての再生の途につこうとしている今、中心市街地の再生も視野に入れ、ともに議論ができるものと信じております。ともに考え、ともに議論をし、ともに行動をし得る仕組みが待たれているものと考えます。御所見をお伺いいたします。

私は、旧マイカルについても抜本的な整理が必要な時期に来ているのではないかと考えてまいりました。そもそも9万8,000平方メートルにも上る売場面積そのものが過大であり、すべてを商業ゾーンとして再生させることは不可能だと感じているのは私だけではないと思います。また、本市事業者とのバランスを考慮すれば、現在のポスフル棟の2万8,000平方メートルが限度かとも考えております。それにしても、残りの旧ビブレ棟など売場ではないビジネスモデルとしての活用が考えられるのか、この問題は大変難題であります。新市立病院建設を本気で築港地区にと考え、提案をされるなら、この際、旧マイカルの抜本的な整理をあわせて示されてしかるべきだと考えます。お考えをお聞かせください。

新谷前市政による40億円を超える多額の市費の投入、固定資産税と都市計画税と合わせて14億円とも言われる滞納など、いつまでも放置できないこの問題を、市長が先頭に立って解決の道筋を立てられることを切に希望するものであります。

ところで、かつて小樽短大が旧マイカルの一部を学校施設として利用したいとお話があったと記憶をしております。本年8月その小樽短大など3校を運営していた学校法人昭和学園が学生数の激減から経営破たんし、民事再生法による再生を目指すことになったと報道されました。早速支援に名乗りを挙

げ経営権を取得されたのは、徳島市の大手予備校グループのタカガワとお聞きしております。タカガワグループは、徳島県を中心に40の予備校を展開する四国予備校大手で、4年前には私立では徳島県内最大の徳島リハビリテーション病院を買収しております。そして、院内にカフェやプール、スポーツクラブを併設し、予防医療を中心とした虹の橋クリニックに衣がえをしまして運営しているそうであります。そして、このたびの小樽短大の経営権取得と保育科、介護福祉科の新設、改組であります。

予防医療は経営的にも高収入が見込めるなど注目されておりますが、私は新病院もこれに取り組まれてはいかがかと考えております。旧マイカルには現在コナミスポーツが運営しているプールがあります。広大な床があります。運動による生活習慣病の予防改善は団塊の世代が大量に高齢化する近い将来、医療費の抑制にもつながる重要な課題と考えております。また、人間ドックなども観光地小樽ならではの旅行商品として売り込むことも可能かと思えます。もし、先ほど来お話をしましたタカガワグループがスポーツ医療福祉専門学校などを旧ビブレ棟で運営され、プールや屋内体育施設と生活習慣病の予防プログラムなど新病院と連携をして運営いただければ、新病院の展望も少しは明るいものになるのではないかと考えました。唐突で思いつきにすぎない提案かもしれませんが、一考していただければ幸いです。

いずれにしても、新病院の問題は先日のフォーラムに400人を超す多くの市民が集まられたように多くの市民が関心を持ち、特に診療科目の厳選や地域医療の連携など、なお議論が残されているのではないのでしょうか。270億円を超す長期にわたる起債の償還に対する市民の危ぐはぬぐいきれておりません。一層慎重な対応とさらなる御検討をお願い申し上げます。この問題の議論は終えたいと思います。

次に、最近増え続けている高層マンションの問題についてお尋ねをいたします。

一般的にマンションの大規模改修が必要になるのは25年から30年後、建替えは50年後と言われております。マンションの建替え問題は2010年問題と言われ、昭和30年代半ばに建てられた中低層の集合住宅の建替えが問題になっております。区分所有権による権利者の合意が得られにくく、またそれを調整整理する第三者機関の設置や行政による支援が論議されてまいりました。中低層の集合住宅の建替え例を見ますと、いまだ容積率に大きな余裕があり、上に新たに積み増しをして、それを販売し、住民の建替えによる負担を大幅に軽減できた場合が大半となっております。それでも合意形成に至らず、住民がくしの歯が抜けるように次々と退去し、廃きょ化する例もあると聞いております。

近年、本市に建築されている高層マンションの建替えは、今後50年先のこととはいえ、容積率いっぱい建てられており、また、50ないしは60戸クラスの高層マンションは、解体に2億円とか3億円の費用を要すると言われております。これらのことを考え合わせますと、50年後のこととはいえ、建替えもままならず、廃きょ化が心配されることは言うまでもありません。景観の荒廃はもちろん、地域コミュニティの崩壊にもつながりかねない事態となります。次世代への責任を考えると、今から対策を考えておくことが肝要と考えます。

最近、富岡地区でも日本銀行旧支店長公宅跡地の公売が予定され、周辺住民が心配をされているところであります。住民の中には、地区計画策定による高さの制限は必要ではないかとの議論もあり、日銀としては公売の時期を急がず住民との合意形成を大切にする意向のようであり、ひとまず安心をしておりますけれども、これらの問題について本市の基本的な考え方をお示しいただきたいと思います。

次に、新たな学校適正配置計画の策定の進め方についてお尋ねをいたします。

少子化に伴う小中学校の抜本的な配置の見直しは、必要なことと私も認識をしております。私は取下げ、再策定となるこの新計画案の議論が、単に統廃合の必要性の可否を問う議論に終始をせず、今後の学校運営の改善や地域社会との密接な連携、また、跡地利用のあり方など、市教委や企画政策室との連

携の下で進められるべきと考えます。関係される住民は学校がなくなることに対するデメリットばかりが心に残り、受け入れがたい心情が募るのは当然であります。私は、それを補うメリットを少しでも知恵を出し、施策として実現されることが肝要とこれまでも申し上げてきたつもりであります。教員ＯＢなどによる学習支援ボランティアの制度化や登下校時の見守りボランティアの実施など、実際に外に出てその必要性を訴え、賛同者を募り組織化することは容易なことではありませんが、そのような努力の姿勢が理解につながると申し上げてきたつもりであります。今後の議論の中にどのように反映されていけるのか、お聞かせください。

また、学校跡地の問題は、地域の理解を得るためにも重要な問題だと考えております。私は、各学校が地域コミュニティに近接して位置していることなどを考慮すれば、例えば地域高齢者福祉住宅、デイケアセンターに、また、運動場などは地域住民のための市民農園に転用できないかと考えております。さまざまな課題やあい路があることは承知しておりますけれども、十分に研究の価値がある課題と思います。地域のお年寄りが最後まで地域に見守られながら生きられることはだれもの願いであります。冬の除排雪などに困り果て、結局は地域を離れざるを得ないお年寄りが多いとお聞きしております。また、空き家になり転売されにくい家屋が多く発生していることも事実であります。例えば伊達市で試みられているように、そのような住宅を買い上げ、整備改築し、若い人向けに安価な住宅として提供し、お年寄りには地域の高齢者福祉長屋でお互い助け合いながら生活していただくなど知恵を絞れば、先進的な施策が実現できると私は信じております。いずれにしましても、地域住民の理解の得られやすい跡地利用を考えられるようお願い申し上げまして、質問を終わります。

なお、再質問は留保いたします。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 山口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、総合計画について御質問がございました。

新しい総合計画の策定に当たりましては、現在、庁内に私と助役、各部長職から成る策定会議と次長職を中心とした検討委員会を設置し、策定の考え方や市政の課題などについて整理を始めたところであります。今後、本市の取り巻く現状分析や事務事業の点検評価などの策定準備を本年度中に行ってまいりたいと考えております。平成19年度は市長、市議の選挙がありますので、改選後に議会、民間諸団体及び市民の各代表者などから成る総合計画審議会を設置し、全庁的な策定体制も整え、本格的な策定作業に入っていきたいと考えております。

策定に当たりましては、市民参加の機会を積極的に設け、さらにはアンケート調査や懇談会などにより、市民や市内各界の意向も十分お聞きしながら、市民とともに作り上げていくという視点に立って取り組んでまいります。

次に、産業振興策のあり方でありまして、本市が750万人を超える観光客が訪れる観光都市に成長した現状を踏まえると、観光と商工業との関連は産業を振興する上で重要な視点と認識しております。これまでも農水産品や伝統的な技術など地域の強みとなる資源に着目した地産地消の推進や地域ブランドの発信が、域内循環や観光消費額を高める上で有効な施策として取り組んでまいりましたが、今後とも産業振興策のあり方について、その効果を検証しながら、新たな地場産品やブランドの創出、市場開拓など地域経済の発展に向けた施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、経済部内の連携が必要との御提言でありますけれども、地域の特性や資源を生かし、新商品やデザインの開発などによる差別化や高付加価値化が図られた地場産品は、小樽観光への関心を高め、観光による消費支出を増加させるとともに、農水産業や製造業など地場産業の活性化に寄与することとなり、市内経済への効果は大きいと考えております。したがって、経済部内における連携については、大事なことでありますので、従来からも海外に向けた小樽物産の販路拡大など連携しながら事業を進めてきておりますが、今後、より一層連携を深めるよう指示をしたいと思います。

次に、観光の現状と分析でありますけれども、本市の観光入込み客数については、平成11年度以降減少傾向にありましたが、平成17年度においては前年度に比較して2万人ほど増加しております。要因としては、祝津、天狗山、朝里など周辺地区の入込み数は減少しているものの、運河、堺町通りを含む中心部が微増したことや好天による海水浴客の増加によるものと分析しております。今年度の主な観光施設や案内所等の4月から7月までの利用客数は、施設によりばらつきはありますが、運河、堺町通り地区を含め全体としてほぼ昨年並みを維持しております。また、平成15、16年度の観光客動態調査では道内客の80パーセントが4回以上のいわゆるリピーターであり、道外客についても半数以上がリピーターであるということがわかり、また、最近の各種人気観光地調査においても、本市は常に上位にランクされていることなどから、本市の観光の人気は依然として根強いものがあると考えております。しかしながら、全国的な海外旅行や沖縄旅行ブーム、道内における知床や旭山動物園の人気など、本市を取り巻く環境が厳しさを増す中、本市の観光そのものについても運河、堺町通り地区の景観やガラス、オルゴール、すしといった従来型の小樽観光に対し、いわゆるマンネリ感を感じているリピーターも多いものと思われます。このため、今後とも入込み客数の動向を注視するとともに、祝津、天狗山、朝里などの周辺地区の整備や新たな観光資源の創出など、小樽観光の魅力を高める努力をしまいたいと考えております。

次に、旧手宮線沿線や北運河地区の再生についてでありますけれども、この地区には国指定の重要文化財であります旧手宮鉄道施設や旧日本郵船小樽支店をはじめ、往時のままの姿をとどめる北運河、小樽の繁栄のあかしである石造倉庫など、多数の歴史的資源があり、また、下町風情が残る商店街、新鮮な魚介類等があふれる市場、ノスタルジーを感じさせるまち並みなど地域資源に恵まれた地区であります。しかし一方で、旧手宮線や北運河が有効に活用されておらず、また、歴史的資源や地域資源の結びつき、連携が弱いなど多くの課題もあります。現在、この地区の活性化構想を住民の方々の参加の下、検討しておりますけれども、さらに多くの方々からも意見を求め、構想に反映をさせてこの地区の活性化を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、寄付条例でありますけれども、景観や歴史的まち並みの保全は本市の重要施策であり、厳しい財政状況の中でその財源確保の一つの方法として検討しております。道内でも幾つかの自治体で寄付条例が制定されておりますが、昨年7月に制定した羅臼町では、知床の自然保護のほか、病院建設や北方領土返還運動の三つの事業をメニューに上げ、1年で1,600万円の寄付があったと聞いております。また、本市には現在31本の資金基金があり、毎年多くの御寄付をいただいておりますが、景観保全に関するものでは、「小樽市まちなみ整備資金基金」が創設されており、寄付条例の制定に当たりましては、現在ある資金基金との整理や先進自治体の取組経過、さらに全国への情報発信の方法等も含めて検討してまいりたいと思います。

次に、中心商店街の再生についてでありますけれども、これまでも中心商店街の施策の推進に当たりましては、商工会議所など経済団体やまちづくり団体、商業者の方々と連携をしながら進めてまいりました。本年8月に改正中心市街地活性化法が施行され、これまでのTMOにかわる組織として、まちづ

くり全体にかかわる活動を総合的に実施する中心市街地活性化協議会の設置が義務づけられました。この協議会は、商工会議所とまちづくり会社などが共同で組織し、市や中心市街地の商業者、地権者等多様な担い手の参画を得て、地域のまちづくりを総合的にコーディネートするものであります。本市におきましても、今後この協議会を中心に市街地や商店街の再生に向けた取組を行ってまいりますが、まちづくり会社等の創設など課題もありますことから、現在、商工会議所と協議会設立に向けた準備会を立ち上げるよう協議を行っているところであります。いずれにいたしましても、中心街のにぎわいづくり、活性化は重要な課題と認識しておりますので、関係者の皆さんとよく相談しながら、適切な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、旧マイカルの施設活用でありますけれども、市として道筋を示すべきとの御提言がありましたけれども、施設の活用方法につきましては、基本的には所有者であり管理・運営する小樽ベイシティ開発が決めるべき問題であると思っております。本年6月に経営の新体制が発足をし、再建に向けた取組を検討中であると聞いておりますので、今後、会社から新たな提案が示され、市への協力要請等があれば、できる範囲で対応してまいりたいと考えております。

また、小樽短大に経営参加しましたタカガワグループのお話もありましたけれども、先般タカガワグループの会長が市役所を訪問されました。いろいろお話を伺って、この小樽の知名度というものにすごく関心を示されておりまして、若干の時間懇談をしましたけれども、いずれまた近いうちに会長にお会いする機会がありますので、今あったようなお話についてもいろいろと御相談をしたいというふうに思っています。

次に、富岡2丁目の日本銀行旧小樽支店公宅跡地周辺についてでありますけれども、用途地域は第1種中高層住居専用地域であることから、高層マンションの建設を懸念する周辺の一部住民から、日本銀行に対し、売却に際し住民の意向を取り入れた条件を付すなどの要望を行ったと伺っております。市といたしましては、住民からの要請により、これまでまち育て出前講座を開催し、地区の実情に応じた都市計画の地区計画制度などについての資料を地域住民に対し提供し、説明をしてきているところでありますけれども、今後、地域住民が主体となったこれらの取組に対して、適切な対応を行ってまいりたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○教育長(菊 譲) 山口議員の御質問にお答えいたします。

学校適正配置計画と地域支援とのかかわりについてであります。これからの学校は学習や登下校時の見守りなど地域の方々の支援を得ながら教育活動を進めることが必要であり、不可欠なことであると考えております。こうしたことから、通学路のパトロールにつきましては先日市内を13地域に分けまして、教職員はもとより、保護者を中心に養成講習を実施し、既に19の小中学校において活動を展開していただいているほか、御承知のように校長OBによるふれあいサポーターが街頭で子供たちに安全を呼びかけているところでございます。

また、学習支援につきましては、これまで生活科でありますとか、総合的な学習の時間において、また、旧堺小学校においては、算数などの指導を地域の方々に担っていただきながら進めてまいりましたが、文部科学省の平成19年度の予算概算要求では教員OBを活用しての事業が盛り込まれておりますことから、今後、教育委員会はもちろんのことでありますが、具体的な内容が示された段階で活用できるかどうか、検討してまいりたいと思っております。

適正配置と地域のかかわりにつきましては、議員からいただきました、また、これまでもいただいて

おります貴重な御提言に対しましては、市立学校の規模・配置の在り方検討委員会の中で委員にお話を申し上げ、検討の素材にしていきたいと考えております。

○議長（中畑恒雄） 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時01分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 井 川 浩 子

議 員 古 沢 勝 則

平成18年
第3回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成18年9月13日

出席議員（31名）

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	7番	若見智代
8番	菊地葉子	9番	小林栄治
10番	大橋一弘	11番	大畠護
12番	前田清貴	13番	横田久俊
14番	成田晃司	15番	佐々木茂
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	大竹秀文
24番	松本光世	25番	見楚谷登志
26番	久末恵子	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
教育長	菊讓	水道局長	工藤利典
総務部長	山田厚	総務部参事	吉川勝久
財政部長	磯谷揚一	経済部長	安達栄次郎
市民部長	佃信雄	福祉部長	中町悌四郎
保健所長	外岡立人	環境部長	本間達郎
建設部長	嶋田和男	港湾部長	山崎範夫
小樽病院院長	小軽米文仁	消防長	仲谷正人
事務局		監査委員長	中塚茂
教育部長	山岸康治	事務局長	田中泰彦
収入役職務代理者 （会計室長）	宮腰裕二	総務部総務課長	
財政部財政課長	堀江雄二		

議事参与事務局職員

事務局 長	松川 明 充
庶務係 長	石崎 政 嗣
調査係 長	関 朋 至
書 記	北出 晃 也
書 記	島谷 和 大
書 記	村中 香 織

事務局 次長	三浦 波 人
議事係 長	佐藤 正 樹
書 記	渡辺 美 和
書 記	大崎 公 義
書 記	松原 美千子

開議 午後 1時00分

○議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、大竹秀文議員、斉藤陽一良議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第31号並びに報告第1号ないし第4号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 11番、大島護議員。

（11番 大島 護議員登壇）（拍手）

○11番（大島 護議員） 一般質問を行います。

平成16年10月13日、新潟県小千谷市を震源地に発生した新潟県越中大震災で、最も大きな被害を受けた旧山古志村の全住民の681世帯、2,168人の村民が、一斉に避難してから1年10か月が経過しました。本年7月22日から29日までの予定で、「もし小樽であったらどうする」の思いで、地震災害の被害状況、復旧状況を旧山古志村の集落を中心に現地を視察してまいりました。まだ旧山古志村には連日1,000台以上のダンプカーなど工事車両がうなりを上げて復旧工事を進めていると説明を受けました。小樽市は自然災害が少ないとはいえ、急傾斜地崩壊危険地区、地すべり危険地区、海岸地区周辺の津波など、災害発生時に被害が心配される場所が日常生活と背中合わせであります。小樽市地域防災計画を基に地域の住民とどのように関わっているのかについて、何点かお尋ねいたします。

小樽市地域防災計画について。

初めに、小樽市総合防災訓練についてであります。去る9月1日、小樽色内ふ頭公園において小樽市総合防災訓練が行われましたが、その訓練内容、参加した関係省庁、企業、団体名、それぞれの人数、関係車両など、船舶その他などについてもお尋ねします。

次に、札幌圏の自治体と防災関係機関が災害応急対策を実施する際の相互の迅速かつ的確な連携活動を実施するため、札幌圏における大規模災害の発生に備え、平素から連携体制の技術強化にかかわる事項を協議し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的として設置しています。また、札幌圏の自治体の範囲とは、札幌市、江別市、北広島市、石狩市、当別町及び小樽市とありますが、関係機関も含め、設置以来11年が経過しましたが、いつどこでどのような協議をされたのか、具体的にお答えください。

次に、急傾斜地災害対策計画についてであります。がけ崩れによる災害防止については、小樽市の地形を十分に考慮し、関係機関による防災対策に努めるとともに、災害が発生した場合は住民の生命、身体、財産に対する被害を最小限にとどめるため、応急対策に万全を期すものと示しておりますが、どのような内容なのか、お尋ねします。

次に、本市は急傾斜地崩壊危険指定区域が47か所、地すべり危険区域には若竹地区、松ヶ枝地区、祝津地区など3か所、また、地域の住民の避難場所として学校や町内会館など61か所を指定し、その緊急連絡先として避難所ごとに町会長61名が指名されております。地区住民に対し、避難場所などの周知をどのように説明しているのかもお尋ねいたします。

次に、防災訓練、避難訓練についてであります。病院、学校など、小樽市が管理する主な施設の防災訓練、避難訓練はいつどのように訓練しているのか。また、指定管理者に対する防災訓練、避難訓練などの指導はどのように指導し、避難訓練など、各施設の実施はどのようになっているのか。また、地域における防災訓練実施状況はどのようになっているか、お尋ねいたします。

防災週間における防災査察を8月30日、8月31日、9月1日、9月4日の4日間実施しましたが、査察内容と査察した施設、また、指導、指摘した事項はどのような内容だったのか、お尋ねします。

次に、避難場所と緊急連絡先についてであります。一昨年9月の台風18号による被害で、避難場所に指定されている桜小学校に地域住民が避難しようとしたが、管理者との連絡不十分から学校内に避難することができなかったと議会で指摘をされた事件がありましたが、どのように改善されたのか、お尋ねします。

学校が避難場所の場合については、管理している教育委員会との緊急連絡先の連携はどのようになっているのか、お尋ねします。

次に、緊急連絡先の変更についてであります。防災計画書による加除整理、差しかえは平成18年7月3日に整理されているが、連合町会の平成18年8月22日現在の資料と突き合わせて見ると、緊急連絡先の名前が変更になっている避難場所が見受けられるが、変更の場合の手續と防災会議の台帳はどの時点のものが記載されているのか、お尋ねします。

次に、市長への手紙についてであります。

山田市長が誕生し、市民や地域住民の声として意見、要望など、市政に反映させるために、市長への手紙の制度が取り入れられてから、毎年多数の手紙が市長に届くことと思いますが、それらの手紙を市長自身が目を通して読むのですか。また、その手紙の返事は、だれがどのようにして返答するのか、あわせてお答えください。

次に、手紙の内容についてであります。市職員、議会・議員などにかかわる内容の手紙は、平成16年度、平成17年度、平成18年度は直近まで、どのような状況にあるのか、それぞれ年度別にお尋ねいたします。

次に、国定公園地内の自然探勝路の落石についてであります。

国定公園小樽海岸区域内の祝津海岸から赤岩、山中、オタモイまでの約6キロのりょう線にある道は、眼下に広がる海原、奇岩、絶壁に、さらに余市、積丹半島までと、雄大な風景と季節折々の自然が堪能できるこの道は、道内のロッククライマーはもちろんのこと、エベレスト登山を目指す登山者の練習の場所としても知られ、また、市民のハイキングコースとして親しまれており、北海道の自然探勝路として道の予算で整備されているのは御承知のとおりであります。途中にある赤岩峠の駐車場にある広場は、祝津、オタモイ、赤岩海岸と各方向に分かれる丁字路になっている広場であります。

本年6月中旬、赤岩海岸へ下る入り口に通行止めの立て看板とロープが張られ、「看板には北海道・小樽市となっているが、どうしたのか」と、毎日犬の散歩に来ている地域住民の方からその理由を聞かれたのであります。私は早速現場を確認し、通行止めにした理由を小樽市環境部の担当課長に問い合わせをしたのであります。その返事は、「国定公園の管理、自然探勝路の管理は後志支庁であり、小樽市は関係がありません。直接後志支庁に聞いてください」との返事でありました。お尋ねしますが、国定公園に関して、北海道と小樽市の関係はどのようになっているのか、お答えください。また、小樽市の国定公園に関する担当窓口はどこですか。

赤岩の自然探勝路に関して、市民や関係機関からの通報はあったのですか。あったとすれば、いつどこからどのような内容の通報であったのか、お示しください。

次に、港湾施設の管理についてお尋ねいたします。

港湾部が管理する建築物はどのような状況にあるのか。また、それらの建築物の加入している保険の内容と補償金額、保険料金はどのようになっているのか、あわせてお答えください。

また、ガントリークレーンはどのような状況にあるのかもお尋ねします。

今年2月、3号上屋倉庫が降り積もった雪の重量に耐えきれず、崩壊し、本市は多額の被害を受けました。港湾部が管理する建築物の管理はどのような状況にあったのか、お尋ねします。金がない、予算がないだけでなく、危険防止、損害防止のための予算は必要経費であり、建築物の管理のあり方についても十分に検討すべきと考えますが、市長の御所見をお示してください。

次に、（仮称）新博物館についてであります。

自動車展示内容について、昭和40年製ボンネットバスや昭和30年代の自動三輪車など、イベントハウス内にぼつんと置かれているのを見るたびに、どんな意味があるのか疑問に思っていました。このたびの改装によって、展示される車両はどのような車種なのか、また、どのような展示の仕方をするのか、お尋ねします。

次に、手宮口ゲートの整備についてであります。旧交通記念館の手宮口ゲート敷地は、新しい計画の中で、どのような整備を検討しているのか、内容をお示してください。

次に、旧手宮線の整備についてありますが、未整備の区間についてはどのような整備をいつごろまでに完成させることを検討されているのか、その時期と内容についてもお示してください。

最後に、小樽市総合体育館の指定管理者についてであります。

小樽市総合体育館の管理業務を本年度から3か年株式会社アンビックスと契約し、基本協定書を定めています。職員体制についてありますが、小樽市の直営で管理をしていた場合と現在の指定管理者の場合と、職員体制を比較してどのような状況にあるか、お尋ねいたします。

指定管理者の管理姿勢についてです。体育館の備品の中に組立てテント8張り、通称貸出テントがあり、市民や各種団体などのイベントに無料で貸し出し、年間多数の方々が利用していますが、平成16年度、平成17年度、平成18年度は直近まで、貸出状況はどのようなになっているのか、お尋ねします。

去る9月3日、銭函のドリームビーチ駐車場から新川河口まで、約1.5キロの区間を「浜辺と海をきれいにする会」の主催の第28回目のごみ拾いを行い、札幌市内の数校の高校生を中心に、一般参加者も加え、当時の参加者は登録者数1,300人を超えました。また、集めたごみの量も、散乱ごみ約3,110キロ、タイヤ75本、冷蔵庫2台、洗濯機1台、バッテリー、ガスボンベ2台余りと、後日、小樽市環境部から報告を受けました。このイベントのために、これまでも数回小樽市総合体育館の貸出テントを利用し、本年もこれまでと同じ二張りのテントを申請し、前日、管理者が指定するものを借り受けたのであります。翌日、現場で組立てを始めたところ、二張りとも屋根部分のシートがなく、やむを得ず一張りだけ応急処置利用したのであります。返却時に対応に出た方に、屋根部分のシートがなかったことを伝えたところ、謝罪の言葉はありましたが、事務所内では他の職員の笑い声、そして「我々はそこまでは管理はしてられない、テントの貸出しをやめる方向で検討する」とのことですが、その真意のほどをお聞かせください。

このまま貸出しが無料であるから、いいかげんな管理しかできないのであれば、有料にして責任が持てる管理をし、利用者に迷惑のかからない方法を検討していただきたいと思いますが、いかがですか。教育長の御所見をお聞かせください。

また、指定管理者である株式会社アンビックスのこのような管理姿勢は、総合体育館の市民サービスの低下の始まりではないかと私は懸念をするのでありますが、教育長の御所見をお聞かせください。

再質問を留保し、終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

(山田勝麿市長登壇)

○市長(山田勝麿) 大島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽市総合防災訓練でありますけれども、この訓練は、大規模災害に対する各関係機関相互の協力体制の強化と防災技術の向上及び市民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図ることを目的として実施しております。今回の訓練内容でありますけれども、津波警報発令に伴う避難勧告の広報、被害状況の調査、ライフライン関係の応急復旧処理、土砂災害による交通事故処理及び負傷者の救助、船舶火災の消火救急活動などの実施訓練が行われました。訓練に参加したのは、小樽開発建設部や小樽海上保安部など国の2機関29名、土木現業所、警察署など道の2機関16名、北電や北ガスなどライフライン関係が3機関25名、日赤外関係団体3団体35名、市関係が12部局148名、このほか応援参加として北後志消防組合外2組合12名で、総数では25機関265名、消防車、給水車などの車両35台、巡視艇すずかぜ外船艇5隻により実施したものであります。

次に、札幌圏防災関係機関連絡会でありますけれども、連絡会は平成7年に設立をされ、毎年、事務局所在地の札幌市において各市が集まり、消火・救助・救急等の活動連携、災害時における情報の収集伝達、緊急物資の調達、ヘリコプターの効率的運用などについて、協議や情報交換を行ってきたほか、各自治体の持ち回りによる合同防災訓練を実施してきましたが、平成15年を境に、各自治体ともに財源確保が困難となり、合同訓練は現在、休止状態となっております。近年、各自治体の防災対策の取組状況や保有資機材、物資の備蓄状況、関係各機関の連絡先などについての情報交換を行っているところであります。

次に、急傾斜地災害対策計画における応急対策でありますけれども、本市は気象情報に留意し、必要に応じ関係機関と連携を図り、危険区域を中心に警戒巡視を実施することとしております。住民に対する避難につきましては、第1段階として、異常と思われる現象を発見したり報告を受けた場合は、その地区の町会長及び住民に警告を行うこととし、第2段階として、崩落等の危険があると予想される場合は、地域防災計画に基づき住民に対し避難勧告を行うこととしております。なお、災害が発生した場合には、2次被害を防ぐため、被災箇所周辺の監視を継続し、降雨の状況によっては崩落箇所へのシートの被覆、応急排水路の設置などを行い、安全が確認されるまで立入り規制など必要な措置を講じるものとしております。

次に、急傾斜地危険区域の地域住民への説明でありますけれども、これまで土砂災害の備えなど、防災に関して、市の広報やホームページ、FMおたる、出前講座を通じて市民への周知をしてきているところであります。なお、急傾斜地崩壊危険区域対象の避難場所につきましては、町会を通じて地域住民に対しチラシを配布するなど、改めて周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、小樽市が管理する主な施設の訓練の実施状況でありますけれども、市の施設における訓練につきましては、火災、地震その他の災害が発生した場合を想定して消火活動、通報連絡、避難誘導の内容で実施しており、各施設により実施時期は異なりますが、消防法第8条に規定されている内容に従い、本庁舎、学校施設は年1回以上、病院施設は年2回以上、それぞれ実施しております。

次に、指定管理者に対する訓練の指導と実施状況でありますけれども、指定管理者に対しましては、募集要項において、消防法など関係法令の遵守を求めているほか、業務仕様書においても、施設の保安などの業務として火災の発生を未然に防ぐことなど、使用者の安全確保を求めています。指定管理者導入施設におきましても、各施設の防火管理者が策定した消防計画に基づき、定期的に消火・避難・通報の訓練を実施しております。

次に、地域における防災訓練の実施状況でありますけれども、津波を想定した訓練につきましては、

塩谷・桃内地区、銭函地区また、色内日之出町会において、自主的に取組が行われているところであり
ます。また、本年は社会福祉協議会が購入したレスキューキッチンを使用して、炊き出し訓練が朝里地
区と稲穂2丁目町会地区で行われており、結果が好評なことから、今後実施を検討している町会もある
と聞いております。市といたしましても、地域住民による防災訓練は重要なものであり、今後、より多
くの地域で訓練が行われるよう、啓発に努めてまいりたいと思っております。

次に、防災週間における建築物防災査察の内容でありますけれども、国土交通省や北海道が建築物の
防災対策の推進を図るために、毎年春と秋に建築物防災週間を設けており、本市ではそれにあわせて不
特定多数が利用する物品販売店舗や病院、ホテルなどの施設を対象に、廊下や階段などの避難施設や非
常用の照明施設、防火区画の施設などの維持管理状況について、建設部と消防本部の合同で査察を行っ
ております。査察の結果、非常用照明装置や防火戸などの一部に不良箇所がありましたので、早急に改
善するよう指導したところであります。

次に、避難場所の桜小学校の問題でありますけれども、平成16年9月8日の台風18号通過に伴い、桜
小学校に避難してきた地域の住民が4世帯ありましたが、その中で近くに身を寄せることができる場所
があるという方にお帰りを願った事案がありました。その後、市及び教育委員会、学校関係者の間で、
避難してきた住民を帰すことのないように周知徹底を図っており、昨年9月の大型台風14号の接近通過
時には、安全と判断できる時刻まで各学校関係者が待機をし、地域住民の避難受入れ態勢をとったとこ
ろであります。

また、避難場所が学校の場合の教育委員会との連携につきましては、学校が開かれている時間帯に災
害が発生したときは、自動的に学校は児童・生徒とともに地域住民の避難先となり、夜間や休日などで
学校が閉まっているときは、災害の状況により、防災担当が学校関係者と連絡をとり合って避難所を開
設するほか、大災害時にはあらかじめ指定している市の職員が直接学校の避難所を開設することになっ
ております。

次に、緊急避難場所、連絡先の更新でありますけれども、基本的に地域防災計画の変更は、北海道との協議
が必要で、毎年3月末日に北海道から協議結果についての承認通知があることから、小樽市地域防災計
画書の差し替えも年に1回、毎年6月から7月ころにかけて行っております。緊急連絡先となっている
町会長や役員につきましては、時期を問わずわかることもあることから、その都度変更、差し替えする
ことは困難ですが、今後地域防災計画書を差し替える時点で最新の情報を載せるようにしていきたいと
思います。なお、防災会議の事務局である防災担当においては、町会長等の変更の通知を受けた都度、
緊急連絡先などの名簿の修正を行っているところであります。

次に、市長への手紙でありますけれども、送られてきた手紙は、すべて最初に私が読んでおります。
その際、内容により必要に応じて担当部局に対応を指示しており、回答については、匿名のものなどを
除き、すべて目を通した上で、私が署名をして差出人に送っております。

市長への手紙の年度別件数でありますけれども、市職員に関する意見は、平成16年度23件、平成17年
度28件、今年度は9月12日現在で15件となっております。また、議会や議員に関する意見は、平成16年
度3件、平成17年度10件、今年度は同じく9月12日現在で5件となっております。

次に、国定公園内の落石の問題でありますけれども、初めに国定公園と自然探勝路の管理につきまし
ては、北海道と小樽市の関係でありますけれども、国定公園等の管理は自然公園法に基づき北海道が実施して
おりますが、小樽市域にある国定公園については、市民等からの問い合わせも多く、自然環境の保全等
を推進することが大変重要なことと認識しておりますことから、地元自治体として清掃やパトロールな
どについて協力しているところであります。

次に、国定公園に関する小樽市の担当窓口でありますけれども、北海道との協力体制の中で国定公園の一般的な問い合わせに対しては、環境部環境課で情報提供することなど、対応しております。

次に、市民等からの落石に関する通報であります。今回の落石につきましては、小樽市に市民からの通報はありませんでしたが、国が委嘱する自然公園指導員から北海道に対し、「自然探勝路の一部に落石があり、上部のがけの岩肌にもき裂が見られる」との報告があり、それを受けまして6月19日に北海道から小樽市に連絡があったところであります。

次に、港湾施設の管理についてでありますけれども、上屋につきましては、日常のパトロールにより点検をしながら、必要に応じて補修を行うなど、基本的には直営で管理しており、ガントリークレーンにつきましては、専門業者に定期点検を委託しながら、適正な管理に努めております。

また、現在加入している建築物の保険につきましては、吹抜上屋を除く各ふ頭における上屋・ガントリークレーンなどの17件について、社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済保険に加入しております。保険料は総額で年21万4,881円であり、保険契約額は総額で16億6,975万円となっております。

次に、今年2月の上屋屋根崩落事故当時の建築物の管理体制でありますけれども、当時は職員による目視パトロールを行い、上屋の雪び、つららなど、除去作業を委託業務として実施しておりましたが、屋根の雪おろしは行っておりませんでした。今後につきましては、このたびの事故を踏まえて、特に冬の職員によるパトロールを強化し、使用者側にも上屋内部などの監視をお願いするとともに、状況に応じて屋根の雪おろし作業を実施するなど、管理体制の強化に努めてまいります。

なお、保険につきましては、一部未加入の施設もありますので、今後、加入内容を見直してまいりたいと考えております。

次に、旧手宮線の整備でありますけれども、旧手宮線は、本市にとって旧交通記念館につながる動線であるとともに、周辺には多くの歴史的建造物が存在するなど、市民の貴重な歴史的遺産であり、これを整備することは本市のまちづくりにとって重要な課題であると認識しております。今後取得する区間の整備につきましては、平成13年度に中央通から寿司屋通りの区間を、将来の輸送機関としての可能性を残しながら、オープンスペースとしての活用を図ることとして、暫定整備を行った経緯や財政状況などを考慮しながら、今後3年をめどにその整備方策について検討してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（菊 譲） 大島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新しい博物館の自動車展示館についてですが、旧小樽交通記念館には、常設展示しておりましたマツダ・ル・マンなど8台の車両のほかに、これまで市民の目に触れることなく格納されておりました車両を含め、全部で14台の自動車を所蔵しております。自動車展示館での展示につきましては、これらの所蔵車両14台を製造年代や製造元などに分類するとともに、車両の特性などを考慮し、特徴づけた展示をしてまいりたいと考えております。

次に、手宮口ゲートの利用についてですが、新しい博物館が開館されますと、路線バスを利用して訪れることが予想されるお年寄りや児童・生徒、さらには地域の方々の利便性を考え、現在、利活用を検討しているところであります。手宮口は、手宮バスターミナルを隣接した立地条件のよさに加え、旧手宮駅をイメージした趣のある建物でありますことから、利活用することで新たな博物館のイメージアップや地域のにぎわいの創出にもつながるものと考えております。

次に、総合体育館の管理部門の職員体制であります。指定管理者制度導入前の小樽市直営の時点に

は、館長1名、事務長1名、嘱託職員4名の合計6名でありました。指定管理者制度導入後は、館長1名、支配人1名、経理管理長1名、事務長1名の合計4名体制となっております。

次に、テントの貸出状況であります。平成16年度には21件59張り、平成17年度は12件46張り、平成18年度の8月まででは9件で23張りのテントの貸出しを行っております。

次に、このたびテント用具を十分点検しないまま間違っ貸し出したことにつきましては、あつてはならないことであり、御迷惑をおかけした市民並びに団体の皆様におわび申し上げます。御指摘のありましたテントは、昭和62年の高校総体の際、出店企業から寄贈を受けたもので、現在まで市民の自主的な活動などの催物に有効に活用してきております。教育委員会といたしましては、引き続き総合体育館において貸出しをしていくことにしております。

次に、テント貸出しの有料化についてであります。ただいま申し上げましたとおり、市民が自主的に開催するイベント等に有効に使われておりますことから、引き続き無料で貸出しを続けてまいりたいと考えております。なお、確認を含めた貸出しシステムについては、見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、総合体育館の指定管理者の管理姿勢についてであります。これまで業務の引継ぎなど、十分に連携を図ってきておりますが、このたび市民に不信感を抱かせるような対応や言動が見受けられたと伺いました。教育委員会といたしましては、即座に責任者と面談し、今後、市民の信頼を損ねることのないよう、改めて不手際の再発防止に向けて、体育館職員の業務内容の点検と管理システムの見直しなど、職員への指導を強化いたしました。今後も市民サービスの向上に一層努めるよう対応してまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 11番、大島護議員。

○11番（大島 護議員） 再質問を何点かさせていただきます。

まず初めに、札幌圏との連携ということでございますけれども、11年が経過して、その間やはり訓練はしたいけれども、非常に予算がかかるというんです、そういうことで今中断をしているということですが、私はぜひ再開をしていただきたいと、このように思っております。災害は忘れたころにやってくるといいます。そしてまた、このたびの地震の後に視察に行きまして、そのことを強く感じてきております。現場に入りまして、旧山古志村周辺の集落の方々があれだけの災害のときにどんな思いで逃げ惑ったのか、これを思うと本当に涙が出る思いでございました。そのような現場を私は過去に何回か見てきております。例えば、南西沖地震の奥尻島、これも奥尻島は大変問題になりましたけれども、後志沿岸の海岸沿いの町村は本当に津波で大変な御苦労をされていたと、そのことは前にも申し上げたことがございますけれども、それとまた神戸市にしてもそうです。それから、つい何年前ですか、苫小牧市の石油タンクの大火災の問題がございました。そのようなことを思えば、ますますやはり広域、札幌圏もそうですけれども、後志も含めたそういう訓練が必要ではないのかと、そのように思っておりますので、その辺のことを中止だけではなくて、財政の問題もいろいろあるのは十分に承知しておりますけれども、市民の生命や財産を守るためには、これは必要最小限度のものについては再開していただきたいと、そのように思います。これについて答弁をお願いします。

それから、避難訓練ですけれども、これも本当に小樽では身近なところに危険がたくさんあります。それで、その中で地域の方々が、避難場所にしてもなかなか承知をしていない部分があると思いますので、御答弁をいただきましたように、チラシを配布しということですから、これは大いにこれからも地域住民の方々に周知を徹底していただきたいと。そしてまた、許す限り避難訓練も実施していただき

いと、そのように思います。

それから次に、市長への手紙ですけれども、職員に関することということで、手紙をこの件数いただきましたけれども、実際に私のところに去年も相談がございました。これは、嘱託職員による保険料の徴収の問題でございます。それも原課にお話をしまして、ミーティングはやっているのだということですけれども、ただ単にミーティングだけでなく、払う方とそれを請求する方、これは立場が相反する部分がございますので、言葉遣い一つにしても十分これからも検討していただきたいと、そのように思っております。

もう一点は、今年の7月ですけれども、まだこんな職員が小樽市職員の中にいるのかと、私もあきれ返って本当に出る言葉がございませんでした。これは私もかかわっておりましたので、その場所にも私もおりました。大人としての最低のあいさつもできない。当然、嘱託職員や季節的に、臨時的に来ている方たちに対する言動も、これはもう本当に聞いていられない。当時お手伝いをお願いした私の友人も、思い余って手紙を出したのだと思います。手紙を出したからということです。いやいや、市長に手紙を出したって、市長は目を通さないぞというのが、私の本人に対する言葉でしたが、今、御答弁をいただきましたが、まず読んで、そして署名入りの返事をしているということで、それはそれで安心をしておりますけれども、これはまだ現職の方ですから、本当に指導を徹底してやっていただきたいと。この問題をやりますと、いや、もう徹底しているのだということですが、さらに職員研修などを開いて、市民からこのような苦情が来ないように方法を講じていただきたいと、そのように思います。

それから、赤岩の落石の件でございますけれども、私も現場に行って、実は写真を写してきました。この現場の写真、当時の現場のものでございますけれども、これは総務部の方に昨日お届けしておりますから、見ていることかとは思いますが、これで小樽市が関係していないという、私に対する返事は、これはおかしいですよ。そのようなことでございます。そして、昨日また行ってみました。看板が立て替えられております。この北海道・小樽市、これは北海道だけになっております。これはどういうことですか。だれがかえたのですか。私がそういうふうにお聞きしたいと。これはおかしいですよ、私は思っております。

市長、目を通していると思いますけれども、これが関係ないという職員の方に、もう一度聞いていただいけませんか。市長から御答弁をいただいておりますけれども、これでは私は納得ができません。といいますのも、小樽には御承知のように国定公園である海岸線がございます。小樽海岸がございますが、そこには鯨御殿があり、水族館があり、そして今また水族館の建替えがございます。鯨御殿の問題も、先日もお話し、そして現状の善後策を、対策を市長は前向きに検討すると、そのような御答弁もいただいております。まさしく担当ですよ。これでいいのでしょうか。私は、非常にこの職員の仕事に対する姿勢を疑っております。この辺についても御答弁をお願いします。

そしてまた、最後に総合体育館の件でございますけれども、たかがテントです。しかし、私は何度も小樽市行政区域内のごみ拾いのときにはこのテントを利用しておりました。だけど、今まではこういうことはただの一度もございませんでした。これは整理している方も大変だと思うのです。非常に複雑なテントですから、組合せ一つ、骨が変わっても組み立てられない場合がございます。小樽市内ならいいのですよ。すぐ駆けつけて交換できます。けれども、今回のように銭函のところ。限られた時間の中で組立てを始めた、二張りともないと。これは、こういう状況は、当日環境部長のごあいさつをいただいております、環境部長がおいでになっておりますから、その状況は知っていると思います。本来では、テントがかかっているのですけれども、応急のためにブルーシートを使って一部やっています。そしてまた、一組は使っておりません。そのようなことから、たかがテントの問題だけではなくて、

私がこの後に来る市民サービスの低下、これを心配しているのです。この点についても、このようなことのないように十分検討していただきたいと。また、契約書の仕様書の中には、部品名もきちんと書かれておりますので、その管理方法も書かれております。ぜひこれはお願いしたい。

それから、先ほどテントの購入のお話で、昭和62年ですか、高校総体ということですがけれども、これは何かの間違いでないですか。私は、契約書の中の仕様書を見ました。そうすると、昭和54年に80万円で8張りということで、その欄には寄付の場合は括弧書きがありますけれども、この件については、見ましたら括弧書きはございません。昭和54年の8月何日かです。それをもう一度御検討して、後ほどで結構ですから御答弁をお願いしたい。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝麿） 再質問にお答えをいたしますけれども、初めに札幌圏の防災訓練の関係ですがけれども、先ほど申し上げましたとおり、財政的に皆さん大変だということで、訓練はやめておりますけれども、いわゆるこの大規模災害といいますか、広域災害が起きたときの相互の応援協定といいますか、こういったもので「どうそれぞれのまちがよそのまちを応援するか」ということもありますので、協議は続けております。したがって、それぞれが持っている防災の資機材、そういったもの、それからこの物資の備蓄の状況、さらにはこの関係の機関との連絡、こういったものの情報交換を行っておりますので、訓練はなかなか難しいと思いますけれども、こういった情報交換等については密にしていきたいと思いますので、これは引き続きそういう取組をするようにまた指示をしていきたいというふうに思います。

それから、避難訓練の地域住民へのPR、これは非常に大事なことでございますので、8月に開催されました町会長との定例会議の中でも、特にこの問題を取り上げまして、町会長方をお願いしております。一番大事なのは、やはり地域、地域で自主防災組織をつくっていただければ一番いいので、そのことについてもお願いをしておりますけれども、できるだけ早く地域、地域、全市一斉に災害があった場合に、行政としてなかなか対応しづらい部分もあるものですから、一番身近なところで、まず一義的な災害弱者などに対応する場合には、やはり地域の方が一番早いわけですから、そういった意味で自主防災組織を早くつくっていただきたいということと、それから地域住民へのPR、これは引き続きやっていきたいというふうに思います。

それから、市長への手紙の最初の部分は、市民部長からお答えしますが、2点目の職員のその言動の問題、これは手紙、私も読みまして、すぐ建設部の方に対応を指示しまして、建設部長が直接その本人に会って指導したというふうに聞いておりまして、こういった職員の対応の悪さといいますか、こういう問題について大変申しわけなく思いますけれども、なにせたくさんいるものですから、中にはそういう不心得者がいることについては申しわけないと思いますけれども、なお一層徹底していきたいと思ひますし、私も今、庁内のLANを使って、いろいろな時々の問題について問題提起をして、いろいろ職員の意識の喚起をしておりますので、もう少し時間をかしていただきたいと思ひます。

それから、落石の問題ですがけれども、先ほど申し上げましたが、この自然公園の管理といいいますか、最終的には北海道がやる部分ですがけれども、なかなかこの地元の小樽市に担当者がいませんものですから、どうしても道の方も小樽市に頼ってくるという、そういう現状でございます。したがって、知らないふりはできませんから、一義的には小樽市が最初に看板をつけたり、何か対応しますが、そういう意味で後志支庁の担当の方も市町村に少し依存しているのではないかという感じもしますの

で、この件についてはもう少しきちんとした対応をするように、後志支庁の方に申し上げたいと思っていますけれども、職員の対応の悪さについては、これも大変申しわけなく思いますけれども、看板をどうという経過で立て替えたのか、これについては環境部長の方からお答えをしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（菊 譲） 大島議員の再質問にお答えいたします。

特に今年の夏は暑くて、テントを借りて屋根がない、そういう事態を考えますと、ボランティアの方には大変御迷惑をおかけしたと思っております。使った後に乾燥して、さらに部品一つ一つを点検して袋に詰めるといふ、そういう一番大事なことをきっと忘れていたのではないかと思っております。今後、そういう面で借りた方に御迷惑をかけないような、そういうシステムを考えていきたいと思っております。

なお、先ほど申しましたように、大変有効に活用していただいているところでございますので、今後も無料でテントをお貸しする、そういう方法をとってまいりたいと考えております。

次に、テントの寄贈のことにござりますが、私どもは平成元年のはまなす国体のときにいただいたもの、また、昭和62年度には高校総体でいただいたものということをご承知してござりますが、その前につきましては、ちょっとまだ十分調べていなかったものですので、改めましてもう一度調べまして、議員にお伝えしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市民部長。

○市民部長（佃 信雄） 先ほど私どもが担当しております国民健康保険料徴収の囑託職員の対応ということでお話をいただきました。私どもも1週間に一度、そういった市民の皆さん方から寄せられる苦情、そのためだけに開いているわけでございせんけれども、事務的な手続等々もある中で、当然徴収員も集めまして、そういったもののほかに市民の皆さん方からお寄せいただいた苦情とか、あるいはまた対応等で、もちろん直接私どもの方に電話、あるいはまた直接来られる方もいますけれども、そういった事例も含めながら、どういった形で対応したいのかということで指導してございます。私どももただ単にいろいろな苦情があるということではなくて、なるべく具体的にこういった対応に対してどういうふうに対応していけばいいのか、あるいはまた誤解のないような対応の仕方、そういったものを具体的に事例を挙げながら、研修等々をやっておりますけれども、今、議員からお話がございましたような形で、再度またそういった研修の中で、あるいはまたミーティングの中で、具体的に誤解のないように、あるいは私どもが訴える内容もきちんと伝わるように改めまして指導してまいりたいと、そんなふうにしてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 環境部長。

○環境部長（本間達郎） 大島議員の再質問にお答えいたします。

赤岩の落石の関係で、看板の設置状況についてでございますけれども、先ほども市長の方から答弁しましたがけれども、6月19日にそういう事故の報告がございまして、道の方で通行止めを判断したということで、6月20日に小樽市が看板を立てさせていただきました。そのときに市も道の方と協力体制をとっているということから、北海道と小樽市の連名で立てたところでございます。その後、7月28日に現地を確認しましたところ、看板が撤去されておりましたので、8月1日に、これは道から委嘱を受けている自然保護指導員、この方が看板とロープを再度設置したということでございます。そのときに北海道の名前だけでやったと。その後、また8月4日に、今度は後志支庁の方で現地を確認したところ、再

度また看板が撤去されたということで、今度は後志支庁の方で改めてロープと看板を立て直したということで、その折に北海道だけの名前で立てたと、そういう状況でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 11番、大畠護議員。

○11番（大畠 護議員） テントのことなのですから、くどいようでも、指定管理者と取り交わした仕様書の中を見てください。部品名がたくさん書いております。その中の一つのテントですよ。そうしますと、これは仕様書に書いてありますから、昭和54年です。80万円で8張り。寄付でもございません。ただいま寄付というなお話がございましたけれども、寄付というたし書きや括弧は印がついておりません。そうすると、ほかのものは大丈夫なのかということをお私に勧めるのですよ。ほかのものにはそういう間違いはないものだろうか。これは徹底して、その部品の一覧表をつけて委託しているわけですから。また、その途中、この3年間に何かがあれば、これは管理者の責任ということで、うたっております。そういうことから、たかがテントではなくて、全般にわたって見直しをしていただきたいと、そのようにお願いします、要望します。

○議長（中畑恒雄） 大畠議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○21番（古沢勝則議員） 一般質問を行います。

二つの問題に絞って伺いたいと思います。

最初は、小樽港と米空母寄港の問題についてです。

キティホークが、去る7月1日から5日にかけて、ミサイル巡洋艦カウペンスを伴って寄港しました。入港目的は、友好親善であります。我が党はバースの手配の依頼を受けた翌5月31日、直ちに市長に対して港湾施設の使用を認めないように申し入れ、その後の第2回定例会、米空母キティホーク入港に関する特別委員会などでも入港拒否を強く主張してきました。核兵器を積んだ艦船を小樽には入れない、これまで再三伺った際、これが市長の基本姿勢でありました。この立場からすれば、今回のキティホーク問題では、実は市長こそが最もじくじたる思いに駆られているのではないかと、そのように思えてなりません。核兵器廃絶平和都市宣言のまちにふさわしく、市長のき然たる態度が求められています。同時にそれは、この議会もまた同じく求められていることであります。

御承知のように、我が党はこれまで非核港湾条例案を毎議会提出し、非核証明書方式、つまり非核神戸港方式について、議員各位の賛同を呼びかけてきました。議会の意思決定で、つまり市民の支えによってこそ、市長、あなたの基本姿勢が担保されると考えたからにほかなりません。以下、具体的なことで伺います。

キティホークとカウペンスを係留した勝納1番及び2番バースは、国際ふ頭施設の岸壁、いわゆる私風に言えば、ソーラス岸壁であります。まず、その水深、岸壁延長、陸域制限区域と水域制限区域はどのようなになっているのか、それぞれについて最初に伺っておきます。

2001年9月に発生した同時多発テロ事件を契機に、アメリカの要求に基づいて、ソーラス条約の改正が行われました。これを受け、国内法が制定、公布され、小樽港など国内の国際港湾、重要港湾においては、船舶と港湾施設に対する保安措置が義務づけられました。以来、保安制限区域であるふ頭には、正当な理由なく立ち入ることが禁止されています。この国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律はもとより、船舶及び港湾施設の保安に関する国際規則では、保安レベル1においては、

通常状態においては旅客、船舶の乗員、そして訪問者が港湾施設に立ち入ろうとする場合は、そのすべての者についての身分確認と立ち入ろうとしている理由について確認する、このようにされています。今回、キティホークが行った公開は、到底この正当な理由に当たるものではありません。いわゆる招待状なるものも、実は艦長であるエドワード・P・マクナミー3世のサインもなく、札幌と小樽の商工会議所で大量に増し刷りされたプリントにすぎません。6年前のキティホーク入港時の一般公開とどこが違うのか、制限区域内への立入りをなぜ認めることができたのか、その根拠をお聞かせください。

関連して再確認しておきます。6年前には随伴艦ヴィンセンスの問題が生じました。今度もまた超法規的措置でしょうか。港湾部見解はそれをはるかに超えている。大変驚きました。今回のように、いわゆる一般公開、米艦船だけ特別とはしない、どの国、どの船でも、今回のように船側の招待さえあれば、実はこれが問題ですが、船側の招待さえあれば市民の立入りを認める、これが私への回答であります。市長見解として、これはぜひ公式に確認、伺っておかなければなりません。いかがでしょうか。

電波障害についてです。キティホーク出航当日の早朝、勝納ふ頭周辺では車庫の電動シャッターが作動しない、リモコンキーがきかないというトラブルが相次ぎました。御承知のように、北朝鮮のテポドン騒動の朝であります。北海道総合通信局の話では、米艦船が強い電波を出していたとすれば、トラブルの原因の可能性があるとしています。実態調査はどのように行ったのか、調査結果についても報告してください。特定省電力の弱い電波機器が障害を受けやすいと言われています。例えば、医療機器などへの影響はないのでしょうか、お答えください。

米空母問題の最後ですが、やはり後継艦と言われている原子力空母ジョージ・ワシントンに関して聞いておきます。市長は、新聞取材に答えて、物理的に小樽港には入れない、入れるように工事をするつもりもない、このように答えています。一方、その同じ報道取材に答えて、米海軍太平洋艦隊ゲーリー・ラフェッド司令官は、ジョージ・ワシントンの場合、水深が必要になる、14メートルか、15メートルか、まだ話せない、このように答えました。小樽でこうしたやりとりがされているちょうどそのときであります。同空母の母港となる横須賀港においては、既に米軍の求めによりしゅんせつ工事のための事前調査に事実上の許可が出されています。ジョージ・ワシントンが通常型空母よりも大きいために、水深15メートルの確保を米軍が要求し、日本側が思いやり予算で実施することになったそうです。軍港である横須賀のこととはいえ、小樽が安心できる話ではありません。ラフェッド司令官は次のようにも語りました。「小樽港は商業港だが、空母を入れるだけの大きさを備えている。小樽港以外、空母を寄港させる計画は今はない」。つまり、裏返して言えば、米軍再編強化の近い延長線上に、この小樽港への原子力空母の寄港、米軍艦船の配備さえ見えてくるようになりません。小樽港だけに空母を入れたと言ったに等しい司令官の談話であります。小樽港には入れない、そのための工事もやらない、このように市長はおっしゃいました。この本会議場の場で、再度しっかりと態度表明されるように求めます。

二つ目の問題です。まちづくりの問題です。

まず、まちづくり三法の改正についてですが、小樽のまちづくりと都市計画に関して伺っておきます。まちづくり三法が改正されました。スーパーなどの大型店、これらとまちづくりに関する三つの法律が、さきの通常国会で改定され、大規模小売店舗立地法を除く二つの法律が大きく改正されました。全国の商工会議所、小樽の場合、小樽の商工会議所はどうやら違うようですが、全国の商工会議所あるいは商店街関係者などがこぞってこの三法の見直しの声をあげたのは郊外やまちはずれに巨大店が出現し、それまでまちなみだった中心市街地が寂れる事態が各地で生じたからではないでしょうか。都市計画法の改正は、店舗面積1万平方メートルを超す大型店の出店規制が強化されました。中心市街地活性化法の改正では、中心市街地に公共施設や住宅などを集中させる、歩いて暮らせるまち、コンパクトシティの

まちの建設を中心に据えることになりました。商業支援というよりは、どちらかというと土木・建設事業を中心とする公共事業の支援の側面が強いのではないが、中心市街地の高層化や大型店誘導につながるのか、こうした心配を伴いつつ、それでも商業者、まちづくり関係者、市民の願いが一部実現することになったことは間違いありません。まず、このまちづくり三法の改正を市長はどのように受け止めているのか、その見解をお聞かせください。

北海道においては、いち早くこのまちづくり三法の改正を受けた二つの方針、コンパクトなまちづくりに向けた基本方針並びに大規模施設の立地に関するガイドラインが策定されました。これに沿って伺います。まず第1に、このコンパクトなまちづくりに向けた基本方針 3「まちづくり三法の改正について」における改正目的とは、どのように述べているか。第2、同方針 2「基本理念における方向転換、取組方向」とはどのように述べているか。第3、 3(2)「コンパクトなまちづくりの4つの視点」とは何か。第4、この4つの視点のうち、中心市街地への都市機能の集積にかかわって、その手だて、取組のねらいを掲げていますが、それは何か。第5、同方針及びガイドラインが示す当市の中心市街地とはどの区域を指すのか。これらについて、それぞれお答えください。

自分たちが住み、働き、そして暮らすまち、このまちをどんなまちにするのか、自治体と住民がみずから決定することのできる当たり前のまちづくりとは一体どんなまちづくりなのか。まちづくり三法の改正方向は、不十分とはいえ、そこに一筋の光明を与えました。この目指すべき光はだれであれ消すことはできません。築港地区への新市立病院の建設、そして駅前第3ビルからの室内水泳プールの廃止、これは単に二つの施設の問題ではなく、すぐれてこのまちの将来、子供たちや次の世代に引き継ぐべきまちづくりの問題ではないでしょうか。このまちづくり三法の改正で、今、国じゅうが新しくかじを切り替えようとしています。市長にはその姿が見えていないのでしょうか。国じゅうの流れに逆行しているとは思えませんが、いかがでしょうか。

道の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とこの築港地区との関連について伺っておきます。北海道の都市計画決定と小樽市の都市計画決定の関係であります。

小樽市都市計画審議会に対する協議案件、諮問案件のうち、小樽都市計画小樽築港駅周辺地区地区計画の変更では、その計画変更の目的において、JR築港駅周辺地区は道の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針においても、都市機能の向上を図り、良好な都市空間を確保していくとともに、複合的な土地利用の推進を図る、このようにされているとし、したがってこの未利用地約4.4ヘクタールを医療・福祉関連サービス業務地区へと変更すると説明されました。この限りでは、なるほどとなります。しかし、大いに疑義があります。道の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の、実は肝心な点が抜けていないでしょうか。つまり、同方針の中で、開発事業の決定の方針の項では何を示しているか、この地区については未利用地の有効利用などの検討を行うとして、その方向性、有効利用の方向は次のように示しています。ウォーターフロントの特性を生かした商業レクリエーション機能を主体とした複合機能の進展を図るであります。商業レクリエーション機能を主体とした整備進展を図る、これであります。この北海道都市計画のどこに、大規模な病院建設や医療・福祉関連業務の整備が見えてくるのでしょうか。明らかにそごを来している以上、北海道都市計画の変更がまず必要だと考えます。いかがでしょうか。都市計画法第15条第7項の規定との関係において、お答えください。

ところで、この築港地区は、都市計画法第8条、地域地区で定める臨港地区であります。したがって、港湾法に基づく小樽港港湾計画及びその土地利用計画の規制を受ける区域であります。にもかかわらず、港湾審議会の議は要しない、港湾計画の変更は必要ないとしました。その理由、明確な根拠を示してください。

次に、都市計画審議会に関連して伺います。去る7月14日、28日、8月30日と3回にわたって小樽市都市計画審議会が開催されました。この7月から審議委員として参加した私には、大変不思議な審議会議論でありました。例えば、「審議会とは、地区をどうするか、用途地域をどうするかを審議する場であり、まちづくりなどの議論を展開するところではない」、随所にこのような発言が飛び出します。これに対して、事務局を務める建設部もまた、「まちづくりなどの議論に過敏反応してしまった、こうした議論は別の機会にさせていただきたい」、こうであります。都市の健全な発展、秩序ある整備を図るための土地利用、そして都市施設の整備の計画とされている都市計画において、その審議の場で最も大事なまちづくりの議論が否定されるとすれば、この審議会の役割とは一体何でしょうか。何を審議し、何が審議できないのか、この疑問にわかりやすくお答えください。

都市計画は、まちづくりの最も基本的な手法であります。いったん決定された場合、その効果として、都市計画制限が働きます。関係権利者等の権利に、合理的な範囲で制限を課すことになります。したがって、その決定手続は住民の意見の十分な反映や公正・中立な立場からの検討が求められることは言うまでもありません。案の作成段階から諮問審議、答申まで、都市計画審議会においては、その公平・中立性とは、法律上あるいは条例上、手続上、どのように守られているのでしょうか。

都市計画決定と議会の関係についても伺います。審議会に提出された築港駅周辺地区計画の変更の目的において、「建設地として土地利用の方向性が定まった」としています。第2回定例会では、建設場所の白紙撤回を求める陳情書、現在地・中心部への建設を求める陳情書などが付託され、これらの案件に対する議会の意思は、いまだ継続審査中であります。「一体だれが、何をもちて土地利用が定まった」としているのか、この点についてお聞かせください。

都市計画決定と議会の関係については、御承知のように議会の議決は必要とされていません。しかし、都市計画法第15条第3項は、「議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想に即したものでなければならぬ」とこのようにしました。つまり、この都市計画法の趣旨は、議会意向の反映にあります。審議会の組織及び運営の基準を定めている政令第3条第1項が、その中で市町村の議会議員を必置委員として審議会に位置づけたのも、実はそのためではないでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

意見書の問題です。住民の意見の十分な反映との関連でお尋ねしておきます。8月30日の審議会には、市民からの意見書の要旨が提出されました。国土交通省都市計画課監修「都市計画の運用Q & A」などによるまでもなく、この意見書は、都市計画決定に当たって、その最も重要な判断資料の一つであります。そのために、法の第19条において明文規定を置いています。また、意見書要旨の内容は、提出者の意思を正しく伝えるものでなければなりません。例えば、小樽駅前再開発事業に関連して、市営プールの廃止・解体は非人道的行為、このようにまとめられ、要旨として提出されていますが、提出者から私が聞く範囲、届けられた意見書全文との関係においては、次のようであります。「健康と社会的自立を目指して取り組んできた多くの市民の夢を断ち切る市営プールの廃止・解体は、教育、行政の各責任者としてあるまじき非人道的行為」とこのように意見書は述べていました。審議会を前にして、私は再三意見書全文の提供を建設部に求めました。建設部は「要旨の提出で足りる」とこのようにして意見書の提供は拒否されてしまいました。では、都市計画決定に当たり、その最も重要な判断資料である意見書要旨について、それがすべての意見書の要旨であるのか、あるいは要旨の正当性について、この私は何をもちて判断すればいいのでしょうか。こうした事務局の対応は、結局、審議のあり方においては事務局の提出資料を丸のみにしなさい、言うがままという態度に、同意はできません。決定手続において、かしたるものとの疑義さえ生じてきます。その見解、改善方について、見解を求めたいと思います。

質問の最後であります。正当性が問われている都市計画審議会の問題について伺います。3回にわたって都市計画審議会が開催されました。正当性があるのかという重大な疑問です。都市計画決定において、審議会の議を経ることとされている趣旨は、都市計画の決定が相対立する当事者間の利害の調整にあること、さらに利害関係人の権利、利益を保護することが必要になるからだとされています。これを公正・中立、そして専門的に審議するために、審議会を構成する委員についても学識経験者や議員などによるとしたその理由が、そのためであります。審議会への協議事項、諮問事項は、旧マイカル地域への新市立病院建設を可能とする地区計画の変更、そして室内水泳プール廃止を含む小樽駅前再開発事業の決定であります。このいずれの審議にも、案件区域内最大の土地所有会社の取締役であり、また、駅前再開発準備会の副会長であり、さらには直接の利害関係人として、第3ビル地階で飲食店を経営されている会社の代表取締役を務めている委員が、審議に加わるという事態が生じました。私は、7月14日に開催された第159回審議会の冒頭、この問題の重要性を指摘しました。続いて、第160回審議会においても、「協議諮問事項の決定で、それらの成否にかかわってくる重大な疑義がある」、このように重ねて指摘しました。事務局側は、「都市計画法にも、小樽市都市計画審議会条例にも抵触しない」、極めて能天気な対応であります。事は、都市計画審議会の正当性、有効性にかかわる重大問題ではないでしょうか。この点については、明快な市長答弁を求めたいと思います。

なお、再質問は留保いたします。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 古沢議員の御質問にお答えいたします。

初めに、先日の米空母キティホークの寄港に関して、何点が御質問がございましたけれども、まず勝納ふ頭1番岸壁につきましては、水深は13メートル、延長260メートルであります。また、陸域制限区域はその岸壁延長の幅で、岸壁前面より陸側に約29メートルから45メートルの奥行きをネットフェンスで囲んだ区域であり、水域制限区域は岸壁延長部分の沖側に60メートルの範囲としております。

次に、勝納ふ頭2番岸壁につきましては、水深10メートル、延長185メートルで、陸域制限区域につきましては、陸側に約83メートルの奥行きをネットフェンスで囲んだ区域であり、水域制限区域は沖側に66メートルの範囲としております。

次に、6年前に寄港した際の一般公開と今回の見学会の違いでありますけれども、前回は見学を希望する者は基本的にはだれでもが艦内を見ることができるという、いわゆる一般公開の形で実施されたものであります。今回は、改正ソーラス条約に基づき、着岸岸壁の陸域に立入り制限区域を設けたことにより、米艦側としては招待制の見学会を実施したものであります。

また、陸域制限区域内への立入りを認めた根拠でありますけれども、埠頭保安規程に基づき、目的と身分を確認して立入りを許可したものであります。

次に、陸域制限区域内への立入りでありますけれども、港湾管理者といたしましては、埠頭保安規程に基づき、目的や身分などの確認ができれば立入りを認めることとなります。

次に、米艦船と電波障害の関係でありますけれども、初めに実態調査であります。電波の影響があったのではないかということは新聞報道で知りまして、記事にある電動シャッター関係業者と北海道総合通信局に照会をいたしました。いずれも原因ははっきりわからない、特定していないとのことでありましたけれども、北海道総合通信局では、米艦船とのかかわりについて一般論としてその可能性につい

て述べたものであり、特定の言ったものではないとのことでありました。また、シャッター関係業者によりますと、七、八年前に製造を中止した古いタイプのものに限定されており、地域的には色内のシャッター会社の倉庫のほか、富岡、入船、奥沢など、広範にわたっており、いずれも昼までには回復したとのことでありました。

また、医療機器への影響でありますけれども、医療機器に限らず、強い電波を受ければ、コードレス無線電話や省電力セキュリティ無線システムなどの省電力無線機器は、基本的には影響を受ける可能性があると考えられますが、特定省電力無線機器としての心電図電送システムなどの医療機器については、普通シールドと言われるガード資材により影響の緩和が図られているとのことでありました。今回は、野外における微弱な無線機器である電動シャッターのリモコンや車のキーエントリーの一部に限定的にふぐあいが見られたわけでありますけれども、市立小樽病院、市立第二病院をはじめ、協会病院、掖済会病院、済生会小樽病院ともに、特に障害はなかったと聞いております。

次に、原子力空母の寄港受入れでありますけれども、原子力船の日本の港への入港につきましては、政府は米国との間で覚書を交わしております、横須賀、佐世保、沖縄・ホワイトビーチの3か所に限定されております。また、原子力船入港のためには専用施設等も必要であり、事前通知のみで簡単に寄港ができるというものではありません。したがって、寄港受入れのために、あえて工事をするという考えは持っておりません。

次に、小樽のまちづくりと都市計画についての御質問でありますけれども、まずまちづくり三法の改正でありますけれども、今回の改正を要約して申し上げますと、中心市街地の空洞化の進展やにぎわい喪失など、依然として厳しい状況にあることから、人口減や都市機能の拡散にも対応し、まちのコンパクト化とにぎわいの回復を図るため、改正が行われたものと認識しております、今後のまちづくりの指針となるものと考えております。

次に、北海道が策定したコンパクトなまちづくりに向けた基本方針に記載されているまちづくり三法の改正の目的についてでありますけれども、都市計画法は、大規模集客施設や公共広域施設の立地に際し、都市計画の手続を経て適切な立地を確保すること、中心市街地活性化法は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することと記載されております。

次に、基本理念における方向転換、取決め方向についてでありますけれども、人口減少、少子高齢社会など、都市を取り巻く環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする都市を構築するため、これまで拡大・拡散してきた都市開発から方向を転換し、まちの中心に人も施設も各種機能も集まったコンパクトなまちづくりを目指し、将来にわたって継続的な取組を進めると記載されております。

次に、コンパクトなまちづくりの四つの視点であります、市街地の無秩序な拡大抑制、既成市街地の都市機能の適正立地、中心市街地への都市機能の集積及び中心市街地のにぎわいづくりと記載されております。

次に、四つの視点のうち、中心市街地への都市機能の集積に係るその手だて、取組、ねらいについてであります、手だては公共公益機能の集積、商業機能の集積、住機能の集積であり、取組、ねらいは支援事業を有効に活用する、中活法の取組を促進する、まちなか居住を進めると記載されております。

次に、本市の中心市街地の区域であります、平成11年に策定した街なか活性化計画においては、JR小樽駅を中心として、おおむね商業地域及び近隣商業地域から成る210ヘクタールを中心市街地の区域としています。

次に、築港地区への新市立病院の建設、それから駅前第3ビルの室内水泳プールの廃止とまちづくり三法の関係でありますけれども、さきにお答えしましたように、まちづくり三法はコンパクトなまちづ

くりを目指して改正されたと認識しており、市としてもこれを否定するものではありません。築港地区への新市立病院建設につきましては、道路など既存の都市施設を有効活用し、地域の実情や特性に合ったまちづくりを進めるものであり、既成市街地として都市機能の適正立地に適合するものと考えております。また、駅前第3ビル再開発事業につきましては、この再開発事業は小樽駅前という立地条件を生かし、中心市街地の定住人口の増加やまちなか居住の促進を図るとともに、中心市街地の商業活性化を目指すものであり、にぎわい創出に沿った事業であります。したがって、これらの事業はコンパクトなまちづくりの基本方針に沿って進めているものであり、国の流れに反するものではないと考えております。

次に、小樽築港駅周辺地区地区計画の変更でありますけれども、道の定めた小樽都市計画において、ＪＲ小樽築港駅周辺については、都市機能の向上を図り、良好な都市空間を確保していくとともに、地区計画区域内における地区整備計画が未策定である地区での適切な土地利用の検討を進めるなど、複合的な土地利用の推進を図る等とされており、今回の変更につきましては、これまでどおり商業レクリエーション機能を主体としつつ、地区内の土地利用の方針を一部変更し、複合機能の進展を図るもので、道決定の都市計画に即しているものであり、小樽市都市計画審議会の答申、その後の知事の同意を経て、9月11日に都市計画変更の告示を行ったものであります。

次に、港湾計画と新市立病院建設でありますけれども、築港地区は臨港地区であります。既に港湾行政と都市行政上の規制を重層的に適用し、都市機能の秩序ある導入を図る地区と位置づけ、まちづくりを進めております。この地区は、港湾計画上、レクリエーション施設用地となっておりますが、本年に入ってから交通政策審議会港湾分科会への諮問案件では、既定計画におけるレクリエーション施設用地が従来より広範囲な用途の導入が可能な交流厚生地区に読み替える措置がとられ、計画変更の対象とはされておられません。このことから、築港地区につきましても、あえて港湾計画の変更や地方港湾審議会へ諮問する必要はないと判断したものであります。

次に、都市計画審議会についてでありますけれども、都市計画法第19条第1項に、市町村は市町村都市計画審議会の議を経て都市計画を決定するものとなっております。本市においても、都市計画法第77条の2の規定により、市町村長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議させるため設置しているものであります。

次に、都市計画決定手続の公正・中立性についてでありますけれども、都市計画決定までの過程において、あらかじめ広く案の内容を住民及び利害関係人に知ってもらうとともに、その意見を反映させることが必要であることから、地区計画の原案については、小樽市地区計画等の案の作成手続に関する条例に基づき、利害関係人などの意見を求め作成します。さらに、計画案については、都市計画法に基づき縦覧を行い、利害関係人、関係市民が意見書を提出することができるものとされております。また、都市計画審議会に対しては、住民等から提出された意見の要旨を提出しなければならないとされており、諮問に当たっては、計画案と意見書の要旨を付し、議を経ることとされていることから、公正・中立性は確保されているものと考えております。

次に、都市計画変更の理由を、建設地として土地利用の方向性が定まったとしたこととありますけれども、これまでの検討結果を踏まえ、市長として新市立病院の建設地を築港地区に特定をし、都市計画審議会へ協議・諮問したものであります。都市計画審議会は、条例によりまして、学識経験者、住民の代表及び議会の意向を反映させる趣旨で市議会議員の代表から構成され、審議会は市長の附属機関として、市長の諮問事項をそれぞれの立場で調査、審議するものであり、議会とは独立した機関であると思っております。

次に、意見書の取扱いでありますけれども、御質問にもありましたように、都市計画法第19条第2項によりますと、「市町村は都市計画の案を市町村都市計画審議会に付議しようとするときは、第17条第2項の規定により、住民や利害関係人から提出された意見の要旨を市町村都市計画審議会に提出しなければならない」と、こういうふうに規定されておりますので、法に基づいて意見書の要旨を提出したところであります。今後とも、法に基づいて適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、都市計画審議会の正当性、有効性についてであります。審議会の委員は本市の審議会条例に基づき委嘱したものであり、また、今回の審議事項については、条例及び都市計画法に基づき協議・諮問を行い、答申を受けましたので、道知事の同意を経て、既に都市計画の決定・変更の告示を行ったものであり、有効なものと考えております。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

○21番（古沢勝則議員） 再質問を行います。

まず、国際港湾施設の制限区域についてお答えいただきました。それで、ストレートにお伺いしたいと思うのですが、ミサイル巡洋艦カウペンス、勝納2番バースに係留したのですが、全長173メートル、喫水9.7メートルの船です。日本の古い言い伝えに「頭隠してしり隠さず」という言葉がありますが、勝納2番バースはその岸壁前面から66メートル水域が制限区域です。この制限水域というのは、ここに船に係留されている際に、不審なほかの船が近づかないようにする、この水域へのアクセスが制限されるという区域です。ところが、今言ったように、係留を許可したカウペンスはその艦の全長173メートル、この船が船尾から係留しました。いわゆる縦づけをしてしまったわけです。岸壁から66メートル沖の制限水域、そこに縦づけで173メートルの船に係留したわけでありまして。ですから、頭隠してしり隠さずではなくて、カウペンスの場合はしり隠して頭隠さずと言った方がいいのでしょうか。つまり、港湾管理者として、この制限水域を無視するような係留方法をなぜ許可したのか。これが、例えば違法な港湾施設の使用許可に当たらないのだろうか、という疑問が生じます。この点については、明確にお答えいただきたいと思います。

それから、先ほどいわゆる船側の招待客については、埠頭保安規程、これは国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の第32条で規定している埠頭保安規程ですが、それに基づいて認めたというふうにおっしゃいました。私は括弧づきの一般公開だというふうに思っているのですが、いわゆる何をもって招待客とするのか、若しくは国際規則で言うところのその船に対する訪問者として何をもって見なすのか。港湾管理者がゲートで確認をする際に、その訪問の目的は何をもって確認したのか。私にとってみれば、増し刷りプリントで入れるのだとしたら、これは大いに異議ありだと思うのです。ですから、あのゲートの前に通行路を二つに分けて、その招待状を持っている市民、市外の見学者については右側の通路、それ以外は船に近寄ることができない一般見学者の通路というふうに分けていて、そしてその右側の通路に入れることができない人から、どうして私は入れないのかということは何人からもそこで聞かれていたではないですか。私はずっとそこで立ち会って見ておりましたから。ですから、そういった点では、この埠頭保安規程の何条で、どのような規定に基づいて認めることができたのか、それは正確に教えてください。

あわせてですが、報道によればゲリー・ラフェッド司令官は、小樽にしか寄港する計画はないと。その目的は何かというふうに聞かれて、ねらいは不安の緩和だと。なれていただくしかないと言わんばかりです。さらに、小樽では船の一般公開ができて日米関係を大いにアピールできるからだというふうに語っています。あわせて、2日間で4万5,000人も詰めかけてきて大満足だったというふうに答えてい

ます。では、この2日間、4万5,000人のうち、いわゆる増し刷りプリントの招待状で見学を許された人は何人だったのか、これはお答えください。

電波障害の問題です。おっしゃるように、例えば通信機器、放送設備機器、コンピュータ機器、医療機器など、電波障害による誤作動が、これらには起こり得るということはおかねがね言われています。私が問題にしたいのは、米空母と電波障害の関係をもう少し緊張感を持って考えていくべきだということです。横須賀ではよく問題が起きています。昨年の10月、国会でこの問題が取り上げられました。空母キティホークの戦術航法装置というのがあるのだそうですが、その周波数帯が重なったと考えられるけれども、羽田空港の滑走路における機器類に電波発信によると見られる障害が発生した、直ちに調べなさいということが国会で取り上げられました。日本航空のパイロットの皆さんや社員の方々に聞くと、横須賀港に空母が入るたび、ミッドウェイが入る、インディペンデンスが入る、そのたびに電波障害が発生しているそうです。社内掲示板でも、今、空母が入っているからということで、注意を喚起するという事態まで生まれている。12月9日、去年の暮れ前ですが、在日米軍が調査結果を公表しました。羽田空港滑走路における電波障害については、米海軍所属艦船による許可されていない周波数の電波の誤発射が原因である、このように調査結果を公表しています。あわせて、世界じゅうの米海軍所属艦船に対して、無線設備の適切な運用手順の遵守を命令したと、このように昨年12月9日に発表するほどの問題なのです。ですから、事務方では新聞報道されているけれども、もっと被害実態というか、実態調査をしっかりとやってほしい、港湾部にも言いました。総務課にもこのことは話しました。そして、きちんと対応をしていかなければというふうに私は問題意識を持ったからです。こういうことを承知の上、先ほどの答弁の範囲を超えないのでしょうか、改めて伺います。

ジョージ・ワシントンのところで市長にお答えいただきましたが、小樽港は軍港ではありませんし、市長の答弁のように小樽に発動して掘り下げるなんていうことはできません。けれども、港湾の事業計画として国の直轄事業で乗り出してきた場合にも、市長は今言われているような態度、立場を堅持されるのでしょうか、改めて伺います。

まちづくりの関係で伺います。

最初に、昨日、今日と読売新聞、北海道新聞に、市民フォーラム実行委員会が取り組んだ、新病院に関する市議会議員に対するアンケート結果が報道されています。同時に、各会派には、アンケート結果を取りまとめたものが実行委員会からコメントつきで届いているはずであります。市長も見ていると思いますが、これに対してどのように受け止めているのか、まず御見解をお聞きしたいと思います。

二つ目は、道と市の協議に関連してです。御答弁いただきましたが、この間、どうにも納得いけなくて、我が党の花岡道議会議員を通じて道の都市計画担当者に幾つか確認させていただくようなこともしました。驚いたのですが、道の都市計画担当者も、これは花岡議員とやりとりしたものを私が聞いた又聞きですから、そこをお断りしながらですが、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、もともと病院建設を可能にしていたのですというふうに道の都市計画担当者は答えたそうです。とんでもないですし、そうだとしたら事の経過、事の問題の大きさを理解していない担当者だと私は決めつけるしかないのですが、その関係でお伺いしたいのですが、実はその花岡道議が聞き取りした際に、道の担当者から、市からは都市計画決定の事前協議として7月19日に文書をいただいておりますと。あわせて、その回答は8月29日に行いましたと。都市計画課に行って、文書を収発件名簿で確認しました。事前協議の文書は前日7月18日に出ておりますし、事前協議回答文書は同じ日付、不思議ですが、これは飛んでいってもらってきたのでしょうか、同じ日付、8月29日に収受されています。ですから、やりとりはあったのですが、この点は確認したいと思います。市の都市計画審議会は7月14日に事前協議を行いまし

たけれども、再協議になりました。7月28日に再協議であります。実は市の都市計画審議会で事前協議が調わないにもかかわらず、7月19日に事務方は道との事前協議に入っているわけです。この事前協議というのは、法律規定ではないですよ。行政上言えば、通達上、旧法の都市計画法からずっと道と市の承認が必要だと言われているときから事前協議、一体性を持たせるということで各種通達が出ています。そういう取扱い上の協議だと思うのですが、これを事前協議がなぜ7月19日に出たのかというのが大きな疑問です。審議会無視というふうにはならないのでしょうか、いかがですか。

それから、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針との関連で聞きましたが、小樽市の都市計画マスタープランとの関係においては、どうなのでしょう。マスタープランで、第2章まちづくりの目標とまちの姿において、その拠点の形成と連携という項で、中心市街地はこうする、小樽築港駅周辺地区はこうするというふうにマスタープランは挙げています。どのように言っていますか。お示しをください。

それから、港湾計画、港湾法との関係です。何度確認しても、市長が言った、ちょっと訂正しておきますけれども、市長が今年に入っていわれる読替えですね、そういうことがと言いましたけれども、それは実は平成17年3月のことです。平成17年3月22日に、中央において交通政策審議会の第13回港湾分科会というのが開催されています。ここで示された港湾計画の策定内容の見直し、ここにいわゆる読替えをすることができるという根拠を求めているのですが、平成17年3月以降、今年の春、この問題が大きく議会で議論されるまでの間、国からはただの1枚のペーパーも出ていません。通達、通知も出ていません。心配になって聞いたら、「小樽市さん、17年3月にこういうのがあって、読み替えることにしたのだから、読み替えれば交流厚生地区ですと。交流厚生地区だから、病院も小樽市が建てると言えば、建てられます。そうやって実は病院が建てられるということに、港湾計画の変更を伴わないであの臨港地区に病院を建てるということができるようになりました」と、何度尋ねてもその域を出ないのです。そんなばかな話がありますか。市には港湾審議会があって、その港湾審議会で定めた港湾計画があって、土地利用計画があります。その港湾計画、土地利用計画の中に、あの臨港地区28ヘクタールの区域内に大型の総合病院あるいは医療・福祉関連業務施設整備をするという方向性がありましたか、ないのですよ。ないのであれば、きちんとそれは港湾法に基づく海側の問題として、港湾審議会など、きちんとした手続を経なければいけない、根拠があるのなら示してください。国からこういう通知が出て、こういうことだと示してください。電話のやりとりだけでこんなことが済む話ではないと、改めて伺っておきます。

審議会の正当性の問題、再質問ではこれを最後にしたいと思うのですが、私の問題意識は、審議会の公平・中立性が保たれないではないか。いわゆる土地の権利者、利害関係人がその案件審議に加わるということであれば、審議会の公平・中立性が保たれない。したがって、審議会の正当性が問われてくる。審議そのものの有効性にかかわるとというのが私の問題意識。そして、都市計画審議会の中で、私は7月14日、28日、8月30日と、この問題をきちんと整理しないと、都市計画審議会の権威にもかかわるし、協議、審議したこと自体にもかかわってくるよということで、何度も提起をしました。

諮問を受けた8月30日、これらの問題を含めて、諮問事項に私が反対、さらにほかに2人の委員の方が態度を保留するということになりました。審議会の学識経験者の委員として弁護士をされている委員が、このように言っています。市長は会議録を読み返しているかもしれませんが、改めて紹介しておきます。この弁護士をされている委員は、1回目にこの問題、7月14日に提起したときに、所用があって遅れて参加したから直接やりとりは聞いていないのです。2回目の審議会の前に会議録が届けられて、その会議録を読んだということを断りを入れながら、「古沢委員が言われることはごもっともだと、相応の意見だと思う。さらには、提起された問題は容易ならざることではないかと思う。利害関係ある方

の参加は審議全体がゆがめられるという具体的な問題が起きないにしても、疑われること自体が審議会の公正さに欠けることになるのだ。」このようにおっしゃった。自分からこの審議の場から退席をする、審議には加わらないという、この弁護士委員の表現では、法律上の表現では、自分から回避の考え、この場にいないという回避の考えがないということであれば、後日、審議が全部無効という最悪の事態になりかねないとも、この学識経験者委員は指摘をしたわけです。この問題は審議会の正当性の根幹にかかわる問題だというふうに改めて強調した上、この委員は答申は諮問を受けて、それに結論を出して市長に答申として返す、これは急がれると。病院建設も急がれると。だがしかし、それ以上に重要な問題が残されている。このように指摘して、諮問事項に対して態度表明を留保したわけです。それほど重要な問題だという緊張感が、先ほどの答弁からは全く感じられません。改めてこの問題ではどうか、伺いたいと思います。

加えて、プールの問題で、実は代表質問の初日、我が党の新谷議員の質問に対して、市長は答弁されました。プールは本市にとって必要な施設だというふうにお答えになっていますが、再開発事業の導入にも要請してきたのだというふうにもお答えになっていますが、しかし、再開発準備会の検討結果、断念せざるを得なかったというふうに市長は答弁されました。この答弁で言う準備会の検討結果が、実は諮問にかかわる再開発事業の決定の重要な中身になっているわけです。この審議会の審議に、実はこの検討をした再開発準備会のその加わった審議委員は、再開発準備会の副会長を務めているのです。先ほど言ったように、直接第3ビルで喫茶店を地下1階で経営されている、その会社の代表取締役を務めているのですよ。マイカルは28ヘクタールのうちの4.4ヘクタールという、そういう議論になりましたけれども、まさに駅前ピンポイントで、そこの文字どおり準備事業主体の副会長を務めていて、みずからが経営する会社が飲食店を店舗として持っている、お店を経営している。こういう人が加わって、審議の正当性というのが問われないのですか。こういう重大な問題だというふうになぜとらえられないのでしょうか。審議会の中では、その委員に、あなたが自分にかかわることだから、この問題のところだけは一時的退席をして、その問題が終わったらまた審議に加わるという、そういう回避の方法がありますというふうに提案もされているのです。そして、審議会の会長にもその意思があるかどうか、その委員に問うて下さいというふうに提案もされているのです。しかし、その必要がないというふうに、そのままでもいいというふうに言わんばかりに、事務方はこれに努めましたし、その委員は口にチャックをするがごとく一言も発しませんし、ついに8月30日の諮問を受けた審議会には自己都合ということで審議会は欠席されました。そういう問題意識を持って回避をすべきだという意識で欠席されたのでしょうかというふうに事務方に聞いたら、自己都合だと言うのです。ですから、この問題は全然解決しないまま、二つの案件、審議会で決定、答申をするということになったのです。ぜひお答えいただきたいと思います。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝麿） 私からお答えしたもの以外は、担当部長から答弁させます。

米空母キティホークの関係につきましては、港湾部長から答えさせます。

最後の国の直轄事業でやる場合という話がございましたけれども、直轄事業でも地元負担がありますから、そういう金はありませんのでできません。

それから、まちづくりの関係で、アンケート調査の結果ですけれども、まだいただけていませんので、まだ見ておりませんので、どなたも私のところには持ってきておりません。

それから、手続の関係については、建設部長からお答えしますが、審議会の中立性の問題、今回の件

については、この件についてあえて選任しているわけがないので、都市計画審議会の2年という任期の中で候補者を、この方については会議所に選考依頼を出して推薦をいただいて選任しております。こういう手法で全部やっていますから、特定の案件についてこうして選んでいるというわけがない。たまたまこの方が関係している案件が審議会に諮問されたということで、そういう場合の審議会の持ち方といいますか、これは私の方からああだ、こうだという話でもないので、審議会の中でこういう問題についてどう対応するのか、十分議論してほしいと。こちらからこの人を外せとか、この人はだめとか、この人はいいなんていうことは言えない問題だろうというふうに思いますので、審議会の中でこういう問題に対する対応について十分話し合いをしてほしいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 港湾部長。

○港湾部長(山崎範夫) まず、空母の関係から答弁をいたしますけれども、最初に随伴艦カウペンスの接岸の関係でありますけれども、これは御存じのとおり、当初私どもとしては水深の確保という観点から、中央ふ頭の4番バースの使用を許可したという、そういう前提がございます。その中で、6月27日だったと思いますけれども、海上保安部を通じて、警備安全対策の点から、できる限り勝納ふ頭の空母のそばで接岸をしたいという御要望がありまして、その後いろいろな協議がなされました。その中で水深を確保できる方法として、俗に言う縦づけの方法が提案をされました。私どもとしては、そのことが可能かどうか、これは技術的な問題あるいは水深の問題を含めて、短時間ではありましたが協議する中で、実際に艦尾と岸壁の間を10メートルほど離すことによって水深を確保できると。そして、海上保安部からも支障なしという、そういう判断をいただきまして最終的に認めたという、そういう経緯でございます。

御質問にありました水域の制限区域の話でありますけれども、確かに水域の制限区域というのを設けておりますけれども、この法律の趣旨というのは、あくまでもその区域内に船舶が正当な理由なく立ち入ることを防止するのだと。それを警告、その他の措置を講ずるのが港湾管理者の役割というふうになってございますので、私どもとしてはその区域内にはみ出すということを禁じているという、こういう法律ではございませんので、その部分については、法律を犯すものではないという判断をしておりますし、現実にあの時点におきまして、海上保安部の巡視船が何隻か近隣で警備、安全確保をしていたと、そういう状況でございます。

それから、2点目の一般公開、招待見学会の御指摘がございましたけれども、これは何回もこれまでやりとりをしておりますけれども、私どもとしては船側が招待をするという一つの形、これを私どもが持っている埠頭保安規程の中で一時立入り者、その中でも船舶の訪問者の中に見学者ということを明確にうたっておりますので、船の見学をする者、つまり船側から招待をされて見学する方につきましては、一つの目的であるという判断をしております。ですから、その往復はがきなり招待状の件でも御意見がございましたけれども、あくまでも艦長の名前で出されたそのものについては、私どもとしては招待状という扱いの中でゲートの前で確認をして、そしてもう一方身分確認をして、制限区域内の中にその方たちに入っていたいたということでございます。

それからもう一つ、ゲート前での振り分けは確かに船に乗れる方、乗れない方と、やりました。それはもうあくまでもあれだけ多くの方がいますので、安全上の管理を含めて、振り分けをさせていただいて、その中で整理をして、先ほど申し上げましたけれども、あくまでも船舶を訪問する方という扱いの中で入っていたいたということでございます。

それから、人数のお話もございましたけれども、制限区域内に当日、中に入りました人数であります

けれども、これは私どものカウントでは7月1日、2日合わせて1万5,193名があの中に立ち入ったということでございます。

それから、私の方からもう一点、まちづくりの関連でありました港湾計画と市立病院の関係でありますけれども、これも何回か議論をさせていただいておりますけれども、御指摘のとおり、平成17年3月の審議会の中で議題として取り上げられたものです。その中で港湾計画の見直しという形が策定内容の見直しですか、そういう形の中で議題でとられました。その後1年間の中で、一定協議、議論がなされて、先ほども答弁申し上げましたけれども、今年の2月、3月以降のそれぞれの全国の港湾から出されております諮問案件の中では、既にもうレクリエーション施設用地というのは交流厚生用地に読み替えられております。ですから、私どもとしては、その措置がもうとられておりまして、計画変更の対象とはされておりませんので、今回私どもはあえてこの変更も必要がございませんので、地方港湾審議会を開く必要もないという、そういう判断をしたということでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 総務部長。

○総務部長（山田 厚） 私の方から電波障害の関係で調査をした関係をお答えいたします。

議員からお話ございましたような内容であっても、今回の答弁なのかという御趣旨だと思うのですが、私どもとしても新聞報道等で知って、いろいろな形で御指摘もあって、関係者の方からの情報収集を行ってきたという経緯でございますので、これから、横須賀を中心とした全国の米空母の母港になっているところに、現状どういような形で自治体が対応しているのかというあたりも聞いていかなければならないかと思っておりますけれども、今回の調査については現状の範囲でございますので、答弁をする範囲については冒頭の答弁以上にはございませんので、御理解いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 建設部長。

○建設部長（嶋田和男） 私の方から道と小樽市の事務経過についてお話をします。私どもはこういった事務手続について円滑な事務手続が必要と。特に間違いがあってはいけないということで、常々道の方には御指導をいただいています。実際にスタートしたのは、昨年の10月から実は下打ち合わせをさせてもらって、先ほど議員がおっしゃいましたように7月18日付けで道の方に事前協議書を提出しています。その事前協議の提出の要件については、道が策定をしている土地利用に関する事務手続の定義というのがございまして、その中で事務手続について事前に道の都市計画の方と文書による事前協議を行うということになって、それに沿って提出をしております。ちなみに、最終的な道の文書については、8月30日に答申を受けて、翌日の8月31日に正式に都市計画法第19条第3項に基づいて道の方に書類を提出したという経過でございます。

2点目、知事が定めております都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に基づく小樽市の都市計画マスタープランで、築港ヤードの土地利用はどうなっているかということで、読ませていただきます。

（4）の地域づくりの方針の土地利用という部分でございまして、小樽築港駅周辺地区の観光・歴史・レクリエーションゾーンは、親水空間と調和した文化・交流・生活サービス機能などの充実した魅力ある空間の維持・創出を図るという形の中で、「都市計画マスタープラン」では位置づけをしております。

最後に、都市計画審議会の中で重要案件、そういった利害関係の委員がいたときの審議が成立するかというお話だったと思うのですが、これは8月30日の都市計画審議会での議論の中で、都市計画審議会の議長をされた加賀屋会長がこうおっしゃっていらして、これは利害関係の件でございますけれ

ども、先ほどの疑義のある問題についてはこれから継続してはっきりした形での審議会に、まとめていこうということで、先ほど私の方からこれは事務局にお願いしました。それを踏まえて委員の皆さんに今日ある程度結論を出していただいたことになりますので、私は全員の考えの中である程度の多数を占める案件につきましては、決定していいという形で採決させていただければと思いますというふうにお話をされて、各委員に同意を求めたところ、委員の方で賛成という形の中で、その問題については整理はされたというふうに理解をしています。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 21番、古沢議員。

古沢議員に申し上げますけれども、最初25分びったりだと。再質問が20分、これからまた質問される場合に、次、4人の方がまだおられますので、まとめていただきたいと思います。

○21番（古沢勝則議員） 今の建設部長の最後のところですが、確かにそうやって紹介すると、またなるほどと、人は聞くのでしょうか。3回にわたって議論を積み重ねてきて、そしてそういうくくり方をしたのですが、一人一人のそれで決をとったわけじゃないです。流れとしてそうしただけですから、それ以前にどれだけの議論がされているか。例えば、弁護士をされている委員は言ったではないですか。ここにも委員として審議会に参加されている方もいるけれども、ある方はそんなことを言ったら、これまで百何十回もやっているものを全部とっくり返し、ひっくり返して、権利者や利害関係人が入っていたらみんな無効になるのかという話になった。そうしたら、そういうことに答えて、それは決定された以降、一定の時間を経過しているということで、法律的には、実務的には治癒されると見るべきもので、そこにまで立ち入るものではないという趣旨で話していませんか。ただ、今回、159回から161回の審議会において、この問題が提起されている以上、この審議会ではこれを横に置いて前に進めませんというふうに明快に言って、態度を留保したのではないですか。それほど問題だということを認識しないということを私は言いたいのです。

再々質問に入ります。

今、議長にも言われましたので、短めにします。どうしても言っておきたいのは、市長が、市議会議員に対するアンケート結果が公表されて、目にされていませんと言うから、主立ったところを紹介します。市民への説明は十分にされたかという設問、これに対してどのように答え。

（発言する者あり）

なぜざわついているのですか。ざわつく問題でないでしょう。

説明が十分でないというふうにお答えになっているのは、会派として回答した自民党の12名を含めて25名に及ぶのです。回答したうちの、した方は全議員のうちの約8割が、市民には十分な説明がされていないというふうに答えた。病院の規模ではどうだと、こういうふうに質問された。診療科を絞る、コンパクトな病院にする、このように答えた方は26名です。会派回答も含めますけれども、80パーセントを超えるのです。築港で病院建設をしたらどんな影響があるかという問いに対して、市のまちなか構想に逆行するというふうに答えた人が7名、コンパクトシティへの転換が難しくなると答えた人が2名、合わせて9名です。ところが、ここは会派回答をしていた自民党が回答をしていませんから、回答議員の中でこの9名というのは、7割の人が影響ある、逆行しているというふうに答えたのです。建設最適地、答えているから、心にそれぞれ思い当たるでしょう。建設最適地はどこかという問いに対して、築港地区というふうに答えた人が7名です。現在地周辺8名、その他の地域というふうに答えた人が3名。つまり、この設問に対しても、自民党は会派として回答なしになっていますから、回答を寄せた議員のうち6割を超える議員が現在地周辺か、その他の地域で検討してほしいというふうに、そういう意思を

示しているわけ。こういうことが、何よりも私は最初に紹介した市民への説明がどうだったのか。市民は説明を受けていないというふうに感じている。市議会議員もやはりそれは当てはまるのではないかというふうに回答をしている。これが議会の様子だということを知ってほしい。これが、そういうことを踏まえて、市長の見解をいま一度伺いしておきたいと思います。

港湾計画との関係です。港湾計画で言えば、読替えだと。必要がないというふうに言っていますが、港湾法で言えば、施行規則でも明確に示していますけれども、軽易な変更にあたりませんか。軽易な変更、つまり港湾計画の変更を必要とする事項に当たらないか。このことはぜひお答えいただきたいと思います。

その2点にとどめます。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝麿） アンケートの関係で、どういう設問でその回答がどうなっているかということはまだ見ていませんから、不確定な答えはできませんけれども、市民への説明の問題ですけれども、今常々思っているのは、我々としては十分、十二分とは言いませんけれども、一定程度説明はしてきた。こういう問題については、やはり受け手の側の認識もありますから、そういう問題も含めて、ですから十二分でなかったのかなという反省はしておりますけれども、我々としては平成11年から議会があって、そこで説明をし、もう7年もその都度その都度説明してきて、説明はこれで足りないのだという今までの議会議論、古沢議員も若干ありましたけれども、その他の議員から説明されないのだという話は聞いておりませんので、我々としては説明してきたと。市民に対しては、いろいろ受け取る問題ということで、なかなか市の広報でも全員が見ているわけではありませんから、なかなか出しても周知徹底されない部分はありますけれども、これは我々としても今後こういう問題についての市民周知をどう進めていくかということは反省としてあるのかなというふうには一般論として思っていますけれども、この問題についてはそういうことで我々は思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 港湾部長。

○港湾部長（山崎範夫） 港湾計画の関係ですけれども、先ほども答弁申し上げましたけれども、一つはこの読替え措置の中で、もちろん先ほどお話のありました軽易な変更というのは、施行規則の中で明確に決められてはおりますけれども、私どもとしては、今回の読替え措置の中で計画変更の対象とはならないというふうに承知をしておりますので、そういうふうにならないと理解をしております。

○議長（中畑恒雄） 古沢議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時40分

○議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、32番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 32番、佐藤利幸議員。

（32番 佐藤利幸議員登壇）（拍手）

○32番（佐藤利幸議員） 初めに、行政問題について伺います。

本市の行政システムについては、この4年間に見直しをされ、土木部と建築都市部の統合や一部グル

ープ制の導入により改革をしてまいりました。これらの改革における成果についての評価と、今後の行政改革の方向性についてどのように考えておられるのか、初めにお伺いいたします。

次に、今後の小樽市の目指す方向性について伺います。

平成10年に作成された「市民と歩む 21世紀プラン」も明19年が最終年度となり、本年より総合計画の作成に取りかかるようではありますが、今回の総合計画は財政的には大変厳しい状況下での作成となることは十分予想されるところであり、前回のような総花的なものにはなりづらいと思われます。このような中で総合計画の策定は、ねらいをしっかりと決める、焦点をよりはっきりさせることを心がけ、ハード面よりソフト面に力点を置くべきではないでしょうか。

前回の総合計画では「市民と歩む」がメインテーマになっておりましたが、果たして十分なコミュニケーションが市と市民の間でとれていたのでしょうか。市長は、町会長との定期的な懇談会や市長への手紙などを通じて市民との交流を図ってきたのは、大いに評価できると思いますが、ここに来て学校適正配置の失敗や市立病院の移転問題、市営プール問題が重大な局面を迎えてきているのは、市民への周知に欠けていたところがあったのではないかと思います。

病院の問題などをどのように周知してきたのかを考えると、主に広報おたるや新聞などを通じての報告にすぎず、積極的に市から一般市民を巻き込んだコミュニケーションに欠けていたと言わざるを得ません。

議会では、市立病院調査特別委員会を平成11年5月24日に設置以来、7年間にわたり約30回前後、百数十時間にわたり行っているにもかかわらず、市民からは十分な議論が行われてきたのかとの疑問が出されている状態も見られる。これは議会に来ないからわからないなどという市民を見下すようなことではならないと思います。私たちが市民に知らしめる努力とシステムをいまだつくりていないという証左であります。

また、最近のプール問題に関しても委員会において質疑を重ねておりますが、これもまた市民に十分周知されていないのではないかと考えるとき、市民周知の方法を真剣に考えるべきです。この際、出前講座的な発想で理事者が汗をかき、説明をする機会を定期的につくり、文字どおり市民と歩む道を模索すべきであると提案いたしますが、見解を伺います。

次に、小樽市の将来展望と未来ビジョンの明確化を目指す基本条例の制定について伺います。

現在、先進的な自治体においては、みずからの自治体の憲法としての基本条例を作成しております。先般、我が党は小樽市における文化芸術振興条例を作成し、多くの議員の温かい賛同を得まして、その実施の緒につくことができましたが、この基本条例の作成に関しては、各自治体とも議員と理事者が一体となって相当な年月をかけて完成させておりますが、その議論の中から市役所のあり方や市民とのかわりなど一層深く認識することができたり、市の目指すべき理想の姿を明らかにし、郷土に対する愛着心を深めて、市民との協働の社会の実現を目指す方途になり得るのではないのでしょうか。見解を伺います。

次に、職員の削減と人材の育成について伺います。

本市の職員数は退職者の不補充により年々減少を続けており、平成16年度2,049人と、平成11年度の2,308人から比べますと259人、全体の11.2パーセントの削減を行い、本年8月1日現在では1,997人と、さらに52名の減少で311名、14パーセントの削減となっております。財政再建推進プランどおり順調に推移しているようですが、平成22年には1,843人と、11年当初からは465人の大幅な減少となり、事務事業における影響を危ぐするところでもあります。このような中で市政運営のポイントとなるのは人材の育成であります。人材は自然に出てくるものではありません。積極的に鍛えていく作業をあらゆる機

会を通じて意識的に行うべきとの観点から、数点にわたり提案をいたします。

まず、職員の意識改革について伺います。市民サービスをさらに進めていくには、職員の意識改革が必要ではないか。そのためには、すべての職員が自分の仕事の価値と意味を認識し、課題を見つけて、みずから解決に取り組むようなシステムを考え、職場ミーティングなどを通して組織の使命、具体的に求められる成果等を議論、確認した上で、現状の課題、問題点を洗い出し、具体的な取組テーマを選定し、改善活動を行い、成果を発表する場を設けるなどし、全庁的な経営戦略、方針体系の整理を図り、仕事の継続に伴うマンネリ化の払しょくを図るよう努力するという意識改革プログラムを提案いたしますが、いかがでしょうか。

また、これに伴い、既存事業の大幅な見直し、内部管理の改革並びに新規事業について新たな視点からの提案なども募集し、提案は採用、研究継続の取扱いとして、すぐれたものには表彰し、採用された提案に関しては可能な限り実現を目指すという、いわゆる事業提案制度についても見解を伺います。

次に、入札及び契約等監理委員会の設置について伺います。

入札及び契約のより一層の競争性、公平性、透明性を向上するため、学識経験を有する人などによる第三者の意見を適切に反映することにより、入札及び契約手続の適正化を図る委員会の提案でございます。この委員会の役割については、具体的には入札及び契約の運用状況について報告を聴取すること、入札参加資格の設定の経緯、入札にかかわる指名の経緯、入札及び契約の理由に関する審議、また、委員会は必要と認めたときは、工事等の入札及び契約に関し市長に対し意見具申を行い、審議事項については市長に報告をすることなどが考えられますが、御見解を伺います。

次に、行政改革委員会の設置について伺います。

市民本位の市政の実施や将来にわたっての健全な財政運営の確保、改革の目的を持った行政システムの再構築など、基本理念を明確にした上で、民間人による行政改革の方途を探ることによって、市民の視点から見た行政のあり方を具体的にチェックすることができます。とかく内部からはみずから見るのが難しいものであり、外部民間による行政改革委員会について市長の見解を求めます。

次に、市立病院建設問題について伺います。

市立病院の新築問題については、先ほども述べたように、議会においては7年間にわたり特別委員会を設置し、多角的な検討を議論し、各会派の思惑はありますが、議会としては十分な討議を尽くしてまいりました。私も、数回にわたり、本会議や委員会での質疑を通じて、数々の提案や問題点を指摘してまいりました。本日はそれらの経過を踏まえた上で、現在、争点となっている点を明確にするために質問してまいりたいと思います。

初めに、建設地問題について考えてみますと、量徳小学校の跡地への建設が、統廃合前提ではありますが、第1候補地であったことは市長答弁や質疑経過の中でも明らかなように、理想的な立地条件と思われておりましたが、地元小学校関係者や適正配置計画そのものに反対する人たちの反対運動の中に見直しを余儀なくされ、撤回され、第1候補地は大変残念ではありますがあきらめざるを得なくなりました。やむを得ずという言葉が当てはまるかどうかは別として、第2候補地でありました築港地区での建設が現実的な選択肢として浮上し、先般、都市計画審議会にかけられました。その際、一部の議員から、市長権限を誇大誇張するような虚言も出されたようでございますが、これは議員総体の品位にかかわるものであり、大変遺憾ではありましたが、賛成多数で原案どおり可決されました。市立病院の新築そのものには議員も市民も異議がないところではありますが、建設地については意見が分かれておりますので、その点からお聞きしたいと思います。

1点目は、現地建替えができるのではないかとといった意見もあり、この点を検証してまいります。

現在の計画で、築港地区の敷地面積は約1万9,147平方メートルであり、現在地の病院の建設可能な敷地面積は7,400平方メートルで、わずか計画地の39パーセントとなります。延べ面積においては、新病院建設の延べ面積は約3万5,000平方メートルを必要としますが、現在地では容積率300パーセントとして2万2,200平方メートルで、63パーセントの床面積しかとれません。この点、私の計算が合っているのか、また、現在の計画の建築物が可能なのか、見解を伺います。

次に、現計画を変更して、現在地の敷地面積に合わせ、延べ床面積の変更なしでの建設は可能なのか。可能であるとすれば、高層建築になると思われますが、その際には1フロアの狭あい化は避けられず、人件費の高騰や効率性に疑問が残りますが、問題点はないのか見解を伺います。

次に、部分解体のケースについては、例えば半分解体、半分建設を検討すれば可能との意見もありますが、現在の病院を半分解体して建設したときに、病院の運営は可能なのか。管理部門や建設部門、電気、設備などのライフラインの問題、建設工事に伴う騒音、振動や医療環境面での劣悪な状況、また、それに伴う入院患者の半数の受入先の確保や、さらに相当な費用を伴うと思われますが、見解を伺います。

次に、全面解体の場合を想定して伺います。全面解体の場合には二つの考え方があります。一つは仮設病院の建設ですが、この場合には、現在の病院の延べ床面積の1万7,930平方メートルを基準として最も安価な建築物を想定しても、仮設プレハブ2階建て建築面積では8,965平方メートル、仮設の場合は建ぺい率の制限は受けませんが、仮に建ぺい率60パーセントで1万4,942平方メートルが必要となり、現在地の約2倍の土地が必要になります。このような土地と建設費につぎ込む費用はばく大と思われますが、見解を伺います。

次に、病院を休院した場合について伺います。この場合は、医師、看護師、薬剤師、技師については解雇か、そのままの人員確保などが考えられますが、いずれも病院の新築に再雇用することは難しく、新たな開院は困難となります。また、これらのスタッフの確保を考えた場合には、試算では年間30億円必要となります。これらを考えますと、現実的には大変難しいと思われますが、見解を伺います。

また、入院中の患者数は、昨年の実績で1日平均の入院患者は約300人となっており、受入先がないと思われますが、見解を伺います。

最後に、市立病院それ自体が要らない、病院不要論があります。平成18年8月1日現在、本市の医療施設数は215施設を数えております。そのうち病院は19病院、一般診療所は104診療所、歯科診療所は92診療所となっております。病院病床数は3,872床で、一見充足しているように思えますが、そのうち精神科が1,053床、結核が47床、感染症が2床、療養が976床、一般が1,794床となっております。一般病棟の1,794床のうち621床が小樽市の保有の病床数で、全体の35パーセントに当たり、それを抜くと本市の一般病床数は1,173床と、人口数のわずか0.8パーセントとなり、医療体制に決定的な不備をもたらすのではないかと思います。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、行政問題について何点かお尋ねがございました。

まず、行政改革の評価についてでございますが、この4年間の行政改革の取組では、既存の部・室・

課の統合・再編による組織機構の大幅な見直しやグループ制の導入による事務の効率化、さらには退職者不補充を原則とした職員数の削減による組織のスリム化に取り組んできたほか、病院給食調理業務などの民間委託化、鯉御殿などへの指定管理者制度の導入など、民間事業者のノウハウの積極的な活用にも努めてまいりました。さらに、地域住民、ボランティア、NPOとの協働の観点から、高齢者懇談会「杜のつどい」による福祉コミュニティ都市推進事業や、地域ボランティアの協力による子どもの居場所づくり推進事業などの事業も積極的に実施をし、市民との協働の取組がより一層進展したものと考えております。

この4年間の財政効果額は、職員数の削減や職員給与の独自削減などによる人件費では約38億円、事務事業の見直しなどで約41億円、合わせて約79億円の財政効果があったところであります。

次に、今後の行政改革の方向性でありますけれども、社会経済情勢の変化を的確にとらえ、人材や資金など限られた行政資源を最大限活用し、効率的・効果的な行政サービスを提供するため、行政と市民の協働による市政をより推進するほか、職員が市民ニーズを的確に把握し、民間の発想で危機意識やコスト意識を共有し、業務を遂行することや、市政の透明性を確保するため、財政状況や政策課題の検討経過など、積極的な情報提供などにも取り組んでいかなければならないものと考えております。

次に、市民とのコミュニケーションについての御提案でございますが、私は従来から市民の皆さんの声を大切にしたい開かれた市政運営を基本姿勢として、市民の皆さんと行政との良好なパートナーシップの下で市民と協働の市政運営を心がけており、これまでも市の広報誌やホームページを利用した情報提供に努める一方、町会長との定例連絡会議や市長と語る会など、さまざまな機会を通して市民の皆さんとの懇談の場を設けてまいりました。

また、課題ごとには、担当部において関係者の皆様に説明をし、御意見を伺ってきたところでありますが、今後も市政の重要な課題については、開催規模などを工夫し、市民対話の一層の充実に努めたいと考えております。

次に、自治基本条例についてでございますが、本議会におきましても、これまで多くの会派から御質問をいただきました。平成12年、ニセコ町で全国初の基本条例が制定されて以降、全道・全国の市町村で条例制定の動きが活発化していると認識しております。昨年、内閣府は、ニセコ町の全世帯を対象に地域活性化に関するアンケート調査を行い、その中にまちづくり基本条例の認知度と効果に関する質問項目がありましたが、認知度については79.7パーセントと高い水準であります。効果については否定的な回答が38パーセントで、肯定的な回答34.5パーセントをわずかに上回る結果となっております。

自治基本条例は、市民自治によるまちづくりを進めるために市民・議会・行政の役割と仕組みをルール化するものと理解しておりますが、市民自治の高揚の手段として高く評価する考え方がある一方で、最高規範として実際機能するのかなど疑問視する見方もあります。いずれにいたしましても、この条例制定は議会や行政だけで検討するものではなく、市民や市民団体などの大きな議論の中で形づくられるものと考えており、次年度以降、次期総合計画策定に当たっては、多くの市民や各団体から御意見をいただく場を設定いたしますので、そうした機会に基本条例制定の議論を始めていくことも一つの方法ではないかと思っております。

次に、職員の意識改革プログラムについての御提案ですが、私も全く同感であります。近年の社会経済情勢の変化や地方分権が進展する中で、長期的かつ総合的な観点で職員の政策形成能力や創造的能力などの能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針の策定に向け、現在、ワーキンググループを立ち上げ、検討中であります。御提案のありました意識改革プログラムにつきましては、この人材育成に関する基本方針を策定していく中で参考にさせてい

ただき、検討してまいりたいと考えております。

次に、事業の提案制度でありますけれども、市政全般についての職員の自由な発想による提案を広く募集するため、平成10年より職員提案制度の実施を行っており、優秀な提案については褒賞することとされています。これまでに4件の提案があり、そのうち1件は研究の意欲が認められるとして奨励賞を表彰しておりますが、これまでのところ実施に至った提言はありません。また、平成14年10月から職員版の市長への手紙を実施しており、私が直接職員からメールなどで受けた提案の中から、職員の有給休暇の取得期間を暦年から年度単位に変更する事例など、既に実施に至った提案もあります。このほか庁内LANにおいて、財政健全化をはじめとしてテーマごとに幾つかの掲示板を設けており、日常の業務を伴う節約方法などについて、職員間の意見交換が行われております。私も、この7月から、この掲示板の一つを利用して、職員に対し具体的にテーマを絞った投げかけを始めたところでありますが、この活用の促進を図るほか、今後も引き続きさまざまな方法で職員提案の活性化に努めてまいりたいと考えております。

次に、入札及び契約等監理委員会の設置という御提言であります。平成13年に施行された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同指針の中で、学識経験者などによる第三者機関を設置し、審査や意見を求めることが、入札や契約の透明性を確保する上で有効であるとして位置づけられたものであります。本市におきましては御提言の第三者機関を設置しておりませんが、同法や同指針に基づき、入札や契約に関するさまざまな情報の公表や公募型指名競争入札の導入などに取り組み、公共工事の発注の適正化に努めてまいりました。いずれにいたしましても、透明性や公正性などの確保を図ることは極めて重要なことでありますので、今後、道内他都市の状況なども参考にしながら研究してまいりたいと思います。

次に、行政改革委員会を設置してはどうかとの御提言であります。本市における行政改革の指針である、現行の小樽市新行政改革大綱の策定に当たりましては、市民の代表で構成した小樽市行政改革懇話会から提言をいただき策定をして、これまで3次にわたる実施計画に基づき行政改革を実施してまいりました。今後の市政運営に当たっては現下の厳しい財政状況を踏まえ、民間にゆだねることがより効果的に実施できるもの、市民の協力を得ながら協働して実施する必要があるものなど、市が実施する必要性や財政効果を十分に検証し、事業を厳選し実施しなければならないと考えておりますが、御提言の行政改革委員会の設置につきましては、今後検討してまいりたいと思います。

次に、市立病院についての御質問でございますが、初めに現地建替えの可能性についてですが、敷地面積につきましては、お話のとおり、新病院の建設地として特定している築港地区が1万9,147平方メートルであり、現在の小樽病院で建設できる敷地が7,400平方メートルであることから、議員がお示しのとおり、小樽病院の敷地面積は築港地区の約39パーセントとなります。また、建物延べ面積につきましては、これまでの検討から、新病院では約3万5,000平方メートルを必要としております。これに対し、現在地は容積率300パーセントの地域となっていますことから、建築可能な建物の延べ面積は2万2,200平方メートル程度で、新病院として必要な建物の延べ面積の63パーセント程度しか確保できませんので、現在地での建設は不可能であると考えております。

次に、部分解体して建設することですけれども、現在の小樽病院は、主に1階、2階に外来部門や検査部門、管理部門などが配置され、3階以上に病棟が配置されております。部分的な解体工事を行う場合でも、1階や2階の解体を伴うこととなりますので、例えば海側の建物を取り壊しますと、1階、2階に配置されている外来部門などが含まれ、外来の診療機能は停止することになります。また、山側の建物を取り壊す場合は、病棟のほか手術室や調理室などが含まれておりますので、手術や病院給

食などが行えなくなるなど、部分的な解体工事であっても病院としての機能を維持していくことは難しく、事実上運営はできないものと考えております。

次に、全面解体の場合で仮設病院を建設することについてでありますけれども、まず建設費につきましては、リース業者でも総合的な病院を仮設プレハブとした実績がないことから、学校の仮校舎をプレハブとした事例の単価を参考としてお示しいただいた例で計算いたしますと、小樽病院の場合、延べ面積約1万8,000平方メートルの仮設のプレハブを新病院の建設期間である2年間のリースで対応することになり、このリース費用は約14億円程度となります。ただし、病院の場合は手術室や検査部門、放射線部門などがあり、これらを機能させるためには新たに建築する場合と同様の経費が必要となることから、全体のリース費用は大幅に増加するものと考えられます。また、土地の賃借料につきましては、仮に借用する場所を現小樽病院の周辺と想定した場合、概算で1平方メートル当たり1か月間を300円とすれば、2年間の賃借料は1億800万円程度になるものと考えられます。これらを合わせて考えますと、総合的な病院を仮設建設物とすることは費用負担が膨大になることや、医療機能の低下も避けられないことから、利用する市民の皆さんに御不便をおかけするなど、現実的ではないものと考えております。

次に、小樽病院を休診した場合の病院スタッフの問題でありますけれども、休院時に一時解雇して開院時に再度雇用することは、病院事業を廃止するわけではありませんので、できないものと考えております。また、休院いたしますと、その間の医業収入が全く見込めないわけですので、人件費は大変な財政負担となり、本市の財政再建の見地からも休院は考えられないものと思います。なお、いったん休院いたしますと、現在の医師不足の状況から、医師の多くは他の医療機関へ移ってしまい、開院時に必要な医師を確保することは不可能と考えます。

次に、休院した場合の入院患者の受入先でありますけれども、他の医療機関の状況にもよりますが、呼吸器科、泌尿器科など市内での受入れ病床そのものが少ないと考えますし、結核や重度の合併症を持つ入院患者など他の医療施設での受入れが困難な場合は、札幌圏まで範囲を広げて受入先を探すことになります。御家族にかかる精神的、経済的負担を考慮しましても、そういう事態はあってはならないものと考えております。

次に、市立病院がなくなった場合の本市の医療体制への影響であります。人口と病床数の関連につきましては、地域によって医療を取り巻く状況が違いますので一概に論じることはできませんが、両病院の病床がなくなった場合には、人口10万人に対する一般病床では、全道の平均値を下回ることが考えられます。また、御指摘のように両市立病院の一般病床は現在621床で、市内病院全体の一般病床の約35パーセントを占め、また済生会小樽病院、協会病院、掖済会病院合わせた589床を上回っております。そのことから、病床数だけを考えましても、なくなった場合の影響は大きいものがありますし、加えて市立病院でしか担うことのできない脳神経外科や放射線科、結核の治療のほか、総合的診療機能を生かした重度の合併症の診療もできなくなるなど、医療の質の面からも甚大な影響が生じるものと考えております。

（「議長、32番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 32番、佐藤利幸議員。

○32番（佐藤利幸議員） 再質問を一点だけさせていただきたいと思います。

市民とのかかわり合い、市民への周知というところで積極的なお答えがいただけなかったようではありますが、市長はいろいろな機会を通してながら市民とのかかわり合いはしてきたということは、私も十分承知しております。ただ、これからは市が市民を待っているのではなくて、市が市民の方へ出向いていくという発想が必要ではないかということで、出前講座的な発想で理事者が出ていくような場所をつく

るべきだろうと、こういう話をしました。これは部長であろうが、また課長であろうが構いませんけれども、そういう機会を多く設けて、単位はどのような単位であるか、なかなか難しいですけども、多く設けていって、市の声を生で聞かせると、また、市民の声を生で聞いてくるということが、私は今後の市政運営に非常に大事になってくるだろうと、そう思いますので、もう一度市長の見解を伺います。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝麿） 市の方から出向いていって説明すべきというお話でございますが、現在、出前講座をやっておりまして、これには60のメニューがあるのです。すべてに要望があるわけではございませんけれども、そういう中で要望があればこちらから出かけていくという、そういう姿勢でやっています。したがって、要望がなくても出ていくというのはなかなか難しいのですけれども、そのあたりは、いろいろな関係団体等々の話合いの中で、ぜひ我々も出ていきますので呼んでくださいということは、積極的にPRをしていきたいと思ひますし、今後、市の広報の発行の際に、そういうことも周知していきたいというふうに思っております。

○議長（中畑恒雄） 佐藤議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 2番、森井秀明議員。

（2番 森井秀明議員登壇）（拍手）

○2番（森井秀明議員） 一般質問をさせていただきます。

2006年4月に起きた神戸市での汚職事件を機に、議員の口ききが改めてクローズアップされました。その後、毎日新聞社では、47都道府県と12政令指定都市を対象に議員の口ききに関する調査を行っております。それらのうち記録として残しているのは4割で25自治体、その記録を随時公開しているのは3県1市、公文書と位置づけ情報公開請求の対象にしているのは、その4自治体を含め12自治体だけでした。

議員の口ききという響きの悪いイメージがありますが、まちを活性化させよう、よくしていこうという中で、議員と職員が話をすることは日常では当たり前のことですし、議員として市役所の展開把握としては、その話合いも議員の仕事の一つでもあると思います。そのやりとりが利害関係の下で行われた神戸市のような事件が、議員と職員のやりとりをすべて悪と判断させていると思います。

8月4日、5日に鳥取県で行われた鳥取自立塾に参加してきました。鳥取県では、先駆的に議員と職員とのやりとりを随時公開しています。汚職の防止で取り組みを始めたことですが、県民からも議員の仕事が見えやすいということで多くの賛同があり、また、議員側からも、自分たちの取組が県民に伝えられるということで高い評価を受けているそうです。さらには、その話合い後に、どのような結果になったかまで公開をしています。つまりは情報公開をすることによって、口ききから政策論議へ変わっていると考えます。

鳥取県の保守系最大会派会長である県議は、口ききの情報公開について、2006年2月3日に放送されたあるニュース番組において、このように話しています。「『口ききこそが議員の役目』という旧来の考え方があった。公表されるとまずいから抵抗もあった」と考えていたそうです。ところが、実際に公開が始まると、議会の雰囲気は大きく変わったとおっしゃっております。昔は交通違反のもみ消しまでも頼まれた。公開でそういうのがなくなり、議員本来の仕事が非常にやりやすくなったと好感触を得たそうです。議会としても、広報の作成や議事録の公開など、議会での取組への透明化を図り始めていま

す。

小樽市としても情報公開における取組を積極的に取り組まれているとよく存じております。これらの小樽における両者の取組があわさり、形になるときが近いのではないかと私は考えております。このような取組を行政側も積極的に行うことは、行政としての市民への説明責任も果たす役割を担うと思いますが、市長の御感想をお聞かせください。

また、記録というものは大変な労力を要する仕事だと思います。しかしながら、今までも議員との話し合いを課長職の方々がメモをし、部長職や部下等に伝えていたと思いますが、その報告を公文書化と位置づけることで情報公開資料の対象としている自治体が多いようです。小樽市としても取り組めることかと思いますが、御意見をお聞かせください。

次に、こども発達支援センターについてお聞きいたします。

こども発達支援センターが立ち上がり、2年が経過しました。その間にたくさんの子供たちが通われていると察します。手探りで始めたこの施設ですから、初めのころはいろいろとあったと思いますが、その中で親御さんたちの不満要素や改善点など要望が多々あったと思いますが、どのようなことが今まで挙げられていたのかお知らせください。

また、そのような要望を受け止めるために職員と親御さんたちとの話し合いが行われていると思いますが、その頻度はどれほどなのか、本室、分室それぞれでお答えください。

センター長自身がかかわって父母の方々とも話し合いを持たれていると思いますが、その頻度もそれぞれでお教えください。

いらっしゃる方々のニーズを常に把握した中で、この施設が成長してくれたらというふうに思っております。そのようなニーズを酌み取るためにアンケート調査等が行われているのでしょうか。また、今後においてそのニーズを把握するための対策はありでしょうか、お教えください。

また、こども発達支援センター分室として残った幼児ことばの教室ですが、機能の低下はさせないとセンター設立時に答弁をされております。実質的な距離があり、情報の共有を図ることが大変かと思いますが、その手段としてはどのような取組をされているのかお教えください。

本室とともに分室においても、センター長を中心としてさらなる発展をしていけたらと期待しております。この2年間の経過をどのように分析されているのかをお知らせください。

次に、障害者の交通権についての質問をさせていただきます。

この交通権とは自由に移動できる権利のことで、憲法が保障する幸福追求権や平等権、生存権などから考え出された新しい人権のことで、身体障害者の方々に実際に会って、いろいろな意見を聞いてきました。小樽市では移動介護がすぐれているようで、移動介護とは総合福祉センターに登録し、申請すれば、バスで送迎してくれるというもので、わりと利用しやすいと聞いております。しかし、その判断基準は明確に設定されているのでしょうか。また、その判断はだれが行っているのでしょうか。

例えば滋賀県では、「しがベンチマーク」という指標を表す取組をしております。これは滋賀県が目指す方向性や将来像を明らかにし、それを実現するための目標などについて多くの人が共通の認識を持ち、協働していくためのツールです。細かく申し上げますと、滋賀県のさまざまな問題に個別に目標を設定し、現状や全国レベルと照らし合わせて、個別に達成度を満点5として評価し、それをNPOや多くの団体に配布しています。このように客観的な数値で表すことによって一目で到達度がわかる、県政の進んでいる点や課題がわかりやすいなどメリットが出たそうです。

これを、小樽市においても身体障害者施策において利用者の満足度や全国の類似都市と比較した施策の充実度などの指標を設定し、だれもがわかりやすい基準づくりをするべきかと考えますが、見解をお

伺いいたします。

次に、身体障害者にはさまざまなケースがあります。例えば視覚障害者であったり、肢体障害者であったり、聴覚障害者であったりです。それぞれのニーズが異なるため、聴覚障害者は大丈夫でも、視覚障害者には不便である問題もあります。例えば歩道橋ですが、点字ブロックが壊れていると視覚障害者の方々は歩道橋にぶつかってしまうそうです。こうした方々の意見を行政側が受ける機会としては、窓口、施設訪問、要請があれば出前講座があると聞きましたが、ある身体障害者はせっかく行っても窓口があいていないときがあると言っています。陳情の提出による話合いは年に一、二回だと聞いております。身体障害者福祉協会が年に一度行う総会に市役所の方がお見えになられ、あいさつをされるそうですが、それだけではあまり話合いになっておらず、進展がないと聞きます。また、その会員で決してすべてではありません。この協会以外にも個別で活動している団体があると思います。今後、例えば月に1回など、定期的に行政側の福祉部や建設部と身体障害者の方々が集まって話せるような会合を設けてはいかがでしょうか、見解をお伺いいたします。

また、歩道橋ですが、視覚障害者にとっては、先ほど申し上げましたとおり結構危険なものだそうです。ある障害者の方が使用率の低い歩道橋を調査し、そういうものは撤去してほしいと、五、六年、国や道に要請しているそうですが、予算がないとして退けられている現状だそうです。以前にもこのことについて質問をし、道・国と協議をしていきたいと答弁されておりますが、現在の小樽市の対応をお教えください。

次に、軽車両について質問させていただきます。今回の軽車両とは、観光で使われている人力車や馬車、また、自転車におけるけん引のことについてを含めての質問をさせていただきます。

現在、小樽では、このような人力車や自転車によるけん引、馬車などによる多くの軽車両が観光客を楽しませております。また、多くの企業が参入し、多種多様な移動手段ができ、小樽の一つの特徴になりつつあります。しかしながら、それらの参入企業はすべて質の高いものとは言えないようです。研修もなく、いきなり公道を走らせて事故が起きそうになったり、車との騒動を起こす企業や、馬やポニーを使っているところではふん尿の扱いが悪いところなどもあるそうです。このような企業参入は小樽としてもうれしいことだと思いますが、観光の質を落とすようなことがあってはならないと思います。また、事故があってからでは遅く、今の段階から、研修制度の導入や一定のルールを確立していく必要があるのではないのでしょうか。現在の法律の下では、軽車両は車ほどの基準はありません。小樽市の特徴でもあるわけですから、それらの企業との連携を図り、小樽に見合う取組へルールを確立するべきかと思いますが、市長の感想をお聞かせください。

次に、夕張市を見ての質問をさせていただきます。

夕張市が財政再建団体の申請をしようとしております。実質の行政破たんです。この原因を炭鉱から観光への転換の失敗と見る人や、石炭の歴史村、マウントレースイなど一つ一つに言及する人もいますが、私は、許容量を超えてやり続けたこと、キャパシティを超え限界なく取り組んだことが大きな原因ではないかと思っています。

今後の小樽市に置き替えるならば、例えば市立病院が新しくなるのも、市営住宅ができるのも、新幹線が走るようになるのも、すべてにおいて便利なことになることであり、市民のだれもが喜ぶことかもしれない。地元の仕事をとすという観点から見ると、経済の発展につながるとおっしゃる方もいるかと思いますが、また、退職手当を払うのも職員への慰労の意でもあり、当たり前のことなのかもしれません。

しかしながら、今、小樽ではそれがすべて借金で行われているということを忘れてはなりません。そ

の支払っている体力がこの小樽にあるのでしょうか。そして、その支払を求められるのは我々ではなく、我々の子供や孫、つまりはこれから小樽に住むであろう次世代の子供たちです。彼らにはそのことに対する発言力はなく、我々こそがそこまで考えて政策を打たなければならないと思います。それを夕張市を見て悟りました。

前定例会にて、財政部長は夕張を対岸の火事ではないと発言されていましたが、市長にとって夕張市を見てどのように思われたのか。また、その背景から反面教師とし、小樽市の中でされ始めたことやしようとしていることがあればお教えください。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 森井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、議員の口ききに関する御質問で、議員と職員とのやりとりの情報公開についての御質問であります。議員の皆さんと職員の間ではさまざまな場面においてお話をすることがあり、その内容も多岐にわたりますので、それらをすべて情報公開の対象とすることが必要なかどうか。職員の事務量の増大の問題もありますので、他都市の状況などを参考に庁内で議論をしてみたいと思いますが、これについては職員の対応の問題であると同時に議員の皆さんにもかかわると思いますので、議員の皆さんの中でも御議論をいただければ大変ありがたいと思います。

次に、こども発達支援センターについての御質問ですが、初めに利用者の保護者からの御要望ですが、開設当初は暖房やトイレの改修、廊下の手すりや車いす用スロープの設置など、施設・設備についての御要望がありましたが、順次要望のあった個所の改善を実施いたしました。また、開設以降、言語指導の拡充についての御要望があり、昨年度より専門職である言語聴覚士を採用し、御要望におこたえできるよう努めているところであります。

次に、保護者の方々との話し合いでありますけれども、これまで必要に応じ、数回話し合いの場を設けておりますが、利用者の障害種別や利用形態及び年齢層の違いなどがあることから、すべての保護者を対象とした定期的な懇談の場は設定しておりません。なお、センター及び分室では療育の場に保護者が同伴していることから、職員が日常的に利用者や保護者の方のニーズの把握に努めるとともに、必要に応じて所長が直接保護者の御要望を伺っているところであります。

次に、ニーズ把握についてですが、これまではアンケート調査は実施しておりませんが、ただいま申し上げたとおり、日常的に職員が利用者や保護者と接する中で、そのニーズを酌み取ることであります。なお、ニーズの把握方法につきましては、アンケート調査も含め、今後また検討してまいりたいと思います。

次に、こども発達支援センターと分室との情報共有でありますけれども、センターと分室の職員全員によるケースカンファレンスや運営会議を定期的に行っているほか、随時、研修などを全体で行い、常に職員の情報の共有に努めております。

次に、支援センターの開設からの経過でありますけれども、こども発達支援センターは、子供の発達に関する相談及び療育の窓口の一本化を目的として設置をし、開設当初35名の登録者数が、本年9月1日で88名へと増加しております。この間、登録者数の増加に伴うニーズの多様化にこたえるため、障害別クラスの増強や個別指導体制の充実などを図ってまいりました。今後も保健所や障害児通園施設、幼

稚園や保育所など一層の連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、障害者の交通権についての御質問であります。初めに身体障害者施策についての指標や基準がありますが、現在、福祉バスの利用しやすさについての指標等は設定しておりませんが、平成16年度の利用実績に比べ、平成17年度の利用実績は運行回数で1.2倍、利用延べ人数で1.1倍となっており、利用は伸びているところであります。

また、障害者の移動に対する支援としては、外出介護や福祉バスのほかに重度身体障害者移動支援事業、障害者タクシー利用助成事業、身体障害者の自動車免許取得費や自動車改造費に対する助成事業など、他都市に比べる指標はありませんが、さまざまな施策を実施しているところであります。今後、次期総合計画の策定にあわせまして、身体障害者施策に限らず指標や基準の設定について検討してまいりたいと思います。

次に、身体に障害のある方との会合でありますけれども、定期的な開催はしておりませんけれども、これまでも懇談会を開催した経緯があり、また、障害者団体などからの御要望については随時お聞きしているところでありますが、今後も障害を持った方々の御意見を伺う場を設けるため、その方法などについて障害者の団体などと協議してまいりたいと考えております。

次に、利用率の低い横断歩道橋の撤去についての市の対応でありますけれども、市内の歩道橋は通勤者・通学者や商店街の来街者等の道路横断時の安全確保のために設置されたものでありますが、身体に障害のある方や高齢者等には利用が難しい側面もあることから、歩道橋のあり方について、撤去も含めいろいろな御意見があることは承知しております。これまでも市民の皆様から歩道橋について御意見・御要望を伺った場合には、道路管理者であります小樽開発建設部や小樽土木現業所、さらに小樽警察署と協議を行ってまいりましたが、歩行者の安全確保、代替施設の設置、住民同意などさまざまな課題があることから、今後におきましても、関係機関と引き続き協議し、対応してまいりたいと考えております。

次に、軽車両についての御質問でありますけれども、最近、運河周辺や堺町を中心に、人力車や馬車などに乗って市内観光する観光客が増えたという印象があります。公道を交通法規に沿った運行をしているとはいえ、他の車両との接触事故や歩道占有による通行への支障などのほか、馬車などでは衛生上の問題が危ぐされます。近隣の事業者や観光客などから苦情のあった個々のケースに対しては、関係部局でその都度対応しておりますが、モラルの問題であり、個人事業者も多いことから、根本的な規制は難しいものと思っております。今後とも関係団体と連携して苦情対応を徹底し、事故やトラブルが起きないように努めてまいりたいと考えております。

最後に、夕張市の財政再建団体の申請の問題でありますけれども、私としても非常に衝撃的な出来事であり、重く受け止めております。夕張市に限らず道内の各自治体は、長引く景気の低迷による税収減や公債費の増などにより厳しい財政運営を余儀なくされ、危機的な財政状況に置かれております。私としてはこのたびの夕張市の問題を肝に銘じ、今後の財政運営に当たっていかなければならないと考えております。

つい先日、職員の間から、夕張市のいろいろな問題について新聞報道されています、こういう行革をやっていくのだとあって、職員の感想としては、まだそういうことなのかなと、ずいぶん遅れているというメールが入りまして、やはり小樽は相当早くから行革に取り組んでいるところでございますし、いずれにいたしましても、財政再建推進プラン実施計画を着実に実行していくとともに、事業選択に当たりましては、これまで以上に必要性や緊急性を十分勘案して、将来の市民負担を見据えながら進めていかなければならないと、こういうふうに考えております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 2番、森井秀明議員。

○2番(森井秀明議員) 幾つか再質問をさせていただきます。

まず、この表現はあまり好きではないのですが、この口ききについてなのですが、つい先日、神戸市で口きき防止条例が成立したそうです。これは完全に汚職事件を背景につくられたものだと思うのですが、しかしながら先ほど例に出した鳥取県の方は必ずしも汚職ということではなくて、やはり行政が取り組んでいることに対しての提言、要望という背景で要綱がつくられています。つまりは議員自身も市民の代表ですから、それに対しての受止めが行政側としてしっかりどのように行われているかということを表すことが市民説明の一つにつながるというふうな考え方を持っているそうです。ですので、必ずしも議会側だけの問題ではなく、行政との連携の中で初めて形ができるのではないかというふうに思っておりますので、今後、それぞれだけではなくて同じテーブルで話ができるような、当然それは議会側でももちろんそうなのだと思います、行政としてもそのような目線を持っていただきたいというふうに思っています。それについて一応見解をいただきたいというふうに思います。

それから、こども発達支援センターについてなのだと思います、言語聴覚士が採用されました。しかしながら、それは幼児ことばの教室に3名いたところが1人退職されたのです。臨時職員だったのですけれども、そのあいた枠の新規採用という形で言語聴覚士が雇われたのですけれども、その方はほぼ本室の方で業務についております。つまりは分室の方にもともと3名いたところが2名の体制になって、本室の方が1名増えたということになるのです。当然に今、本室、先ほど市長答弁があったように人数も増えておりますし、かなり大変な労力を要しているのではないかというふうに思うのですが、だからといって必ずしももともとの分室の機能が小さくなってしまえば、今の子供たちの対応がやはりどうしても遅れていってしまう。その人数割合で考えると、どうしても本室の方がというふうになるとは思うのですけれども、どちらにおいても子供たちに接する時間だけではなくて、当然にケース会議であったりとか、又は個別相談であったりとか、そのような時間を設ければ設けるほどに、必ずしも人数、どれだけ通っていたかだけでは判断できない部分というのが大きくあります。

ですので、私は実際にどちらの施設も見て、人数的にかなり厳しいのではないかなというふうに思っています。ぜひ両方の施設が成り立つことによって、こども発達支援センターというものが成り立っていくだろうというふうに思っていますので、その点についてお聞きしたいというふうに思っています。

また、先ほど、いろいろなニーズにあわせて施設も変わってきているというお話もありますが、分室に関してはもともと言語障害のある子供たちに対してできた施設ですけれども、本室の方はもともと中学校の施設ですから、やはりまだまだニーズにこたえきれていないのではないかとというふうに私は見ております。また、以前、銭函から肢体不自由の方が通われていたのですけれども、その方が福祉のバスが1台しかなくて、どうしても小樽築港駅まで出て、小樽築港駅までしかそのバスが迎えに行けなかったというようなお話も聞いております。ですので、その子供たち一人一人のニーズ、やはり健常者のような自由な状況の中で動けるわけではないですから、その状況にできるだけこたえるというふうになると、今のままではまだまだ厳しい部分、不十分な部分があるのではないかとということで、もっと父母との方との意見交換というか交流というかそういう場を増やすべきではないかと、特に2施設あるわけですからすべてのニーズはなかなか把握しきれないと思いますので、その点における定期的なものが私は必要ではないかというような話で質問をさせていただきました。この点についても見解をお願いしたいというふうに思います。

この二つをお願いします。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝麿） 口ききと言ったら変ですけども、例えば議員からの提言、要望、こういったものは、一義的にはこういう議会の場でされるものでないのかなと。時によっては、いろいろな課題について、政党として市に対してこういうような要望が来ると、こういうのはございます。その他どういう状況が考えられるか、まだちょっとわかりませんが、鳥取県でこういう取組をされているということですから、こういった事例もよく調べて、研究して、そしてまた庁内で議論をして、同じテーブルにつけるかどうかわかりませんが、我々としての調査内容といいますか、検討結果なんかをまた議会へお示しをして、それをまた検討してもらおうとか、そういうことは可能かと思しますので、もう少し時間をいただいて庁内議論をしたいと、こういうふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 福祉部長。

○福祉部長（中町悌四郎） こども発達支援センターにつきましての再質問でございますけれども、分室、こちらの方では幼児ことばの教室ということで、現在登録されている方は約10名おられます。その方々の利用なのですけれども、1週間ないし2週間に1回とか2回とかという、そういう利用方法です。そうしますと、1日のこういった幼児の方の利用は1名ないし2名、そういったような日常の利用です。ですから、言語聴覚士を採用するに当たりまして3名から2名になりましたけれども、現状ではこの指導体制で十分であるというふうに私たちは考えていますけれども、もう一度その辺、保護者の方とも十分話し合っていきたいというふうに考えています。

それから、こども発達支援センターの送迎の方法なのですけれども、こちらにつきましては送迎バス1台、そしてやはり住んでいる地域によりまして、直接御自身の車で通われるという子供もいます。そういったことで、送迎用のバスは1台しかございませんので、物理的な問題は実際にございますけれども、利用者の方がどのような要望をしているか、その辺のことも、先ほども市長から答弁申し上げましたとおり、障害の種別とか年齢の違いとかいろいろな部分がありますので、全体的な懇談で、すぐさまそういった問題解決かどうかというのはありますけれども、そういう皆さんからの御要望をお聞きすることも、どのような方法ができるか、その辺もあわせて考えてみたいというふうに思います。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 2番、森井秀明議員。

○2番（森井秀明議員） 再々質問させていただきます。

今の福祉部長の答弁についてなのですけれども、現在、分室の方に登録されている方は18名と聞いております。そして、先ほどもお話しさせていただきましたが、子供自身が来るのは、たぶん平均すると1日2名とか、その程度かもしれません。しかしながら、先ほども言いましたように障害のある子供たちに対しての対応というのは、必ずしも接しているときだけではなくて、職員同士の共有であったりとか、この子に対してどのようなアプローチをしていくべきなのかとかという相談も含めて、いろいろな形で時間が必要ではないかというふうに私は思っております。

実際に当然に福祉部長ですから、どちらの施設にも足を運んで、どのような形で業務をこなされているのかというのは存じていると思うのですけれども、今の答弁ですとそのお話が全く聞き取れないように私は思いますので、その点についてだけ、見解というか確認というか、そのことについて改めてお話しさせていただきます。

- 議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（中畑恒雄） 福祉部長。

○福祉部長（中町悌四郎） 確かに分室には2名の方が配置されると。しかしながら、日常的には必ずセンターの方に出勤して、センターの職員と打合わせをしながら、そしてその日に行う指導の内容とか、そういったものを十分、いわゆるその辺の情報の共有というのですか、そういったことも努めながら、そして分室の方に向かうと、そういう体制をとっております。ですから、なるべく分室とセンターと違う内容で行われるということではなくて、やはりセンターと分室とが共通して同じ内容で行われるように努めております。ですから、カンファレンスとか運営会議でちゃんと場所は分かれていますけれども、そういった職員同士の情報をきちんと共有しようと。それとあわせてそういう研修でお互いに資質を高めていこうと、そういうふうに努めております。その辺につきましても、今後もさらにそういったことを向上させるためにどのような方法がいいのかということにつきましては、十分考えていきたいというふうに思います。

- 議長（中畑恒雄） 森井議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時47分

再開 午後 5時15分

- 議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（中畑恒雄） 福祉部長。

○福祉部長（中町悌四郎） 先ほど森井議員の再質問に対する答弁で、発達支援センター分室の登録人員を私の方から10名と答えさせていただきましたけれども、今日現在の登録人員で申し上げますと17名であるというふうに訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 議長（中畑恒雄） 一般質問を続行いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

- 議長（中畑恒雄） 16番、斎藤博行議員。

（16番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

- 16番（斎藤博行議員） 平成18年第3回定例会に当たり一般質問を行います。

最初に、新病院建設予定地に関してです。先月18日、500名ほどの市民が集まり、新小樽病院を考える市民フォーラムが開催されました。

私は、7年前、市立小樽病院や市立第二病院をはじめ、市内で働く多くの者の代表として、連合小樽の会長の立場でこの新病院新築懇話会に参加させていただきました。そして、市長に報告書を提出したメンバーの1人であります。また、それから小樽市議会議員として、この報告書に書かれていた多くの市民の新病院に寄せる熱い期待を少しでも計画に反映させるべく、発言してきたつもりであります。そうした経過から、今回、「新樽病」を考える市民フォーラム実行委員のお誘いをいただき、お手伝いをしました。

新病院をめぐるっては今でもいろいろな意見、考え、疑問があることは、事実として受け止めなければならないと考えます。そうしたときに、いろいろな立場から発言、議論を聞けるパネルディスカッションは保障されるべきものだと考えました。

さらに、小樽市は行政としてどこまでも市民の皆さんの疑問に対しては説明責任があるわけですから、小樽市の担当者の参加をお願いし、小樽市の考えをフォーラム参加の皆さんに直接話すべきだと考えました。私自身も実行委員会の席上、市立小樽病院や第二病院に働く職員は一刻も早い新築統合を切望し、日々奮闘している状況などをお話しさせていただきました。

18日のフォーラムでの議論については、ここでは繰り返しになるのであえて触れませんが、ただ一点、新病院建設地に関して小樽市のまちづくりとの関係から質問したいと考えます。

私は、昨年来、新病院の建設予定地は量徳小学校跡地が最良とは考えておりますが、量徳小学校跡地利用が、小樽市の小学校適正配置計画をめぐる小樽市教育委員会と父母や地域の皆さんとの真剣な話し合いの結果、小学校適正配置計画が白紙撤回された以上は、私自身いろいろな思いはありますが、その議論結果は受け入れ、尊重するのにも民主主義と考えております。

したがって、私は、この1年近く築港地区に新病院を建てることを基本方向として、市立病院調査特別委員会においてもほかに病院が建てられる適当な広さの土地は考えられないのか、今、病院が建っている現地での建替えは可能か、プレハブを利用し、今の病院の機能を組み込んだ場合のコストはどのくらいになるのかなどの議論や、地震や津波などの自然災害について周辺の土地も含めた問題、また通院患者、見舞客、急患などの来院に関しての交通問題などの議論を重ねてきたと理解しております。

もちろん今挙げた幾つかの問題は、すべて私が取り上げたのではなく、市立病院調査特別委員会の各委員の質問と答弁で出されたものです。また、今年の第2回定例会の中では、私も今の市立病院がなくなった後の周辺地域対策についても議論してきました。次の小樽市の総合計画策定の中で議論しようという市長の答弁は、必ずしも満足できるものではありませんが、私は今年の6月の時点での市長の答弁として市民の皆さんに報告しました。

もちろんこの小樽病院跡地を中心とした周辺地区の議論と、小樽の顔である小樽駅前を中心とする中心市街地の活性化の問題や大変厳しい状況にある商店街の問題は、分けて考える必要があると考えております。つまり病院の移転によって予想される影響は地域ごとに見極め、対策を考えるべきです。そうした立場でコンパクトなまちづくりを進めることと、築港地区での新病院建設は果たして対立するのか、そういった観点から何点かお尋ねします。

国では、中心市街地の衰退は商業だけの問題ではなく、都市機能が無秩序に拡散することに伴う都市構造上の問題として、中心市街地の振興と都市機能の適正立地の両輪でコンパクトなまちづくりを実現するため、いわゆるまちづくり三法、つまり都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法のうち、都市計画法と中心市街地活性化法の見直しが行われたと聞いております。最初に、今回の見直しの内容をお示しください。

次に、北海道は、今年7月に発表したコンパクトなまちづくりに向けた基本方針の中の都市の現状と課題において、これまでの都市の中心に立地していた庁舎や総合病院や文化施設などの公益公共施設は、近年建替えなどの機会に、機能の充実や駐車場の増設等のため、広く地価の安い郊外へ移転するケースが目立っています。そして、病院や文化施設など都市の中心的機能を果たすべき施設の郊外移転が都市機能の拡散を招き、中心市街地の衰退の一因となったと総括しています。

そこで質問です。そもそも郊外移転とはどのようなことを意味する概念なのか、お示しください。

次に、市民の中には、こうした総括を踏まえ、小樽市における新病院の築港地区建設に疑問を感じている人もおります。新病院の築港地区での建設との関係で、こうした総括をどう考えているのか、見解をお示しください。

最後に、私もコンパクトなまちづくりを進める立場に立っているわけですし、市長も同じ考えだろう

と思いますが、そうしたとき、この基本方針で言われる中心市街地と既成市街地という基準の中で、今の市立小樽病院の建っている場所と新市立病院の建設予定地とでは、実際の問題としてどのような違い、問題が考えられるのかお示してください。

次に、小樽市室内水泳プールについて何点かお尋ねします。

今、市営プールを廃止し、高島小学校温水プールにその役割を求める計画が進められております。もともと役割の違う二つのプールを、言い替えれば利用実態の違うプールを一緒にしようということ自体、長年の懸案である小樽駅前第3ビル周辺地区再開発を進めるためのものであることは理解しつつも、実感としては無理なことと言わざるを得ません。あくまでも暫定的、過渡的措置と理解、納得しております。

そこで、最初にお尋ねします。市営プールの利用実態を、利用者の年齢、利用時間についてお示してください。そして、その実態から浮かび上がってくる市営プールの今日の小樽市における役割について、市長はどのような見解をお持ちかお示してください。

次に、現在の市営プールの利用時間と高島小学校温水プールでの一般開放の時間の違いをお示ください。

また、駅前の市営プールの廃止に伴い、新たに高島小学校温水プールで開設できる一般市民向けの講座はどのくらいと考えているのか、また、利用時間の延長などにより、受け入れる容量を増やす工夫はどのように進められているのか、お示ください。

最後ですが、私はどう考えても、この新たに高島小学校温水プールに発生する状態がよいとは思えません。あくまで暫定的、過渡的な措置と考えますが、新しい市の総合計画での位置づけを含め、市長の見解をお示ください。

次に、小樽市の地域防災計画についてお尋ねします。

比較的自然災害の少ない方のまちと考えられていた小樽市も、去年は風台風の被害に遭い、改めて自然災害の恐ろしさを痛感したところです。災害は忘れたところにやってくるもので、日々の備えが肝心です。最近、自分の住むまちの地形や河川などの状態から、災害の起きる可能性の高い地域をあらかじめ指定したり、また、予測若しくは推測したいいわゆるハザードマップを準備し、日ごろから災害が発生したときの避難場所や避難ルートなどをイメージトレーニングし、万が一に備えている自治体の話を聞きます。小樽市としてもその役割は認識しているとは思いますが、改めて見解をお聞かせください。

また、小樽市におけるハザードマップ作成についての考えをお聞かせください。

次に、避難場所の問題についてです。

市内では学校が避難場所に指定されている地域が多くあると考えますが、避難場所の数と施設の種類をお示ください。

市民から、学校の統廃合により避難場所が変更になったケースもあると聞きました。そうしたときの周知の仕方について、町会役員などの関係者だけでなく、該当する地域の住民全員にどのような方法で周知を図ったのかお聞かせください。

また、自分の家の近くにある学校ではなく、より遠い学校が指定されていることを知り戸惑うケースもあるようですが、どのようにして避難先が決定されるのかお聞かせください。

最後になりますが、避難場所シール配布です。昨年、環境部はごみの減量化・有料化に際し、地域ごとの収集カレンダーを作成し、市民の皆さんから大変好評を得たと聞いております。同じようなやり方で、市民に世帯ごとの避難場所を記載した避難場所シールをつくり、戸別に配布し、避難場所の徹底を図ってもらいたいのですが、見解をお聞かせください。

最後になりますが、小樽市における平和行政のあり方について何点が質問します。

小樽市は、核兵器廃絶平和都市宣言を持つまちです。小樽市は、今年も市の行事として平和事業を行いました。年額5万円という気の遠くなるような予算で苦勞したろうと思います。改めてお聞きします。今年の平和事業の内容とかかった経費と参加者の数をお聞かせください。

私は昨年は広島で、今年は沖縄で、戦争の悲惨さ、残酷さについての話を聞かされました。そして、そのとき必ず異口同音に、戦争のない平和の大切さを次の世代につないでいくことの重要性和必要性についても聞かされました。その意味で、小樽市の平和事業も予算の問題は別として、小樽市の事業として続けていくことに意味があると思いますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、市内では市民団体、労働組合、宗教団体などが、それぞれの立場や考えに基づき、平和や核兵器廃絶に向けた取組をしております。そうした市民の皆さんと一緒に、平和事業を進めることはできないのでしょうか。いわゆる市民参加型の平和事業です。例えば8月6日から15日までの期間限定で、日本国憲法や核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨を基準に、市民が企画した平和の取組に、市が予算の範囲で援助又は施設を提供し、そのことをもって小樽市の平和事業と位置づけるのです。限られた予算を一層有効に活用するために、平和事業においても市民との共同作業が必要と考えます。そうすることで市民もまた一層積極的にかかわってくるものと考えているのですが、市長の見解をお聞かせください。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新市立病院建設予定地についての御質問でございますけれども、まずまちづくり三法の見直しの内容でありますけれども、中心市街地の現状は全国的には空洞化の進展やにぎわいの喪失など、依然として厳しい状況にあることから、人口減や都市機能の拡散にも対応し、まちのコンパクト化とにぎわいの回復を図るため改正が行われました。

都市計画法では、市街地の無秩序な拡大抑制と既成市街地の都市機能の適正立地を進めること、また、中心市街地活性化法では、中心市街地への都市機能の集積と中心市街地のにぎわいづくりを進めることが、主な改正内容となっております。

次に、中心市街地衰退の一因となった公共公益施設等の郊外移転の概念でありますけれども、全国的に大規模集客施設、病院や文化施設等が、広く地価の安価な市街化調整区域など郊外部へ立地や移転し、そのことが中心市街地の空洞化やにぎわいの喪失の一因となったものと認識しております。築港地区につきましては、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、都市機能の向上を図り、良好な都市空間を確保していくとともに、複合的な土地利用の推進を図る地区とされ、既に一定程度の都市機能が集積された既成市街地となっていることから、新市立病院の立地につきましては、北海道の基本方針で言う既成市街地の都市機能の適正立地であると考えております。

次に、現在の市立病院の立地場所と築港地区の建設予定地について、道の基本方針に照らして比較しますと、両地区はともに既に社会資本の整備がなされていることや一定程度の都市機能が集積していることから、既成市街地であり、現在地と築港地区につきましては、大きな相違はないものと考えております。

なお、築港地区への新市立病院の建設を契機に、通院に不便を強いている必要な駐車場の確保が可能

であり、さらにバス路線についても、今後バス事業者との協議を行うことにより、通院に支障のない交通アクセスが図られるものと考えているところであります。

次に、室内水泳プールについての御質問でありますけれども、初めに利用実態であります。平成17年度は年間で延べ4万7,000人ほどの利用がありました。そのうち高齢者を含む大人が約6割を占め、おおむね午前10時から午後4時までは水泳、水中歩行、水中体操を、夕方からは水泳を行っております。また、約4割を占める小中学生は、おおむね午後4時から午後7時まで水泳の練習を行っております。水泳はだれもが手軽に行うことができる全身運動として、また、近年では生活習慣病予防や治療、リハビリなど市民の健康増進にも寄与しており、本市にとって室内水泳プールは必要な施設であると認識しております。

次に、今後の室内水泳プールでありますけれども、教育委員会からも、将来展望として新たな室内水泳プールの早期実現とサービス水準維持のための予算確保について要望がなされましたので、当面の対策に係る適切な予算措置に努めるとともに、新たな室内水泳プール建設については、次期総合計画の課題としてとらえ、検討してまいりたいと思います。

次に、小樽市地域防災計画についての御質問ですけれども、初めにハザードマップにつきましては、一定の条件設定の下に、特定の地域に津波や地震、集中豪雨などの自然現象により、災害が発生する確率を示す災害予測図のことをいいますが、地質調査や時間降雨量と土砂災害発生との相関関係など、専門的な分析が必要となります。ハザードマップが防災対策上必要なことは十分認識しておりますが、相当な経費もかかることから、市単独で作成することは困難であると考えております。

現在、急傾斜地等の危険箇所や災害時の避難場所などを図示した簡易な防災マップを作成作業中であり、でき次第市のホームページに掲載するほか、町会の協力も得ながら、住民への配布を考えております。

次に、避難場所につきましては、現在、小学校27、中学校14、高校8、その他市の施設16、合計65か所を指定しております。また、避難場所が変更になったときの市民への周知でありますけれども、市の広報やホームページでお知らせをしたほか、昨年は堺小学校の閉校に伴う避難場所の取扱いについて、施設の名称は変更になりますが、避難場所としてはそのまま変わらない旨、該当する地域住民の方へ町会を通じまして回覧板により周知を図ったところであります。なお、避難場所については、改めて市民周知を図る予定であります。

次に、住民の避難先につきましては、地域防災計画において、以前は避難場所の収容対象は、通学区域のり災者を優先するというようになっておりましたが、昨年、新たに高校8校を避難場所として追加する際に見直しをして、この項目は削除し、住民には居住地域にある小・中・高校の中から選択をして、一番近い避難場所へ避難していただくことにしました。なお、避難場所シールの戸別配布につきましては、今後改めて、がけ地などの危険箇所や避難場所等の市民周知を図っていきたいと考えておりますので、その際の参考としたいと思っております。

次に、平和事業の問題について何点か質問がありましたけれども、まず今年の平和事業の内容、経費、参加者数の問題ですけれども、今年は8月7日から11日までの日程で、本庁舎渡り廊下において原爆パネル展を、また8月8日から13日までの日程で、図書館の視聴覚室において映画上映会を開催いたしました。経費については、原爆パネルは所有しているものを使用し、また、映画上映会に使用したビデオテープは、北海道立生涯学習センターから無償で借りましたので、費用はかかっておりません。参加者の数については、原爆パネル展は把握しておりませんが、映画上映会は6日間で64名の入場がありました。

次に、平和事業を続けていくことでありますけれども、これまでも平和に対する認識を深めるため、さまざまな平和事業を実施してきております。私も戦争や原爆の被害のありのままの姿を多くの市民の方に知っていただき、命のとうとさ、平和であることの大切さを次の世代に引き継いでいくことが大切であると考えておりますので、限られた予算であります、今後とも平和事業を継続していきたいと思っております。

次に、平和事業の市民との共同作業でありますけれども、確かに市民の皆さんが平和事業に対して積極的にかかわっていただくことが、平和事業を進める上で大切なことであると認識しております。市としてもできる限り共同作業、共同支援に努めていきたいと考えており、昨年は終戦60年という節目の年でもありましたので、小樽青年会議所と連携し、共同事業として広島平和記念式典に出席のため、市内の小学校5、6年生33名を広島市へ派遣いたしました。御提言のありました市民との共同作業での平和事業でありますけれども、こういった事業が提携できるのか、今後検討したいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○教育長(菊 讓) 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、室内水泳プールと高島小学校温水プールの一般開放の時間の違いについてであります、室内水泳プールは年間を通し、平日・土曜日は午前10時から午後8時まで、日曜・祝日は午前10時から午後6時までであります。高島小学校温水プールにつきましては、利用時間帯のうち、一般開放は児童の授業の関係から、5月から10月までの平日は午後4時から午後8時まで、夏休みなどの学校休業日は午前10時から午後8時まで、11月から4月までの平日は午後1時から午後7時まで、学校休業日は午前10時から午後7時までとなっております。また、土曜、日曜、祝日については、年間を通じ午前10時から午後6時までの利用時間となっております。

次に、高島小学校温水プールで実施可能な教室についてであります、これまで室内水泳プールで行ってまいりました各種教室のうち、小学生教室の実施を考えております。しかしながら、常設教室、成人教室と水中体操教室については、これまで同様の時間帯で開催することが望ましいことから、高島小学校温水プールではなく民間施設の協力の下、通年で開催してまいりたいと考えております。

また、高島小学校温水プールでの受入れを増やす工夫についてであります、毎年夏の間行われる学校の水泳事業に支障のない範囲で、室内水泳プールと同様の利用時間帯に拡大してまいりたいと考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 16番、斎藤博行議員。

○16番(斎藤博行議員) 一点だけ再質問させていただきたいと思います。

最初の質問でも聞いていたつもりなのですが、お答えいただけなかったのを聞かせていただきたいのですが、今も教育長の方からあった高島小学校温水プールの利用のことなのですが、私は、これは緊急避難といいますが、暫定的なことなのかと、そういうふうに聞いているわけですし、私が言いたいのは、そうであればできるだけ早く解消すべきものとして小樽市としては押さえているのだろうか。一つの処理として高島小学校温水プールに持っていくのではなくて、あくまでも緊急避難なり暫定的なものとして解消すべき状態として高島小学校温水プールに持っていくのだと。だから、極力早く解消するという意味で暫定的なのだろうかというふうに聞いているわけですし、そこで1回目でも聞いているのですが、暫定措置という認識に立ってよろしいのですかということについてだけ、市長の考えをお聞かせください。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝麿） プールの必要性については認識しておりますから、新しいプールについては、今いつつくるということではなくて、なかなか言明できませんので、次期総合計画の中で検討したいということですので、どちらかといえば、今の高島小学校温水プールへの移転というのは、暫定使用になるのかなというふうには思っております。

○議長（中畑恒雄） 斎藤博行議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 3番、山田雅敏議員。

（3番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○3番（山田雅敏議員） 一般質問をさせていただきます。

初めに、財政に関連してお聞きいたします。

財政再建計画を推進している本市において、税収のほかに既存施設の活用や収入施策をさまざまな部門で講じ、鋭意努力されていることと思います。間接的に既存の市の施設や機器を活用し、市民や企業が使うことにより、税や使用料の増加策も今後の施策として有効と考えます。

さて、平成17年度の税収は微増となりましたが、収納率の低下も危ぐされます。そこで、今後の財政健全化対策の一環として何点かお聞きいたします。

このほど財政難の北海道庁は、道有のスポーツ施設の名前などに企業名をつける権利を売却するネーミングライツ（命名権）を月寒グリーンドームなど六つの道立施設で導入することを決定し、今月6日から募集を始めたと聞きます。まず初めに、他市などの状況もわかればお聞かせください。また、本市でのこのような取組を行うとした場合の見解をお聞かせください。

次に、寄付金などについてお聞きいたします。

国レベルではユニセフや日本赤十字の募金、みどりの募金があり、民間でも先日24時間のチャリティ活動で特定の団体に寄付されたことは、皆さん御承知のことと思います。また、寄付を寄せられた人々には、控除の対象となる範囲が所得税で比較的広く認められていますが、住民税の場合はその範囲は狭められています。いずれにしても、地方公共団体に対する寄付金は、特別の利益がその寄付者に及ぶと認められるものを除き対象になると聞いています。財政の切迫が一層進む中で、本市としてもやむを得ず施策の削減を迫られ、独自の事業の展開も難しい中、市民の間で少しでも市の事業に協力したいと、寄付金が多数寄せられているとお聞きします。寄付金については寄付者の意向がありますが、市としてはどのような区分を設けて受けているのかお聞かせください。

また、現在、本市では寄付金などを積み立てて運用している基金は平成17年度末まで何件で、基金残高の合計は幾らになっているのか、また、平成15年度から平成17年度までに市に寄せられた寄付金で基金に積み立てられたものは何件で、金額等、直近の年度ごとにお聞かせください。

次に、水道機器についてお聞きいたします。

水道事業の平成17年度決算において、良質で安定的な水の供給を維持するとともに、施設整備を計画的に進め、また小樽の水をペットボトルに詰め、販売も手がけるなど健全な経営に努められた結果、約4,566万円の純利益を生み出したことと思います。

さて、本市をはじめ北海道内の多くの自治体では、冬期間の積雪により水道メーターの定期検針ができない世帯が数多くあると聞いています。水道メーターにはどのような方式があるのか、方式別に設置

件数、その耐用年数についてお聞かせください。

また、隔測式メーターは一部導入していると聞きますが、導入の目的と費用についてお聞かせください。さらに、隔測式メーターは地下式メーターより相当費用がかさむと聞いておりますが、今後の上水道経営に影響を与えないのか、道内の他都市の状況を含めてお聞かせください。

次に、観光振興事業に関連してお伺いいたします。

本年度策定された小樽市観光基本計画の中を読みますと、特に量的目標は設定されておらず、一方、質的向上に向け計画をシフトされています。これまでの運河、堺町、手宮、ウィングベイ小樽など既存の観光施設に加えて、新たに今後10年先を見据えた観光ゾーンの開発を図るべき内容となっており、成果に期待している一人です。

そこでお伺いいたします。産学官協働による機関として、本年開設予定の小樽観光大学校は、市民や産業人の意識と誇りを高め、小樽の歴史や文化を広く後世に伝える人材を送り出すことが使命と期待しております。10月から開校予定と聞いて私もチャレンジしようと思っておりますが、現在までの進捗よく状況をお聞かせください。

次に、海洋レジャーの拡大として、ボートショーやボートクルージングを積極的に進めているマリンウェーブ小樽、旧貯木場水面を利用した海洋基地構想、寿都町では（仮称）海の駅建設事業が予算に盛り込まれ、整備されると聞いています。このように近年、親水性を高め、観光と密接にかかわる施策が目立って、市民の間でも求められているとお聞きします。

最初に、マリンウェーブ小樽の現状と今後の事業展開をお聞かせください。ほかに直近の経営収支状況や収容艇数、パトロール艇の数や利用状況などわかる範囲でお聞かせください。

次に、小樽観光振興公社に関連してお聞きします。

最初に、公社で管理している屋形船についてお聞きいたします。料金もリーズナブルに設定され、最近では多くの市民が利用され、もう一隻増やさなければ対応ができないなど、うれしい悲鳴を上げているとお聞きいたします。利用状況と収入状況をお聞かせください。

次に、老朽化が激しく近々更新予定と聞くオタモイ号、祝津号の観光船についてお聞きいたします。次期観光船の選定についての基準をお示しください。過去の導入失敗に陥らないようお願いいたします。あわせて所有する船舶の修理状況、委託先などもお聞かせください。

この項最後に、運河に係留している浮き桟橋、はしけの現状と今後の利用についてお聞かせください。

次に、国民保護法と関連事項についてお聞きいたします。

本年5月25日に、第1回目の小樽市国民保護協議会が開催されました。この協議会は、我々が日常想定していない有事を考え、市民の人命と財産を守る施策を、従来のまちづくりと同様にさまざまな機関が連携し、国民の保護を目的とした協議会組織です。全国的に退役した自衛官が市区町村の防災危機管理担当職員に再就職する事例が増えているとも聞きます。本市の会議でも、地方行政機関として自衛隊幹部が協議会委員として参加しているのは承知いたしております。

最初に、国民保護計画を作成するに当たり、新たな本市の財政負担はあるのかをお聞かせください。

また、退役自衛官や市職員OB、消防団OBなど採用状況や身分、期待する役割やねらいなど、他市や本市の状況をお聞かせください。

次に、防災に関連してお聞きいたします。

三重県尾鷲市では、予想される地震や大災害に備え、支援活動に当たる災害時防災支援協力員の登録制度を発足させたと聞きます。最初に、制度の概要と協力員の導入について見解をお聞かせください。

次に、四日市市で実施している災害弱者の避難場所として民間社会福祉施設との使用協定があります

が、本市での要援護者への対応についてお聞かせください。

年々観光を目的として本市を訪れる外国人が多くなり、地域によっては定住する方も年々多くなっていると聞きます。三重県の例では、15年前の5倍の4万7,000人余りの外国人が定住し、防災マップを一年、昨年と県内全戸に配布しましたが、日本語が読めない外国人が多いため、今年度は翻訳版を作成、全戸に配布したと聞いております。本市の定住している外国人や訪れる外国人客への観光地図避難所の記入や防災ガイドブックの配布等について、今後の考察をお聞かせください。

この項最後の質問です。本市における防災対策の市民への周知状況についてお聞かせください。

次に、消防ほか関連事項についてお聞きいたします。

来春採用予定の市消防職員について、10月15日に第1次試験、12月上旬に合格者を発表と聞いておりますが、採用予定数をお示しください。また、消防力の整備指針にも総合性の発揮が示され、消防職員は複数の分野にまたがる総合的な能力を求められていると思います。そこで新採用者の教育方法などをお聞かせください。

次に、本市消防長期構想によれば、27年までに現254名を229名に削減とあります。そこで、消防力の整備指針、いわゆる国の考える本市の人口規模に応じた消防体制についてお聞かせください。

また、東西に細長く市域が広がっているのが本市の特徴ですが、本市の消防長期構想は、国が基準とする体制に適正なのか、お聞かせください。

次に、50年前に全国で200万人いた消防団員が、現在半分以下の91万人。このため団員のリクルートと都市機能化にかかわる改革に着手すると聞いています。平成17年第2回定例会の一般質問の中でも、機能別団員、機能別分団、休団制度、多彩な人材を採用・活用できる制度をお聞きいたしました。8月には私自身も幸町で起きた火災現場に出動し、大勢の団員とともに消防職員の一助として活動したところであり、このように地域に密着した消防団員はボランティア意識が高く、みずからの地域に発生する災害に対し、迅速かつ確に対応できるのが最大の特徴だと思います。

そこでお聞きいたします。消防団員の入団促進の取組状況についてお聞かせください。

この項最後に、消防職員が削減される中、自主的な立場で生命・財産を守る消防団の役割がますます重要と思います。中でも女性消防団員の活躍は目覚ましく、採用と活用はどうされているのか。これにより男性団員の役割も変わるとは思います。町会の防火組織の内容も交え、今後の施策をお聞かせください。

次に、教員免許の更新制に関連してお聞きいたします。

ここ最近検討されていた教員免許の更新制度が、新任や現職約110万人を対象として再来年にも導入予定と聞いています。最近の新聞報道でも、教師の指導力不足や相次ぐ不祥事に、保護者や生徒が教員に対して不信を抱く事態を招いているとも聞いています。一方、現場では、更新制は統制の手段になりかねない。また、教師の健康をどう守っていくのかなども危ぐされています。道教委が本年7月に道内保護者や学校関係者に行ったアンケートでは、教員の資質と能力の向上は切実な要請とした結果を発表しています。保護者の間では、子供の将来のために優秀な教師がいる、いわゆる進学校に進ませることに主眼が置かれ、大阪では優秀な教師を集めるために、学校間でトレードを来年度から始められるとも聞いています。

そこでお聞きいたします。平成14年度から行っている指導力不足教員に対する研修制度についてお聞かせください。どのような教員を対象としているのか、指導方法は、期間は、本年度から現在まで何名の方が研修され、復職、退職、継続、解雇などされたのか、本市の状況をお聞かせください。

次に、学校教育には、教員、保護者、生徒の相互信頼が欠かせず、また、生徒とじかに触れ合う教員

の資質や力量に負うところが大きいのは言うまでもありません。そのために常に教員は実践や指導力の向上が求められています。豊かな人間性や児童のための情熱や、地域の人々に耳を傾け、学ぶという謙虚さなど教員の重要性和難しさが存在し、サラリーマン化の許されない責務が問われます。中教審で答申されている更新制度は、教員の資質や能力をいかに公平、的確に評価し、明確な判断基準を早急に構築すれば、将来に遺恨を残さないと考察していますが、この点について教育長としてのお考えをお聞かせください。

次に、就学援助についてお聞きいたします。困窮している家庭の子供に援助をするこの制度は、小中学生を対象として全国で133万7,000人、ここ4年間の推移を見ても4割増加したと聞いています。小樽市の財政が切迫する中、子供の福祉対策として最後のとりでなのかもしれません。本市の過去の状況と、学用品費や給食費など経費の推移をお聞かせください。また、今後の予測をお聞かせください。

次に、早寝早起き朝ごはん運動に関連してお聞きいたします。

文部科学省が、切れる子供対策の一環として、平成19年度から全国の幼稚園や保育所で同運動を行う方針と聞いています。この運動の下となった「『早寝早起き朝ごはん』国民運動」の趣旨、内容をお聞かせください。また、調査・研究、運動の推進方法、計画、活動例やシンボルマーク、イベントなど、おわかりの範囲でお聞かせください。

次に、栄養教諭についてお聞きいたします。

文部科学省によると、24道府県での採用は307名、道内では5市町の小中学校と札幌などの特殊学校で29名、管内では余市町に1名任用されていると聞きます。朝食を食べない生徒にヨーグルトやチーズなど10種類を自由に飲食させている岡山県の例や、保健室にスティックシュガーを常備し、児童が来たら水と一緒に砂糖を飲ませ、再び教室に戻す東京都の例など、結局は家庭をも巻き込んでいかなければならない食教育と思いますが、本市の栄養教諭導入に向けた状況をお聞かせください。

一方、栄養士や教諭が有志でつくる勉強会が札幌で行われていると聞いております。市内外から人が集まり、この食教育サークルで学習していると聞きます。本市のこのような活動や参加があればお聞かせください。

この項最後に、8月29日に示された文部科学省と厚生労働省が平成19年度から計画している「放課後子どもプラン」についてお伺いいたします。一つの省庁で行う児童の健全育成の難しさが今回の両省にまたがる施策の実現と思います。この事業の目的と実施主体者、事業内容について知り得る範囲でお聞かせください。

次に、この事業と本市が現在実施している事業との関連性についてお聞かせください。

以上、再質問はいたしませんので、明快、率直な御答弁をお願いし、一般質問を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 山田議員の御質問にお答えいたします。

まず、歳入確保の取組でありますけれども、近年厳しい財政運営の中で、新たな収入源として公共施設の名称にスポンサーとなる企業等を募集し、その広告料収入を維持管理費などに充てるネーミングライツが地方公共団体でも導入されています。道内では北海道が初めて募集を行いました。先進事例を見ますと、東京都や大分県、神戸市、横浜市など、比較的大都市にある大規模なスポーツ施設や文化施設などで導入されています。本市では広告料収入の確保を財政再建推進プラン実施計画に位置づけ、こ

れまでの広報誌や観光情報誌などのほか、平成17年度から新たにホームページや総合体育館、滑り止め用砂袋など、さらに本年度からは市民部窓口封筒への広告の掲出を行い、歳入の確保と経費の節減を図っています。市有施設へのネーミングライツの導入につきましては、本州の小規模な都市では応募する企業がなく、導入に時間を要したということも聞いておりますので、本市の施設の規模等がスポンサーになる企業にとって広告媒体として適当か、市有施設に企業名等をつけることに市民の理解が得られるかなど、そういった観点を含めて研究してまいりたいと思います。

次に、寄付でありますけれども、寄付の区分については用途を特定しない一般寄付と寄付金の用途を指定する指定寄付があり、このうち指定寄付は、教育振興や福祉の充実のためなど単に用途を指定する負担つき以外の寄付と、寄付を受ける際に市の負担を伴う一定の条件が付され、その条件に基づく義務を履行しない場合には、その寄付が解除されるなど、何らかの影響を受ける負担付寄付に区分されます。なお、この負担付寄付を受けるに当たっては、議会の議決を得ることが要件となっております。

次に、平成17年度末における基金の状況ですけれども、教育振興基金や社会福祉事業資金基金などの資金基金は30件あり、年度末現在高は18億391万7,128円となっております。また、平成15年度から平成17年度にかけて資金基金を積み立てられた寄付金の件数と金額は、平成15年度49件1,199万3,766円、平成16年度36件1,189万544円、平成17年度33件2,977万8,351円となっております。

次に、水道メーターですけれども、本市が使用している水道メーターは、地下式メーターと隔測式メーターがあり、現在、地下式が約5万8,800個、隔測式約3,600個を設置し、いずれも計量法により有効期限が8年と定められております。

隔測式メーターの導入目的は、積雪による水量認定を解消し、市民サービスの向上を図るとともに、検針業務の効率化などのために、主に新築住宅などに設置しているところであります。設置費用につきましては、新築の場合、1戸当たり約1万4,000円となり、地下式メーターに比べ約4倍の費用を要しております。

隔測式メーターの設置に当たっては、水道事業経営に影響を及ぼすことのないよう、その費用対効果を見極めながら導入しているところであり、道内主要都市での導入状況としては、隔測式と地下式メーター併用が小樽市を含め4市、すべて隔測式メーターを設置しているのが6市となっております。

次に、観光振興での御質問ですが、まず小樽観光大学の進ちょく状況ですが、当大学は小樽商工会議所が事務局を担当し、4月の設立準備会を経て、5月に第1回目の理事会を開催し、大学校長に小樽市長、副大学校長に小樽観光協会会長、運営委員長に小樽商工会議所副会頭を充てることを決定しました。これまで10月の開校を目指し、運営委員会を5回開催し、講座や検定試験のあり方をはじめ、認定資格の名称やテキストの内容等について検討を進めているところであります。現在、大学のPRの意味も含め、認定資格証などに使用する、平仮名文字「おたる」のロゴマークを公募しており、9月5日現在で32名、45点の応募があると聞いております。

次に、マリンウェーブ小樽の現状と今後の事業展開でありますけれども、マリンウェーブ小樽は、ブレイジャーボートの秩序ある利用及び観光振興を目的とした、小樽港マリーナの運営会社として設立されました。現在、クルージング事業をはじめ、操船体験やヨットスクール、また、レンタルボートなどさまざまな事業を展開し、海洋レジャーの普及・振興、そして観光振興に努めております。これまでも地域企業や周辺施設との連携を図りながら、イルミネーション点灯やマリンフェスタへの参加などの事業を進めてまいりましたが、今後とも親水性を高める観点から、より一層事業の充実に努めてまいります。

次に、マリンウェーブ小樽の経営収支等でありますけれども、平成17年度の決算につきましては、売上高2億6,313万9,000円に対し、売上原価、販売費、一般管理費は、合計で2億5,952万2,000円となっ

ており、特別損失等を考慮した当期利益は、結果として188万円の黒字を確保したところであります。

収容艇数につきましては、平成15年度末295隻、平成16年度末280隻、平成17年度末275隻となっております。また、パトロール艇は1隻所有しており、17年度の利用状況は、救助活動に3回、3時間程度のパトロールに47回使用したほか、イベントや市民体験乗船などにも有効活用されております。

次に、観光振興公社が営業する屋形船の利用状況と収入状況ですけれども、まず利用状況については、8月末現在で港内遊覧が昨年度は149便1,748人、今年度は172便1,927人となっております、貸切りが昨年度は16便446人、今年度は31便869人となっております。また、収入状況については、港内遊覧と貸切りを合わせて、昨年度は165万1,555円、今年度は218万3,540円となっております。今年度は昨年度に比べ営業開始を1週間程度遅らせましたが、大幅な利用増となっており、これは天候に恵まれたことや、宿泊施設と連携したPR活動の強化が功を奏した結果ではないかと聞いております。

次に、観光振興公社のオタモイ号と祝津号の更新であります。新船の選定基準については、現船より波に強く高速で、1隻当たり2,000万円程度の中古船を考えており、インターネット等の情報や業界誌の記事などでチェックしていますが、現時点では基準に合う船舶は見つかっていないと聞いております。

それから、運航船舶の修理でありますけれども、オタモイ号、祝津号は建造から29年が経過しており、毎年運航管理上必要な修理を行ってきております。また、屋形船につきましても、建造から18年を経過しており、平成16年度、平成17年度の2か年でエンジン部分の更新を行うとともに、平成17年度は屋根部分の改修を行いました。業者につきましては、屋根部分の改修は市内業者が行っておりますが、それ以外の修理などについては市外業者に発注していると聞いております。

次に、小樽運河の浮き桟橋とはしけでありますけれども、浮き桟橋については、昭和61年に運河散策路の開通にあわせ、観光振興公社が貸しポート事業を展開するために整備したものであります。しかし、平成5年の本事業終了以降は、小樽雪あかりの路で浮き玉キャンドル設置の際に使用する以外、使用されておられません。今後の利用については、現在のところ予定されておませんが、表面のさびも著しい状況にありますので、侵食の程度を調査の上、安全性に問題があれば撤去について検討したいと考えております。

次に、はしけの現状でありますけれども、平成元年に市内の民間企業から寄贈されたものであり、当時は潮まつりの一環として漁船とともに船団を編成し、港内の潮わたりに活用されておりました。以降、運河北部の護岸や運河公園の整備に伴い、当時運河を舞台としたはしけ荷役の全盛時代の面影を残す景観として現在地に係留されております。今後の利用についてでありますけれども、従来どおり運河公園周辺と一体となった景観として、可能な限り保存に努めてまいりたいと考えております。

次に、国民保護法に関する御質問ですけれども、初めに小樽市国民保護計画策定に係る新たな財政負担でありますけれども、本年度、国民保護計画を策定するに当たり、45万円を当初予算に計上したところであります。主な内訳でございますが、委員の報酬や旅費で39万円、そのほか事務用品など需用費が3万8,000円、通信運搬費で2万2,000円となっております。また、国民保護協会は次年度以降も継続していきますので、現時点では来年度も同様の予算規模となるものと思っております。

次に、退役自衛官や市職員OBなどの採用状況ですけれども、道内では自衛官OBを9市1町で、危機管理担当として嘱託職員や指導員という職名で採用していると伺っております。本市におきましては、待機自衛官や市職員OBなどについて、現時点では職員等に採用する考えは持っていませんが、その知識や技能、経験などを計画づくりに生かしていただくため、消防職員OBと自衛官を小樽市国民保護協議会の委員に委嘱し、御意見をいただいているところであります。

次に、防災に関連しての御質問ですけれども、初めに三重県尾鷲市における災害時防災支援協力員の

概要ですが、この制度は、市を退職し、あらかじめ登録された70歳未満の職員及び消防職員が災害時防災支援協力員となり、震度6以上の地震発生などの大規模災害時において指定された場所に参集するもので、活動内容としては被害状況の情報収集や報告、応急救護活動に当たることになっています。また、協力員は無給のボランティアですが、腕章とヘルメットの支給があり、現在20名程度の方が登録されているとのことです。本市での協力員制度の導入につきましては、導入の方法も含め今後検討してみたいと思います。

次に、災害時要援護者への対応ですが、地域防災計画では、災害が発生した場合に市内各学校を避難所として開設するほか、状況によっては民間施設の利用も図ることとされております。また、災害時要援護者については、優先的に避難させることとしており、市救護班のほか、応援体制として町会や社会福祉団体などにも協力を求めることとなっております。在宅高齢者や身体障害者など、災害時要援護者の安否確認及び避難誘導には迅速な応急活動が必要なものもあり、今後、要援護者の救援体制整備とあわせて、民間施設の使用協定についても考慮していかなければならないものと考えております。

次に、外国人への防災ガイドマップの配布でございますけれども、現状では作成することは困難ですが、観光ガイドマップなどに災害時の避難場所を示すことや、携帯サイトの防災事項の翻訳などに向けて取り組めないか、また、旅行代理店への情報提供などについて、今後、関係部署に検討させたいと思います。

次に、防災対策の市民への周知ですが、市の広報では災害シリーズとして、時節に合わせて防災関連のことを毎月お知らせしているほか、市のホームページやFMおたるの放送を通じて市民の防災意識の啓発に努めているところであります。

また、市民への出前講座を昨年は6回開催し、災害時における備えや予防などについて話をしているところですが、今後もできる限り多くの機会を利用して防災対策の市民周知に努めてまいりたいと思います。

次に、消防の関係でございますけれども、まず来春採用予定の消防職員数につきましては、今年度の退職者数や小樽市消防長期構想などを考慮した採用数ということで、若干名と考えております。また、教育方法につきましては、採用後まず北海道消防学校に半年間入校させ、専門的知識、技術の習得と、気力・体力の錬成を図り、消防職員としての基礎を養成いたします。その後は消防署に配属し、警防業務の実践を積みながら各種訓練を重ね、基礎的な能力を身につけさせた上で、予防業務、救急業務などを含め総合的な職務能力を持った消防職員となるよう教育しているところであります。

次に、小樽市消防長期構想でありますけれども、まず消防力の整備指針に基づく本市の平成27年度における推計人口規模に応じた消防体制につきましては、署所数が5署所、車両は消防ポンプ車が9台、救急車が4台、はしご車などの特殊車が3台で、合計16台、職員数は212名となっております。これに対し本長期構想では、署所数が7署所、車両は消防ポンプ車が10台、救急車が5台、はしご車などの特殊車が3台で、合計18台、職員数は229名であります。このほかに、車両については非常用として消防ポンプ車5台、救急車1台、はしご車1台を配置する計画としております。なお、署所数、車両数などについては、市街地の形成状況など、本市の地理的特性を配慮し、国の基準を上回る体制としているところであります。

次に、消防団員の入団促進の取組ですが、団員の募集に当たっては、企業、学校など所属する組織や、技能の特性を生かした活動が可能となるよう、多くの職種や若年者を含め幅広い市民を対象として入団促進を図ることが必要であると考えております。したがって、町会や団員の個人的つながりを主体とした従来の団員募集に加え、本年からは、市内の大学、短大、郵政公社、各企業などにポ

スターやパンフレットを配布し、入団を働きかけるほか、市の職員に対する呼びかけも行っております。また、多くの方に消防団について理解を深めていただけるようホームページを充実するなど、入団促進の取組を進めているところであります。

最後に、女性消防団員でありますけれども、火災予防広報活動の重要性がますます高まり、また、新たに国民保護法に基づく住民の避難誘導の必要性が求められる中、高齢世帯が多く、人口における女性比率が高いという本市の特性を考えたとき、女性消防団員に期待する業務が拡大していることから、募集についても積極的に取り組んでいきたいと考えております。また、町会防火組織については、消防団員が地域町会の防火・防災担当を兼任している場合が多いことから、消防団と町会がさらに連携を深め、地域の防火・防災力を高めていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 教育長。

○教育長(菊 讓) 山田議員の御質問にお答えいたします。

まず、指導力向上を必要とする教員の研修についてであります。道費負担の教員でありますことから、北海道教育委員会で作成しました「児童生徒に関する教員指導力向上制度実施要綱」に基づき実施することになります。この要綱においては、病気、障害以外の理由により、児童・生徒との人間関係を築くことができず、児童・生徒を適切に指導することができないため、担当すべき授業を他の教員が分担して行うなどの状況にあり、継続して特別な指導研修を要する教員を対象としております。

また、校内や道立の研究機関で1年間、教師として必要な基礎的な知識はもとより、教員としての心構えなどについて研修することになります。なお、本市ではこれまで該当する教員はおりませんが、教員が児童・生徒の個性に応じたきめ細かな指導ができるよう、小樽市独自の研修講座を開催するなどしながら研修の充実に努めております。今後も、教員一人一人が研修を通じて、みずからの資質の向上や指導力を高める努力をするよう促してまいります。

次に、教員免許の更新制度についてであります。本年7月に中央教育審議会が文部科学省に対して、「今後の教員養成・免許制度の在り方について」答申いたしました。その中で、教員として必要な資質・能力が確実に保持されなければならないとの観点から、教員免許更新制の導入が答申されたものであります。今回の免許更新制は、いわゆる不適格な教員の排除を目的とするのではなく、教員が免許更新時に知識・技能の刷新を図り、自信と誇りを持って教壇に立っていくという前向きな制度として提言されたものと承知しております。今後、文部科学省はこの答申を踏まえ、関係省庁との調整の上、制度改正を行う予定と聞いておりまして、具体的な中身につきましてはこれからでありますことから、その推移を見てまいりたいと考えております。

次に、就学援助についてであります。経済的理由によって就学困難な児童・生徒に対して、学用品、学校給食費、医療費などを援助することにより、小中学校における義務教育を円滑に進めることを目的にしております。小樽市の援助額の推移ですが、平成15年度の援助額は1億8,069万円で、そのうち学用品費は3,552万円、学校給食費は8,806万円であります。また、平成16年度は1億8,324万円で、学用品費は3,549万円、学校給食費は8,878万円であります。平成17年度には1億7,915万円で、学用品費は3,534万円、学校給食費は8,705万円となっております。今後につきましては児童・生徒が少子化の傾向にありますが、若干の増減をしながら推移していくものと考えております。

次に、早寝早起き朝ごはんについてですが、この運動の趣旨は、子供の学習意欲や体力の低下が、食事や睡眠などの基本的な生活習慣の乱れと関係しているのではないかと指摘を踏まえ、家庭における子供の望ましい基本的な生活習慣の育成を通して、生活リズムを向上させ、読書や外遊び、スポーツな

どのさまざまな活動に取り組み、地域全体で家庭の教育力を支える社会的な機運を促すことを目的とした運動であります。その活動として、ポスターの作成・配布や全国フォーラム開催等の普及啓発事業をはじめとして、子供の生活リズムの向上のための調査研究を、全国45程度の地域を指定し、事例の分析や効果の検証、そしてその成果を普及させるなど、関係団体の協力を得て、民間主導により展開しております。

運動のシンボルマークは、「早寝」をお月様と星に、「早起き」を太陽にシンボライズし、元気とエネルギーの源、そして太陽をイメージしたオレンジ色を配して作成しております。イベントとしては、朝のビジネス街のジュニアキャリア体験などの幾つかが開催されているようであります。このような運動を通して、よりよい家庭環境の中で、子供たちの健やかな成長が期待されております。

次に、栄養教諭の導入についてであります。本市の道費栄養教員は共同調理場5名、単独調理校1名の合計6名配置されており、そのうち4名が栄養教諭免許を取得しております。北海道教育委員会は、現行の栄養職員の業務を見直す中で、栄養教諭として対応することを想定しております。小樽市における共同調理場の栄養職員は、日々、学校給食の栄養管理、衛生管理、食材管理等を担当しており、また、単独調理校の栄養職員は、複数の学校での給食管理業務を担当していることから、直ちに学校へ配置し、指導に当たることは難しい状況にあります。今後、道教委の指導を受けながら、これまでの業務の遂行と児童・生徒に対するかわりについて研究してまいりたいと考えております。

次に、栄養職員の勉強会などの活動についてであります。道や後志管内の学校給食研究協議会が主催する講習会や研究会などに積極的に参加し、情報交換や知識、技術の習得と向上に努めております。

次に、放課後子どもプランについてであります。この事業は文部科学省が平成19年度予算概算要求にのせたものであり、詳細な内容については今後の推移を見守っているところであります。これまで入手した情報によりますと、来年度、文部科学省は新たに放課後子ども教室推進事業を創設し、これまで厚生労働省で行ってきた放課後児童健全育成事業と連携させることにより、総合的な放課後対策を一層促進するためのプランであると聞いております。この放課後子ども教室推進事業では、市町村が実施主体となって少子化対策や子供の居場所づくり、さらには学力向上などを目的に、地域の参画を得て行うもので、小学校の余裕教室等を活用し、放課後や週末に勉強やスポーツ、文化活動などの指導を行うこととなっております。

次に、放課後子どもプランとこれまで実施してきた事業との関連についてですが、本市ではこれまで、厚生労働省の放課後児童健全育成事業及び文部科学省の地域子ども教室推進事業を進めてまいりました。その事業の内容として、放課後児童健全育成事業については、小学校24校を対象に放課後児童クラブを開設し、前年度の実績では597名入会しておりました。また、地域子ども教室推進事業につきましても、平成17年度から地域の無償ボランティアの協力の下、毎週土曜日、小学校の体育館などを開放して、小樽地域子ども教室を実施し、前年度の実績では28校、約2万名が利用しておりました。現在、文部科学省が計画しております、放課後子ども教室推進事業につきましては、これまで進めてきた地域子ども教室推進事業を包含して拡大していくものと聞いておりますが、今後、具体的な内容が示されることとなります。

○議長（中畑恒雄） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第5号、第24号ないし第26号及び第30号並びに報告第1号ないし第4号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、議案第6号ないし第22号につきましては、同じく議長指名による12名の委員をもって構成する決

算特別委員会を設置し、それぞれ付託の上、審査することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、さように決しました。

それではまず、予算特別委員を御指名いたします。山田雅敏議員、井川浩子議員、大橋一弘議員、大畠護議員、前田清貴議員、山口保議員、新谷とし議員、古沢勝則議員、大竹秀文議員、見楚谷登志議員、斉藤陽一良議員、佐藤利幸議員。以上であります。

次に、決算特別委員を御指名いたします。森井秀明議員、小前真智子議員、菊地葉子議員、大畠護議員、横田久俊議員、成田晃司議員、佐々木茂議員、佐々木勝利議員、古沢勝則議員、松本光世議員、高橋克幸議員、秋山京子議員。以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第23号、第29号及び第31号は総務常任委員会に、議案第27号及び第28号は厚生常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第376号及び第378号につきましては、市立病院調査特別委員会に付託いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、さように決しました。

次に、その他の陳情につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明9月14日から9月24日まで11日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時34分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 大 竹 秀 文

議 員 斉 藤 陽 一 良

平成18年
第3回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成18年9月25日

出席議員（31名）

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	7番	若見智代
8番	菊地葉子	9番	小林栄治
10番	大橋一弘	11番	大畠護
12番	前田清貴	13番	横田久俊
14番	成田晃司	15番	佐々木茂
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	大竹秀文
24番	松本光世	25番	見楚谷登志
26番	久末恵子	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
教育長	菊讓	水道局長	工藤利典
総務部長	山田厚	総務部参事	吉川勝久
財政部長	磯谷揚一	経済部長	安達栄次郎
市民部長	佃信雄	福祉部長	中町悌四郎
保健所長	外岡立人	環境部長	本間達郎
建設部長	嶋田和男	港湾部長	山崎範夫
小樽病院院長	小軽米文仁	消防長	仲谷正人
事務局		監査委員長	中塚茂
教育部長	山岸康治	事務局長	田中泰彦
収入役職務代理者 （会計室長）	宮腰裕二	総務部総務課長	
財政部財政課長	堀江雄二		

議事参与事務局職員

事務局 長	松川 明 充
庶務係 長	石崎 政 嗣
調査係 長	関 朋 至
書 記	北出 晃 也
書 記	島谷 和 大
書 記	村中 香 織

事務局 次長	三浦 波 人
議事係 長	佐藤 正 樹
書 記	渡辺 美 和
書 記	大崎 公 義
書 記	松原 美千子

開議 午後 3時00分

○議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、佐々木勝利議員、見楚谷登志議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第31号並びに報告第1号ないし第4号並びに請願、陳情及び調査」を一括議題といたします。

（「21番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

○21番（古沢勝則議員） この本会議が3時まで遅れたことに関連いたしますが、実は議会運営委員会の委員長に取り計らいをお願いしておりました件で、実は私自身の本会議の質問にかかわる件であります。

13日の一般質問において、都市計画決定のあり方をめぐって質問をさせていただきました。その際に、理事者側から再質問に答える形で答弁をされましたけれども、その答弁が違っているので訂正をお願いしたいと、そのように申入れをしておりました。今日午前中から議会運営委員会、理事会、委員会で協議が行われ、その間、理事者側との調整も行われたのですが、なぜそういうふうになったかということにまず触れながら、議長の特段の取り計らいをお願いしたいと思います。

私が13日の一般質問で質問させていただいたのは、都市計画決定の手続において、実は大方の皆さんが御承知のように、小樽市の都市計画決定を進めていく際に、北海道との事前協議及び最終決定に当たっては知事の同意を必要とすることになっています。都市計画法第19条第3項の規定で知事の同意を求めることになっておりますし、事前の協議については、これまでの都市計画決定の手続のあり方について既にルール化されている問題でありました。ところが、小樽市の都市計画審議会の事前協議の議を経ないままに、実は事務方が道との間で事前協議に入っていた、つまり7月14日の都市計画審議会と引き続き再協議の場として設けられた第160回都市計画審議会、この議を経ないうちに、実は7月18日に事務方は公式に道との事前協議に入っていたということがわかりました。これは手続ルール上からいって大変問題ではないかというふうに私は質問したわけであります。

それに対して御答弁をいただきました。答弁を要約しますと、こういうことであります。道が策定をしている土地利用に関する事務手続の手引というのがある。その中で手続については事前に道の都市計画の方と協議を行うことになっていて、その手続に沿って7月18日の事前協議の文書を発したわけだという答弁をいただきました。

一般質問が終わった後、この道が示している事務手続の手引というのを参考までに事務方に要請をして手に入れました。確認してみましたら、実は市の事前協議の都市計画審議会の議を経て、公告、縦覧に入る前に道との事前協議を行うというフロー図になっておりました。そうしますと、7月28日の審議会の議を経ないまま7月18日に事前協議の公文書を発したということは、手続上、疑義が生じてくることになります。問題が生じてくることになります。つまり、この答弁について訂正が必要なので、13日、本会議で行われた答弁にかかわるから、本日、本会議において訂正する必要があるのではないか、訂正してほしいという要請をしたわけです。しかし、残念ながら理事者側は、7月14日の第159回審議会をもって事前協議については審議会の議を経ているという考え方から、私の答弁訂正を求めたことに対して、答弁の訂正の必要なしという態度に終始をいたしました。議会運営委員会の理事会、委員会の場において、これはひとり共産党議員団と理事者の間に起きている問題とは違う、議会と行政側、理事者の側との問題であるからきちんと整理をすべきでないか、私どもはそういう問題意識から、議会運営委員会の中でもその必要性ありということを皆さんに同意を求めました。

しかし、残念ながら議会運営委員会の場においても、これはわかりやすく言えば決裂であります。大変不本意でありますし、こういうことがこの先も続けられるとしたら、重大な問題にならざるを得ないということに直面してくることは容易に想定されます。議会と行政の側、各種審議会と行政の側において、しっかりとしたルールあるいはその取扱いについて、しっかりとした緊張感を持って臨んでいかなければ、このルールを無視して構わないということになっては重大だというふうに私たちは考えています。あえてこの場で理事者側と質疑を交わすという意味は毛頭ありませんが、しかし、こうした重大案件にかんがみて議長の特段の取扱い配慮方を求めたい、その点で議事進行をかけさせていただきました。

特段の取扱いについて、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中畑恒雄） 今、古沢議員から議事進行がかかりました。いろいろと御説明を聞きました。本日、議運が午前中の理事会、そして本委員会と遅れましたことを、私からもおわびを申し上げます。

今の古沢議員の都市計画にかかわる問題ですけれども、私も都市計画審議会には出席しておりませんので、よそ目で見ていたと言ったら悪いですけれども、いろいろと審議会委員の人のお話、また、新聞紙上による説明も見えております。ただ、今、古沢議員が言われましたとおり、古沢議員の13日の一般質問に対して建設部長の意見とちょっと相違があるということでございますけれども、これはお話を聞いておりますと、議会運営委員会の話も聞いておりますと、これはどこまで行っても平行線の話であるということで、この問題についてはちょっと本会議場で今取り上げるのは議長の権限でうまくないというふうに思います。ただ、この定例会、いよいよ本日が終わりでございます。そういうことで議員各位には連日本当に委員会、また、代表質問、一般質問、そして本日の会議ということで、本当に御苦勞をさせていただきました。それで、今、古沢議員のお話の中で、議長の手元でというお話がございましたので、私もずっとこの定例会を見ておりましたら、理事者側は、手抜きとは言いませんけれども、どうも舌足らずのところもあったようでございます。また、先般開かれました特別委員会、冒頭4時間ほど委員会が開かれませんでしたけれども、ちょっと資料の問題で共産党からいろいろと御討議があったということで、こういうことについても緊張感は、今、古沢議員が言われておりましたけれども、やはり議員はプラスかマイナスかというのではなくて、小樽市をどうするかということで今いろいろと討議をしているわけですから、新市立病院の問題については本当に共産党だけに資料がいていなかったというのは、緊張感に欠けていたなというふうに私はそう思っております。

そういうことで、今の都市計画の問題については、これはいつまでたっても平行線ですので、古沢議員は理事者側の考えもある程度、了解はできないということでございましょうけれども、ひとつ私に免じて許していただきたいということでございます。

それと、今後の議会運営につきましては、やはり理事者側も相対する議員に対して緊張感を持って、そして舌足らずのところのないように答弁をしたり、そして本会議、また、委員会等において冒頭ひとつ発言を訂正させてもらいたいとか、そしてまた、発言漏れがありましたということで、それは本会議では議長、委員会では委員長が取り上げて冒頭にやらせております。そういうこともやはり手抜きということになるか、舌足らずということになるのか、ひとつ緊張感を持って理事者側も今後の議会運営に当たっていただきたいというふうに思います。これは私から強く申し入れます。

また、古沢議員には、こんなことを言ったらまた議事進行がかかるかもしれませんけれども、先般の質問のときに市長が懇切丁寧に御答弁をなさっておりましたけれども、その答弁中に大変にすばらしい、やじなのか、大きな声のやじなのか知りませんが、結構中が騒然としておりました。そういうことで、やはりお聞きをしたら、そのお答えをよく最後まで聞いてからいろいろと言っていたきたいなということ、古沢議員にも共産党議員団の皆さん方にも申し入れをしておきます。

そうということで、今日はひとつ本会議に議運で与えられた日程がございますので、これからは肅々といきたいと思います。それでひとつよろしく願いたいと思います。これが議長の見解です。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

○21番（古沢勝則議員） 答弁訂正の件については、私どもは議会との関係においても、当然我が党との関係においてはもとよりであります。了解できるものではない、そのことを再度明らかにしながら、今の議長の計らいを了としたいというふうに思います。それで、本会議の質疑において、討論において、しっかりと我が党の見解を申し述べたいというふうに考えております。

○議長（中畑恒雄） それでは、これより順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○21番（古沢勝則議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

ごみ収集について、市は今年度中に6台の直営車両を民間に委託する予定であり、今定例会にごみ処理費の収集運搬委託料として、収集車1台当たりの日額単価をベースに2,400万円の補正予算を出している。しかし、委託先の業者が担当する収集路線によって、ごみ収集量や最終処分場までの移送時間に、大きな差が生じることが予想されるにもかかわらず、これら特殊事情は委託料の算定には反映されていない。本来、収集路線や委託業務の実態に合わせた算定をする必要があり、今回のような委託料の考え方は見直すべきではないか。

また、委託先の収集能力を考えると、地域によっては収集時間に遅れが生じるおそれもあり、市は該当するような地域住民に、あらかじめ事情を説明する必要があると思うがどうか。

今定例会において、各党から夕張市の財政問題についての質問が出たが、市長からは、本市の財政再建に夕張市の教訓をどう生かすかということに踏み込んだ具体的な方針は示されなかった。現在、夕張市は地方交付税が16パーセントも削減されるなど、大変厳しい市政運営を余儀なくされており、同様の状況にある小樽市として、その教訓を財政再建にぜひ生かすべきと思うがどうか。

市は、現在、継続中の事業の公債費を償還する際、そのうちの一定額は交付税で措置されるとしているが、国は、新型交付税のあり方について償還財源の保障はしないとの方針を出しており、今後に大きな疑問があるが、これから先も保障されると考えているのか。

今年度から国は、地方債の発行を許可制から原則自由の協議制に移行したが、これに伴い、発行の目安として「実質公債費比率」が導入され、この比率が18パーセント以上の場合、国や都道府県知事の許可が必要となった。本市の直近3か年の平均比率は19.2パーセントであり、地方債を発行する際、公債費負担適正化計画を策定して道に提出する必要があるが、「実質公債費比率」を下げるために歳出を抑え歳入を確保するようなことにはならないか。

夕張市の財政破たんを受け、国は全国的に一時借入金の調査を行い、その中で本市は病院事業会計などで赤字が見えにくくなる不適切な会計処理があったと指摘された。市は、これまでの会計手法を是正し、18年度決算の病院事業における44億円の赤字をはじめ、明確化する処理を行うとのことであるが、これにより一般会計と病院事業の両会計に赤字額が生じることとなる。これをどのように解消していくつもりなのか。

この会計上の赤字は財政再建推進プラン実施計画の策定時には想定しておらず、また、今後増加が見込まれる北しりべし廃棄物処理広域連合負担金や市立病院新築統合による起債の元利償還などもあることから、同プランへの影響が心配されるがどうか。

市財政について、歳入の柱である市税と地方交付税収入は、近年減少してきており、さまざまな要素があるものの、今後も減少はしても増加することはないと思われる。市は財政再建推進プランを着実に実行すれば、今後は公債費が減少し財政的な余裕が出るというが、歳入が減少すれば、たちまち余裕はなくなってしまうのではないかと危ぐする。歳出だけではなく、歳入についても短期・中期でのシミュレーションを行うべきと思うがどうか。

市教委は、次期総合計画の中に室内水泳プールの設置を盛り込みたいとのことだが、財政状況が非常に厳しい中で、新たに施設を設けることは大変難しいと思うがどうか。

また、市民の文化芸術の発信拠点である文学館と美術館が入っている市分庁舎は、築後54年と老朽化が進んでいる。特に美術館については、新築を求める請願が市議会において全会一致で採択されているが、次期総合計画に美術館の新築を盛り込み、実現に向けた構想を積極的に検討すべきではないか。

また、閉鎖されている旧丸井今井小樽店のアネックス館に文学館、美術館を移転することで、市の中心部に人が集まり、売上げの落ち込みなどで苦労している中心商店街の集客力を高めることが可能と思うがどうか。

21世紀プランは「市民と歩む」がメインテーマであり、市民とのコミュニケーションが不可欠である。

市は本市の現状や課題について市民と協働の市政運営に努めてきたというが、町会長との定例連絡会議や市長と語る会などを通じて一部の市民との懇談会は行っているが、政策や課題を本当に知りたがっている一般市民への周知は十分に行われていないのではないか。

今後、市政に対する市民の理解が得られるよう、行政懇談会を開催するなど、もっと積極的に市民の中に踏み込んでいくべきと考えるがどうか。

銭函の道立小児総合保健センターは札幌市に移転する予定であるが、道は敷地を含む現施設の跡について利活用をする意向のある方を募集しているとのことであるが、敷地面積が44,000平方メートルと広大な上、医療や福祉関係での利用を優先するとの方針から、現在まで希望者はいないとのことである。これは道のホームページの掲載内容が魅力に欠けることも要因であり、もっと興味をそそるような掲載の仕方を工夫するよう、道に要請してはどうか。

地元は地域の活性化に寄与する活用が図られることを切望しており、市もより周知が図られるよう協力してはどうか。

石狩湾新港背後地の銭函4丁目に場外舟券発売場、温泉、パークゴルフ場から成る複合レジャー施設建設の事業計画書が9月上旬、民間会社から提出された。建設予定地は、現在、原野となっているが、道路や上下水道などの基盤整備はどこが行うことになるのか。

計画にある温泉施設やパークゴルフ場は、子供や青少年を含む家族連れなどの利用も想定されるとはいえ、中心的な施設はあくまでも場外舟券発売場であり、風紀上、好ましいものではない。今後、市議会での審議を含め、十分に時間をかけて慎重に対応すべきと思うがどうか。

市庁舎本館の地下には、個人情報に関する書類をはじめ、重要な公文書が保管されている書庫があるが、その一部を物品庫としても使用している。市が用紙類を購入した際、職員が立ち会うことなく業者にかぎを貸し出し、直接書庫に搬入させており、その取扱いに極めてずさんな点が見受けられる。市は庁舎管理規則に基づき適切に管理に当たるよう、職員に周知徹底すべきであると思うがどうか。

市は本年7月に施行した文化芸術振興条例に基づく基本計画を来年度中に策定するとのことだが、現

在検討中の、次期総合計画との整合性を図る必要があるのではないかと。

博物館については、旧交通記念館に博物館と科学館の機能を融合した新博物館構想が示され、新しい形の施設を検討中だが、そもそも博物館は、文化施策と密接に関連する施設であり、基本計画の中に博物館に関する事項も盛り込む考えはないのか。

また、文学館、美術館や市民会館などの施設は、文化芸術振興の中心的施設であり、基本計画の中でも特に重要と思われるが、ソフト面での充実をどう図っていくつもりなのか。

文化芸術振興基金について、市の予算による基金の積立ては考えていないとのことだが、市民や企業からの寄付などによる積立てが促進されるよう呼び水的な予算づけを行ってはどうか。

市教委は、アーティスト・バンク登録者のメリットとして、市の施設利用料の減免を検討しているとのことだが、現行制度は手続などが非常に煩雑であるため、利用者にとって、よりわかりやすい制度を要望するがどうか。

現在、市教委が進めている新博物館基本計画では、（仮称）新博物館に重点を置いた方針が示されていることから、こちらが主となり、現博物館が分館化されることが懸念される。どうしても新たな施設に重きが置かれており、完成時には現在の博物館が分館的なものになるのではないかと。

現博物館は、歴史的建造物に開設された全国的にも貴重な施設で、運河沿いにあることから入館者も多く、展示内容など現行の形で残すべきと思うが、これを基本計画に明記することはできないか。

先日行われた市教委の定例会において、小樽駅前第3ビル周辺地区の再開発事業により、仮に室内水泳プールが廃止になった場合、高島小の温水プールを代替施設として利用する考えが示されたとの報道があった。現在、高島小温水プールは、市内の各団体や個人にも幅広く利用されているが、これらの関係者から、事前に何の相談もなく代替施設として報道されたことに不安や不満の声が上がっている。市教委は、利用団体等に対し、どのような説明をしたのか。

また、報道を受けた利用者の問い合わせには、まだ協議中とのあいまいな回答をしており、誤解を招くことになるのではないかと。

高島小温水プールの水深については、室内水泳プールと同じ1.2メートルにするための改修工事を行う予定とのことだが、高島小温水プールの利用は、新たな室内水泳プールができるまでの暫定的な措置であるとも聞くので、利用者のニーズを考え、すのこなどを利用し、コースごとに水深を分けることも検討してはどうか。

消防法の一部改正により、一般住宅での住宅用火災報知器の設置が義務づけられた。本市は平成23年まで5年間の設置猶予期間があるにもかかわらず、一部の業者が、あたかも設置しなければ違反となるかのような説明を行い、しかも本市と異なる札幌市の設置基準により、機器のリース契約をさせようとするなど不適切な販売を行う事例が報告されているが、市は何らかの対策を講じる必要があると思うがどうか。

特に高齢者などの弱者が被害に遭わないよう、例えば市が訪問販売の手口を各地域の老人クラブや町内会などで説明したり、民生委員や女性消防団員を通じて市民に注意を呼びかけてはどうか。

また、市は市民が住宅用火災報知器を購入する際に、何らかの助成制度を検討する考えはないか。

今回の米空母キティホークの小樽港入港について、市の港湾施設使用料などの直接的な効果のほか、約4,800人の乗組員や大勢の見学者によって、市内の飲食店や交通機関では、利用客が増加したと思うが、どのような経済効果があったのか。

米空母の艦長から、小樽は食べ物や水、自然に恵まれた天然の良港であるとの評価を受け、乗組員も小樽に寄港できたことを満足しているとの話を伺った。一方、市長は、米空母で行われた独立記念日の

式典に、せっかく招待を受けたにもかかわらず、欠席したとのことである。空母寄港により経済的な効果を受ける企業も多いと思われることから、市は米艦に対し、もっと積極的に歓迎の意思を示すべきであったと思うがどうか。

小樽市は年間700万人を超える観光客が訪れる観光都市に変ぼうを遂げ、観光は商工業、港湾と並ぶ基幹産業と位置づけられている。しかし、経済統計では、土産物など食品加工製造業の出荷額がここ数年落ち込んでおり、観光における波及効果が他の産業分野に浸透しきれていない。今、小樽における観光は、すべての産業を推進するためのメイン・エンジンといえ、市は観光を中心に産業が発展するよう、抜本的に経済政策を見直す必要があるのではないか。

また、観光をその他の産業と関連づける取組として、後志圏と連携した小樽ブランドの商品開発やパッケージデザインを統一するなどの検討をしてはどうか。

ごみの不法投棄の防止を目的に、現在、職員6人、車両2台により日中のみの市内監視パトロールをしているが、不法投棄の現場に遭遇する可能性は低く、効果が上がっているとは言えない。不法投棄は人目を避け夜間に行うと考えられることから、他都市の例などを参考に夜間パトロールを集中的に実施してはどうか。

また、不法投棄場所が固定化しているのであれば、市内を巡回するより、監視カメラや大きな看板を設置するなど新たな方策を考えてはどうか。

また、市民ボランティアが集団でパトロールを行うことにより監視していることが周知され、投棄も減少することが期待できるのではないか。

本年4月の障害者自立支援法施行により、福祉サービスに原則1割の応益負担が導入され、これまで無料だった通所施設の利用料負担が、市民税課税世帯のケースで月額2万円近くになるなど、利用者の多数が大幅な負担増になっている。この負担に耐えられず、サービス利用をやめる者が出るなど、自立支援どころか自立阻害となっているが、この深刻な事態を市はどのように考えているのか。

市は同法の本格施行となる10月から、利用料負担の軽減策を講ずる考えとのことであるが、そもそも同法施行に伴い市の負担額は約2億円減少していることから、これを単に赤字減少に充てるのではなく、さらなる負担軽減策の拡大が可能と思われる。市は財政全体を考慮すると拡大は困難と主張するが、他に無駄と思われる事業もあることから、障害者の真の自立のために、障害者が希望を持って暮らせるまにすることが市の責務であると思うがどうか。

障害者自立支援法の施行により、補装具給付事業とされていたストマ用装具など一部の補装具が、10月からは市町村が実施する地域生活支援事業である「日常生活用具給付事業」に移行するとのことである。補装具の給付は、国が義務的経費として交付金の形で措置されるが、日常生活用具給付は、財源の裏づけのない統合補助金として一部が措置されるのみであり、類似の事業にもかかわらず、バランスを欠いている。市は全国市長会を通じて、この問題を国において整理するよう要望していくべきと思うがどうか。

また、これに伴い、利用者負担も所得に応じた負担から原則1割負担となり、月額上限があるにせよ、低所得者は大きな負担となることが懸念されるが、その実態を市は把握しているのか。

財政が厳しいことは十分承知しているが、利用者負担の軽減、さらには無料化について検討することはできないか。

介護保険で利用できる居宅サービスの一つである訪問介護のうち、身体介護や生活援助を利用した際にかかる料金は、30分単位での設定になっている。サービス事業者の一部に対し、本来、サービスを提供すべき時間内に書類整理を行うなど利用者からの苦情があるが、整理時間は国の基準で認められてお

り、違法ではないとのことである。このことは利用者に釈然としない思いを抱かせ、介護保険制度の運用の仕方に問題があると思うが、利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、市は国に対し、介護保険制度の改善を要望してもらいたいがどうか。

介護保険サービスの利用者と事業者双方の声を聞き、相互の連携を図りながら、市として苦情や要望などについての最良の方策を検討してはどうか。

また、サービス利用者の生の声を聞く方法として、年に1回は懇談会的なものを開く考えはないか。

市はJR北海道が所有する旧手宮線跡地のうち、長年、購入を検討してきた中央通から旧交通記念館までの区間を今年度中に取得する予定とのことであるが、厳しい財政状況下にある中で取得することから、その活用については、市財政の負担にならず、かつ市民が納得できるものであることが求められる。今後の活用方法などについては、市民と議論する場を設け、意見を十分に踏まえた上で決める必要があると思うがどうか。

市は、長年の懸案であった旧手宮線跡地の残る部分の区間の取得に踏み切る考えとのことである。旧手宮線と旧交通記念館を含めた、北運河周辺の観光拠点としての再生こそが、本市の将来への展望を開くことになると思うが、旧交通記念館敷地と一体で整備する考えはあるのか。

市は、今年2月、特別景観形成地区の範囲を、運河周辺から旧手宮線沿線まで拡大し、11月には景観法に基づく景観行政団体となり、景観計画の策定を行うとのことだが、旧手宮線沿線はどのように位置づけられるのか。

また、旧手宮線の寿司屋通りから中央通までの区間は、市の単費で散策路として暫定的に整備をしたが、今回の取得予定区間の面積は約2.5倍であることから、国の交付金事業などの利用も検討すべきと思うがどうか。

市は、各課で所有している地図情報の共有化を図り、効率的な業務を遂行するため、地理情報システム、GISを順次整備しているとのことである。既に一部を窓口のワンストップサービスなどにも活用しているが、あくまでGISの利用は庁内業務に限られており、市民が図面などを個人的理由で請求した場合は有料で交付している。このシステムの構築には、これまで多額の経費を要しており、行政が事務処理上便利だからという理由だけで使うのではなく、市民がいつでも利用できるようになってこそ構築した意義がある。市は、今後、GISを市民や民間企業にも公開し、利用させる考えはないのか。

本市が設置する検針水道メーターは、その大部分が地下式であるが、新築住宅など一部では、冬期間でも検針が可能な隔測式を採用している。しかし、隔測式メーターの設置費用は地下式の4倍を要するため、札幌市では財政的負担を理由に採用を見合わせていると聞く。本市においても、冬期間は推定の水量で料金を徴収し、雪解け後に精算するという従来の方法で支障がなければ、地下式を採用していくことが適当と思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号及び第30号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

(2 2 番 北野義紀議員登壇)(拍手)

○ 2 2 番 (北野義紀議員) 日本共産党を代表して、ただいまの予算特別委員長報告に反対、議案第 1 号及び議案第 30 号は否決の討論を行います。

議案第 1 号です。補正予算で国庫・道支出金超過交付金の返還金 1 億 2,100 万円を除けば、主なものは障害者自立支援法にかかわる福祉関連予算と新博物館整備事業費です。

まず、障害者自立支援法の 10 月からの全面実施に関してです。制度が変わったこととはいえ、障害者への一般財源の支出は、平成 17 年度と 18 年度を比較すると 2 億 861 万円の軽減となっています。

市長は、障害者の強い要望にこたえて、障害者の負担軽減のため市独自の減免を行いました。地域生活支援事業を市の補助事業として、同センターのデイサービス利用料を無料にすることや、こども発達支援センターのデイサービスの利用料の半額を助成することを今回の補正予算に計上しています。我が党は、この市長の軽減策を財政難の中にあっても障害者の願いにこたえたものとして評価するものです。同時に、この軽減策も障害者の根本的な願いにこたえているかといえ、市長も自覚しているようにまだまだ十分ではありません。今回の国のほんのわずかな軽減策をカウントしたとしても、小樽の障害者が自立支援法の実施に伴う原則 1 割負担で新たに負担しなければならない金額は 9,737 万円にも上ります。制度が変わったことに伴い、市の負担が 2 億 861 万円も減額になったのですから、仮に障害者の新たな負担を全額市が助成したとしても、平成 17 年度に比べ障害者への一般財源の持ち出しは 9,497 万円も減る計算になりますから、財政再建の障害になることにはなりません。

市長は、予算特別委員会で我が党の新谷とし議員のこの問題の指摘に対して、何か我が党が市の財政再建を考慮していないかのような事実と異なる答弁をされたことは、市長としては珍しく感情的になり、理性を失っていたとしか考えられません。今後こういうことのないように、この場をかりて注意しておきます。

障害者への新たな負担 1 億円近くを独自軽減に使うことが市の財政を考えていないというのであったら、駅前通りから手宮にかけての旧手宮線の用地を近々 2 億円で J R から購入することは、土地開発公社に買わせるとか、J R との以前からの約束だからといくら言いわけしても、本市の財政を考えていないことになります。

今議会でそれぞれの会派からも夕張市の財政問題が指摘され、本市の財政を憂慮されました。予算特別委員会で指摘したように、夕張市が財政破たんをしたのは、北炭が炭鉱を閉山したとき、すべてを投げ出し、5,000 戸の炭鉱住宅も投げ出してしまいました。路頭に迷う市民のために夕張市は 5,000 戸に及ぶ炭鉱住宅を二百数十億円の借金をして市営住宅として買い取らざるを得なかったことや、雇用確保や地域経済の振興のため、さまざまな観光事業を借金して起こさなければならなかった、これが今回の夕張市の財政破たんの前提になっているのです。夕張市の財政破たんの教訓から小樽市が酌み取るべきことは、無責任な大企業の横暴を許さず、社会的責任を果たさせることであり、市民の血税を優先的に大企業につぎ込むことは、あってはならないことです。この点で小樽市が財政難の中で 271 億円の借金を背負い、医師も現在より 30 人も新たに多く確保する新病院計画が、中心商店街を切り捨て、築港地区の J R の空き地に移転新築することが、果たして市の財政再建を考えているのかということがこれまで問われてきました。この根底にマイカルとか、J R とか北ガスなど大企業優先の税金の使い方があります。夕張市の教訓にも反する市長の税金の使い方です。

今定例会の市立病院調査特別委員会で、医師の定数を当初の計画の 79 人から 53 人と、26 人も大幅に減らすことを初めて明らかにしました。しかし、診療科目や建物の面積は減らさないとのことでした。これはまことにおかしなことです。全国・全道の自治体病院で医師の数が確保できず、休棟する病棟や病

床が出ています。当然、小樽市においても診療科目や建坪を見直すことは必要になってきます。市長がこれまで、現在地では病床数が312床しかとれず駐車場は140台で現実的ではない、こう説明してきましたけれども、医師の数が26名も減少、事業費の30億円もの縮小などで、現在地での建替えを新たに検討することが必要となっています。このことは築港のJRの土地を8.3億円も出して新たに購入しなくてもいいかもしれません。小樽市の財政の困難を考えれば、当然再検討が必要です。ところが、建設場所だけは築港地区に固執し、市財政のことを考えない態度です。市財政を破たんさせた教訓に学ばない大企業優先の税金の使い方は許されません。しかも、まちづくりの全国の流れにも反する時代遅れの方向であることは明かです。再考を求め、我が党として、今後とも現在地を含む建替えのため、全力を尽くすことを表明しておきます。

次に、議案第30号国民健康保険条例の一部改正についてです。

出産一時金の支給額を30万円から35万円に引き上げることは、少子化対策としても一歩前進です。しかし、特定療養費の廃止、保険給付としての保険外併用療養費の支給は、医療の分野にも格差を持ち込む混合診療のさらなる拡大、70歳以上の高齢者の長期療養に食費、居住費の上乗せを含んでいることが改正内容に含まれています。

我が党は、日本の国民皆保険制度の健全な発展を目指し、そのためにも医療への国庫負担率の引下げの問題点を指摘してきました。国民健康保険の総収入に占める国庫支出金、政府管掌保険の国庫補助率を巨大開発の公共事業をやめ、史上最高の利益を上げている大企業に応分の負担を求めることなどで補助率の引上げの財源とし、医療費で庶民への負担軽減を図ることこそ求められています。国が財政難だと言って国民に負担をかぶせるのが当たり前だとの風潮がマスコミなどを使って盛んに行われていますが、事実は逆です。

小泉内閣5年間で税金の格差が大きく広がりました。大企業や資産家の減税は2兆9,000億円にも及びました。一方、庶民への増税は5兆2,000億円です。財源確保の柱として税制改革で最優先すべきことは大企業への行きすぎた減税を見直すこと、バブル期よりも大きな利益を上げている大企業がヨーロッパと比べ法人税の課税ベースが狭いことに加え、社会保険料の負担が異常に低く、大企業に税と社会保険料を設け相応の負担を求めることは、国の財政再建のため、無駄な大規模公共事業の見直し、軍事費の抑制などとともに避けて通れません。国の財政再建と地方財政再建は、基本的に一体のものです。このことを申し添え、討論とします。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号及び第30号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 24番、松本光世議員。

(24番 松本光世議員登壇)(拍手)

- 24番(松本光世議員) 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会に付託されております議案第6号ないし第22号につきましては、去る9月13日に開催されました当委員会におきまして、採決の結果、いずれも継続審査と全会一致で決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

- 議長(中畑恒雄) これより、議案第6号ないし第22号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

- 議長(中畑恒雄) 23番、大竹秀文議員。

(23番 大竹秀文議員登壇)(拍手)

- 23番(大竹秀文議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

室内水泳プールは、水泳に生きがいを感じている市民や、水泳を通じて社会参加ができるように頑張っている障害のある子供などがよりどころにしている現状もあり、新しいプールが早急に建設される必要があると考える。市教委には次期総合計画において、何としても前期の初年度にプールの建設が位置づけられるよう、市長部局に対して積極的に働きかけていくことを要望するがどうか。

室内水泳プールの教室は、廃止後も民間施設などを利用して行われることになると思うが、教室参加者は従前の指導員の雇用が継続され、これまでどおり指導を受けられるよう希望していると思うが、市教委はどのように考えているのか。

市教委は室内水泳プール廃止後、現在、実施している常設の成人教室と水中体操については、当面、民間施設で対応するというが、民間施設での受入れは可能なのか。

本年度中に、高島小学校温水プールを5,000万円かけて改修するというが、財政状況が厳しい中であっても、市民の健康維持増進に関する政策であり、優先的に取り組むととらえてよいのか。

室内水泳プール廃止後の対応として、市教委は高島小学校温水プールの水深については、障害者にも配慮し、サイドフロー方式に改修することで、水位を1.3メートルから1.2メートルに変更できるというが、同プールは現在、シンクロや古式泳法の団体が利用しており、水深が10センチ下がることにより、使いづらくなるといった不満の声が出ることはないのか。

また、一般開放の時間については、小学校の授業に影響が出ないよう配慮された計画となっているのか。

自主防災組織とは、非常時に備え、町会等が中心となって地域住民が自主的に連携して防災活動を行うものであるが、本市においてはわずか二つにとどまっている状況である。組織は任意団体であるが、大規模災害時において初期の救助活動などが期待でき、市は町会等から十分な理解と協力を得られるように努め、組織の結成を奨励していくことが必要と思うがどうか。

ネーミングライツは公共施設等の名称にスポンサーとなる企業等を募集し、その広告料収入が確保できる有効な手段であり、厳しい財政運営の中で、新たな財源確保の手だてになると思うが、導入について市はどのように考えているのか。

また、市は財政再建推進プラン実施計画において、広告料収入を項目として位置づけし、歳入の確保

を図っていくとのことである。現状では各部がそれぞれ検討しているが、財政部が一括して具体案を検討し、各部に指示を出すような形にしてはどうか。

市庁舎敷地への職員のマイカー駐車については、現在、敷地内に余裕があれば認めているとのことであるが、駐車台数は学校を中心に約1,100台にもなる。市は今後、こうした職員の駐車について有料化を検討するつもりなのか。

また、学校施設については、学校現場の声として、通勤だけではなく公務で利用する場合もあり、徴収の仕方や料金も一律ではなく、そうした考慮の上、設定してほしいとの要望もあると聞くが、市の考えはどうか。

5月上旬、本市において学習到達度調査が実施されたが、学校現場では教職員と管理職の摩擦はなかったのか。また、教育委員会の職員が試験に立ち会ったと聞くが、本来は教職員が立ち会うべきであり、こうしたことは問題ではないのか。

結果については、いまだ発表されていないが、どのような状況であるのか。この調査は、あおばとプランがつくられてから実質的には初めての取組と言えるものであり、これを起点として、現状に踏みとどまることなく、よりよい教育の実現のために着実に推進してもらいたいと思う。

存続が危ぶまれていた市立小樽図書館北小樽分館の後任の運営者が決まり、10月以降も引き続き運営されることとなった。同施設は、老朽化により冬季間の寒さが大変厳しいが、市教委は防寒対策について検討しているのか。

先般開催された図書館協議会でも子供の活字離れが心配されていたが、本と身近に親しむことのできる環境を残してあげることは、子供の活字離れを防ぐ一つの方法であると思う。市教委には今後、こうした施設が新光、銭函など他の地域にも拡大していくことを要望すると思う。

あゆみの絶対評価は、現在、学校間に評価基準の相違があると思われる。市教委は、保護者や子供の納得を得られるような評価をすべきという見解であるが、現在あいまいにされている評価基準を徹底して見直す必要があるのではないのか。

また、朝の読書に取り組んでいる小学校は昨年より増えてきており、思いやりの心が育ち、自分の知らない人生を学ぶことができる等、読書の大切さはますます認められてきていると思う。市教委は新学習指導要領において、読書が国語の領域構成の中の「読むこと」で扱われているというが、子供の日本語力を強化する意味からも、あゆみの国語の評価欄に読書に関する項目を設けるべきと思うと思う。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第31号並びに陳情第77号、第79号、第84号、第85号、第87号ないし第89号、第91号、第96号、第97号、第103号ないし第107号、第111号、第113号、第115号、第119号ないし第121号、第123号、第126号ないし第128号、第130号、第133号、第138号、第140号、第141号、第143号ないし第152号、第156号ないし第166号、第168号ないし第174号、第176号ないし第190号、第192号ないし第197号、第199号ないし第205号、第207号ないし第222号、第225号、第227号、第229号、第230号、第232号、第233号、第235号ないし第259号、第275号、第278号ないし第313号、第315号、第317号ないし第337号、第339号ないし第347号、第365号ないし第372号及び第374号につきましては、採決の結果、賛成少数により、議案は否決と、陳情はいずれも不採択と決定いたしました。

次に、陳情第41号、第62号、第69号、第70号及び第355号について、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情は採択と、所管事項の調査は継

続審査と、いずれも全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 13番、横田久俊議員。

（13番 横田久俊議員登壇）（拍手）

○13番（横田久俊議員） 自由民主党を代表して、市営室内水泳プール関連の陳情のうち、陳情番号はたくさんありますので省略いたしますが、現在地にプールを存続してほしいとの趣旨の陳情については不採択を主張、陳情第364号は現在地に固執せずに新市営プールの設置を求めるものですが、これについては後に触れる教育委員会の基本方針にも合致することから、願意妥当として採択を主張する討論を行います。

総務常任委員会での理事者からの報告にもありましたように、市営室内水泳プールの存続につきましては、地権者を中心とする準備会、後の再開発組合となりますが、この意向、方針等により、現実問題として現在地での存続は断念せざるを得ない状況となりました。この辺の議論は、所管の建設常任委員会やその他の予算特別委員会、本会議等々で十分なやりとりがありましたので、あえてその議論経過には触れませんが、教育委員会がプールの所管ということで総務常任委員会に陳情が付託されたものと認識をしております。その市教委は、建設部からの存続断念の報告を受けて、直ちに対応策を協議し、今後の基本方針を示しました。一つは、新たな施設について次期総合計画に位置づけて早期の実現を図っていくというもの、二つは、当面の間、高島小学校温水プールを改修し、開放時間の拡大を行うほか、民間施設と連携し、利用者の利便を図るというものであります。我が党としては、こうした市教委の判断や対応を評価するとともに、これらの方針が確実に実施され、早期に利用者のニーズに供するものとなるようお願いするものであります。

多くの地権者は、かの地で商い、商業活動をなりわいとして生計を営んでおります。この再々開発の成否いかんは、まさに彼らの死活問題と直結するわけであります。そうした地権者が専門家の意見を聞きながら、慎重に判断したという重大な結果を無視していいということにはなりません。そうした困難な場所にプール存続を求めるということではなく、代替施設の充実や、また、新施設の早期実現を図る議論にシフトしていくことこそがプール問題の解決に近づくものではないでしょうか。

冒頭述べました陳情の処理、整理を主張いたしまして、自由民主党を代表しての討論といたします。

（拍手）

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

○8番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告には反対、議案第31号は可決、継続審査中の案件については、ただいま委員長報告に不採択とありました案件については採択、継続審査と報告にありました案件についても採択を主張して討論をします。

議案第31号は、小樽市非核港湾条例案です。

5月21日大阪地裁、8月広島地裁、原爆症の認定を求める裁判で、相次ぎ原告勝訴の判決が下されました。被爆者手帳を持つ人は26万人、うち原爆症と認定されている人は0.8パーセントにすぎません。原爆放射線による障害で苦しみながらの認定訴訟は、放射能被害がどれほどの長い年月、人類に苦しみをもたらすものかについて、私たちに貴重な教訓を示唆してくれています。

核兵器の廃絶、使用禁止に対する小樽市の立場は、既に24年前の1982年6月28日、小樽市議会が行った核兵器廃絶平和都市宣言で明らかです。核兵器廃絶平和都市宣言が高らかにうたい上げている核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するためには、本条例案の目的である日本国憲法の平和主義と国の非核三原則並びに地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾条例を推進すること、この実現こそが待たれるものです。全会派議員の皆さんが可決に賛同いただくよう呼びかけるものです。

市営室内水泳プールの存続を求める陳情書についてです。

陳情者の願意は、ひとえに市営室内水泳プールの存続です。青少年、障害者、中高齢者など市民各層にわたる心身の育成、障害の克服・自立、高齢での健康維持に努める市民の努力に報い、市営室内水泳プールが小樽市民の健康、福祉の向上に大きく寄与していることは、これまでの論議で明らかです。

市営室内水泳プール存続を望む利用者、商店街、市民の熱意に、市長、教育委員会は、プールの必要性については認めながらも、年間5万人の市民が利用する現存のプールが廃止、解体の事態に直面しながら、その原因をつくった者の責任で市民に迷惑をかけないように速やかな行政の継続に努力をする、そういった姿勢が見えてきません。次期総合計画にプールの建設が位置づけられる方向性が見えたとはいえ、財政再建の行く末、地方交付税の動向などから、次期総合計画の事業と財政措置については明確ではなく、陳情者の願意が反映されたものとは到底言えません。市営室内水泳プールの設置者、施設管理者の責任として、速やかに市民サービスの継続を図るべきです。

陳情者の願意を酌み、採択を主張します。その他の案件についても願意妥当、採択を主張し、討論とします。（拍手）

（「議長、30番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 30番、秋山京子議員。

（30番 秋山京子議員登壇）（拍手）

○30番（秋山京子議員） 陳情「小樽市室内水泳プールの存続方」について、公明党を代表し、陳情第364号は採択、その他の陳情210本について不採択の討論を行います。

小樽駅前第3ビルにあった旧小樽国際ホテルが平成14年5月に閉鎖となって丸4年となりましたが、ここに新たな事業者による閉鎖部分の売却が決まり、第3ビル内で店舗を営む地権者や小樽市は、新事業者の協力の下に第3ビル再開発事業として展開することの動きに対し、市営室内水泳プール利用者としてプールを残してほしいとの心情は理解いたします。しかし、再開発事業については、都市計画審議会で協議が重ねられ、8月30日の審議会での同意を得て次の段階に動き出しております。

室内水泳プールを持つ小樽市は、現在、赤字再建団体への転落を阻止すべく、財政再建に向け一丸となって推進中であり、再開発されるビルに市営室内水泳プールの設置は、財政的にも大変に厳しい現実があります。プール所管の教育委員会は、新小樽市総合計画に室内プール建設を盛ることを約束しております。また、プールの代替案として、高島小学校温水プールの改修工事をはじめ、民間施設対応についても検討し、プール利用者の皆様におこたえすべく努力をしております。こうした現状を踏まえ、公明党として、市営室内プールとして何らかの形で存続を要望しております陳情第364号を採択することが妥当であることを表明し、討論といたします。（拍手）

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 18番、佐々木勝利議員。

（18番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

○18番（佐々木勝利議員） 民主党・市民連合を代表して、委員長報告のうち議案第31号は可決、陳情第355号は採択とする討論を行います。

議案第31号は、小樽市非核港湾条例案です。

言うまでもなく、小樽港は民間港です。そこへ米空母、米艦船がこうたびたび入港する。なぜか。有事の際に使用するため。既成事実を積み重ね、恒常化することが軍港化に道を開くことになりはしないか。重大な問題と受け止めております。

改めて振り返ってみますと、小樽市議会が24年前の1982年6月28日、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。宣言は、「今、核兵器の廃絶、使用禁止は、最も緊急な課題であり、日本国民は世界唯一の被爆国民として、これを積極的に実現する崇高な責務を負っている。小樽市は、我が国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市宣言をする」とうたっています。今も高く評価されているところです。

今日、市民はだれ一人小樽港が戦争のために使用されることは望んでいません。私たち民主党・市民連合は、小樽市の平和をつくる営みが世界の平和に通ずる確かな道であることの共通認識に立って、平和行政推進に関する小樽市民条例の制定が今求められており、真剣に考える時期に来ているのではないのでしょうか。議案第31号は、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるために必要と考えます。

次に、陳情第355号は、蘭島、塩谷、銭函郵便局における集配業務の継続を求めるものです。

日本郵政公社は、2007年10月の民営化までに蘭島、塩谷、銭函の各集配業務を廃止する計画を立てています。この点について地域の人々は、次のように訴えています。これらの局は小樽市郊外に位置して、蘭島地区では現在でも1日1回しか配達されていない場所があります。これらの局で集配業務をやめると、市中心部から遠いことと、1人当たりの集配区域が広がり、とりわけ今年の冬のような大雪では郵便配達の遅れ、回数減など新たにサービスの後退が起きて、利便性がなお下がることは避けられません。また、集配に携わっている職員は、地域にとってかけがえのない存在になっているとも訴えています。

政府は、民営化になってもサービスは後退させないと約束したように、全国あまねく公平で郵便局サービスが受けられるようにすべきではないでしょうか。

陳情者の願意を重く受け止め、採択を主張して討論を終わります。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 1番、上野正之議員。

（1番 上野正之議員登壇）（拍手）

○1番（上野正之議員） 議案第31号小樽市非核港湾条例案につきまして討論をいたします。

小樽市は、昭和57年に核兵器廃絶平和都市宣言をいたしました。宣言文の中に「日本は世界唯一の被爆国であり、小樽市は我が国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する」と記されております。

しかし、24年を経過した現在、世界じゅうにおいて、弾道ミサイルをはじめ核兵器など、ますます増え続けております。日本はもちろん世界じゅう、みんなが戦争のない平和な世界を願っております。

我が会派といたしまして、この条例を精査し、よりよい考えを示していきたいと思っております。よって、検討の結果、議案第31号小樽市非核港湾条例案に対し、再度棄権とさせていただきます。

なお、棄権の態度表明は、自席にて行わせていただきます。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第77号、第79号、第84号、第85号、第87号ないし第89号、第91号、第96号、第97号、第103号ないし第107号、第111号、第113号、第115号、第119号ないし第121号、第123号、第126号ないし第128号、第130号、第133号、第138号、第140号、第141号、第143号ないし第152号、第156号ないし第166号、

第168号ないし第174号、第176号ないし第190号、第192号ないし第197号、第199号ないし第205号、第207号ないし第222号、第225号、第227号、第229号、第230号、第232号、第233号、第235号ないし第259号、第275号、第278号ないし第313号、第315号、第317号ないし第337号、第339号ないし第347号、第365号ないし第372号及び第374号について、一括採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、不採択と決しました。

次に、議案第31号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、陳情第355号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第41号、第62号、第69号及び第70号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 11番、大畠護議員。

(11番 大畠 護議員登壇)(拍手)

○11番(大畠 護議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

国の通年雇用安定給付金制度が今年度をもって廃止されるが、市内には約2,000人の季節労働者がおり、影響が大きいものと思われる。

また、国は、雇用保険の短期特例一時金について、現在見直しを進めており、支給額を4割減とする考えが示されていると聞く。仮にそうなれば、1人当たり約25万円の支給額のうち約10万円の減となり、市内での総支給額のうち約2億円の削減となることから、景気回復が遅れる本市にとって、経済的に打

撃であるだけでなく、季節労働者の冬季の命綱を失うものとも言えるのではないか。

一方、国は、来年度に向けて、市町村が行う季節労働者対策への支援を検討していると聞くと、本市議会も全会一致で、国に季節労働者対策強化を求める意思を示してきており、市は施策の充実・強化について、全国市長会を通じて国に強く要望してもらいたいと思う。

中心商店街元気づくり事業の一環として、都通り商店街で秋の収穫祭が3日間開催された。特にこの中で行われた無農薬野菜市は大変好評で、商店街全体が活気にあふれていたが、今後も、商店街のにぎわい創出のため、生産者の協力を仰ぎ、空き店舗を活用するなどして、収穫時期に野菜市を常設してほしいと思う。

国道5号沿いの入船から花園にかけての商店街では、閉店のシャッターが目立ち、暗いイメージを与えているが、シャッターをキャンバスにする「シャッターアート」として、例えば高校の美術部など、市民に絵をかわせてもらってはどうか。

市民や観光客が絵を楽しみながら商店街を歩くことができるよう、市は商店街の取組に対し、積極的に支援してもらいたいと思う。

地域ブランド登録について、4月に改正商標法が施行され、地域名を商品名につけた地名入り商標が登録可能となったが、これは個々の企業ではなく、協同組合などの組織で申請しなければならない、また、商品が幅広く認知されているなどのクリアすべき要件があるとのことである。本市における登録に向けた取組状況はどうか。

小樽物産を紹介する展示コーナーについては、市庁舎と運河プラザに設置されているが、小樽ブランドのイメージ定着を図るよう、利用者が多い他の施設でも設置を検討してはどうか。

小樽港の中古車輸出台数は年間1万数千台で、中でもパキスタン人の販売業者が業績を伸ばしており、売上げが年間30億円という会社もあると聞く。市は、これら業者の売上額、仕入れや販売ルートなどの実態を把握しているのか。

中古車の輸出が好調になれば、港湾荷役や雇用の増などの好影響が期待される。最近では高級車も扱われており、上屋に保管することも考えられることから、例えば、石狩湾新港小樽市域を活用し、中古車専用の上屋や荷さばき場を設けることを業者に提案することで、市は税収を得ることも可能になると思われる。市は業者の成熟度が低く、信頼関係を醸成する時間が必要というが、業者を育成していくことも大切であり、新潟などの事例や業界の動向を把握し、成長の可能性があれば、対応を考えるべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第377号は採択と、所管事項の調査につきましては継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、閉会中の8月22日に開催されました当委員会におきまして、経営支援特別資金の損失補償にかかわる専決処分について、小樽市観光物産プラザ指定管理者の指定停止について、平成18年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算案について、石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例の一部を改正する条例案について、平成19年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求案の変更について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時33分

再開 午後 5時00分

○議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第27号は、健康保険法等の一部改正に伴い、小樽市老人医療助成条例及び小樽市福祉医療助成条例の一部を改正するものであるが、市民負担を強いる内容であり、国の法改正があるたびに市も追随するようでは市民生活を守れないと思うがどうか。

制度改正によって、常に生活水準の低い者に一層の負担を強いる結果を招いている気がするが、このことは社会保障制度の根幹を揺るがすことにはならないか。

医療費の自己負担が増えることにより、高齢者は病院に行きづらくなり、治る病気も治らなくなる事態を招くのは、あってはならないことである。今後、さらに医療費が引き上げられる心配もあるが、この辺、市はどのように考えているのか。

陳情第375号について、現在、最低保障年金制度は、世界各国で採用されており、日本でも話題になってきていると思うが、市はどのようにとらえているのか。

年金や福祉をはじめとする国が行うさまざまな制度の改悪により、高齢者の生活は深刻な事態に陥っており、自治体として市民生活にしっかりと目を向けて、憲法の理念でもある最低限度の生活を守っていくという見地に立てるかどうかが、今、問われていると思うがどうか。

老後の生活をしっかり保障していくことが、今、全国の自治体にゆだねられている課題であり、市民にとっても重要な問題と考えるが、市の見解はどうか。

本市の「平成18年版『青少年行政の概要』」によると、学校をサボるなどの「怠学」により街頭補導された人数は、平成16年度の90名に対し、平成17年度は209名と倍増している。統計上あり得ない数値であり、「怠学」の定義を変えるなど、統計のとり方を変更したのか。

市の家庭児童相談室には、養育について、子育てに悩む母親や祖母などからの相談が寄せられているとのことだが、相談を受け付けた後、どのように対応しているのか。

昨年、寄せられた相談のうち9件については、ネグレクトの疑いで関係者会議を開催したとあるが、育児放棄の実態はどのようなものなのか。また、現在、親の体罰を受けて子供が死亡した事件などが新聞で報道され、全国的に問題視されているが、本市の最近の状況はどのようになっているのか。

障害者タクシー利用助成事業は、身体に重度の障害がある方がタクシーを利用する場合、費用の一部を助成するものだが、ここ数年、助成券の交付者数及び助成金額が減少してきており、市はこの原因をどのように考えているのか。

利用に当たっては、料金の支払いの際に、身体障害者手帳を提示し、本人であることを明らかにした上で、氏名を記入した本券を使用する旨、規則で定められているが、本人以外の者が使用するなど不適切に利用されているケースがあると聞く。この制度の目的を逸脱することのないよう、助成券交付の際

に、具体的な内容について書かれた文書を渡すなり口頭で説明するなりして、利用者がきちんとした認識を持つよう周知徹底してほしいがどうか。

旧天神焼却場は、平成13年3月に用途廃止されて以来、既に5年が経過し、今後も使用することはないとのことであるが、ダイオキシンなどの有害物質の飛散が心配されるような施設を長年放置しておくことは、近隣の住民に対し不安を与えることにもなるので、できるだけ早く解体すべきと思うがどうか。

また、解体により発生する廃棄物の処理については、どのように考えているのか。

来年度における市立小樽第二病院の診療体制は、精神病棟1病棟を休棟し、使用可能な病床数も100床から50床に減少する予定とのことである。それに伴い、現在入院中の患者は他の病院に移らざるを得なくなるが、市は何人の退院を予定し、退院後の行き先などは把握しているのか。また、内科の病床を廃止し、小樽病院に集約するとの報告があったが、外来の取扱いはどうなるのか。

診療体制の変更により、同じ脳神経外科専用病棟でありながら、3の2詰所は夜勤の場合の看護師人数が2の2詰所と比べると1名少なくなると聞く。患者の病状に差があるためとのことだが、夜間、突然急患が来院するケースも十分あり得るので、そうした場合にも柔軟に対応できるような体制づくりをしてほしいがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第6号及び陳情第357号につきましては、継続審査と採択に意見が分かれ、採決の結果、全会一致により、いずれも採択と決定いたしました。

次に、議案第27号並びに陳情第7号、第12号、第33号、第37号、第48号、第63号、第68号、第71号、第72号、第76号、第78号、第81号、第86号及び第375号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、議案第28号につきましては、全会一致により、可決と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 7番、若見智代議員。

（7番 若見智代議員登壇）（拍手）

○7番（若見智代議員） 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対、議案第27号小樽市老人医療助成条例及び小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案は否決、新たに付託されました陳情第375号最低保障年金制度の創設を求める意見書の提出方については採択を、継続審査中の請願・陳情は願意妥当であり、いずれも採択を主張する討論を行います。

議案第27号は、介護保険施設に入所されておられる方との均衡を図るために、今回、国民健康保険と老人保健の一部が平成18年10月から変わることを受けての条例改正となります。一部負担相当額、基本利用料の算定割合が100分の1から100分の30に変更されることは、改正の対象となる市民の暮らし、健康は守れず、福祉の増進にはつながりません。お年寄りの健康を守り、早期発見に導くこととは逆行し、受診抑制も懸念され、病気の回復を遅らせることが生ずれば、大変深刻な問題になりかねません。

陳情第375号は、最低保障年金制度創設に関します。

陳情にも示されておりますように、国連の社会権規約委員会では、2001年に日本政府に対して国民年金制度の中に最低年金を導入することを勧告しております。サミットに結集するヨーロッパの国々では当たり前で、フランスでは7万9,000円、ドイツでは11万円、イタリアでは5万円の最低年金が保障されております。

2005年2月現在、1,490の自治体で意見書が上げられているとの報告もあります。陳情の中にありますが、1、消費税によらない全額国庫負担の最低年金制度を実現する、2、基礎年金の国庫負担を直ちに2分の1にすること、3、基礎年金の国庫負担に見合う給付を無年金者、低年金者に給付することの趣旨は、願意妥当であります。全国が一つになり取り組む課題と考えます。

最後になりますが、継続審査中の請願・陳情は、これまでも申し述べてまいりましたが、いずれも願意妥当であり、採択を主張いたします。

なお、請願第6号障害者福祉サービス利用者の負担増反対方についてと陳情第357号障害者自立支援法の施行に伴う要望方については、障害者自立支援法にかかわります。これまでの市民との対話の中、議員一人一人の賛否を問いたいという言葉もいただいてまいりましたが、採決の結果は、全会一致となりました。本会議におきましても、請願第6号と陳情第357号は、委員長報告どおりに採択されるように、議員各位の賛同を心からお願いをし、討論といたします。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、請願第6号及び陳情第357号について、一括採決いたします。

委員長報告は採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、陳情第33号、第48号、第71号及び第81号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第27号並びに陳情第7号、第12号、第37号、第63号、第68号、第72号、第76号、第78号、第86号及び第375号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、32番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 32番、佐藤利幸議員。

（32番 佐藤利幸議員登壇）（拍手）

○32番（佐藤利幸議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

駅前第3ビル再開発では、現段階でホテル、マンション、商業施設の入居が予定されているとのことだが、より集客を高めるために、外壁に大型ビジョンを設置するなど、駅前という立地条件を有効に生かした魅力づくりも必要と思われる。行政側が踏み込める範囲には限界があると思うが、市としても再開発準備会に企画提案してはどうか。

また、バスやタクシーなどがふくそうする駅前広場の安全確保、浅草横断歩道橋の撤去や交差点のスクランブル化など、駅周辺の交通動線の改善についても、第3ビル再開発を機会に取り組み、歩行者に優しいまちづくりを目指してもらいたいがどうか。

室内水泳プールが健常者だけではなく障害者、病後のリハビリテーションなど多くの方に利用されていることは、市も認識しているところであるが、今後、団塊の世代の利用者が増えることも考えられ、市民の健康保持には一層欠かせない施設となってくる。新たなプール建設に関しては、次期総合計画で盛り込みたいとのことだが、総合計画というのは長期にわたるものであり、実際にできるのがいつになるのかわからない。中心市街地活性化法の改正で、公共公益施設を中心部につくることが求められていることもあり、駅前第3ビル再開発でのプール導入を断念するというのなら、速やかに中心市街地に建設すべきと考えるがどうか。

中心市街地活性化法など、まちづくり三法の改正で、コンパクトシティの概念が取り入れられた。国や道が示すコンパクトなまちづくりとは、都市全体の中で、中心部や周辺の各区域のあり方を検討し、それぞれの地域にふさわしい都市機能の適正立地を目指すものであり、公共公益施設などすべてを中心市街地に配置するというものではない。特に、小樽のように東西に長い地形のまちは、中心市街地だけに施設を集めてしまえば、住民が平等に行政サービスを受けることができなくなるおそれがあるため、その点に留意してまちづくりに取り組まなければならないと思うがどうか。

民間で所有する建築物の中で、アスベスト含有の可能性のあるものについては、所有者が独自で除去や囲い込みなどの工事を行っているが、窓を開放した状態で工事が進められ、何らかの飛散物質があったという事例があり、市民から不安の声も上がっている。市は、このようなおそれのある建物の件数や、工事の実態をどの程度把握しているのか。

アスベストの工事については、労働基準監督署に報告することになっているが、改正された法令への理解が不十分なため、届出がされず、危険な工事が行われている可能性もある。市は、労働基準監督署と連携し、確実な指導をするよう努めてほしいがどうか。

小樽市指定の給水装置工事事業者が行う給水管工事については、業者によって工事料金が異なるため、市民からは割高ではないかとの苦情が寄せられているが、実態はどうか。

また、苦情処理に関して、水道局は水道事業をサービス業と位置づけ、市民からの要望や苦情に対しでは局内で対応し、業者には文書による通知のみを行っているとのことだが、これだけでは一方通行である。直接苦情の主旨が伝わるように、業者との懇談会を開くなどの対策を講じていくべきではないのか。

現在、本委員会に付託されている陳情は、道路に関するものが多いが、今任期に初めて提出されたものだけではなく、中には何期にもわたって提出されているものも含まれている。すべてを一度に整備することにはならないと思うが、できるところから少しずつでも改善することはできないか。

今のような状態が続けば、いつまでも危険を伴う未整備道路が残ることになってしまう。陳情は、市民の切実な願いの表れであり、これらに対応する行政の積極性も必要だと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第52号、第64号、第75号及び第80号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第61号につきましては、全会一致により、継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情は第61号を除きすべて願意妥当、採択を求める討論を行います。

現在、建設常任委員会に付託されている陳情で、会派の態度が分かれている12件のうち7件は議会が改選された平成15年の第2回定例会に、1件は第3回定例会に付託されたものです。

市民は、今期、新しく構成した議会に対して期待を込めて陳情を提出したと思います。陳情の内訳は、道路整備5件、除排雪2件、ロードヒーティング5件となっていますが、山坂の多い小樽市の地形の中で、とりわけ冬の季節を安全に過ごしたいという願いは極めて妥当です。

今年8月現在、小樽市の65歳以上の人口は3万9,400人、人口の27.8パーセントを占めています。小樽市の上位計画である「市民と歩む 21世紀プラン」の基本構想「うるおい 生活・快適プラン」の（3）道路・河川の項では「安全で快適な質の高い道路づくりを目指します。このため、幹線市道や生活関連道路の整備にあたっては、人にやさしい道路環境や景観に配慮するとともに、安全性や利便性の確保につとめます」と述べています。（6）除排雪の項では「雪を克服し、安全で快適な市民生活の確保をめざします。このため、市民と行政が一体となって、効率的な除排雪につとめるとともに、消・融雪施設の充実などをはかります」と述べています。市が、この総合計画に基づいて市政執行をしている以上、最大の努力をすべきです。市民は、砂まきボランティア、自費による除排雪など行政に協力していますから、行政としても市民の願いにこたえるべきです。

しかし、予算がないとして解決する方向を示さないまま経過しています。予算は、建設常任委員会で、私も問題にしました石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業の市負担分の見直し、石狩湾新港管理組合負担金の見直しや、OBCの固定資産税滞納の解消などで生み出すことができます。議会としては、こうした税金の使い方をチェックし、市民の負託を受けた立場として、陳情を採択して、行政が市民要望を実現するための後押しをすることが大事だと思います。

今、委員長報告にあったように、建設常任委員会でも、自民党が陳情に対してはできるところから少しずつ改善できないのか、行政の積極性も必要だと述べています。市の総合計画基本構想は、議会で多数決で決定されたと伺っています。その経過からしても、市民の安全な暮らしを守るよう、他会派の皆さんも陳情を採択するようお願いして、討論を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第52号、第64号、第75号及び第80号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、市立病院調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 12番、前田清貴議員。

（12番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○12番（前田清貴議員） 市立病院調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市長は、今定例会の提案説明後に共産党を除く全会派に「新病院建設に向けての課題整理」という資料を配布し、新病院についての説明と協力要請を行ったと聞くが、この資料は、市民フォーラムなどでの意見や課題について項目ごとに整理し、「今後の取組」というシナリオまでもが示されており、時期的にも審議に影響を及ぼすものである。これは、与党だけいけばよいと言わんばかりの態度である上、野党外しの議会工作とも受け取れ、厳に慎むべき行為ではないのか。

仮に単に説明不足を補う目的であったというのであれば、与野党の区別なく、公平に説明をしてしかるべきと思うがどうか。

この資料の中で築港以外の建設地の可能性については、中心市街地には適地はないとしているが、日専連小樽からの嘆願書や地元町会が提出予定の陳情書によれば、国道5号側の隣接地、約2,500平方メートルの所有者は、市立病院建設のためであれば協力する意向であり、現在地と合わせた建替えを提案している。市は、なおも現在地での建替えについては、検討にも値しないという姿勢をとるのか。

また、量徳小学校用地を含む現在地を第1候補地としていたことからすれば、耐震化優先度調査で最高ランクであった量徳小学校の建替えに合わせて、病院と学校の用地交換をにらみながら新築する方法も真剣に検討すべきではないか。

医師会との協議については、「市立病院新築検討懇話会には医師会からも委員が出ており、整備方針も医師会に示して意見をもらってから基本構想の策定作業に入っている」とのことであるが、医師会は、「市は提案を聞き置くが、取り入れないとの態度である」と受け止めており、市はこの落差についてどうとらえているのか。

「『新樽病』を考える市民フォーラム実行委員会」が行った全議員に対するアンケート調査結果によれば、新病院の建設地を築港地区としたことについての市からの市民への説明については、「十分な説明を尽くしてきた」としたのがたった2名であった。また、病院の規模については「診療科目を絞りコンパクトな病院がよい」が26名、建設適地については「築港地区」が7名、「現在地周辺」が8名、「その他」が3名などの結果であったと聞くが、市はどのように感じているのか。

特に議員の8割が市の説明が不十分であると回答しており、十分に説明してきたという市との間に認識の違いがあるものと思うが、市長は議会との関係をどのように考えているのか。

市は、議員が新市立病院について市民に説明したときに、市側が議員に対して行っている報告内容と異なることがあるというが、今日初めて委員会で医師数や建設費の圧縮に関する具体的な数値が示されるなど、市側の説明も十分になされているとは思えない。新市立病院の問題は、市民の重大な関心事でもあり、今後、議会が紛糾しないようにするためにも、進ちょく状況については、委員や各会派に対し、

逐一資料を示しながら説明をすべきであると思うがどうか。

新市立病院基本構想については、これまで2度の見直しを経ているが、今後どのような場合に変更する考えなのか。

例えば、産科と小児科については、医師不足や集約化といった流れがあり、関係機関との協議が必要とのことである。その他についても、市内の民間病院との連携を図って診療科目を絞ることで、病床数の削減は可能ではないのか。

医師の確保について「精査・検討」において、1次救急は現状の夜間急病センターが担うことに改めたことから、基本構想で示した医師数79名は相当減るのではないのか。

新病院の建設事業費については、発注方法の見直しなどで197億円としていた事業費を169億円程度に圧縮可能と考えているとのことである。市は、現在精査中というが、基本設計に向けて、さらなるスリム化について検討してもらいたいがどうか。

現在地での建替えの可能性については、さまざまなシミュレーションを行ったものの、困難であるとの結論に至ったとのことであり、築港地区への移転はやむを得ないものと思うが、市も移転による商店街などへの影響はないと言い切れずとしており、中心市街地の活性化に向けて、どのように取り組もうと考えているのか。

地方公営企業法の全部適用については、管理者は民間からの登用も可能となり、経営責任の明確化が図られるほか、職員の任免や給与制度の制定といった多くの権限が付与され、病院経営の改善には有効な手法であると聞く。市民は、新病院の建設は希望しているが、経営が成り立つかどうかを懸念しており、経営体制が明確にならなければ、市民の不安は払しょくされないのではないのか。

市は次の定例会には関係予算を提案する予定であり、もはや全部適用を導入した他の自治体病院の事例を注視していくといった時期ではなく、早期に態度を示すべきと思うがどうか。

第二病院の精神科については、17年度に患者数が入院、外来とも3,000人余り激減したが、長期の治療が必要であるにもかかわらず、患者の行方を把握していないとのことである。そのうちの1人は、通院をやめ、何か月も部屋でかぎをかけたまま声をかけても一切応じない閉じこもりとなっており、付添いをしてくれる身内も地元にはおらず、土日の診察を第二病院にお願いしたところ、断られたと聞く。これは一例に過ぎず、患者の中には、在宅治療にシフトした結果、同様の状態に陥っている方がいるのではないかと心配されるがどうか。

現在、小樽病院はサービス改善に取り組んでいるが、患者や家族の気持ちを理解し、安心して治療してもらえる病院となるよう、他都市の事例を参考に院長の下、強い決意を持って臨んでもらいたいがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第260号ないし第274号及び第358号につきましては、採決の結果、賛成少数により、いずれも不採択と決定いたしました。

次に、陳情第376号につきましては、採決の結果、賛成多数により、採択と決定いたしました。

次に、陳情第378号につきましては、採決の結果、採択と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 4番、小前真智子議員。

（4番 小前真智子議員登壇）（拍手）

○4番（小前真智子議員） 自由民主党を代表して、ただいまの委員長報告に賛成の討論を行います。

病院調査特別委員会に付託されました陳情第376号、第378号については採択、陳情第260号ないし第274号及び陳情第358号については不採択を主張して、討論を行います。

まず、陳情第376号、第378号の陳情趣旨は、新小樽病院の早期着工実現方であります。現病院は、老朽化が著しく、あわせて耐震構造となっていないことと同時に、現病院のままでいることで将来にわたり大学からの医師派遣にも大きく影響を及ぼすこと、加えて現医師の燃え尽き症候群や医療従事者の勤労意欲の低下を招くことにもなります。ついては、一般企業で言うところの労働生産性の低下にもつながり、このことに伴い収益の大幅な減少を招き、病院経営が立ち行かなくなる事態も想定されます。加えて14万市民が一日も早い新病院の建設着工、開院を望んでいる現下、採択といたしました。

一方、陳情第260号ないし陳情第274号及び陳情第358号につきましては、陳情趣旨が新病院の建設地を現在地又は中心市街地にとありますので、理想ではありますが、両地区とも新病院を賄うだけの敷地面積を今後とも確保することは、極めて困難な状況であることから、非現実的であります。特に現病院の診療を続けている中での新病院建設は、仮に規模を縮小して建設するとしても、建設期間中に病院診療を休止するか縮小するなどの対応が必要となることや、このことに伴う収益の大幅な減少や診療行為への影響が大きいこと、また、一部病院機能を残したままの建設は、病院利用者の安全、病院機能の確保などが必要なことから、現在地のような狭い敷地での建替えは、かかる費用の面から見ても非現実的であります。我が党といたしましても、商業者の皆様、また地域の皆様のお気持ちを十分にお察ししました上での断腸の決断であったことを御理解いただきたく存じます。

そこで、移転後の現小樽病院跡地につきましては、これまでのように単に行政資産として売却するのではなく、次期新総合計画に生かして織り込み、市民要望の極めて高い市民プールなどの公共施設建設地として行政施策に活用されますよう強く切望いたします。前段述べましたように、新病院の一日も早い早期着工、開院を願う市民要望とはかい離することから、不採択といたしました。

なお、当委員会は、建設費、医師数、病床数、診療科目など、まだまだ議論の余地を多く残してはありますが、新小樽病院建設には全会派が一致して賛成していますので、全議員の賛同をお願いいたします。自民党を代表しての討論といたします。（拍手）

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、付託案件である新市立病院問題で提出されたすべての陳情願意と陳情署名に込められた1万7,000名弱の市民の願い、さらには市長から十分な説明は受けていない、このように声なき声で告発する町場の思いに沿って討論に参加いたします。

ただいまの委員長報告には反対であります。陳情第376号は反対、不採択、継続審査中の陳情第260号ないし第274号及び陳情第358号については100パーセント願意妥当、採択を求めます。

まず、陳情願意についてであります。不採択を求めた第376号を含め、提出された陳情すべてに共通する願意は、早期に新病院の建設を願うものであります。第2に、第376号以外の陳情案件については、新病院は小樽病院現在地、若しくは中心市街地に建ててほしいということ、あるいは築港地区での建設計画には反対、見直しをしてほしいということであります。第3は、病院規模の問題です。これらの陳情は、病院規模においては再検討、コンパクトな病院を求めています。医師の確保の見通しが立たない。20を超える診療科目が果たして必要か。規模が大きければ、その分だけ借金を孫に残すことにならないか。こうした不安や心配であります。

特別委員会における審議では、これまでどの審議の場にも出ることのなかった新たな数字が突然踊り出しました。例えば医師数の53名の問題であります。例えば工事単価が1平方メートル当たり37万円から7万円も下がる、実は30万円で建てることができるという問題であります。さらに例えば事業計画費総体では、これまでの約200億円、これ自体は当初計画の約270億円が見直された事業計画費であります。この200億円からさらに約30億円も下がるという問題であります。4日前、自民党議員の質問に対する答弁の形をかりて、突然この数字が示されました。これが態度決定を求めるために与党へのボーナス答弁だとすれば、とんでもないことであります。これらの一つ一つの数字は、どの場所に、どんな規模の病院を建てるかという点で、つまり建設場所とは密接不可分の問題ではないでしょうか。

「新市立病院基本構想」の精査・検討結果が平成16年10月に議会に報告されました。医師数に関してはどのように示されていたか。類似病院の平均医師数である68名を開院時の基本とすること、これに加えて救急部体制で6名から8名、全体では76名の常勤医師と3名の嘱託医師、つまり79名の体制で臨むとされていました。その後、御承知のように、救急医療体制の検討で、1次救急は現行どおり夜間急病センターで行うことに変更され、規模・機能についても、病院内にあるワーキンググループで検討が加えられました。これが昨年11月、基本構想の2度目の見直し結果として議会に報告されています。しかし、この段階においても医師の配置数は基本として変わらず79名であります。変更されることなく、たった今し方までこの数字を基本にして私たちは議論、審議してきたのではないのでしょうか。小樽市のホームページを開くまでもなく、そのことは確認されることであります。

事業計画費に関してはどうか。平成15年に示された基本構想では、つまり新病院建設計画における当初事業計画費は、先ほど触れたように、おおよそ270億円でありました。この際には、問題のJR用地の1万9,000平方メートル、取得費8億3,000万円は含まれていません。これが平成16年の「精査・検討」では、工事単価1平方メートル当たり40万円から3万円圧縮の37万円に減額であります。したがって、事業計画費は約200億円に圧縮されてきました。ところが、突然これも4日前であります。新しい基準が突然示されました。平成17年度に国立病院機構が示した病院建築標準仕様を準用するというわけであり、これによれば1平方メートル当たり30万円まで圧縮することが可能だと言い出しました。これを基に試算して、事業費は169億円であります。約30億円の圧縮。起債償還額についても1年間で1億円圧縮することができるといいます。3年前の当初の基本構想からすれば、確かに施設規模が変わったとはいえ、事業計画総体では実に100億円もの大幅なダウンであります。

御承知のように、我が党は、当初から適正な規模で見直すようにと提起してきました。しかし、今回のように何の根拠もなく、医師数も事業費も大幅にダウン、大歓迎というわけにはいきません。特別委員会が終わって廊下会談の主なテーマは、これでありました。これで果たしてしっかりした病院が建つのか、与党会派の委員の皆さんの不安でもありました。これほどの変更を答弁しながら、しかし病院の延べ床面積は相も変わらず3万5,000平方メートルであります。病床数は493床から変わりません。診療科目の変更も先送りであります。ただ築港地区の建設だけはとりあえず今回決めたい、その意図だけが見え見えであります。これをずさんな計画と言わずに、あるいはこれまでの計画が水増し計画だったと言わずして、市民にはどのように説明するつもりでしょうか。

さて、委員長報告にもありましたように、今定例会は冒頭の6日、市長提出議案の趣旨説明が終えられました。言うまでもなく、これを基に各会派の代表質問、一般質問、各委員会の審査が開始されます。ところが、翌7日から8日にかけて市長が与党3党、つまり自民党、公明党、民主党・市民連合、これに平成会を加えて緊急招集をかけました。秘密会合であります。これからいよいよ議会議論戦という前に、なぜ共産党に隠れて、一体何が話し合われたのでしょうか。

市立病院調査特別委員会の前日、20日午後6時、私たち共産党市議団は、この会合で説明資料として使われた「新病院建設に向けての課題整理」という文書を入手いたしました。この文書は、これまで私たち共産党が委員会審議などで再三にわたって問題提起をしていた事項、さらには市民フォーラムなどで、あの会場にお出かけの方は御承知のように、圧倒的に市側が孤立させられてしまう質問のあらし、それらの事項など39項目にわたって論点整理がされていました。これに対する市の対応と今後の取組まで念入りに示している、いわば議会対策用のシナリオそのものであります。これを基に議会工作が行われました。これまで築港地区で態度決定ができなかった会派、ストレートに言えば、自民党、平成会です。これら会派まで21日には、ついに足並みをそろえてしまいました。

共産党市議団は、この委員会審議に入る前に、市長に3点の要求をさせていただきました。つまり、一つ目は、この文書、「課題整理」について共産党にもきちんと説明をしてほしい、当然の要求であります。二つ目は、共産党外し、野党外しという議会工作。議案説明が終わった後、これを議会工作と言わずして何と言ったらいいのか、私にはおおよわかりません。こうした議会工作は行わないこと。したがって、市長からきちんとした謝罪を求めること。この3点を要求しました。

しかし、山田市長は、対立案件は与党の理解が必要であって、会期中でも委員会審査中でもこうしたことは今後もあり得ることだといいます。野党の理解は求めないといいます。したがって謝罪は必要ないと、ゼロ回答であります。問答無用であります。議会は、市長の言いなりの与党だけでいいと言わんばかりの態度です。到底認められません。

いよいよ新病院建設計画は、最初に述べたように、破たんが明らかであります。市長は、問題となったシナリオ「課題整理」の中で次のように言いました。現在地では病床数312床、駐車台数140台、現実的ではない、このように説明されました。先ほどの討論はこのシナリオに沿った討論でもあるわけですが、しかし今回明らかにされた大幅縮小案は、その市長みずから現在地周辺での建設こそ、より現実的になったということを認めているのではないのでしょうか。つまり医師数や事業費の大幅圧縮を基に試算をすれば、病院規模を決める際の大事なポイントにかかわるこれらを基に試算をすれば、おおよそ病院床面積では約2万5,000から最大値約3万平方メートルまで可能であります。病床数では約350床以下に規模を縮小することが見えてきます。これは市長が示した数字を基に試算した場合であります。

そこで、改めて議員各位に呼びかけたい。自分たちが住み、働き、そして暮らすまち、そのまちをどんなまちにするのか。自治体と住民がみずから決定することのできる当たり前のまちづくりというのは、一体どんなまちづくりなのか。この際求められているのは、早急に、そして市民合意の下に新しい建設計画の策定、これこそが急務になっているのではないかと。改めて呼びかけたいと思います。

冒頭述べた陳情案件については、採択こそ求められていることを強調して、私の討論を終わります。しっかりしなさい。（拍手）

（「議長、28番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 28番、高橋克幸議員。

（28番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○28番（高橋克幸議員） 公明党を代表し、陳情第376号及び第378号は採択、継続審査中の案件、陳情第260号ないし第274号及び第358号は不採択の討論を行います。以下、理由を述べます。

新市立病院の建設については、この特別委員会が設置されており、7年間にわたりさまざまな議論をしてきました。

さて、当委員会に付託された陳情第376号及び第378号は、新市立病院の早期建設についてであります。陳情者の思いは、基幹病院として老朽化した病院施設の新築統合を早期に、早急に進めてほしい、着工

してほしいという内容であります。現在の病院施設の建物本体や設備の老朽化の状況を考えますと、待ったなしの状況であり、願意妥当、採択を主張いたします。

次に、陳情第260号ないし第274号は、新市立病院の建設候補地についてであり、陳情本文は15件すべて同じ内容であります。陳情の趣旨は、築港地区への移転計画の白紙撤回と既存の場所を望むものであります。また、陳情第358号は、現在地若しくは中心部への建設方についてであります。いずれの陳情についても、新市立病院の新築統合に対する考え方を反対する内容ではなく、建設地に関するものであります。

この建設地について、議会の中でも何回も議論をしてきました。現在、計画されている新市立病院の規模を確認していきますと、現在地の敷地面積では計画の約4割程度の面積であります。また、延べ床面積では計画の約6割強程度しか面積がとれないわけであります。さらに現病院の運営継続が必須条件であり、これらのことから現在地での建設は不可能と考えます。また、中心部での建設を模索するとき計画されている面積の土地を確保することは現状では不可能であります。これらの状況を検討しますと、量徳小学校跡地を利用した現在地の建設案が消滅した以上、建設地を消去法で考えるとき、築港地区の建設地案はやむを得ないものと考えます。

最後に1点、指摘をしなければなりません。それは、今回の特別委員会で新たな数値が出てきた点についてであります。建設工事費の試算の中で、1平方メートル当たりの単価が7万円下がり、約30億円圧縮できるという内容が出てきました。また、医師の数についても、人数の変更がされたようであります。このような数値は、今までの特別委員会の中では一度も出たことのない内容であります。事前の説明もなく、当日の報告事項の中にもない状況の中で、なぜこのような数字が突如出てきたのか、不可解としか言いようがないわけであります。全体の事業費を少しでも圧縮するために、さまざまな努力をされていることは十分理解するところでありますが、個々に挙げられた数値について精査検討中の概算的な状況の中で、具体的に確定されていないものが突如理事者側から出されたということは、今後の審議に大きな影響を与えるものであり、さらには信頼を損なうものと言わざるを得ないわけであります。よって、今後、理事者側の誠意ある対応を強く要望し、討論といたします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 16番、斎藤博行議員。

（16番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

○16番（斎藤博行議員） 民主党・市民連合を代表し、委員長報告に賛成の討論を行います。

最初に、陳情第376号及び第378号は、新しい市立病院の実現を求めるもので、地域における公立病院の役割の重要性と両病院の老朽化等を心配しているものであり、多くの市民も一刻も早い新病院を望んでおり、陳情の趣旨は十分に理解できるものと考え、採択を主張します。

次に、継続審査中でありました陳情第260号ないし第274号及び第358号についてであります。陳情第260号ないし第274号は、新病院の築港地区での建設に関し、海に隣接した埋立地とのことからの危険性、丸井今井小樽店の閉鎖などで苦闘している中心市街地への影響、まちづくり三法やコンパクトシティ構想に逆行するなどの理由から、築港地区での新病院建設に反対するというものです。また、陳情第358号は、新病院建設地に関する市議会での審議の不十分さ、患者、家族にとって大変不便な場所であること、土地取得代金の問題等々から、築港地区への新病院建設に反対するというものです。また、新病院の早期建設を求める市民の思いも述べております。

昨年9月、新病院建設予定候補地としての量徳小学校跡地利用ができなくなった以上、仮にそこがベストの場所であったとしても、次の議論へ進む必要があります。昨年、適正配置計画に関する議論と並

行して、今行われているような築港地区を候補地とするような議論があったとするならばとの思いはありますが、それは結果論でしかありません。現在地での建替えの考えもあります。これは病院を運営しながらが前提となりますが、入院患者、外来患者、見舞いの方々のことを考えると、大変難しいと考えます。仮店舗ともいような仮設病院を建てて、そこで診療しつつ現在地でという考えですが、両病院の持つ検査機材、電磁波や放射線の遮断体制、種々の機械類の重さ等を考えただけでも、大変強固な建物が必要となり、採用することは難しいと考えます。

こうした現在地付近での新築に関する議論を重ねる中で、並行してというよりも、行きつ戻りつ築港地区での新病院建設の議論が特別委員会の中で続けられてきました。その項目を簡単に示しますと、例えば地震災害と液状化の問題、津波や高潮の問題、災害時における交通アクセスの問題、また、病院建物そのものの免震工法等について議論がなされました。また、中心市街地活性化の方向やコンパクトシティづくりとの観点からも議論が行われました。

確かに中心市街地商店街の振興は、必要ではあります。特に小樽病院がなくなった後の付近の対策は必要です。閉院が予定される5年後までに新しい総合計画等の中できちんと位置づける必要があると考えます。陳情第260号ないし第270号及び第358号は、こうしたこの間議論されてきた諸問題について、不安や疑問を感じて出されているものと考えます。そうした不安や疑問にはこれからも答えていく必要はあると考えますが、新病院建設は急がれます。こうした陳情者の理由を基にした築港地区での新病院建設反対の趣旨に賛成することはできません。したがって、陳情第260号ないし第274号及び第358号は不採択を主張し、討論を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第260号ないし第274号及び第358号について、一括採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中畑恒雄） 起立少数。

よって、不採択と決しました。

次に、陳情第376号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第32号ないし第34号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第32号教育委員会委員の任命につきましては、高木正一氏の任期が平成18年10月10日をもって満

了となりますので、引き続き委員として任命するものであります。

議案第33号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、足立竹秀氏の任期が平成18年10月5日をもって満了となりますので、引き続き委員として選任するものであります。

議案第34号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、石上源應氏の任期が平成18年12月31日をもって満了となりますので、引き続き委員の候補者として推薦するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中畑恒雄） これより、討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

○8番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表し、ただいま提案されました議案第32号小樽市教育委員会委員の任命について、不同意の討論を行います。

これまでも述べてきていることですが、我が党は教育委員任命不同意に当たって、個人の人格の評価をその対象にするものではありません。

前回の提案に際しては、小樽市小学校適正配置計画、日の丸掲揚、君が代斉唱の強要など市民的に意見が鋭く分かれているときに、高木氏がこういった態度をおとりになるのか見極めたいと、棄権の態度をとらせていただきました。

今、小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会が立ち上げられ、審議が開始されています。我が党は、検討委員会の構成に際して、広く市民の意見を聞く立場から、全委員の公募を提案しましたが、結局3名の市民公募にとどまりました。あわせて検討委員会を開催し審議されたことについて、学校適正配置等調査特別委員会を開催し、報告するよう要求してきました。しかし、教育委員会は、特別委員会の委員長に報告の必要なしと返答してきました。議会に報告し審議に付すことは、すぐれて市民意見に耳を傾けようとする行政の姿勢として当然のことです。情報公開をするから意見を聞いたことになる。と教育委員会は答弁されていますが、情報公開をすることと市民の意見を聞くことは別のことです。小樽市小学校適正配置計画を白紙撤回せざるを得なかった教訓が生かされていると言えないのは残念なことです。

これらのことでの中心的役割を果たしてきた高木教育委員長の責任は大きいと指摘し、これを不同意の理由として、討論いたします。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第32号について採決いたします。

同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

お諮りいたします。

両件とも同意することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第6号」を一括議題といたします。

意見書案第2号ないし第6号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号について提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号庶民大増税の凍結と見直しを求める意見書（案）について提案説明を行います。

小泉内閣による2004年度、2005年度の税制改正で、老年者控除の廃止、公的年金控除の縮小など年金課税が強化されました。2005年には所得税、今年6月には住民税が大幅増税となり、小樽市の窓口にも、何かの間違いではないのか、こんなに負担できないなど、9日間で1,192件もの問い合わせや抗議が殺到しました。2006年の定率減税半減により所得税、住民税増税が実施され、さらに2007年には定率減税の全廃、2008年6月には住民税の非課税限度額の経過措置の終了で、庶民大増税が進められています。

7月に閣議決定された骨太の方針では、歳出・歳入一体改革として、社会保障の予算を大幅削減し、その上、消費税増税を計画しています。これらが実施されると、例えば年収500万円の4人家族では、約55万円の大増税となります。消費税は低所得者ほど重税になり、このような大増税が行われたら、暮らしも営業もさらに圧迫され、景気も悪化するの明白です。社会保障や財政再建の財源は、このような庶民大増税ではなく、不要不急の大型開発や軍事費を見直し、さらに空前の利益を上げている大企業や大資産家に応分の負担増を求めれば、つくことは可能です。

したがって、1、今、実施されている高齢者への大増税は直ちに中止し見直すこと、2、定率減税廃止や所得税、住民税の各種控除の縮小・廃止をやめること、3、消費税増税をやめることを強く要求するものです。

皆さんの賛同をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（中畑恒雄） これより、討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

○8番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号についての賛成討論をします。

本年6月上旬、住民税の納付書が送付された後、市民からの問い合わせ、寄せられた苦情、相談が1,200件近くに上ったことは提案説明でも触れられました。こういった現象は、ここ小樽市にとどまらず、道内はもとより大阪市内の各区役所の窓口では、6月末までで12万人もの市民が押し寄せたなど、全国各地で起きていることがマスコミ各紙でも報道されています。

1年9か月さかのぼること2004年12月24日、閣議決定された2005年度予算案は、所得税、住民税の定率減税の半減を皮切りとする本格的な増税路線に足を踏み出し、「本格増税路線明確に」東京新聞、「本格増税路線に」毎日新聞、「増税路線色濃く」読売新聞、「老いも若きも負担増」朝日新聞、当時のマスコミが一斉に増税路線への踏み込みを指摘しました。庶民の生活に表面化した増税路線で住民税が何と16倍に、「節約も限界です」「治療費、新聞代を削って」など切実な声が私どものもとには寄せられています。こうした庶民増税が、暮らしや営業、景気の悪化に拍車をかけています。

北海道では、特にこれから冬に向かい、灯油の値上がりがますます家計を圧迫することが目に見えています。社会保障や財政再建の財源を庶民増税に求めながら、財界、大企業優遇の税制措置は許せません。意見書案第1号の願意を酌み取り、可決に賛同いただくよう呼びかけるものです。

平成17年第3回定例会では、公明党、平成会、民主党・市民連合と我が党の議員が連名で「家計の税保険料負担は年金保険料、雇用保険料の引上げ、老年者控除及び配偶者特別控除の廃止など、ここ数年の税制や社会保障制度の改定によって重くなっています。さらに2006年1月からは所得税及び住民税の定率減税が縮小されることが予定されており、消費を冷え込ませ、地域経済の回復基調の足取りに影響を及ぼすことが懸念されます」と個人所得課税における各種控除に関する意見書を提案し、全会一致で可決されております。この時点で、税制改正による生活への影響を各会派の皆さんも大変苦慮されていたわけですから、今回の意見書には御賛同いただけるものと確信し、討論いたします。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中畑恒雄） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

お諮りいたします。

いずれも可決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第3回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 6時21分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 佐 々 木 勝 利

議 員 見 楚 谷 登 志

○ 諸般の報告

○ 今定例会に提出された意見書案

○ 平成 1 8 年小樽市議会第 3 回定例会議決結果表

○ 請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

（１）木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成１８年５～７月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以　上

庶民大增税の凍結と見直しを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	若 見 智 代
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀

高齢者は、05年に所得税、06年6月に住民税が増税となり、その通知書を見て「住民税が10倍に」「暮らしが成り立たない」などの問い合わせや抗議が市町村に殺到しています。これは、04～05年度の税制「改正」で年金課税を強化したためです。

06年の定率減税半減によって所得税・住民税増税が実施されました。さらに、政府は、定率減税の廃止に続き、各種控除の縮小・廃止など果てしない庶民増税を進めようとしています。「骨太の方針」（06年7月）では、「歳出・歳入一体改革」といって、社会保障など暮らしの予算を削り、その上、消費税など庶民増税を押し付ける計画です。

これらが実施されますと、年収500万円の4人家族では、55万円の大増税となります。勤労者の給与が減少している中で、このような大増税が行われたら、暮らしも営業も景気もさらに悪化します。このような増税は絶対に許されません。

「社会保障」や「財政再建」の財源は、庶民増税ではなく、無駄な大型開発や軍事費を見直して税金の使い方を変え、さらに空前の利益上げている大企業や大資産家に応分の税負担増を求めればつくることは可能です。

よって、以下のことを強く要求します。

- 1 いま実施されている高齢者への大増税は、直ちに中止し、見直すこと。
- 2 定率減税廃止や所得税・住民税の各種控除の縮小・廃止をやめること。
- 3 消費税増税をやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成18年9月25日
小樽市議会

議決年月日	平成18年9月25日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

療養病床の廃止・削減の再考を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	若 見 智 代
	同	大 橋 一 弘
	同	成 田 晃 司
	同	斎 藤 博 行
	同	高 橋 克 幸

政府は6月14日、国会で「医療制度改革関連法」を成立させ、全国にある38万床の療養病床を15万床へと大幅に削減する療養病床の再編計画を決めました。その結果、北海道では、全国で一番多い介護保険適用の療養病床(約9千床)が廃止され、医療保険適用の療養病床(約2万床)も大幅に削減されます。

現在、全国では医療保険及び介護保険の療養病床は満床の上、特別養護老人ホームの待機者は34万人もいます。

このような状況下、入院医療と介護施設の実態を無視し、受皿の整備もないままに強行しようとしている療養病床の削減・廃止は、医療や介護を必要とする患者から治療する機会を奪い、「医療・介護難民」を生み出すことは明らかなです。ついては、「過疎・広域・寒冷」という北海道特有の地域事情を考慮の上、下記の事項を強く要望します。

記

- 1 療養病床の削減計画の再考を求める。
- 2 地域住民が安心して暮らせるように、介護保険事業計画を見直し、医療、介護、福祉制度や施設等の基盤を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年9月25日
小樽市議会

議決年月日	平成18年9月25日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

「新たな高校教育に関する指針」の撤回及び小中高30人以下学級実現など教育条件整備と既存高校の存続・維持発展を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

同

同

同

同

上 野 正 之

菊 地 葉 子

横 田 久 俊

佐々木 勝 利

秋 山 京 子

北海道教育委員会は8月1日、「新たな高校教育に関わる指針」を決定しました。これは、6月に「案」として道議会に提出されたもので、7月に「意見を聞く会」を集中的に開催したものの、その結果を十分反映させることなく「指針」を決定したものです。その内容は、1学年4から8学級を適正間口とし、3間口以下の高校は近隣の学校と再編する、都市部に複数校ある場合、望ましい規模の学校についても地域の実情に応じて再編整備をすすめる、学級定員30人の特例2間口校配置は廃止する、石狩管内の7つの通学区を1学区に拡大するなど、高校の統廃合・再編を一層加速化させるとともに、さらに受験競争を激化させ、高校の序列化、高校間格差を拡大させるものです。

北海道の広域性から、ほとんどの市町村に高校が配置され、進学率も98%を超えるなど準義務化している中であって、「指針」とおりに高校再編が進めば、道内の3間口以下の高校(47.6%、230校中110校)は閉校に追い込まれることになります。子供たちは遠距離通学等を強いられ、精神的・身体的負担が増大するばかりか、保護者の経済的負担も増加し、子供たちの教育を受ける権利や学習権が奪われ、地域の教育や文化の低下を招くことが危ぐされます。

教育基本法の理念に根ざして、一人ひとりを大切にし、人格の完成を目指す豊かな教育を実現するため、中学卒業者数の減少期であっても地域に高校を存続させるべきです。すべての子供たちに豊かな後期中等教育を権利として保障する「高校教育改革」をつくり出し、将来に希望が持てる進路保障制度を確立することが大切です。

よって、下記の事項について要望します。

記

- 1 「新たな高校教育に関する指針」を撤回すること。
- 2 小中高の30人以下学級実現や教職員の定数増など教育条件整備に努めること。
- 3 既存の高校の存続及び充実発展を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年9月25日

小樽市議会

議決年月日	平成18年9月25日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

軽油高騰からバス・トラック運送業者の経営を守る要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小	林	栄	治
	同	前	田	清	貴
	同	山	口		保
	同	古	沢	勝	則
	同	秋	山	京	子

国民生活を支えるライフラインの重要な一翼を担っているトラック・バス運送事業者は、景気低迷による輸送需要の伸び悩みや運賃低下、安全・環境規制の強化によるコスト上昇に加え、一昨年来の軽油価格高騰の大波によって、事業経営は危機的状況となっています。とりわけ、本年 8 月からの軽油価格の大幅な引き上げは、事業者の自助努力の範囲を超え、企業の存続が危ぶまれるほど重大な事態となっています。

軽油価格が 1 リットル当たり 1 円上昇することで、トラック・バス両業界のコスト増は 11 億円になります。

北海道トラック・バス両協会は 9 月、これまでの軽油価格上昇による業界のコスト増が 327 億 3 千万円になり、こうした天井知らずの燃料価格の暴騰で中小零細業者が大半である両事業の経営は破綻の危機にひんしていると全道総決起大会を開催し、広範な道民にアピールしています。

よって、政府は、軽油価格急騰に関し、以下の要望を実現すべきです。

- 1 高利益を上げている石油元売り会社に対して、ユーザー・消費者への利益還元を行うよう指導すること。
- 2 政府・民間の備蓄石油を機動的に放出し、軽油価格急騰抑制、鎮静化をはかること。
- 3 トラック・バス事業をめぐる各種負担軽減のために
 - (1) 軽油引取税暫定税率 17 円 10 銭のうち、1993 年に 5 年間の暫定税率として加算され現在まで延長され続けている 7 円 80 銭については戻し税の実施あるいは一時凍結を行うこと。
 - (2) 割引制度の拡充など高速道路料金の負担軽減を行うこと。
 - (3) 安全・省エネ対策のための費用にかかる各種政策支援を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。

平成 18 年 9 月 25 日
小樽市議会

議決年月日	平成 18 年 9 月 25 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

燃油の高騰に伴う漁業経営安定対策の拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小	林	栄	治
	同	佐	々	木	茂
	同	山	口		保
	同	古	沢	勝	則
	同	齊	藤	陽	一良

原油価格は今も史上最高値の更新が続き、漁業用燃油価格は、安定していた 2004 年 3 月当時にくらべ、A 重油が約 75%、軽油が約 51%、ガソリンが約 41% も上がるなど、道内漁業経営に深刻な影響を及ぼしています。加えて、漁業・包装資材や輸送経費など関連のコストも高騰しています。こうした高騰は、本道漁業経営を直撃し、漁業者の経営努力だけでは解決し得ない厳しい状況となっています。

国は、昨年度補正予算で「経営体質強化緊急総合対策基金」（51 億円）を造成し、燃油流通効率化や沿岸漁業の省エネ対策支援を講じるなどの支援を行ってはいますが、基金は今年度までの限定事業であり、期間延長と増枠に加え、燃油消費量の多い漁船漁業などへの更なる具体的な支援が必要です。既に漁業団体等は、対象事業の拡充・条件緩和等を政府に求めています。また、洋上で使用されている漁業用ガソリンについて、漁業振興をはかる見地から減免措置を求めています。

よって、国に、以下の対策を求めるものです。

- 1 高利益を上げている石油元売り会社に対して、ユーザー・消費者に利益還元を行うよう指導するとともに、政府・民間の備蓄石油を機動的に放出し、漁業用燃油の安定供給及び価格の安定と引下げを行うこと。
- 2 経営困難な事業者、無利子の緊急融資や返済期間の延長・利子補給を行うこと。また、経営体質強化緊急総合対策基金の対象事業の拡充及び条件緩和、並びに増枠・期間延長をはかること。
- 3 現行税制のもとで、漁業用ガソリン税の免税措置を実施すること。
- 4 漁業所得補てん制度の創設、ぎょさい制度の拡充等漁業経営安定対策を早期に実現すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。

平成 18 年 9 月 25 日
小樽市議会

議決年月日	平成 18 年 9 月 25 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

雇用保険の特例一時金の廃止等に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	井	川	浩	子
	同	小	林	栄	治
	同	山	口		保
	同	古	沢	勝	則
	同	高	橋	克	幸

北海道は積雪・寒冷という自然条件によって季節的に失業を余儀なくされる13万人余り(平成17年度)の労働者がおり、建設業を中心に農業、林業、コンクリート2次製品などの製造業、運輸業の一部、観光産業などのサービス業に従事しています。

昭和49年の雇用保険法の成立で、それまで90日分の失業給付を受けていた季節労働者が50日の一時金とされたことにより、これらの労働者とその家族、地域経済に深刻な打撃が加えられました。

国の季節労働者冬期援護制度が昭和52年度に発足し、30年近くにわたって季節労働者の冬期間の雇用と生活を支える「命綱」として重要な役割を果たしてきましたが、平成18年度をもって、これまでの季節労働者冬期援護制度が廃止されます。

さらに、いま厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会において「雇用保険の特例一時金の廃止」あるいは「見直し」の議論がされています。

特例一時金が廃止されれば、季節労働者の失業中の生活保障がすべて奪われることになります。また、受給資格要件の「見直し」による雇用保険の適用からの排除や給付内容の「見直し」による給付額の減額は、雇用保険法成立時を上回る深刻な事態が予想されます。

厚生労働省は「通年雇用促進等事業費」（仮称）として市町村レベルの季節労働者対策への支援などを行う平成19年度概算要求を提出していますが、国としてより積極的な支援が求められます。

よって、次のことを国に強く要望します。

- 1 雇用保険の特例一時金の廃止等を行わないこと。
- 2 国として季節労働者対策を一層強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年9月25日
小樽市議会

議決年月日	平成18年9月25日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

平成18年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○会期 平成18年9月6日～平成18年9月25日(20日間)

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
1	平成18年度小樽市一般会計補正予算	H18.9.6	市長	H18.9.13	予算	H18.9.19	可決	H18.9.25	可決
2	平成18年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	H18.9.6	市長	H18.9.13	予算	H18.9.19	可決	H18.9.25	可決
3	平成18年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H18.9.6	市長	H18.9.13	予算	H18.9.19	可決	H18.9.25	可決
4	平成18年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H18.9.6	市長	H18.9.13	予算	H18.9.19	可決	H18.9.25	可決
5	平成18年度小樽市下水道事業会計補正予算	H18.9.6	市長	H18.9.13	予算	H18.9.19	可決	H18.9.25	可決
6	平成17年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H18.9.6	市長	H18.9.13	決算	H18.9.13	継続審査	H18.9.25	継続審査
7	平成17年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H18.9.6	市長	H18.9.13	決算	H18.9.13	継続審査	H18.9.25	継続審査
8	平成17年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H18.9.6	市長	H18.9.13	決算	H18.9.13	継続審査	H18.9.25	継続審査
9	平成17年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H18.9.6	市長	H18.9.13	決算	H18.9.13	継続審査	H18.9.25	継続審査
10	平成17年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H18.9.6	市長	H18.9.13	決算	H18.9.13	継続審査	H18.9.25	継続審査
11	平成17年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H18.9.6	市長	H18.9.13	決算	H18.9.13	継続審査	H18.9.25	継続審査
12	平成17年度小樽市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H18.9.6	市長	H18.9.13	決算	H18.9.13	継続審査	H18.9.25	継続審査
13	平成17年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について	H18.9.6	市長	H18.9.13	決算	H18.9.13	継続審査	H18.9.25	継続審査
14	平成17年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H18.9.6	市長	H18.9.13	決算	H18.9.13	継続審査	H18.9.25	継続審査
15	平成17年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H18.9.6	市長	H18.9.13	決算	H18.9.13	継続審査	H18.9.25	継続審査
16	平成17年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H18.9.6	市長	H18.9.13	決算	H18.9.13	継続審査	H18.9.25	継続審査
17	平成17年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	H18.9.6	市長	H18.9.13	決算	H18.9.13	継続審査	H18.9.25	継続審査
18	平成17年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について	H18.9.6	市長	H18.9.13	決算	H18.9.13	継続審査	H18.9.25	継続審査
19	平成17年度小樽市病院事業決算認定について	H18.9.6	市長	H18.9.13	決算	H18.9.13	継続審査	H18.9.25	継続審査
20	平成17年度小樽市水道事業決算認定について	H18.9.6	市長	H18.9.13	決算	H18.9.13	継続審査	H18.9.25	継続審査
21	平成17年度小樽市下水道事業決算認定について	H18.9.6	市長	H18.9.13	決算	H18.9.13	継続審査	H18.9.25	継続審査
22	平成17年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	H18.9.6	市長	H18.9.13	決算	H18.9.13	継続審査	H18.9.25	継続審査
23	小樽市の休日定める条例等の一部を改正する条例案	H18.9.6	市長	H18.9.13	総務	H18.9.20	可決	H18.9.25	可決
24	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	H18.9.6	市長	H18.9.13	予算	H18.9.19	可決	H18.9.25	可決
25	小樽市知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例案	H18.9.6	市長	H18.9.13	予算	H18.9.19	可決	H18.9.25	可決
26	小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案	H18.9.6	市長	H18.9.13	予算	H18.9.19	可決	H18.9.25	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員 会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
27	小樽市老人医療助成条例及び小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案	H18.9.6	市長	H18.9.13	厚生	H18.9.20	可決	H18.9.25	可決
28	小樽市病院事業条例の一部を改正する条例案	H18.9.6	市長	H18.9.13	厚生	H18.9.20	可決	H18.9.25	可決
29	小樽市消防本部及び消防署設置等条例等の一部を改正する条例案	H18.9.6	市長	H18.9.13	総務	H18.9.20	可決	H18.9.25	可決
30	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	H18.9.6	市長	H18.9.13	予算	H18.9.19	可決	H18.9.25	可決
31	小樽市非核港湾条例案	H18.9.6	議員	H18.9.13	総務	H18.9.20	否決	H18.9.25	否決
32	小樽市教育委員会委員の任命について	H18.9.25	市長	—	—	—	—	H18.9.25	同意
33	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について	H18.9.25	市長	—	—	—	—	H18.9.25	同意
34	人権擁護委員候補者の推薦について	H18.9.25	市長	—	—	—	—	H18.9.25	同意
報告 1	専決処分報告	H18.9.6	市長	H18.9.13	予算	H18.9.19	承認	H18.9.25	承認
報告 2	専決処分報告	H18.9.6	市長	H18.9.13	予算	H18.9.19	承認	H18.9.25	承認
報告 3	専決処分報告	H18.9.6	市長	H18.9.13	予算	H18.9.19	承認	H18.9.25	承認
報告 4	専決処分報告	H18.9.6	市長	H18.9.13	予算	H18.9.19	承認	H18.9.25	承認
意見書案第 1 号	庶民大増税の凍結と見直しを求める意見書（案）	H18.9.25	議員	—	—	—	—	H18.9.25	否決
意見書案第 2 号	療養病床の廃止・削減の再考を求める意見書（案）	H18.9.25	議員	—	—	—	—	H18.9.25	可決
意見書案第 3 号	「新たな高校教育に関する指針」の撤回及び小中高30人以下学級実現など教育条件整備と既存高校の存続・維持発展を求める意見書（案）	H18.9.25	議員	—	—	—	—	H18.9.25	可決
意見書案第 4 号	軽油高騰からバス・トラック運送業者の経営を守る要望意見書（案）	H18.9.25	議員	—	—	—	—	H18.9.25	可決
意見書案第 5 号	燃油の高騰に伴う漁業経営安定対策の拡充を求める意見書（案）	H18.9.25	議員	—	—	—	—	H18.9.25	可決
意見書案第 6 号	雇用保険の特例一時金の廃止等に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める意見書（案）	H18.9.25	議員	—	—	—	—	H18.9.25	可決
その他会議に付した事件	財政の健全化について（総務常任委員会所管事項）	—	—	—	総務	H18.9.20	継続審査	H18.9.25	継続審査
	経済の活性化について（経済常任委員会所管事項）	—	—	—	経済	H18.9.20	継続審査	H18.9.25	継続審査

請願・陳情議決結果表（本会議）

本会議即決

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
373	中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査方について	H16.6.30	-	-	H18.9.6	不採択

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
41	人種差別撤廃条例制定方について	H16.3.17	H18.9.20	継続審査	H18.9.25	継続審査
62	在宅障害者の願いの実現方について（選挙）	H17.6.16	H18.9.20	継続審査	H18.9.25	継続審査
69	北手宮小学校に関する方針撤回方について	H17.10.3	H18.9.20	継続審査	H18.9.25	継続審査
70	「北手宮小学校存続」方について	H17.10.3	H18.9.20	継続審査	H18.9.25	継続審査
77	小樽市室内水泳プールの存続方について	H17.12.12	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
79	小樽駅前室内水泳プール存続方について	H17.12.12	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
84	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.6	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
85	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.6	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
87	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
88	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
89	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
91	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
96	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
97	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
103	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
104	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
105	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
106	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
107	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
111	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
113	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
115	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
119	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
120	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
121	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
123	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
126	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
127	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
128	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
130	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
133	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
138	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
140	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
141	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
143	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
144	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
145	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
146	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
147	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
148	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
149	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
150	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
151	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
152	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
156	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
157	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
158	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
159	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
160	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
161	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
162	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
163	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.3.13	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択

[illegible]

[illegible]

319	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
320	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
321	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
322	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
323	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
324	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
325	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
326	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
327	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
328	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
329	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
330	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
331	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
332	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
333	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
334	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
335	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
336	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
337	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
338	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.6.22	継続審査	H18.9.6	取下げ
339	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
340	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
341	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
342	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
343	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
344	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
345	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
346	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
347	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.7	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
355	「蘭島、塩谷、銭函郵便局における集配業務の継続を求める意見書」提出方について	H18.6.12	H18.9.20	継続審査	H18.9.25	継続審査
364	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.14	H18.9.20	採択	H18.9.25	採択
365	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.14	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
366	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.14	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
367	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.14	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
368	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.14	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
369	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.14	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
370	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.14	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
371	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.14	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
372	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.6.14	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択
374	小樽市室内水泳プールの存続方について	H18.7.12	H18.9.20	不採択	H18.9.25	不採択

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
377	雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める意見書提出方について	H18.9.8	H18.9.20	採択	H18.9.25	採択

厚生常任委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
6	障害福祉サービス利用者の負担増反対方について	H17.10.3	H18.9.20	採 択	H18.9.25	継 続 審 査

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
7	銭函地区コミュニティセンター（仮称）建設方について	H15.6.19	H18.9.20	継 続 審 査	H18.9.25	継 続 審 査
12	朝里・新光地域への多目的コミュニティセンター設置方について	H15.9.10	H18.9.20	継 続 審 査	H18.9.25	継 続 審 査
33	生活保護の国庫負担等の引下げに反対する意見書提出方について	H15.12.10	H18.9.20	継 続 審 査	H18.9.25	継 続 審 査
37	国民健康保険料の値上げ反対方について	H16.3.3	H18.9.20	継 続 審 査	H18.9.25	継 続 審 査
48	「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」に基づく北海道の施策を求める意見書の提出方について	H16.6.14	H18.9.20	継 続 審 査	H18.9.25	継 続 審 査
63	在宅障害者の願いの実現方について（福祉）	H17.6.16	H18.9.20	継 続 審 査	H18.9.25	継 続 審 査
68	市道朝里東小樽線、北海道総合福祉研究センターおたる事業部前における手押し式信号機設置方等について	H17.6.20	H18.9.20	継 続 審 査	H18.9.25	継 続 審 査
71	障害者とその家族に重い負担を強いる障害者自立支援法案の「応益負担」等の中止を求める国への意見書提出方について	H17.10.4	H18.9.20	継 続 審 査	H18.9.25	継 続 審 査
72	小樽市に住む障害者の福祉の継続と拡充方について	H17.11.30	H18.9.20	継 続 審 査	H18.9.25	継 続 審 査
76	利用しやすいふれあいバスについて	H17.12.12	H18.9.20	継 続 審 査	H18.9.25	継 続 審 査
78	ふれあいバス利用時に現金使用ができるような改善方について	H17.12.12	H18.9.20	継 続 審 査	H18.9.25	継 続 審 査
81	「障害者自立支援法」施行に伴う緊急措置について	H18.2.24	H18.9.20	継 続 審 査	H18.9.25	継 続 審 査
86	市立小樽病院の常勤小児科医師の確保と引き続く産科開設方について	H18.3.6	H18.9.20	継 続 審 査	H18.9.25	継 続 審 査
357	障害者自立支援法の施行に伴う要望方について	H18.6.13	H18.9.20	採 択	H18.9.25	継 続 審 査
375	最低保障年金制度の創設を求める意見書の提出方について	H18.8.4	H18.9.20	継 続 審 査	H18.9.25	継 続 審 査

建設常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
1	道路築造新設整備方について	H15.4.8	H18.9.20	継続審査	H18.9.25	継続審査
3	市道オタモイ通線及び幸大通線の一部への歩道整備方について	H15.6.3	H18.9.20	継続審査	H18.9.25	継続審査
4	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.6.10	H18.9.20	継続審査	H18.9.25	継続審査
6	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	H15.6.13	H18.9.20	継続審査	H18.9.25	継続審査
8	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	H15.6.20	H18.9.20	継続審査	H18.9.25	継続審査
10	市道桜18号線の幅員確保及び整備方について	H15.6.24	H18.9.20	継続審査	H18.9.25	継続審査
11	市道桜17号線の除排雪方について	H15.6.25	H18.9.20	継続審査	H18.9.25	継続審査
14	市道桜2号線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.9.17	H18.9.20	継続審査	H18.9.25	継続審査
52	市道高商通線の歩道整備方について	H16.12.7	H18.9.20	継続審査	H18.9.25	継続審査
61	築港駅前歩道橋存続方について	H17.3.3	H18.9.20	継続審査	H18.9.25	継続審査
64	在宅障害者の願いの実現方について（建設）	H17.6.16	H18.9.20	継続審査	H18.9.25	継続審査
75	朝里川温泉1丁目306番地の豊倉線（市道文治沢線）坂道のロードヒーティング化について	H17.12.12	H18.9.20	継続審査	H18.9.25	継続審査
80	桂岡1号幹線における桂岡大通線より上方の冬期歩道確保方について	H18.2.6	H18.9.20	継続審査	H18.9.25	継続審査

市立病院調査特別委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
260	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.9.21	不採択	H18.9.25	不採択
261	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.9.21	不採択	H18.9.25	不採択
262	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.9.21	不採択	H18.9.25	不採択
263	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.9.21	不採択	H18.9.25	不採択
264	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.9.21	不採択	H18.9.25	不採択
265	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.9.21	不採択	H18.9.25	不採択
266	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.9.21	不採択	H18.9.25	不採択
267	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.9.21	不採択	H18.9.25	不採択
268	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.9.21	不採択	H18.9.25	不採択
269	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.9.21	不採択	H18.9.25	不採択
270	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.9.21	不採択	H18.9.25	不採択
271	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.9.21	不採択	H18.9.25	不採択
272	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.9.21	不採択	H18.9.25	不採択
273	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.9.21	不採択	H18.9.25	不採択
274	新市立病院新築計画建設候補地について	H18.5.22	H18.9.21	不採択	H18.9.25	不採択
358	新小樽病院の現在地もしくは中心部への建設方について	H18.6.13	H18.9.21	不採択	H18.9.25	不採択
376	市立小樽病院の統合新築の早期実現方について	H18.8.31	H18.9.21	採 択	H18.9.25	採 択
378	新市立小樽病院建設の早期着工方について	H18.9.12	H18.9.21	採 択	H18.9.25	採 択